大飯発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書 審査資料 (緊急時対策所の機能移行に伴う変更他)

2020年3月12日

関西電力株式会社

(大飯発電所原子炉施設保安規定) 緊急時対策所の機能移行に伴う変更他について

(1) 3, 4号炉緊急時対策所の機能移行に伴う変更について

大飯発電所3,4号炉の緊急時対策所については、現在運用中の1,2号炉原子炉補助建屋内に設置している緊急時対策所から、新たに設置する緊急時対策所建屋内に緊急時対策所機能を移行する計画としている。

緊急時対策所機能の移行に伴い、緊急時対策所に関連する設備の名称、運転上の制限、 手順等が変更となるため、それに関連する以下の保安規定条文の変更を行う。

- ·第90条(重大事故等対処設備)
- 第152条(運転員の確保)
- ・添付2 (火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の対応に係る実施基準)
- ・添付3 (重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準)
- (2) 3, 4号炉重大事故等対策における操作の想定時間の一部変更について 操作の確実性を高めるため、重大事故等対策における操作のうち送水車を用いる操 作の想定時間に対して、移動時間及び作業時間の追加を行う。

当該想定時間の追加に伴い、それに関連する以下の保安規定条文の変更を行う。

・添付3 (重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準)

以上

添付資料

1:大飯発電所原子炉施設保安規定 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更 内容の説明

補足説明資料

- 1:大飯発電所 緊急時対策所の機能移行に係る原子炉施設保安規定変更概要について
- 2:保安規定第90条 運転上の制限等について
- 3:上流文書(設置変更許可申請書、工事計画認可申請書)から保安規定への記載内容
- 4:緊急時対策所の居住性確保に関する手順等について
- 5:設置許可および火山影響等発生時における電源車の整理について
- 6:火山影響等発生時における緊急時対策所の居住性確保に係る対応及びその成立性について
- 7:緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットのうちよう素フィルタ凍結防止に係る 具体的な管理方法について

大飯発電所原子炉施設保安規定

保安規定審査基準の要求事項に対する 保安規定変更内容の説明

(本資料において、ご説明する事項)

原子炉施設保安規定の変更認可申請においては、変更内容に関する下記の2点についてご確認いただく必要がある。

- ① 実用炉規則第92条第1項各号及び「実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準」(以下「保安規定審査基準」という。)及び廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準(以下「廃止措置保安規定審査基準」)に定める基準に適合するものであること。
- ② 原子炉等規制法第43条の3の24第2項に定める「核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないと認めるとき」に該当しないこと。

そのため、本資料において、以下のとおり廃止措置保安規定審査基準に対応する保安規定条文を整理する。

1. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理

実用炉規則第92条第1項及び保安規定審査基準(以下、「審査基準等」という。)で要求される事項について、既認可の保安規定においてどの条項で対応しているかを整理している。 今回の変更認可申請において、審査基準等に適合する変更内容であることを説明するため、 本項では、変更対象条項に「有」を記載し、対応する審査基準等を抽出する。

なお、審査基準等が要求する事項に対して、直接的に該当する内容を変更するものについては「主要な変更対象の項目」として黄色ハッチングを行う。

また、変更対象の内、「主要な変更対象の項目」以外の変更については以下のとおり明示する。

- (1) 審査基準等が要求する事項に対して、直接的に該当する内容の変更ではないものの、条 文単位で該当するものについては、変更有無欄にどの実用炉規則要求で変更するかを 【OO関連にて変更】と明示する。
- (2) 原子炉施設保安規定の第2編追加に伴い、保安規定条文の分編化した条文のうち、第1編の規定内容が既認可保安規定の規定内容と変更がないものについて、変更有無欄に【分編化による変更】と明示する。
- (3) 廃止措置保安規定審査基準の要求がなく、削除した条文は【廃止措置保安規定審査基準の 要求外であるため削除】と明示する。

1. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理

下表において、変更対象となる保安規定条文に該当する保安規定審査基準を示す。

: 主要な変更対象の項目

(1)第1編(3号炉及び4号炉)

	保安規定審査基準(実用炉)		保安規定条文	変更有無
実用炉規則第92条第1項第1号	(H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正) ○ 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関することについては、保安規定に基づき要領書、作業	第2条の3	関係法令および本規定 の遵守	=
【関係法令及び保安 規定の遵守のための 体制】	手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守し、その位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。	第3条	品質保証計画	_
	○ 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実に行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。	第2条の3	関係法令および本規定 の遵守	-
実用炉規則第92条第1項第2号	○ 安全文化を醸成するための体制(経営責任者の関与を含む。)に関することについては、保安規定に基づき要領書、作業手順書その	第2条の2	安全文化の醸成	=
【安全文化醸成のための体制】	他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるととも に、その位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の 積極的な関与が明記されていること。	第3条	品質保証計画	-
	○ 保安の確保を最優先する価値観を組織の中で形成し、維持し、強 化していく当該組織としての文化を継続的に醸成するための体制 を確実に構築することが明確となっていること。	第2条の2	安全文化の醸成	-
実用炉規則第92条第 1項第3号 【発電用原子炉施設 の品質保証】	○ 「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第7条の3から第7条の3の7及び研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第26条の2から第26条の2の7の要求事項に対する社団法人日本電気協会電気技術規程「原子力発電所における安全のための品質保証規程(JEAC4111-2009)」の取扱いについて(内規)」(平成21・09・14原院第1号(平成21年10月16日原子力安全・保安院制定(NISA-165c-09-1、NISA-196c-09-3)))において認められたJEAC4111-2009又はそれと同等の規格に基づく品質保証計画が定められていること。	第3条	品質保証計画	_
	○ 品質保証に関する記載内容については、「原子力発電所の保安規定における品質保証に関する記載について」(平成16・03・04 原院第3号(平成16年3月22日原子力安全・保安院制定(NISA-165a-04-3)))を参考として記載していること。	第 3 条	品質保証計画	-
	○ 作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、 実用炉規則第76条に規定された要領書、作業手順書その他保安に 関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といった品質保証に係る文書の階層的な体系の中で、その位置付けが明確にされていること。	第3条	品質保証計画	7
	○ 発電用原子炉施設の定期的な評価に関することについては、「実用発電用原子炉施設における定期安全レビューの実施について」(平成 20・08・28 原院第8号 (平成 20 年8月29日原子力安全・保安院制定 (NISA-167a-08-1))) を参考に、実用炉規則第77条に規定された発電用原子炉施設の定期的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に実施することが定められていること。	第 11 条	原子炉施設の定期的な評価	_
	○ 発電用原子炉施設の定期的な評価に関することについては、実用炉規則第77条第1項の規定に基づく措置を講じたときは、同項各号に掲げる評価の結果を踏まえて、発電用原子炉設置者及びその従業員が遵守すべき必要な措置(以下「保安活動」という。)の計画、実施、評価及び改善並びに品質保証計画の改善を行うことが定められていること。	第 11 条	原子炉施設の定期的な評価	_
実用炉規則第92条第	○ 本店における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置	第4条	保安に関する組織	_
1項第4号 【発電用原子炉施設	に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	第 5 条	保安に関する職務	-
の運転及び管理を行 う者の職務及び組 織】	○ 事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	第 4 条 第 5 条	保安に関する組織 保安に関する職務	=
実用炉規則第 92 条第 1 項第 5 号、6 号、7 号	○ 発電用原子炉の運転に関し、保安の監督を行う発電用原子炉主任 技術者の選任について定められていること。	第9条	原子炉主任技術者の選 任	Г
【発電用原子炉主任	○ 発電用原子炉主任技術者が保安の監督の責務を十全に果たすこと	第3条	品質保証計画	_
技術者の職務の範囲	ができるようにするため、原子炉等規制法第43条の3の26第2項	第5条	保安に関する職務	_
等】	において準用する第42条第1項に規定する要件を満たすことを含	第6条	原子力発電安全委員会	_
	め、職務範囲及びその内容(原子炉の運転に従事する者は、発電 用原子炉主任技術者が保安のために行う指示に従うことを含む。)	第8条	原子力発電安全運営委 員会	-
	/四/パコ // 工匠以前 日 // 外久 // にかに口 / 旧かに戻 / ここで 自じ。/		貝云	

	保安規定審査基準 (実用炉) (H25. 6. 19 制定、R1. 10. 2 最終改正)	1	呆安規定条文	変更有無
	について適切に定められていること。また、発電用原子炉主任技	第9条	原子炉主任技術者の選	_
	術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位 置付けがなされていること。	第 10 条	任 原子炉主任技術者の職	_
	○ 特に、発電用原子炉主任技術者が保安の監督に支障をきたすこと	第9条	務等 原子炉主任技術者の選	_
	○ 特に、発電用原子炉主性技術者が保安の監督に叉陣をきたすことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも事業所の保安組織から発電用原子炉主任技術者が、独立していることが当然に求められるものではない。	男 9 余	原ナ炉主仕技術者の選任	_
	○ 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督	第3条	品質保証計画	_
	の責務を十全に果たすことができるようにするため、電気事業法 第43条第4項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及び	第8条	原子力発電安全運営委 員会	_
	その内容について適切に定められていること。また、電気主任技 術者及びボイラー・タービン主任技術者が監督を適切に行う上で 必要な権限及び組織上の位置付けに関することが定められている	第9条の2	電気主任技術者および ボイラー・タービン主 任技術者の選任	=
	こと。	第10条の2	電気主任技術者および ボイラー・タービン主 任技術者の職務等	_
	○ 発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が相互の職務について情報を共有し、意思疎通が図	第8条	原子力発電安全運営委員会	_
	られることが定められていること。	第 10 条	原子炉主任技術者の職	_
		第 10 条の 2	務等 電気主任技術者および ボイラー・タービン主	_
実用炉規則第92条第	○ 従業員及び協力企業の従業員について、保安教育実施方針が定め	第 136 条	任技術者の職務等 所員への保安教育	_
1項第8号	られていること。	第 137 条	請負会社従業員への保安教育	-
【体英数月】	○ 従業員及び協力企業の従業員について、保安教育実施方針に基づ	第 136 条	所員への保安教育	_
	き、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施すること が定められていること。	第 137 条	請負会社従業員への保 安教育	_
	○ 従業員及び協力企業の従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。	第 136 条 第 137 条	所員への保安教育 請負会社従業員への保 安教育	<u> </u>
	○ 協力企業の従業員のうち、燃料取替に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う協力企業従業員については、従業員に準じて保安教育を実施することが定められていること。	第 137 条	請負会社従業員への保安教育	-
	○ 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こ	第 136 条	所員への保安教育	_
	さないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容とその 見直しの頻度等について明確に定められていること。	第 137 条	請負会社従業員への保 安教育	=
実用炉規則第92条第 1項第9号 【発電用原子炉施設	○ 発電用原子炉の運転に必要な運転員の確保について定められていること。	第 13 条	運転員等の確保	-
の運転】	○ 発電用原子炉施設の運転管理に係る社内規程類を作成することが 定められていること。	第 15 条	運転管理に関する社内 標準の作成	=
	○ 運転員の引継時に実施すべき事項について定められていること。	第 16 条	引継	_
	○ 原子炉起動前に確認すべき事項について定められていること。	第 17 条	原子炉起動前の確認事項	-
	○ 地震・火災・有毒ガス (予期せず発生するものを含む。) 等発生時 に講ずべき措置について定められていること。	第 18 条	火災発生時の体制の整備	_
		第 18 条の 2	内部溢水発生時の体制 の整備	_
		第 18 条の 2 の 2	火山影響等発生時の体 制の整備	-
		第 18 条の 3	その他自然災害発生時等の体制の整備	_
		第18条の4	資機材等の整備	_
		添付 2	火災、内部溢水、火山 影響等および自然災害 発生時の対応に係る実 施基準 (第 18 条、第 18 条の 2、第 18 条の 2 の 2 お	【実用炉規則第92条第1 項第21号の2】関連
			よび第18条の3関連)	
	○ 原子炉冷却材の水質の管理について定められていること。 ○ 発電用原子炉施設の重要な機能に関して、安全機能を有する系	第 19 条 第 20 条	水質管理 停止余裕	_
	無電用原子炉施設の重要な機能に関して、安全機能を有りる系統、機器及び重大事故等対処設備(特定重大事故等対処施設を構	第 20 采 第 21 条	に 臨界ボロン濃度	
	成する設備を含む。)等について、運転状態に対応した運転上の制	第 22 条	減速材温度係数	-
	限(Limiting Conditions for Operation。以下「LCO」という。) を満足していることの確認の内容(以下「サーベランス」とい	第 23 条 第 24 条	制御棒動作機能 制御棒の挿入限界	
	う。)、 LCO を満足していない場合に要求される措置(以下「要求さ	第 25 条	制御棒位置指示	
	れる措置」という。)及び要求される措置の完了時間(Allowed Outage Time。以下「AOT」という。)が定められていること。	第 26 条	炉物理検査 ーモード	_
	ourage Time W WI] CA. 101 CA. 101 MARCO DALLA CA.		1-	

	保安規定審査基準 (実用炉) (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)		保安規定条文	変更有無
	なお、LCO等は、原子炉等規制法第43条の3の5による原子	第 27 条	炉物理検査 ーモード	_
	炉設置許可申請及び同法第43条の3の8による原子炉設置変更 許可申請において行った安全解析の前提条件又はその他の設計条 件を満足するように定められていること。	第 28 条	2- 化学体積制御系(ほう 酸濃縮機能)	
		第 29 条 第 30 条	原子炉熱出力 熱 流 束 熱 水 路 係 数	_ _
		第 31 条	(F_Q(Z))核的エンタルピ上昇熱	_
		第 32 条	水路係数(F ^N _{ΔH}) 軸方向中性子東出力偏	
		第 33 条	差	
		第34条	計測および制御設備	_
		第 35 条	DNB比	_
		第 36 条	1 次冷却材の温度・圧 力および 1 次冷却材温 度変化率	_
		第 37 条	1 次冷却系 -モード 3	-
		第 38 条	1 次冷却系 -モード 4 -	_
		第 39 条	1 次冷却系 ーモード 5 (1 次冷却系満水) ー	_
		第 40 条	1 次冷却系 -モード 5 (1 次冷却系非満水) -	_
		第 41 条	1 次冷却系 -モード 6 (キャビティ高水位) -	
		第 42 条	1 次冷却系 -モード 6 (キャビティ低水位)	_
		第 43 条	加圧器	_
		第 44 条	加圧器安全弁	_
	第 45 条	加圧器逃がし弁	_	
	第 46 条	低温過加圧防護	_	
		第 47 条 第 48 条	1 次冷却材漏えい率 蒸気発生器細管漏えい	
		第49条	監視 余熱除去系への漏えい	_
		第 50 条	監視 1 次冷却材中のよう素	_
			131 濃度	
		第 51 条	蓄圧タンク	_
		第 52 条	非常用炉心冷却系 - モード1、2 および3- 非常用炉心冷却系 -	
		第 54 条	非常用が心行动系 —モード4—燃料取替用水タンク	
		第 55 条	ほう酸注入タンク	_
		第 56 条	原子炉格納容器	_
		第 57 条	原子炉格納容器水素再 結合装置	_
		第 58 条	原子炉格納容器空気循環系	=
		第 59 条	アイスコンデンサ	<u> </u>
		第 60 条 第 61 条	アイスコンデンサドア 原子炉格納容器内区分 隔壁	<u> </u>
		第 62 条	原子炉格納容器再循環ドレン	=
		第 63 条	原子炉格納容器真空逃 がし系	_
		第 64 条	原子炉格納容器スプレ イ系	-
		第65条	アニュラス空気浄化系	_
		第 66 条 第 67 条	アニュラス 主蒸気安全弁	
		第68条	主蒸気隔離弁	
		第 69 条	主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁	-
		第 70 条	主蒸気逃がし弁	_
		第71条	補助給水系	-
		第 72 条	復水タンク	_
		第73条	原子炉補機冷却水系	

保安規定審査基準 (実用炉) (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	1	保安規定条文	変更有無
(200 01 20 1)(1)(2) MAI 101 N NA((1) (9)(12))	第 75 条	制御用空気系	_
	第 76 条	中央制御室非常用循環系	_
	第 77 条	安全補機室空気浄化系	_
	第 78 条	外部電源(1 号炉およ び 2 号炉) -モード	_
	the mo to a	1、2、3および4-	
	第 78 条の 2	外部電源(1 号炉および 2 号炉) ーモード 5、6 および照射済燃料	_
		移動中一	
	第 78 条の 3	外部電源 (3 号炉およ び 4 号炉)	_
	第 79 条	ディーゼル発電機 - モード1、2、3 および4 -	_
	第 80 条	ディーゼル発電機 - モード1、2、3および4	=
	第 81 条	以外- ディーゼル発電機の燃 料油、潤滑油および始	-
	第 82 条	動用空気 非常用直流電源 - モ	=
	第 83 条	ード1、2、3 および4- 非常用直流電源 -モ	=
	第 84 条	ード 5、6 および照射済 燃料移動中- 所内非常用母線 -モ	_
	第 85 条	所内非常用母線 - モード1、2、3 および4- 所内非常用母線 - モー	
		ード 5、6 および照射済 燃料移動中-	
	第 86 条	1 次冷却材中のほう素 濃度 -モード6- 原子炉キャビティ水位	
	刃切 木	が 1 かって ピノ イ 小世	
	第 88 条	原子炉格納容器貫通部 (1号炉および2号炉) -燃料移動中-	-
	第 88 条の 2	原子炉格納容器貫通部 (3号炉および4号炉)	=
	第 89 条	使用済燃料ピットの水位および水温	-
	第 90 条	重大事故等対処設備 1 次冷却系の耐圧・漏	有
	第 91 条	えい検査の実施	
O 100 0 1630 17 0 1 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	第 91 条の 2	安全注入系逆止弁漏えい検査の実施	
○ LCO の確認について、サーベランス実施方法、サーベランス及び 要求される措置を実施する間隔の延長に関する考え方、確認の際 の LCO の取扱い等が定められていること。	第 92 条	運転上の制限の確認	_
○ LCO を満足しない場合について、事象発見から LCO に係る判断まで の対応目安時間等を社内規程類に定めること及び要求される措置 等の取扱い方法が定められていること。	第 93 条	運転上の制限を満足しない場合	-
○ 予防保全を目的とした保全作業について、やむを得ず保全作業を 行う場合には、法令に基づく点検及び補修、事故又は故障の再発 防止対策の水平展開として実施する点検及び補修等に限ることが 定められていること	第 94 条	予防保全を目的とした 点検・保修を実施する 場合	-
○ 予防保全を目的とした保全作業の実施について、AOT 内に完了することが定められていること。なお、AOT 内で完了しないことが予め想定される場合には、当該保全作業が限定され、必要な安全措置を定めて実施することが定められていること。	第 94 条	予防保全を目的とした 点検・保修を実施する 場合	_
○ LCO に係る記録の作成について定められていること。	第 95 条	運転上の制限に関する記録	_
○ 異常発生時の基本的対応事項及び採るべき措置並びに異常収束後の措置について定められていること。	第 18 条の 7	電源機能等喪失時の体 制の整備	_
	第 96 条	異常時の基本的な対応	-
	第 97 条	異常時の措置	
	第 98 条	異常収束後の措置	
	添付 1	異常時の運転操作基準 (第 97 条関連)	_

	保安規定審査基準 (実用炉) (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	1	保安規定条文	変更有無
	*** * *	第 12 条	構成および定義	_
		第19条の2	原子炉冷却材圧力バウ ンダリ隔離弁管理	_
実用炉規則第 92 条第 1 項第 10 号 【発電用原子炉の運	○ 発電用原子炉の運転期間の範囲内で、発電用原子炉を運転することが定められていること。	第 12 条の 2	原子炉の運転期間	_
転期間】	○ 取替炉心の安全性評価を行うことが定められていること。なお、 取替炉心の安全性評価に用いる期間は、当該取替炉心についての 燃料交換の間隔から定まる期間としていること。	第 102 条	燃料の取替等	_
	○ 実用炉規則第92条第2項第1号に基づき、実用炉規則第92条第 1項第10号に掲げる原子炉の運転期間を定め、又はこれを変更しようとする場合は、申請書に原子炉の運転期間の設定に関する説明書(原子炉の運転期間を変更しようとする場合は、実用炉規則第82条第4項の見直しの結果を記載した書類を含む。以下「説明書」という。)が添付されていること。	-	〔手続きに関する事項 であり、保安規定に は、記載なし〕	_
	○ 発電用原子炉ごとに、説明書に記載された①原子炉を停止して行う必要のある点検、検査の間隔から定まる期間、②燃料交換の間隔から定まる期間(原子炉起動から次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間)、のうちいずれか短い期間の範囲内で、実用炉規則第48条に定める定期検査を受けるべき時期の区分を上限として、発電用原子炉の運転期間(定期検査が終了した日から次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間)が記載されていること。なお、原子炉の運転期間の設定に当たっては、原子炉を起動してから定期検査が終了するまでの期間も考慮されていること。実用炉規則第82条第4項の見直しの結果の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」(原管P発第1306198号平成25年6月19日原子力規制委員会決定))を参考として記載していること。特に、同結果において、発電用原子炉の運転期間の変更に伴う長期保守管理方針の変更の有無及びその理由が明らかとなっていること。	-	〔手続きに関する事項 であり、保安規定に は、記載なし〕	-
	○ 発電用原子炉の運転期間を延長する場合には、実用炉規則第48条に定める定期検査を受けるべき時期の区分を上限として、段階的な延長となっていること。	-	〔運転期間の延長は実施していないことから、該当なし〕	-
	○ 運転期間が13月を超える延長の場合には、当該延長に伴う原子炉等規制法第43条の3の5に基づく原子炉設置許可及び同法第43条の3の8に基づく原子炉設置変更許可申請書に記載された基本設計ないし基本的設計方針に則した影響評価の結果が説明書に記載されていること。	_	〔運転期間の延長は実施していないことから、該当なし〕	-
	○ 説明書に記載された燃料交換の間隔から定まる期間については、 期間を変更した後においても発電用原子炉の安全性について原子 炉等規制法第43条の3の5に基づく原子炉設置許可及び同法第43 条の3の8に基づく原子炉設置変更許可申請書に記載された基本設 計ないし基本的設計方針を満たしていること。	-	〔運転期間の延長は実施していないことから、該当なし〕	-
実用炉規則第92条第	○ 発電用原子炉施設の保安に関する重要事項及び発電用原子炉施設	第6条	原子力発電安全委員会	_
1項第11号【発電用 原子炉施設の運転の 安全審査】	の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び 審議事項について定められていること。	第8条	原子力発電安全運営委員会	-
実用炉規則第92条第	○ 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための	第 110 条	管理区域の設定・解除	=
1 項第 12 号【管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定	措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が 定められていること。	添付 4	管理区域図 (第 105 条 および第 106 条関連)	_
等】	○ 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。	第 111 条	管理区域内における区 域区分	_
	○ 管理区域内において特別措置が必要な区域について採るべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁、その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。	第 112 条	管理区域内における特別措置	-
	○ 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。	第 113 条	管理区域への出入管理	_
	○ 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。	第 113 条	管理区域への出入管理	_
	○ 管理区域へ出入りする所員に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。	第 114 条	管理区域出入者の遵守 事項	_
	○ 管理区域から物品又は核燃料物質等を搬出及び運搬する際に講ずべき事項が定められていること。	第 121 条	管理区域外等への搬出 および運搬	_
l		第 122 条	発電所外への運搬	_

	保安規定審査基準 (実用炉) (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	1	呆安規定条文	変更有無
	ること。	添付 5	保全区域図(第 110 条 関連)	_
	○ 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。	第 116 条	周辺監視区域	-
	○ 請負会社に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びそれを 遵守させる措置が定められていること。	第 123 条	請負会社の放射線防護	-
		第 124 条	頻度の定義	-
実用炉規則第92条第 1項第13号 【排気監視設備及び 排水監視設備】	○ 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の管理目標値及 び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の 放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第 106 条	放射性液体廃棄物の管理	-
	○ 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標 値を満たすための放出量管理方法、並びに放射性気体廃棄物の放 出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第 107 条	放射性気体廃棄物の管理	-
実用炉規則第92条第 1項第14号 【線量、線量当量、	○ 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置が定められていること。	第 117 条	線量の評価	_
汚染の除去等】	○ 実用炉規則第 78 条に基づく、床・壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。	第 118 条	床・壁等の除染	_
	○ 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定 に関する事項が定められていること。	第 119 条	外部放射線に係る線量 当量率等の測定	-
	○ 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を 移動する際に講ずべき事項が定められていること。	第 121 条	管理区域外等への搬出 および運搬	-
	○ 核燃料物質等(新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除 く。)の事業所外への運搬に関する事業所内の行為が定められてい	第 121 条	管理区域外等への搬出	_
	く。」 の事業所外への運搬に関する事業所内の行為が定められていること。	第 122 条	および運搬 発電所外への運搬	_
	○ 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、同法第61条の2第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行うことが定められていること。	_	〔クリアランス規定 は、採用していないた め、保安規定に記載な し〕	-
	○ 原子炉等規制法第61条の2第1項の確認を受けようとする物の取扱いに関することについては、「放射能濃度の測定及び評価の方法の認可について(内規)」(平成17·11·30原院第6号(平成18年1月30日原子力安全・保安院制定)及び平成23·06·20原院第4号(平成23年7月1日同院改正))を参考として記載していること。なお、原子炉等規制法第61条の2第2項による放射能濃度の測定及び評価方法の認可において記載された内容を満足するように定められていること。	-	〔クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし〕	-
	○ 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて(指示)」(平成 20・04・21 原院第1号(平成 20 年5月27日原子力安全・保安院制定(NISA-111a-08-1)))を参考として記載し	第 105 条の 2 第 109 条	放射性廃棄物でない廃 棄物の管理	-
	ていること。	为 103 米	頻度の定義	_
	○ 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められてい	第 110 条	管理区域の設定・解除	_
	ること。	第 111 条	管理区域内における区 域区分	=
		第 114 条	管理区域出入者の遵守 事項	-
		第 118 条	床・壁等の除染	_
		第 121 条	管理区域外等への搬出	_
		添付 3	および運搬 重大事故等および大規 模損壊対応に係る実施 基準 (第18条の5およ び第18条の6関連)	【実用炉規則第92条第 1項第22号】関連
実用炉規則第 92 条第 1 項第 15 号 【放射線測定器の管 理】	○ 放出管理用計測器について、計測器の種類、所管箇所及び数量が 定められていること。	第 108 条	放出管理用計測器の管 理	_
	○ 放射線計測器について、計測器の種類、所管箇所及び数量が定められていること。	第 120 条	放射線計測器類の管理	-
実用炉規則第92条第 1項第16号【発電用 原子炉施設の巡視及 び点検】	○ 日常の保安活動の評価を踏まえ、発電用原子炉施設の点検対象施設並びに設備の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること(巡視及び点検の頻度を含む。)について、適切な内容が定められていること。	第 14 条	巡視点検	-

	保安規定審査基準 (実用炉) (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	1:	呆安規定条文	変更有無
実用炉規則第92条第	○ 事業所構内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運	第 99 条	新燃料の運搬	_
1 項第 17 号【核燃料	搬及び貯蔵に際して保安のために講ずべき措置として、運搬する	第 100 条	新燃料の貯蔵	_
物質の受払、運搬、	場合に臨界に達しない措置を講ずること及び貯蔵施設等が定めら	第 100 条	使用済燃料の貯蔵	
貯蔵等】	れていること。	第 103 采	使用済燃料の運搬	
×1 /ÞX 寸 ▮	40 CV - 2 C 0	弗 104 采	使用資燃料の連搬	_
	○ 燃料検査の際に保安のために講ずべき措置として、装荷予定の照 射された燃料のうちから選定した燃料の健全性に異常のないこと を確認すること及び燃料使用の可否を判断すること等が定められ ていること。	第 101 条	燃料の検査	-
	○ 燃料取替に際して保安のために講ずべき措置として、燃料装荷実施計画(取替炉心の安全性評価を含む。)を定めること及び燃料移動手順に従うこと等が定められていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書において取替炉心ごとに管理するとした項目が、取替炉心の安全性評価項目等として定められていること。	第 102 条	燃料の取替等	_
実用炉規則第92条第	○ 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに	第 105 条	放射性固体廃棄物の管	
美用炉規則第92条第 1項第18号 【放射性廃棄物の廃 棄】		弗 105 宋	成別性画体廃棄物の官 理	_
	○ 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の管理目標値及 び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の 放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第 106 条	放射性液体廃棄物の管理	_
	○ 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第 107 条	放射性気体廃棄物の管理	_
	○ 原子炉等規制法第 61 条の 2 第 1 項の確認を受けようとする物の取扱いに関することについては、「放射能濃度の測定及び評価の方法の認可について (内規)」(平成 17·11·30 原院第 6 号 (平成 18 年 1月 30 日原子力安全・保安意院制定)及び平成 23·06·20 原院第 4号 (平成 23 年 7月 1日同院改正))を参考として記載していること。なお、原子炉等規制法第 61 条の 2 第 2 項による放射能濃度の測定及び評価方法の認可において記載された内容を満足するように定められていること。	-	〔クリアランス規定 は、採用していないた め、保安規定に記載な し〕	_
	○ 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて(指示)」(平成 20・04・21 原院第 1 号 (平成 20 年 5 月 27 日原子力安全・保安院制定 (NISA-111a-08-1))) を参考として記載していること。	第105条の2	放射性廃棄物でない廃 棄物の管理	_
		第 109 条	頻度の定義	_
宇田尼田則等 00 冬等	○ 収色味に供き 立労味みと収色味に実施すべき専項が完められて		22124 7-14	
実用炉規則第92条第	○ 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められて → スススト	第 126 条	原子力防災組織	_
1項第19号	いること。	第 127 条	原子力防災要員	_
【非常の場合に講ず べき措置】		第 128 条	原子力防災資機材等の 整備	_
C 111 112 1	○ 緊急時における運転操作に関する社内規程類を作成することが定められていること。	第 128 条	原子力防災資機材等の 整備	_
	□ 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報す	第 129 条	通報経路	_
	ることが定められていること。	第 131 条	通報	_
	○ 緊急事態の発生をもってその後の措置は防災業務計画によること が定められていること。	第 126 条	原子力防災組織	_
	○ 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び 緊急時における活動を実施することが定められていること。	第 132 条	原子力防災体制等の発 令	-
		第 133 条	応急措置	_
		第 134 条	緊急時における活動	_
	 ○ 次の各号に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。 1. 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。 2. 緊急作業についての訓練を受けた者であること。 3. 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員及び協力企業の従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。 	第127条の2	緊急作業従事者の選定	

	保安規定審査基準 (実用炉)			変更有無
	(H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)			发 关行 邢
	○ 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理(放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。)及び緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。	第 134 条の 2	緊急作業従事者の線量 管理等	_
	○ 事象が収束した場合は、緊急時体制を解除することが定められていること。	第 135 条	原子力防災体制の解除	_
	○ 防災訓練の実施頻度について定められていること。	第 130 条	原子力防災訓練	_
実用炉規則第 92 条第 1 項第 20 号 【火災発生時における発電用原子炉施設 の保全のための活動 を行う体制の整備】	 ○ 火災が発生した場合(以下「火災発生時」という。)における発電用原子炉施設の保全のための活動(消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。以下同じ。)を含む火災防護対策を行う体制の整備に関し、次の各号に掲げる措置を講じることが定められていること。 1. 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。 2. 火災の発生を消防官吏に確実に通報するために必要な設備を設置すること。 3. 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。 4. 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要量を配置すること。 5. 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な化学消防自動車、泡消火薬剤その他の資機材を備え付けること。 6. 持込物(可燃物)の管理に関すること。 7. その他、火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。 8. 火災発生時におけるそれぞれの措置について、定期的に評価す 	第 18 条 添付 2	火災発生時の体制の整備 火災、内部溢水、火山 影響等および自然災害 発生時の対応に係る実施基準 (第 18 条、第 18 条の 2、第 18 条の 2 の 2 お よび第 18 条の 3 関連)	- 【実用炉規則第 92 条第 1 項第 21 号の 2】関連
実用炉規則第 92 条第 1 項第 21 号	るとともにその結果を踏まえて必要な措置を講じること。 ○ 発電用原子炉施設内において溢水が発生した場合(以下「内部溢水発生時」という。)における発電用原子炉施設の保全のための体	第 18 条の 2	内部溢水発生時の体制 の整備	_
【内部溢水発生時における発電原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備】	制の整備に関し、次に掲げる措置を講じることが定められていること。 1. 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うための必要な計画を策定すること。 2. 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。 3. 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関すること。 4. 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。 5. その他、内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。 6. 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。 6. 内部溢水発生時におけるそれぞれの措置について、定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。	添付 2	火災、内部溢水、火山 影響等および自然災害 発生時の対応に係る実 施基準 (第 18 条、第 18 条の 2、第 18 条の 2 の 2 お よび第 18 条の 3 関連)	【実用炉規則第 92 条第 1 項第 21 号の 2】関連
実用炉規則第 92 条第 1 項第 21 号の 2	○ 火山現象による影響が発生し、又は発生するおそれがある場合 (以下「火山影響等発生時」という。)における発電用原子炉施設 の保全のための活動を行う体制の整備に関しては、次に掲げる措	第 18 条の 2 の 2	火山影響等発生時の体 制の整備	_

	保安規定審査基準 (実用炉) (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	(呆安規定条文	変更有無
【火山影響等発生時における発電用原子 炉施設の保全のため の活動を行う体制の 整備】	 置を講じることが定められていること。 1. 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。 2. 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。 3. 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関すること。 4. 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要なフィルターその他の資機材を備え付けること。 5. 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを要員に守らせること。 一 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを要員に守らせること。 二 一に掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却することの正規げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 6. その他、火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。 7. 火山影響等発生時におけるそれぞれの措置について、定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。 	添付 2	火災、内部溢水、火山 影響等および自然災害 発生時の対応に係る実 施基連 (第18条、第18条の 2、第18条の2の2お よび第18条の3関連)	有
実用炉規則第 92 条第 1 項第 22 号	○ 重大事故に至るおそれのある事故(運転時の異常な過渡変化及び 設計基準事故を除く。)又は重大事故が発生した場合(以下「重大	第 13 条	運転員等の確保	_
【重大事故等発生時 における発電用原子 炉施設の保全のため の活動を行う体制の 整備】	事故等発生時」という。) における発電用原子炉施設の保全のため の活動を行う体制の整備(特定重大事故等対処施設を用いた対策 に関する事項を含む。) に関しては、次に掲げる措置を講じること が定められていること。 なお、これらの措置については、特定重大事故等対処施設を用い	第 18 条の 5	重大事故等発生時の体制の整備	_
	で重大事故等(原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによるものを除く。)に対処するために必要な事項を含むこと。 1. 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。 2. 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員(以下「対策要員」という。)を配置すること。 3. 対策要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。なお、重大事故等対処施設の使用を開始するに当たっては、あらかじめ必要な教育及び訓練を実施すること。 4. 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。 5. 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項に関する社内規程類を定め、これを対策要員に守らせることが定められていること。 一 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。 三 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。 五 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。 五 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。 五 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。 5. 毛の他、重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。 1. 前各号の措置の内容について、定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。 1. 前各号の措置の内容について、定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。 1. 重大事故等発生時におけるそれぞれの措置について、原子炉設置許可申請書及び同添付書類に記載された有効性評価の前提条件をの他の措置に関する基本的内容を満足するよう定められていること。	添付 3	重大事故等および大規 模損壊対応に係る実施 基準 (第 18 条の 5 およ び第 18 条の 6 関連)	有

	保安規定審查基準 (実用炉) (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	£	呆安規定条文	変更有無
	 ■大事故等発生時におけるそれぞれの措置に係る手順について、次に掲げるとおりとすること。 1. 原子炉等規制法第 43 条の 3 の 5 第 1 項に基づく原子炉設置許可申請書又は同法第 43 条の 3 の 8 第 1 項に基づく原子炉設置変更許可申請書に記載された対応手段、重要な配慮事項、有効性評価の前提条件となる操作の成立性に係る事項が定められ、定められた内容が重大事故等に対し的確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。 2. 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために最優先すべき操作等の判断基準の基本的な考え方が定められていること。原子炉格納容器の過圧破損の防止に係る手順については、格納容器圧力逃がし装置を設けている場合、格納容器代持循環ユニットにより原子炉格納容器代持の医力及び温度を低下させる手順を、格納容器圧力逃がし装置による手順に優先して実施することが定められているとともに、原子炉格納容器内の圧力が高い場合など、必要な状況においては確実に格納容器圧力逃がし装置を使用することが定められていること。 3. 措置に係る手順の優先順位や手順着手の判断基準等 (2. に関するものを除く。)については記載を要しない。 ● 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動について、重大事故の発生の防止又は重大事故の拡大の防止若しくはその影響の緩和のために必要があると認めるときは、あらかじめ社内規程類に定めた計画及び手順によらず、所要の措置を講じることが定められていること。 	1	[経過措置期間中であ り特重施設に係る保安 規定変更認可申請にて 対応予定]	
実用炉規則第92条第 1項第23号 【大規模損壊発生時 における発電用原子 炉施設の保全のため の活動を行う体制の 整備】	○ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合(以下「大規模損壊発生時」という。)における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制のの整備(特定重大事故等対処施設を用いた対策に関する事項を含む。)に関し、次に掲げる措置を講じることが定められていること。 1. 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動が行るかりたび無力制度が第二十五とい	第 13 条	運転員等の確保	_
	動を行うために必要な計画を策定すること。 2. 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。 3. 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。なお、重大事故等対処施設の使用を開始するに当たっては、あらかじめ必要な教育及び訓練を実施すること。 4. 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活	第 18 条の 6	大規模損壊発生時の体制の整備	_
	動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。 5. 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項に関する社内規程類を定め、これを要員に守らせること。 一 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。 二 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。 三 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。 四 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策に関すること。 五 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策に関すること。 五 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。 5. その他、大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。 7. 前各号の措置の内容について、定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。 ○ 大規模損壊発生時におけるそれぞれの措置について、原子炉等規制法第43条の3の5第1項に基づく原子炉設置許可申請書及び同添付書類に記載された措置に関する内容を満足するよう定められていること。	添付 3	重大事故等および大規 模損壊対応に係る実施 基準(第18条の5およ び第18条の6関連)	有
	○ 大規模損壊発生時におけるそれぞれの措置に係る手順について、 定められた内容が大規模損壊に対し的確かつ柔軟に対処すること を妨げるものでないこと。○ 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動	<u>-</u>	〔経過措置期間中であ り特重施設に係る保安 規定変更認可申請にて 対応予定〕	_
	について、必要があると認めるときは、あらかじめ社内規程類に 定めた計画及び手順によらず、所要の措置を講じることが定めら れていること。			

	保安規定審査基準(実用炉)	1		変更有無
実用炉規則第 92 条第	(H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正) ○ 発電用原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成	第 138 条	記録	_
1 項第 24 号 【記録及び報告】	し、管理することが定められていること。その際、保安規定及び その下位文書において、必要な記録を適切に作成し、管理するた めの措置が定められていることが求められる。	第3条	品質保証計画	_
	○ 実用炉規則第 67 条に定める記録について、その記録の管理が定められていること。(計量管理規定で定めるものを除く。)	第 138 条	記録	_
	○ 発電所長及び発電用原子炉主任技術者に報告すべき事項が定められていること。	第 139 条 第 10 条	報告 原子炉主任技術者の職 務等	<u> </u>
	○ 特に、実用炉規則第 134 条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。	第 139 条	報告	-
	○ 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明 記されていること。	第 139 条	報告	_
実用炉規則第92条第 1項第25号 【発電用原子炉施設	○ 日常の保安活動の評価を踏まえ、発電用原子炉施設の保守管理に 関することについて、適切な内容が定められていること。	第 125 条	保守管理計画	-
の保守管理】	○ 予防保全を目的とした保全作業について、やむを得ず保全作業を 行う場合には、法令に基づく点検及び補修、事故又は故障の再発 防止対策の水平展開として実施する点検及び補修等に限ることが 定められていること。	第 94 条	予防保全を目的とした 点検・保修を実施する 場合	-
	○ 予防保全を目的とした保全作業の実施について、AOT 内に完了することが定められていること。なお、AOT 内で完了しないことがあらかじめ想定される場合には、当該保全作業が限定され、必要な安全措置を定めて実施することが定められていること。	第 94 条	予防保全を目的とした 点検・保修を実施する 場合	-
	○「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第11条第1項及び研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第30条第1項に掲げる保守管理について(内規)」(平成20・12・22原院第3号(平成20年12月26日原子力安全・保安院制定))において認められたJEAC4209-2007又はそれと同等の規格に基づく保守管理計画が定められていること。	第 125 条	保守管理計画	_
	○ 発電用原子炉施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」(原管 P 発第 1306198 号 (平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定))を参考とし、実用炉規則第 82 条に規定された発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に実施することが定められていること。	第125条の2	原子炉施設の経年劣化 に関する技術的な評価 および長期保守管理方 針	-
	○ 運転を開始した日以後30年を経過した発電用原子炉については、 長期保守管理方針が定められていること。	_	〔大飯34号は対象外 (運転開始30年未 満)〕	_
	○ 実用炉規則第92条第1項第25号に掲げる発電用原子炉施設の保守管理に関することを変更しようとする場合(実用炉規則第82条第1項から第3項の規定により長期保守管理方針を策定し、又は同条第4項の規定により長期保守管理方針を変更しようとする場合に限る。)は、申請書に実用炉規則第82条第1項、第2項若しくは第3項の評価の結果又は第4項の見直しの結果を記載した書類(以下「技術評価書」という。)が添付されていること。	-	[手続きに関する事項 であり保安規定には記 載なし]	_
	○ 長期保守管理方針及び技術評価書の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」(原管 P 発第 1306198 号 (平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定))を参考として記載していること。	_	〔大飯34号は対象外 (運転開始30年未 満)〕	-
	○ 保全計画は、施設定期検査申請書又は使用前検査申請書の添付資料と同一のものであり、「発電用原子炉施設の使用前検査、施設定期検査及び定期事業者検査に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則のガイド」(原規技発第13061923(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))を参考として記載していること。	-	[手続きに関する事項 であり保安規定には記 載なし]	-
	○ 溶接事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。	第125条の3 第125条の4	溶接事業者検査の実施 定期事業者検査の実施	<u> </u>
実用炉規則第 92 条第 1 項第 26 号 【技術情報の共有】	○ プラントメーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保 安に関する技術情報をBWR事業者協議会やPWR事業者連絡会などの 事業者の情報共有の場を活用し、他の発電用原子炉設置者と共有 し、自らの発電用原子炉施設の保安を向上させるための措置が定 められていること。	第 125 条	保守管理計画	-

	保安規定審査基準 (実用炉) (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)		保安規定条文	変更有無
実用炉規則第 92 条第 1 項第 27 号 【不適合発生時の情	○ 発電用原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。	第3条	品質保証計画	-
報の公開】	○ 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録などに必要な事項が定められていること。	第3条	品質保証計画	-
実用炉規則第 92 条第 1 項第 28 号 【その他必要な事	○ 日常の品質保証活動の結果を踏まえ、必要に応じ、発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。	第1条	目的	_
項】	○ 発電用原子炉設置者が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害を防止するため、保安活動を原子炉等規制法第43条の3の24第1項の規定に基づき保安規定として定めることが「目的」として定められていること。	第1条	目的	_
	○ 安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会(ICRP) が 1977 年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念(ALARA: as low as reasonably achievable)の精神にのっとり、原子炉による災害防止のために適切な品質保証活動のもと保安活動を実施することを「基本方針」として定められていること。	第 2 条	基本方針	_

(2)第2編(1, 2号炉)

(4) 好 4 瀰 (1 ,		n		
	保安規定審査基準 (廃止措置) (H25.11.27 制定、H29.11.29 最終改正)	保	安規定条文	変更有無
実用炉規則第92条第3項第1号	1) 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。) に関することについては、保安規定に基づき要領書、作業手順書	第 143 条	関係法令および本 規定の遵守	_
【関係法令及び保安規 定の遵守のための体 制】	その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるととも に、これを遵守し、その位置付けが明確にされていること。特に、経 営責任者の積極的な関与が明記されていること。	第 144 条	品質保証計画	-
	2) 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実に行うため、いわゆるコンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。	第 143 条	関係法令および本 規定の遵守	_
実用炉規則第92条第3項第2号	1) 安全文化を醸成するための体制(経営責任者の関与を含む。) に関することについては、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安	第 142 条	安全文化の醸成	-
【安全文化醸成のための体制】	に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、その位置 づけが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明 記されていること。	第 144 条	品質保証計画	_
	2) 保安の確保を最優先する価値観を組織の中で形成し、維持し、強化していく当該組織としての文化を継続的に醸成するための体制を確実に 構築することが明確となっていること。	第 142 条	安全文化の醸成	-
実用炉規則第 92 条第 3 項第 3 号 【原子炉施設の品質保 証】	1)「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第7条の3から第7条の3の7及び研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第26条の2から第26条の2の7の要求事項に対する社団法人日本電気協会電気技術規程「原子力発電所における安全のための品質保証規程(JEAC4111-2009)」の取扱いについて(内規)」(平成21・09・14原院第1号(平成21年10月16日原子力安全・保安院制定(NISA-165c-09-1、NISA-196c-09-3)))において認められたJEAC4111-2009又はそれと同等の規格に基づく品質保証計画が定められていること。	第 144 条	品質保証計画	-
	2) 品質保証に関する記載内容については、「原子力発電所の保安規定における品質保証に関する記載について」(平成16・03・04原院第3号(平成16年3月22日原子力安全・保安院制定(NISA-165a-04-3)))を参考として記載していること。	第 144 条	品質保証計画	-
	3) 作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、実用 炉規則第76条又は開発炉規則第71条に規定された要領書、作業手順 書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要 度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といった品質保 証に係る文書の階層的な体系の中で、その位置付けが明確化されてい ること。	第 144 条	品質保証計画	-
実用炉規則第 92 条第 3 項第 4 号 【廃止措置の品質保証】	○ 前項に加え、廃止措置の実施に係る組織、文書規定等を定めること。 廃止措置の段階に応じて、保安の方法等が明確に示されていること。	第144条	品質保証計画	-
実用炉規則第92条第3	○ 本店(本部)及び事業所における廃止措置段階の原子炉施設に係る保	第 145 条	保安に関する組織	Ī
項第5号 【発電用原子炉施設の 運転及び管理を行う者 の職務及び組織】	安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。 本事項の記載においては、廃止措置段階の原子炉施設の管理は、申請書等に記載したところ及びそれぞれの規則に定める措置義務を確実に履行することはもとより、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物又は廃止措置段階の発電用原子炉による災害を防止するため、保安規定を定め、自らの保安活動を確実に実施する旨が明記された上で、以下について定められていること。 1) 廃止措置段階の原子炉施設の管理に係る保安のための職務(工場又は事業所内の保安の監督に関する責任者及び各職務)及び責任範囲並びに組織に関することこで、本項において明記された各職務等については、実用炉規則第92条第3項第1号から第27号及び開発炉規則第87条第3項第1号から第27号に掲げる各事項において、その関わりが明記されていること。	第146条	保安に関する職務	-
	2) 会議体に関すること 会議体を設ける場合は、その役割、位置付け、審議事項及び構成員に 関すること。	第 147 条 第 148 条	原子力発電安全委 員会 原子力発電安全運	
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	20110 木	営委員会	

保安規定審査基準(廃止措置)			安規定条文	変更有無
	(H25.11.27 制定、H29.11.29 最終改正)			及人 日 灬
	3) 発電用原子炉主任技術者の選任に関すること 法第43条の3の32の廃止措置計画の認可を受けるとともに、発電用原子炉の機能停止措置を行った場合は、法第43条の3の26第1項の「発電用原子炉の運転」を行うものではないことから、原子炉設置者については、その旨の保安規定の変更認可を受けた後は同項の規定による発電用原子炉主任技術者の選任を要しないものとする。 ただし、原子炉設置者は、廃止措置を行うに当たっては、一般公衆や放射線業務従事者の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えないよう、その進捗に応じて、核燃料物質や放射性廃棄物の取扱い等に関し、適切に措置を講じる責任がある。 すなわち、原子炉設置者は、施設内に核燃料物質が存在する場合には、核燃料物質の取扱い、放射性廃棄物の取扱い及び解体作業に係る被ばく管理に関する措置を、施設内から全ての核燃料物質を搬出した場合には放射性廃棄物の取扱い及び解体作業に係る被ばく管理に関する措置を講じる責任がある。 こうしたことから、法第43条の3の32の廃止措置計画の認可を受けた原子炉施設に係る保安規定においては、廃止措置に係る保安の監督に関する責任者(以下「廃止措置主任者」という。)として、核燃料物質や放射性廃棄物の取扱及び管理に関する専門的知識及び実務経験を有する者を廃止措置の段階に応じて配置することが、その職務及び責任範囲と併せて以下のような事項が明記されていることが望ま	第 149 条	廃止措置主任者の選任	-
	しい。 i.廃止措置主任者の選任及び配置に関すること ここで、廃止措置主任者は、原子炉設置者(社長、理事長等)の下で、組織の長以上の職位の者が、表1記載の資格を有する者から、廃止措置の段階に応じた専門的知識や実務経験及び職位を考慮して選任すること及び当該主任者は、その職務の重要性から、組織の長等に対し、意見具申できる立場に配置することが明記されていること。			
	ii. 廃止措置主任者の職務に関すること ここで、職務については、以下のような事項が明記されていること。 a. 組織の長に対し意見具申等を行うこと。 b. 原子炉施設の廃止措置に従事する者に対して、指導・助言を行うこと。	第 150 条	廃止措置主任者の 職務等	-
	こ。 C. 保安教育の実施計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 d. 各種マニュアルの制定、改廃に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 e. 保安上重要な計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 f. 保安規定に係る記録の確認を行うこと。 g. 法令に基づく報告について、精査、指導・助言を行うこと。			
	iii. 廃止措置主任者の意見等の尊重 a. 組織の長は、廃止措置主任者の意見具申等を尊重すること。 b. 原子炉施設の廃止措置に従事する者は、廃止措置主任者の指導・助 言を尊重すること。	第 150 条	廃止措置主任者の 職務等	-
	iv. 廃止措置主任者を補佐する組織 廃止措置の対象となる原子炉施設については、その規模や当該施設 を設置する工場又は事業所の組織規模等が多様であることを勘案し、 個々の原子炉設置者の判断により、廃止措置主任者の補佐組織を設け ることは妨げない。 この場合、補佐組織が他の職務を兼務するときには、当該組織によ る補佐業務が影響を受けないよう指揮命令系統が明記されているこ と。	_	〔補佐組織を設置 していないため、 保安規定に記載な し〕	-
	v.廃止措置主任者の代行者の選任及び配置 廃止措置の対象となる原子炉施設については、その規模等や当該施 設を設置する工場又は事業所の組織規模等が多様であることを勘案 し、個々の原子炉設置者の判断により、廃止措置主任者の代行者をあ らかじめ選任し、配置しておくことを妨げない。この場合、保安の監 督に関する代行者の選任及び配置については、「i.廃止措置主任者の 選任及び配置に関すること」と同様の手続きが明記されていること。	第149条	廃止措置主任者の選任	_
実用炉規則第 92 条第 3	本事項については、以下のような事項が明記されていること。	第 206 条	所員への保安教育	
項第6号 【廃止措置を行う者に 対する保安教育】	1) 従業員及び協力企業の従業員について、保安教育実施方針が定められていること。	第 207 条	請負会社従業員へ の保安教育	_
	2) 従業員及び協力企業の従業員について、保安教育実施方針に基づ	第 206 条	所員への保安教育	=
	き、保安教育計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。	第 207 条	請負会社従業員への保安教育	_
	3)協力企業の従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育 実施出れた確認することが定められていること	第 206 条	所員への保安教育	
	実施状況を確認することが定められていること。	第 207 条	請負会社従業員への保安教育	_
			ツボダ祭月	

	保安規定審査基準(廃止措置)	伊	R安規定条文	変更有無
	(H25.11.27 制定、H29.11.29 最終改正) 4) 燃料取扱に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う協力企業従業員については、従業員に準じて保安教育を実施することが定められていること。	第 207 条	請負会社従業員への保安教育	_
	5) 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容とその見直しの頻度等について明確に定められていること。	第 206 条 第 207 条	所員への保安教育 請負会社従業員へ の保安教育	-
実用炉規則第 92 条第 3 項第 7 号 【発電用原子炉の運転 停止に関する恒久的な 措置】	発電用原子炉を恒久的に運転停止するために講ずべき措置が定められていること。 具体的には 1)発電用原子炉炉心に核燃料物質を装荷しないこと。	第 156 条	原子炉の運転停止 に関する恒久的な 措置	-
※廃止措置対象施設に 核燃料物質が存在し ない場合を除く。	2) 中央制御室の発電用原子炉モードスイッチを原則として停止から他の位置に切り替えないこと。	_	〔原子炉モードス イッチが設置され ていないため、保 安規定に記載な し〕	-
	3)核燃料物質の譲渡し先が明確になっていること。等が明確になっていること。	第 156 条	原子炉の運転停止 に関する恒久的な 措置	_
実用炉規則第 92 条第 3 項第 8 号	第92条第3 本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1)原子炉施設の保安に関する重要事項及び原子炉施設の保安運営に	第 147 条	原子力発電安全委 員会	_
【発電用原子炉施設の 運転の安全審査】	する重要事項を審議する会議体に関すること。ここで、会議体に関することとは、会議体の審議事項、構成員をいう。	第 148 条	原子力発電安全運 営委員会	_
実用炉規則第 92 条第 3 項第 9 号	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措	第 177 条	管理区域の設定・ 解除	-
【管理区域、保全区域 及び周辺監視区域の設 定及び立入制限】	理区域、保全区域 間辺監視区域の設 れていること。	添付 4	管理区域図(第110 条および第111条関 連)	-
,220 = ,,,,,,		添付 6	管理区域図(第 177 条および第 178 条関 連)	-
	2) 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及び それ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃 度の基準値が定められていること。	第 178 条	管理区域内におけ る区域区分	-
	3) 管理区域内において特別措置が必要な区域について採るべき措置を 定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放 射性物質濃度及び床、壁、その他人の触れるおそれのある物の表面汚 染密度の基準が定められていること。	第 179 条	管理区域内におけ る特別措置	-
	4) 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。	第 180 条	管理区域への出入 管理	_
	5) 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。	第 180 条	管理区域への出入 管理	_
	6)管理区域へ出入りする所員に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。	第 181 条	管理区域出入者の 遵守事項	
	7)管理区域から物品又は核燃料物質等を搬出及び運搬する際に講ずべき事項が定められていること。	第 188 条	管理区域外等への 搬出および運搬	-
		第 189 条	発電所外への運搬	=
	8) 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。	第 182 条 添付 5	保全区域 (第115	=
		添付7	条関連) 保全区域図(第 182 条関連)	
	9)周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。	第 183 条	周辺監視区域	-
	10) 請負会社に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。	第 190 条	請負会社の放射線 防護	_
		第 191 条	頻度の定義	
実用炉規則第 92 条第 3 項第 10 号 【排気監視設備及び排 水監視設備】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の管理目標値及び 基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物 質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第 174 条	放射性気体廃棄物の管理	_
	2) 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値 を満たすための放出量管理方法、並びに放射性液体廃棄物の放出物質 濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第 173 条	放射性液体廃棄物の管理	-

	保安規定審査基準 (廃止措置) (H25, 11, 27 制定、H29, 11, 29 最終改正)	伢	是安規定条文	変更有無
実用炉規則第 92 条第 3 項第 11 号 【線量、線量当量、汚 染の除去等】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 放射線業務従事者の受ける線量及び放射線業務従事者が呼吸する空気中の放射性物質の濃度に関すること。線量限度を超えないための措置が定められていること。	第 184 条	線量の評価	-
	2) 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。	第 188 条	管理区域外等への 搬出および運搬	_
	3) 管理区域内の床、壁、その他人の触れるおそれのある物であって放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定めた密度を超えた場合等の措置に関することとして、実用炉規則第78条に基づく、床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。	第 185 条	床・壁等の除染	-
	4) 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に 関する事項が定められていること。	第 186 条	外部放射線に係る 線量当量率等の測 定	-
	5) 核燃料物質等(新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。) の工場又は事業所外への運搬に関する工場又は事業所内の行為が定め	第 188 条	管理区域外等への 搬出および運搬	_
	の工場又は事業所外への連備に関する工場又は事業所内の行為が定められていること。	第 189 条	搬口ねより連搬 発電所外への運搬	_
	C 大塩塩塩 皮容粉 マカハ 皮容粉 の重視 ハフ 田 ナファ トルティングル 「 アフ	年 171 夕	七年世界本格之人	
	6) 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて(指示)」(平成 20・04・21 原院第1号(平成 20 年5月 27 日原子力安全・保安院制定(NISA-111a-08-1))) を参考として記載していること。	第 171 条	放射性廃棄物でない廃棄物の管理	_
	7) 法第 61 条の 2 第 2 項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、同法 61 条の 2 第 1 項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行うことが定められていること。	_	[クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし]	_
	8) 法第 61 条の 2 第 1 項の確認を受けようとする物の取扱いに関することについては、「放射能濃度の測定及び評価の方法の認可について(内規)」(平成 17・11・30 原院第 6 号(平成 18 年 1 月 30 日原子力安全・保安院制定)及び平成 23・06・20 原院第 4 号(平成 23 年 7 月 1 日同院改正))を参考として記載していること。なお、原子炉等規制法第 61条の 2 第 2 項による放射能濃度の測定及び評価方法の認可において記載された内容を満足するように定められていること。	-	[クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし]	
	9) 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。	第 177 条	管理区域の設定・ 解除	_
		第 178 条	管理区域内におけ	_
		第 181 条	る区域区分 管理区域出入者の 遵守事項	_
		第 185 条	床・壁等の除染	_
		第 188 条	管理区域外等への	_
実用炉規則第 92 条第 3	本事項については、以下のような事項が明記されていること。	第 175 条	搬出および運搬 放出管理用計測器	
項第12号 【放射線測定器の管理】	1) 放出管理用計測器について、計測器の種類、所管箇所及び数量が定められていること。	7,0 110 7,0	の管理	
	2) 放射線計測器について、計測器の種類、所管箇所及び数量が定められていること。	第 187 条	放射線計測器類の 管理	_
実用炉規則第 92 条第 3 項第 13 号【発電用原子 炉 施設 の 巡視 及 び 点 検】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 日常の巡視活動の評価を踏まえ、原子炉施設における点検対象施設の 巡視これらに伴う処置に関すること (巡視の頻度を含む。) について、 適切な内容が定められていること。	第 153 条	巡視	-
実用炉規則第 92 条第 3	本事項については、以下のような事項が明記されていること。	第 166 条	新燃料の運搬	_
項第14号	1) 核燃料物質の工場又は事業所内及び工場又は事業所の外における運	第 167 条	新燃料の貯蔵	_
【核燃料物質の受払、 運搬、貯蔵その他の取	搬に関すること。 ここでは、工場又は事業所における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使	第 168 条 第 169 条	使用済燃料の貯蔵 使用済燃料の運搬	<u> </u>
扱い】 ※廃止措置対象施設に 核燃料物質が存在しない場合を除く。	用済燃料の運搬及び貯蔵に際して講ずべき保安管理措置として、運搬 する場合に臨界に達しない措置を講ずること及び貯蔵施設等が定めら れていること。			
	2) 貯蔵する核燃料物質の種類及び数量並びに貯蔵施設の管理その他の 取扱いに関すること。	第 167 条 第 168 条	新燃料の貯蔵 使用済燃料の貯蔵	<u> </u>
実用炉規則第 92 条第 3 項第 15 号 【放射性廃棄物の廃棄】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 放射性気体廃棄物の放出箇所及び放出管理目標値を満たすための放 出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び 頻度が定められていること。	第 174 条	放射性気体廃棄物の管理	-

	保安規定審査基準(廃止措置)	1		
	(H25.11.27 制定、H29.11.29 最終改正)	保	安規定条文	変更有無
	2) 放射性液体廃棄物の放出箇所、管理目標値及び基準値を満たすため の放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及 び頻度が定められていること。	第 173 条	放射性液体廃棄物の管理	-
	3) 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。	第 170 条	放射性固体廃棄物 の管理	-
	4) 法第61条の2第1項の確認を受けようとする物の取扱いに関することについては、「放射能濃度の測定及び評価の方法の認可について(内規)」を参考として記載していること。なお、法第61条の2第2項による放射能濃度の測定及び評価方法の認可において記載された内容を満足するように定められていること。	-	〔クリアランス規 定は、採用してい ないため、保安規 定に記載なし〕	-
	5)放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて(指示)」(平成 $20\cdot04\cdot21$ 原院第 $1号$ (平成 20 年 5 月 27 日原子力安全・保安院制定(NISA $-111a-08-1$)))を参考として記載していること。	第 171 条	放射性廃棄物でな い廃棄物の管理	-
		第 176 条	頻度の定義	_
実用炉規則第 92 条第 3	本事項については、以下のような事項が明記されていること。	第 194 条	原子力防災組織	_
項第 16 号	1) 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められてい	第 195 条	原子力防災要員	_
【非常の場合に講ずべ き措置】	ること。	第 197 条	原子力防災資機材 等の整備	-
	2) 緊急時における運転操作に関する社内規程類を作成することが定められていること。		廃止措置管理に関 する社内標準の作 成	_
	3) 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報する	第 198 条	通報経路	=
	ことが定められていること。	第 200 条	通報	_
	4) 緊急事態の発生をもってその後の措置は防災業務計画によることが 定められていること。	第 194 条	原子力防災組織	_
	5) 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊 急時における活動を実施することが定められていること。	第 201 条	原子力防災体制等 の発令	_
		第 202 条	応急措置	_
		第 203 条	緊急時における活 動	_
	6) 次の各号に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定すること。 i. 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。 ii. 緊急作業についての訓練を受けた者であること。 iii. 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員及び協力企業の従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。	第 196 条	緊急作業従事者の 選定	_
	7) 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理(放射線 防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。)及び緊急作業を 行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場 合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。	第 204 条	緊急作業従事者の 線量管理等	-
	8) 事象が収束した場合は、緊急時体制を解除することが定められていること。	第 205 条	原子力防災体制の 解除	-
	9) 防災訓練の実施頻度について定められていること。	第 199 条	原子力防災訓練	

保安規定審查基準 (廃止措置) (H25. 11. 27 制定、H29. 11. 29 最終改正)		保金	安規定条文	変更有無
実用炉規則第 92 条第 3 項第 17 号 【火災発生時の体制の 整備】 ※廃止措置対象施設に 核燃料物質が存在し ない場合を除く。	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1. 火災が発生した場合(以下「火災発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動(消防皮員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。以下同じ。)を含む火災防護対策を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じることが定められていること。 1) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。 2) 火災の発生を消防官吏に確実に通報するために必要な設備を設置すること。 3) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。 4) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。 5) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な化学消防自動車、泡消火薬剤その他の資機材を備え付けること。 6) 持込物(可燃物)の管理に関すること。 7) その他、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な化学消防自動車、泡消火薬剤その他の資機材を備え付けること。 8) 火災発生時におけるそれぞれの措置について、定期的に評価するとともにその結果を踏まえて必要な措置を講じること。	第 157 条	地震・火災等発生時の措置	
実用炉規則第 92 条第 3 項第 18 号 【内部溢水発生時の体制の整備】 ※廃止措置対象施設に 核燃料物質が存在しない場合を除く。	本事項については、以下のような事項が明記されていること。原子炉施設内において溢水が発生した場合(以下「内部溢水発生時」という。)における原子炉施設の保全のための体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じることが定められていること。 1) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うための必要な計画を策定すること。 2) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。 3) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関すること。 4) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること 5) その他、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な解明器具、無線機器での他の資機材を備え付けること 5) その他、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。 6) 内部溢水時におけるそれぞれの措置について、定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。	第158条	電源機能喪失時等の体制の整備	_
実用炉規則第92条第3項第18号の2 「火山影響等発生時の体制の整備」 ※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。	 火山現象による影響が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「火山影響等発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じることが定められていること。 1)火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。 2)火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。 3)火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要量を配置すること。 4)火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要なフィルターその他の資機材を備え付けること。 5)火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関することを定め、これを要員に守らせること。 6)その他、火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。 7)火山影響等発生時におけるそれぞれの措置について、定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。 	第158条	電源機能喪失時等の体制の整備	_

	保安規定審査基準 (廃止措置) (H25.11.27 制定、H29.11.29 最終改正)	保	安規定条文	変更有無
実用炉規則第 92 条第 3 項第 19 号 【重大事故等発生時の 体制の整備】 ※廃止措置対象施設に 核燃料物質が存在し ない場合を除く。	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1. 重大事故に至るおそれのある事故(設計基準事故を除く。)又は重大事故が発生した場合(以下「重大事故等発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関しては、次に掲げる措置を講じることが定められていること。 1) 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。 2) 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員(以下「対策要員」という。)を配置すること。 3) 対策要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。 4) 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。 5) 使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の損傷を防止するための対策に関する所内規程類を定め、これを対策要員に守らせること。 6) その他、重大事故発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。 7) 前各号の措置の内容について、定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。	第 158 条	電源機能喪失時等の体制の整備	_
	2. 重大事故発生時におけるそれぞれの措置について、法第43条の3の5第1項に基づく設置許可申請書及び同添付書類又は法第43条の3の6第1項に基づく発電用原子炉設置変更許可申請書及び同添付書類に記載された有効性評価の前提条件その他の措置に関する基本的内容を満足するよう定められていること。	第 158 条	電源機能喪失時等の体制の整備	-
実用炉規則第 92 条第 3 項第 20 号 【大規模損壊発生時の体制の整備】 ※廃止措置対象施設に 核燃料物質が存在し ない場合を除く。	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突によるテロリズムその他の外部から事象の発生により原子炉施設の大規模な損壊が生じた場合(重大事故発生時の場合を除く。以下「大規模損壊発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じることが定められていること。 1) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。 2) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。 3) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。 4) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。 5) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項に関する所内規程を定め、これを要員に守らせること。 i. 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。 ii. 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料の損傷を緩和するための対策に関すること。 iii. 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。 6) その他、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。 7) 前各号の措置の内容について定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。	第 158 条	電源機能喪失時等の体制の整備	
	3の5第1項に基づく設置許可申請書及び同添付書類又は法第43条の3の6第1項に基づく発電用原子炉設置変更許可申請書及び同添付書類に記載された措置に関する内容を満足するよう定められていること。		の体制の整備	
実用炉規則第92条第3 項第21号、22号 【原子炉施設及び廃止 措置に係る保安に関す る適正な記録及び報 告】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが、明確に記載されていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適切に作成し、管理するための措置が定められていることが求められる。 	第 208 条 第 144 条	品質保証計画	-
	2. 実用炉規則第67条又は開発炉規則第62条に定める記録について、その記録の管理が定められていること(計量管理規定で定めるものを除く。)。	第 208 条	記録	_
	3. 所長及び廃止措置の監督を行う者に報告すべき事項が定められていること。	第 209 条 第 150 条	報告 廃止措置主任者の 職務等	-

	保安規定審査基準 (廃止措置) (H25.11.27 制定、H29.11.29 最終改正)	伢	民安規定条文	変更有無
	(M23.11.27 前定、M23.11.63 最終以上) 4. 特に、実用炉規則第134条各号又は開発炉規則第129条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準づるものが発生した場合において、例えば、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。	第 209 条	報告	_
	5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記 されていること。	第 209 条	報告	_
実用炉規則第 92 条第 3 項第 23 号 【原子炉施設の保守管 理】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1. 「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第11条第1項及び研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第30条第1項に掲げる保守管理について(内規)」(平成20・12・22原院第3号(平成20年12月26日原子力安全・保安院制定))において認められたJEAC4209-2007又はそれと同等の規格に基づく保守管理の実施方法が定められていること。	第 192 条	保守管理計画	-
	2. 日常の保安活動の評価を踏まえ、原子炉施設の保守管理に関することについて、適切な内容が定められていること。	第 192 条	保守管理計画	-
	3. 予防保全を目的とした保全作業について、やむを得ず保全作業を行う場合には、法令に基づく点検及び補修、事故又は故障の再発防止対策の水平展開として実施する点検及び補修等に限ることが定められていること。	_	〔予防保全を目的 としてやむを得ず 行う保全作業は行 わないことから、 保安規定に記載な し〕	-
	4. 保守管理には、溶接事業者検査の実施に関することが含まれていること。	第 193 条	溶接事業者検査の 実施	-
実用炉規則第92条第3 項第24号 【保安に関する技術情報についての他の原子 炉設置者との共有】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 プラントメーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に 関する技術情報をBWR事業者協議会やPWR事業者連絡会などの事 業者の情報共有の場を活用し、他の原子炉設置者と共有し、自らの原 子炉施設の保安を向上させるための措置が記載されていること。	第 192 条	保守管理計画	-
実用炉規則第 92 条第 3 項第 25 号 【不適合に関する情報 の公開】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1. 原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の 公開基準が明確に定められていること。	第 144 条	品質保証計画	-
	2. 情報の公開に関し、原子力施設情報ライブラリー等への登録などに 必要な事項が記載されていること。	第 144 条	品質保証計画	_
実用炉規則第92条第3	○ 廃止措置作業の計画、廃棄物の管理、廃止措置の実施の管理につい	第 151 条	構成および定義	_
項第 26 号	て、必要な事項が記録されていること。	第 152 条	運転員の確保	有
【廃止措置の管理】		第 154 条	廃止措置管理に関 する社内標準の作 成	_
		第 155 条	引継	-
		第 157 条	地震・火災等発生 時の措置	-
		第 159 条	安全貯蔵措置	
		第 160 条	工事の計画および 実施	=
		第 161 条	実施 工事完了の報告	_
		第 162 条	使用済燃料ピット	
		// - 000 /K	の水温	
		第 163 条	施設運用上の基準 の確認	_
		第 164 条	施設運用上の基準を満足しない場合	
		第 165 条	施設運用上の基準 に関する記録	_
		第 170 条	放射性固体廃棄物 の管理	-
		第 171 条	放射性廃棄物でな い廃棄物の管理	_
		第 172 条	事故由来放射性物 質の降下物の影響 確認	-
		第 173 条	放射性液体廃棄物 の管理	
		第 174 条	放射性気体廃棄物 の管理	_
		第 208 条	記録	-
実用炉規則第 92 条第 3 項第 27 号	前各項に加えて、以下の内容を定めていること。 1. 日常の品質保証活動の結果を踏まえ、必要に応じ、原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。	第 140 条	目的	_

保安規定審査基準 (廃止措置) (H25.11.27 制定、H29.11.29 最終改正)			安規定条文	変更有無
【その他、原子炉施設 又は廃止措置に係る保 安】	2. 廃止措置計画の認可後に安全機能を維持する必要のある施設の保守 管理については、保安規定に必要事項を記載すること。	第 192 条	第192条 保守管理計画 —	
	3. 安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会(ICRP)が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念(ALARA: as low as reasonably achievable)の精神にのっとり、原子力施設の災害防止のために適切な品質保証活動のもと保安活動を実施することが「基本方針」として定められていること。	第 141 条	第 141 条 基本方針 —	
	4. 原子炉設置者が、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害を防止するため、保安活動を法第43条の3の24第3項の規定に基づき保安規定として定めることが「目的」として定められていること。	第 140 条	目的	_

紗
Ŕ
の記載内容
1111
恒
0
<
넩
!安規 :
īΚ
ピン
る保護
iO
þ
1
ij
買にず
草垣に対
7事項に対
 水事項に対
要求事項に対
\cap
暦の
暦の
暦の
査基準の
査基準の
定審査基準の
定審査基準の
定審査基準の
保安規定審査基準の要求事項に対す、

社内標準	記載内容の概要		
	該当社内標準	· 一般 防災業務所達 · 一般 防災業務所達 · 一般 防災業務所達	
	記載の考え方		
原子炉施設保安規定	記載すべき内容	きと基 り 最生とす 種へ 羅持火阪は山津第 発 を時める 保て緊 確時火板設金	80条 濃度 および二酸化炭素濃度の監視を行う。 7. 手順着手の判断基準 「主順着手の判断基準 「大りおおい町への「多量」の 「な電力が発表する降灰予報(「連報」また 「は「詳細」)によりおおい町への「多量」の 降灰が予想された場合、後象庁が発表する噴 火に関する火山親測線において、海域的では(・ 通信連絡設備に関する対策 ・ 大は場合 ・ 大な物の影響を受けない有線表もない場合または 原下火砕物の影響を受けない有線表の設備を複数 ・ 大は場合 ・ 大は場合 ・ 大は場合 ・ 大は場合 ・ 大な物の影響を受けない有線、の ・ は、3 ・ もおよびも号がのとにより機能を確保する。ディー ・ は、第一が発表する上により機能を確保する。ディー ・ は、一 は、3 ・ は、一 は、1 ・ は、一 は、1 ・ は、1
	保安規定審査基準	集用が規則第92条第1項第9号 発電開原子が施設の運転 〇 地震・火災・有毒ガス (予期せず発 生するものを含む。)等発生時に講 ずべき措置について定められてい ること。	
	関連する実用炉規則	9 一、受場保し 設の、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

社内標準	記載内容の概要										
	該当社内標準										
	記載の考え方										
安規定		発生 または 喪失し		間針字額	50 分	20 分	80 次	25	3 35	11 4 4	⊅ ⁵⁰
=施設保		L影響等、3 3 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	主な作	要数量数	9	∞	4	8	61	ro	۶۵
原子炸	き内容	準 引始は、火! 失が発生し 発電機全台	策における	展画	緊全要 急対員 安策	と を な を を を を を を を を を を を を を	緊全要 急対員 安策	繁全要急 对員	繁全要急 対員	緊全要 急対員 安策	繁全要 急対員 安策
	記載すべ	7. 手順着手の判断基準 電源車による給電開始は、火山影響等発生時 において外部電源喪失が発生し、3号炉または 4号炉のディーゼル発電機全台が機能喪失し た場合 (中略)	火山影響等発生時の対策における主な作業	松平位松		ルイイ 発売 型の 数 フィンタ はな が が が が が が が が が が が が が が が が が が			な の の の の の の の の の の の の の		<u> </u>
		デー	ЖШ	作手 ※順 ov	e (a)	3	(0) e		(a) (a) (b) (c) (b) (c) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d	g (a)	e (b) - (b)
	保安規定審會基準										
	関連する実用炉規則										

				. E	10/10:44				共用・子下
関連する実用炉規則	保安規定審査基準		記載す	京とは	原十岁旭段宋女苑内容	7 況 上	記載の考え方	該当社内標準	在M保年 記載内容の概要
		3 1	の給電開始 (給電用ケーブル接続)						
		THE STA	禁 本 を を の に の に の に の に に に に に に に に に に に に に	通 等 日 日 金	en	35			
		illian O 1) ilian	間源車から り給電開始 (不要負荷 河り離し・受 電操作)	海 湯)、現 (第			· 3、4号炉緊急時対策所の機 能移設に伴う変更 (緊急時対策所の機能移設に はごむ曲が進	·一般防災業務所達	・火山影響等発生時における原子炉 施設の保全のための活動を行うた めに必要な体制の整備に関する活動の変更を反映する。
		h (a)	緊急時対策 所の居住性 確保(仮設フィルタ取付)	解全要 创为。 张	2 (3号炉 および4 号炉合 計)	05 <mark> </mark> 55	〒 2 改画の変更) ・3 4 号炉緊急時対策所の機 部移覧に千つ変更 (図をはお第二件の機能を設定)	·一般防災業務所達	・火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うための必要を行うための活動を行うために必要な作制の整備に関する活動の本語を下記する
		j (a)	軽油 ドラム 缶の 建屋近傍への移動	緊全要 急対員 安策		50 分	(来码环区政府的政府 (宋) (张) (张) (张) (张) (张) (张) (张) (张) (张) (张		当了发光 67 以 67 5 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6
		k (a)	消火水バックアップタンクから彼れにットへのある彼みにかったのの一切のの一切の一切をある。	緊全要 急対員 安策		30 分			
			当火米バットでしょう。	繁全要急対員 英策	3 (3場内 および4 号角合 計)	75			
		(g) Y	ノメン ドル で は が は が な で り で の は に が に に が は に に に に が り に に で で で で で で で で で で で で で で う で う で	海 等 (中分制 (中定)	(3号を および4 中省合 計)				
		※※はが	4名で2班が3排気ファンお排気ファンおたり上表とはで実施する。	名で2班が交代して実施する。 #気ファンおよび仮設ダクト等設置作業 Eリ上表とは別に緊急安全対策要員 4名?実施する。	5する。 クト等設置 全対策要員	新 4 3 4 3			
	○ 発電用原子炉施設の重要な機能 に関して、安全機能を有する系統 機器及び重大事故等対処設備(特定 重大事故等対処施設を構成する設	無 Ξ"	(重大事故等対処設備) 9 0 条 次の各号の重大事故等対処設備は、表 9 2 一 1 で定める事項を運転上の制限とする。 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための。) 重大事故等 運転上の制係 子炉を未臨	がい設備は 見とする。 界にする <i>t</i>	1	・変更なし		
	編をさら。) 争について、連邦状態に対応した適転上の制限(Jimiting Conditions for Operation。以下LICO」という。) を満足していることの確認の内容(以下「サーベラ		20.1 (2) 1次冷却系のフィードアンドブリードをするための設備 (3) 炉心注水をするための設備 (4) 1次冷却系の減圧をするための設備	ドアンドブ の設備 するための割	リードを み み 番	18t			
	ンス」という。)、TCOを満足して いない場合に要求される措置(以下 「要求される措置」という。)及び		各約容器スプ 格約容器内自	アイ等をする 然対消治哲	うための設 をするため	備 5の設			
	脚状される描画の完了時間 (Allowed Outage Time。以下fAOT」 という。)が定められていること。		主器 2 次側に、 備 主器 2 次側に。	器2次側による炉心冷却(注水)をす器2次側による炉心冷却(蒸気放出)	17 (注水) 名10 (蒸気放け	ドサ サ ゆ 体 を			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容	
安規定審査基準の要求事項に対する保安規)	谷
安規定審査基準の要求事項に対する保安規)	Ř
安規定審査基準の要求事項に対する保安規)	掌
安規定審査基準の要求事項に対する保安規)	煀
安規定審査基準の要求事項に対する保安規)	ė
安規定審査基準の要求事項に対する保安規)	ζ No.1
安規定審査基準の要求事項に対	見江
安規定審査基準の要求事項に対	共
安規定審査基準の要求事項に対	吊
安規定審査基準の要求事項に対	2
安規定審査基準の要求事項に対	to
安規定審査基準の要求	
安規定審査基準の要求	본
安規定審査基準の要求	門
安規定審査基準の	サン
安規定審査基準の	计量
安規定審査基	\sim
安規定審査基	無
安規定審3	革
女規	查
女規	₩
女規	世
保知	
±7.	科
	₹

补内 樗淮	記載内容の概要	・3、4号 与 緊急 時 対 強 引 の 機能 移設 に伴う 変 更 を 反 映 す る。
	該当社内標準	・ る原子 あの を の の の の の に 関する の は の の に 関する の に 関する の に 関する の に 関する の に 関する の に 関する の に 関する の に 関する の に 関する の に 関する の に 関する の に 関する の に 関する の に 関する の に 関する の の に 関する の の に 関する の の に 関する の の に 関する の に 関する の に の は の に に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に に に の に に に に に に に に に に に に に
	記載の考え方	(
自子的体验保安组定	記載すべき内容	
	保安規定審査基準	は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、
	関連する実用炉規則	

社内標準	記載内容の概要	・3,4号炉緊急時対策所の機能移設に守う変更を反映する。(以下、同様)
	該当社内標準	・重大事故等発生時におけるの所予があ設の保全の活動に関する所で、 同様) (以下、 同様)
	記載の考え方	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
原子炉施設保安規定	記載すべき内容	1
; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ;	保安規定審會基準 (宋安規定審會基準	War Wa
	関連する実用炉規則	

社内標準	記載内容の概要														
	該当社内標準														
	記載の考え方			・注記削除に伴う注記番号繰り上げ			・汗討当解に伴っ汗討番日総	ルンでは、アンドランでは、アンドランでは、アンドラでは、日様)							
原子炉施設保安規定		要求される措置 時間	4.1 放射線管理 速や調視し、 調製力・ 計数 を開い、 計数 で 可 の 調 を が 可 の 間 を か に 値 面 ロ が に 値 面 ロ か ら に 値 面 ロ が の に 値 を 関 略 を 関 略 を 関 を	5。 射線管理 張広、代替 速や ²⁰ 3.4 A	田女田 田田 本田 は は は は は は ま は ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま	子 与 条 を 10 を	О Ш		射線管理 10 (は、当数 日 第を使用 能な状態 [日する。	射線管理 10 ミは、代替 ロ 雪※ <u>3</u> を検	ル 国本 子田 社会 会会 はまない はまない はまない はません かんきんしょう	射線管理 10 に、当該 日 業を使用 まな状態	[旧する。 財線管理 10		五技術者 電認を得 ミ施する。
- 道	記載すべき内容	条 年 脚状 5	震撃 とうしょう かんしょう かんしょう アンリング はまった アンカック はまった 大谷 様子 はまな 楽 子は まままま かんけい ままま かんしょう ままま しょう ままま しょう ままま しょう きょう きょうしょう きょうしょう	可ア昨足い機モ妻し場型ニ数て合		國権 とり とり とり とり とう とう とう とう とう とう とう かん とう かん とう かん かん かん かん かん かん かん かん かんりん			C. 使用可能な空C. 1. 放気供給装置禁患が所要数を設む対比してい可能ない場合に	ボたみ C.2 対 関連	 - 本品のト	使用可能な酸素濃度計またけに 要素が またけに酸化炭素濃度	が所要数 満足したない場合	本品品	+ 中 は の に に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に に に に に に に に に に に に に
		世近 四四	キドンおび 「、、、なな 、、。よ 4			<u>κ</u>			0			<u>a</u>			
\$ ‡ † † † †	保安規定審食基準														
	関連する美用炉規則														

壮 内 堙 淮	上に派士記載内容の概要														
	該当社内標準														
	記載の考え方						・注記削除に伴う注記番号繰ります	(以下、同様)							
国 7 后 4 记 4 记 4 记 4 记 4 记 4 记 4 记 4 记 4 记 4	で表内が	E. 条件B、Cま E.1 当直課長は、12 たはDの特 モード3 時間 置を完了時 にする。 間内に達成 および できない場 E.2 当直課長は、56 合 たい場 E.2 当直課長は、56 合 にする。	(3) 要求される措置 (続き)	用 - 条 件 要求される措置 ド	A. 動作可能な 5、 緊急時対策 お 所内可搬型 び エリアモニ	森 かまたける (金田) かまたける (金田) からまない (金田) (金田) (金田) (金田) (金田) (金田) (金田) (金田)	ト ウンイル が が が が が が が が が が		B. 動作可能な B.1 原子炉保修 速や 緊急時対策 課長は、当 かに 所空気浄化 該設備を動	※が1 ※統 作可能な状 未満である 態に復田す 場合 る措置を開 速や かこ	および 8.2 原子炉保修 3.2 原子炉保修 課長は、代替 推 醋 喘 3.3	を原任任の (本)	をする。 のます。 のままがい。 はままがいます。	C. 使用可能な C.1 放射線管理 速や空気体診装 課長は、当かに 層が所要数 骸骸備を体 本業 とした 本部にして たつ能かな	および C.2 放射線管理 課長は、代 替指置 ^{※2} を
	保安規定審査基準														
	関連する実用炉規則														

記載内容の概要 社内標準 該当社内標準 注記削除に伴う注記番号繰 リ上げ 学茶保存器 表 **耐气保存器** 表 3ヶ月 産業の金属 国・二 田田東京 一による燃料構物設備」において運転上の制限を定める 記載の考え方 14月 強(2)年級 56 成 1.7月 (二.1回 施展価格(統制)、3ヶ月 施展機能(可数)、に1回 遊 回 変 を明めば (回光)、1 東の事態 自通報シ (ロステム、エン会議 ファイム、エン会議 システム、エン会議 衛星電路(結様)、 衛星電路(回義) テルンシーパー数 にび続作型通話球 面の適話強能を実 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容 施やかに 三年 10日の日 108 2時間 10B , B 108 0 H 0 108 至労兵が本州地田保護
 「900-16-1 空が北井水川発展保管からの終金」において選手上の前間を含める (900-16-7 数対域所数タンクましば重減タンク、タンクローリーによる数封 条原車、認効的対策所則
 「900-10-1 代刊管域設備からの確定」において選手上の対策を定める。 (2) 中央 ・ 102 計数保格課長は、代码折置。* を検 312、計数保格課長は、代码折置。* を検 314、原子が主任技術者の確認を得 で実施する。 計蔵保経課長は、代益指置**を検 対し、瓜子が主任技術者の確認を 得て実施する指置を開始する。 新聞 (1) 国 (は 電気保修課表は、代替指置**を検 割し、原子炉主任技術者の確認を 油工業物であ または 12. 計業保修課長は、代格計置^{21.}を検討 し、原子が主任技術者の確認を得て 御作回数ならPD C1 22発展解析、当該設備を避存可 8 多元表はでかり 野女大郎に雇田する。 予期を参加して 12 計製を新加て 12 計製を新加工 13 計製を新加工 14 計画 14 当座課長は、モード3にする。 当宣謀長は、モード5にする。 所要数を満足できない場合の禁匿。 原子炉施設保安規定 凍やいい 速かやに 報告部十万郎災キットワーク に搭続 サる道信通常設備 *・が動作不能である場合 対象ハマンーンを表 ネッカーム(SD 7) サンダーム(SD 7) サンダーム(SD 7) サンダームでも対象所 中のイラントのでは 中のイランドのでは 中のイラントのでは 中のイラン 中のイラントのでは 中のイラントのでは 中のイラントのでは 中のイラントのでは 中のイラントのでは 中のイラントのでは 中のイランドのでは 中のイランドのでは 中のイランドのでは 中のイランドのでは 中のイラントのでは 中のイランと 中のイので 中のイランと 中のイので 中のイので 中のイを 中のイので 中 連用モード モード 1,2,3 および4 対 一 土 田瀬 記載すべ ER数十二歳がたころ表十二歳がたころ表: 同素:酸濃 所満いた 能濃 た 化度 要 足 な 度 は 散 は 数 し い ※3:代替品の補充等。 所服数。 866 966 296 206 139⁸ 平原数・水油数・ 296 228 13831* 1 表列*** 41 41 9 0 素ま酸濃所満い合 (和學) 本中ンシーバー 集中経過級機動 機会パルメータ機形ツスト 14 (SPDS) 使酸計二素がをて場用 I P-FA 第20時衛重通報シスナム 森市原子力 T V会議シ 防災ネット ステム 60 大・高速 60 大・高速 り無話 90-20-1 随信連絡 SPDS独示範囲 SPDS機形機器 新田田路 新田田路 新田田路 四 短短線 保安規定審査基準 関連する実用炉規則

				**	补内 煙準
関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当社内標準	記載内容の概要
		の後、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一	### Thomas ### ### ### ### ### ### ### ### ### #	・重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達 めの活動に関する所達	・3、4号炉緊急時対策所の機能移設に伴う変更を反映する。
第92条(保安規定) 第1項 送第1項 公保安規定の認可を受けようとする者は、認可 を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に 掲げる事項について保安規定を定め、これを記 載した申請書を提出しなければならない。 二十一の二 火山影響等発生時における発電 用原子や施設の保全のための活動を行う体 制の整備に関すること。	(大口影響等発生時における発電用面にない。 大口影響等等性時における発電用面になける発電用面になける発電用面になける発電用面になける発電用面に大めの活動を行う体制の整金に、又に、次に掲げる発電を発生時して、次に掲げる対域を発生時して、次に掲げるが高いない。) これ、次に掲げる対域を発生時して、次に掲げる対域を発生時にあけるとのに、次に掲げる対域を発生時におけるとこと、火口影響等発生時における発電間のを行うために必要ながの活動を行うために必要な対し、大口影響等等を時における発電間すること。 火口影響等発生時における発電間がよった。 シャロ影響等等生時における発電間がよった。 シャロ影響等等生時における発電間がよった。 シャロ影響等等生時における発電間がなった。 シャロ影響等等生時における発電を関を行うために必要ながに対ける発電を行うために必要ながに対ける発電を行うために必要ながにおける発電を行うために必要ながにおける発電を行うために必要ながに対ける発電を行うために必要ながに対ける発電を表さったがに必要ながにおける発電を行うために必要ながにおける発電を指するためののほか、次口にもはがあもののほか、次に回過を音を発生時における代替電調を指するためののほか、次に超ばるもののをものがあるのにあれるのののでが、大口に影響等を生時における代替電に対けるがあるがはを表れまするためのののであるがは過ぎを表れまるためののので、次には過速を発生時におけるたみを出すするであるがははにあれるもののののでが、大口に影響を発生時におけるがは重し、影響を発生時におけるが過すす	添付2 火災、内部溢水、火山影響等および自然 災害発生時の対応に係る実施基準 (第18条、第18条の2、第18条の2の2お よび第18条の3関連) [3 火山影響等、降雪、地滑り発生時について、 実用炉規則第92条第1項第9号と同様の変更]			

対内煙 進	これが十二記載内容の概要			
	該当社内標準			
	記載の考え方			
自子归降影保免捐品	記載すべき内容			添付3 (重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準 施基準) 本「実施基準」は、重大事故に至るおそれがある事 なとしくは電大事故が発生した場合または大規模な 自然災害もしくは越彦による大型航空機の衝突その 他のテロリズムによる扇子が彫設の大規模が強なその 他のテロリズムによる扇子が彫設の大規模が強変を 自然災害した場合に対処しうる体制を維持管理していく ための実施内容について完める。 また、重大事故等の発生および拡大の防止に必要な 計画の適用手順の対象生および拡大の防止に必要な 計画のである。 でのる。 (中略) 1.1 体制の整備、教育訓練の実施および資機材 の配備 の配備 (1) 体制の整備、教育訓練の実施および資機材 の配備 (1) 体制の整備、教育訓練の実施および資機材 の配備 (1) 体制の整備、教育訓練の実施および資機材 の配備 (2) 重大事故等が発生した場合に速やかに対応す 者などを社内標準に定め、効果的な重大事故等対策を実施する ために必要な要員として、第13条に規定する運転 は、緊急時対策本部要員および緊急を全が策要員について、以下のとおり役割なび入数を割り当て確保する。 (中略) (1) 重大事故等が発生した場合に速やかに対応するために必要な要員として、第13条に規定する運転 高、原子力防災組織の統括管理および全体指揮を 1、7、重大事故等が発生した場合に速やかに対応する。 高原子力防災組織の統括管理および全体指揮を 有、20年格が第一位、20年の前報連絡を行う通転 者、原子が発送に係る規場での調整を行う知過避整 者の緊急時対策本部要員6名、運転操作指揮を行う出 重大事故等対策に係る現場での調整を行う現場 者の緊急時対策本部要員6名、運転操作指揮を行う出 重大事故等対策にある現場を行う過載整
	保安規定審査基準	るために必要な設備の機能を 無持するための対策に関する こと。 言 三に掲げるもののほか、火山 影響発生時に交流動力電源 が喪失した場合における炉心 の著しい損傷を防止するため の対策に関すること。 6. その他、火山影響等発生時にお ける発電用原子が配数の金の ための活動を行うために必要な 体制を整備すること。 7. 火山影響等発生時にお ける発電用におけるそれ ぞれの活動を行うために必要な 体制を整備すること。 7. 火山影響等発生時にお はるととした。その概算を で表の合活動を行うために必要な 本制を登備すること。 7. 火山影響等発生時におけるそれ ぞれの結響について、定期的に評価するととに、その結果を踏ま 元て必要な措置を請求ること。	<u>医用炉規則第 92 条第1項第 22 号</u> 重大事故等発生時における発電用原 子炉施設の保全のための活動を行う 体制の整備	(1) 重大事故に至るおそれのある事件 (
	関連する実用炉規則		条(保安規定) 1 項	法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けまうとする者は、認可を受けますでした。次に 施受ける事項について保安規定を定め、 九 を記載した申請書を提出しなければならない。 本 丁

社内標準	該当社内標準 記載内容の概要		・3,4号炉重大事故等対策に関する体制を反映する。	
1.7.74111	記載の考え方		・3、4号炉緊急時対策所の機・運転管理通達能移設に伴う変更(緊急時対策所の機能移設に伴うな可供う体制の変更)	・3、4号炉緊急時対策所の機 ・運転管理通達 鉄な割っと3・3・1
1000人ができることができます。 アングル・アングル はいまれる 一一 はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい は		12名(3号炉および4号炉のうち1つの原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は10名、3号炉および4号炉の原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は8名)、運転支援記動、電源確保活動、給水活動、設備地及、消防活動およびガレキ除去活動を行う緊急	エイスを報じ、34、39、20、20、30、30、20、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30	い場合に 51 名、3号炉および4号炉の原子炉容器 然料が装荷されていない場合は 44 名)ならびに被 後 6 時間以内を目途として参集し、発電所対策本部 各班の活動を行う発展時対策本部要員 10 名(以下 名乗車昌 - レいう))の会計 68 名(3号にた 7.7
		活げ定る 	い防す け!	損に けになる
	関連する美用炉規則			

补内標準	=・***・*** 記載内容の概要	・3、4号炉緊急時対策所の機能移設に伴う変更を反映する。	・3. 4号炉緊急時対策所の機能移設に伴う変更を反映する。 (以下、同じ)
	該当社内標準	・重大事故等発生時における 原子炉施設の保全のため の活動に関する所達	・重大事故等発生時における 原子が施設の保全のため の活動に闘する所達 (以下、同じ)
I	記載の考え方	・3、4号炉緊急時対策所の機 能移設に伴う変更 (モニタリングステーション およびモニタリングポスト への代替交流電源設備から の給電方法の変更の反映) (給電の手順書名の適正化)	・3、4号/ ない 4号/ ない 4号/ ない 4号/ ない 4号/
「「「」」 「「」」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「	記載すべき内容	ば給電元が自動で切り替わる。 その後、代替交流電源設備(空冷式非常用発電 表置)によりモンタップステーンョンおよび モニタリングポストへ給電する。 給電の手順は、表一14「電源の確保に関する 手順書等」参照。 モニタリングステーションおよびモニタリン イポストは、電源が喪失した状態から給電した 場合は、自動的に放射線量の連続測定を開始する。 (1) 手順着手の判断基準	# 18
	保安規定審査基準		
	関連する実用炉規則		

补 内煙準	記載内容の概要			・3. 4号炉緊急時対策所の機能移設に伴う変更を反映する。 (以下、同じ)								
	該当社内標準			・重大事故等発生時における 原子炉施設の保全のため の活動に関する所達 (以下、同じ)								
	記載の考え方			・3、4号炉緊急時対策所の機能移設に伴う変更(緊急時対策所の機能発出が対策の機能移設に伴う影響・2型を対策がの機能移設により影響をある。		、ボヴェンネンスとは悪めた、戦の明確化)	・3、4号炉緊急時対策所の機能移設に伴う変更 緊急時対策所の機能移設に伴う変更 保急時対策所の機能移設に伴う設備の変更)	(反下、 国じ)				
百子石牌品名名	記載すべき内容	設備からの給電により、緊急時対策所非常 用空気浄化ファンを起動する。 a、手順着手の判断基準 緊急時対策所の立上げ時	(2) 空気供給装置による空気供給準備手順 発電所対策本部は、空気供給装置の系統 構成を行い、漏えい等がないことを確認し、 切替えの準備を行う。 a. 手順着手の判断基準 緊急時対策所の立上げ時	(3) 緊急時対策所内の酸素濃度および二酸化 成素濃度の測定手順 発電所対策本部は、緊急時対策所の居住 性確保の観点から、緊急時対策所の酸素 濃度および二酸化炭素濃度の測定を行う。	a. 手順着手の判断基準 緊急時対策所換気設備を運転している 場合 (「緊急時対策所換気設備」とは、「緊 急時対策所可搬型空気海化装置および空 気供給装置」をいう。)	2. 原子力災害対策特別措置法第 10 条事象発生時の手順	発電所対策本部は、原子力災害対策特別指 置法第110条事象が発生した場合に、緊急時対 策所内に緊急時対策所内可搬型エリアモニタ を、3号炉及び4号炉の原子存格納容器と緊 急時対策所の間に緊急時対策所外可搬型エリ アモニタを設置し、放射線量の別定を開始す る。3号炉および4号炉の原子存格納容器と 緊急時対策所の間に設置する緊急時対策所称	可搬型エリアモニタを、緊急時対策所内を加圧するための判断に用いる。 (1) 緊急時対策所内可機型エリアモニタおよ (2) 緊急時対策所内可機型エリアモニタおよ 以緊急時対策所外可機型エリアモニタ設	緊急中級 緊急時対策所内に緊急時対策所内可搬型 エリアモニタを、3号炉及び4号炉の原子 炉格納容器と緊急時対策所の間に緊急時対 策所外可搬型エリアモニタを設置する。 a. 手順着手の判断基準 原子力災害対策特別措置法第 10 条事 象が発生した場合	3. 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 関する手順等 発電所対策本部は、重大事故等が発生した場合、重大事故等に対処するために必要な指	ホを行う緊急権対策本部要員等を仍護し、居住性を確保する措置を行う。 (1) 緊急時対策所にとどまる緊急時対策本部要員について	ブルーム通過中においても、緊急時対策 所へとどまる要員は、重大事故等に対処す るために必要な指示を行う要員、緊急時対
	保安規定審査基準											
	関連する実用炉規則											

补内 煙進	記載内容の概要	・3.4号 写 窓 品 女 号 与 緊 急 時 対 策 所 の 機 能 移 設 に 伴 う 変 更 を 反 映 す る。 (以 下 、 同 じ)
	該当社内標準	・画大事故等発生時における 原子が施設の保全のため の活動に関する所達 (以下、同じ)
	記載の考え方	・3、4 号 存 緊急 時 対 強 の 機 能 移 設 に 伴 う 変 更 (
原子妇 施設 保安 損 定	記載すべき内容	グキレス設備したりの機能である場合が関係では、 があるが関係で関係が表すで配換が、フレームのではできた。 があるが関係で関係を表す。 (2) を実験の時対策所にとども、多慮所が決すが、 を関係が発達でして、1号がおびるも離野が発生で を関係が発達でして、発電所が対策が大いて、 を介して、1号がおびたとに対し、 を行う。。 のの機能が表すのののでは、2000年のでは を介う。。 ののでは、2000年のでは、 を行う。。 ののでは、2000年のでは、 を行う。。 ののでは、2000年のでは、 を行う。。 ののでは、2000年のでは、 を行う。。 ののでは、2000年のでは、 を行う。。 ののでは、2000年のでは、 を行う。。 ののでは、2000年のでは、 を行う。。 ののでは、2000年のでは、 を行う。。 ののでは、2000年のでは、 を行う。。 ののでは、2000年のでは、 ののでは、2000年のでは、 を行う。 ののでは、2000年のでは、2000年ののでは、 ののでは、2000年のでは、2000年ののでは、2000年のののでは、2000年のののでは、2000年のののでは、2000年のののでは、 ののでは、2000年のでは、2000年ののでは、2000年のののでは、2000年のののでは、2000年のののでは、2000年のののでは、2000年のののでは、2000年のののでは、2000年のののでは、2000年のののでは、2000年のののでは、2000日ののでは、2000年のののでは、2000日ののでは、2000日ののでは、2000日ののでは、2000日ののでは、2000日のでは、200
	保安規定審査基準	
	関連する実用炉規則	

保安規定審査基準
必要な指示および通信連絡 発電所が策本部は、重大事故等が発生した場合、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員 等が、緊急時対策所の情報収集設備および通信連絡 設備により、必要なブラントパラメータ等を監視ま たは収集し、重大事故等に対処するために必要な情報を把握うるとともに、重大事故等に対処するために必要な情報 報を把握するとともに、重大事故等に対処するため の対策の検討を行う。 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な 資料を、緊急時対策所に整備する。当該資料は常に 最新となるよう通常時から維持、管理する。 重大事故等が発生した場合、緊急時対策所の通信連絡 整務備により、発電所内外の通信連絡をする必要の ある場所と通信連絡を行う。
2. 重大事故等に対処するための対策の検討に 必要な資料の整備について 各課室長は、重大事故等に対処するための対策 の検討に必要な資料を、緊急時対策所に整備する。 当該資料は常に最新となるよう通常時から維持、管 理する。

补内 煙進													
	該当社内標準												
	記載の考え方												
电子 化二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	記載すべき内容	発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡的使用方法等、必要な手順は、表一19「通信連絡に関する手順等」参照。	必要な数の要員の収容 緊急時対策所には、重大事故等に対処するために必 要な指示を行う緊急時対策本部要員に加え、原子炉 格斡容器の被損等による発電所外への放射性物質 の体對を出回するよかの対策による	の指数では削りのこのの対象に対応するこのにかの要な数の際急時対策本部要員を含めた重大事故等に対応等に対応するために必要な数の緊急時対策本部要員を収容する。	発電所対策本部は、これらの緊急時対策本部要員を収容するため、以下の手順等により必要な資機材、飲料水、食料等を配備するとともに、維持、管理し、放射線管理等の運用を行う。	1. 放射線管理資機材、飲料水、食料等の維持管理等について	(1) 放射線管理用資機材の維持管理について 重大事故等に対処するために必要な指示を行う 要員や現場作業を行う要員等の対策要員の装備(線 量計、マスク等)を配備し、維持、管理し、重大事故	等時に はこれらを用いて十分な放射線管理を行う。 はこれらを用いて十分な扱いに 1 週間活動す 少なくとも外部からの支援なしに 1 週間活動す るために必要な終料水、食料等を備蓄し、維持、管 理し、重大事故等が発生した場合は、緊急時対策所 内の環境を確認した上で、飲食の管理を行う。	2. 放射線管理について 1 チェンジングエリアの運用手順 取急時対策所は、緊急時対策所への汚染の持ち 込みを防止するため、身体サーベイおよび防護具の 着替え等を行うためのチェンジングエリアを通常 時から設置し、緊急時対策所の外側が放射性物質に より汚染したような状況下になった場合に運用す	の。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	2 緊急時対策所可機型空気浄化装置の切替手順 発電所対策本部は、緊急時対策所非常用空気浄 化フィルタユニットの性能の低下等、緊急時対策所 非常用空気浄化フィルタユニットの切替えが必要 となった場合、待機側へ切り替え、線量に応じ、交 換、保管する。	手順看手の判断基準 フィルタュニットの性能の低下等により運転中 の緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替えが必要となった場合	代替電源設備からの給電 発電所対策本部は、非常用母線からの給電喪失時 は、電源車(緊急時対策所用)から緊急時対策所へ 給電する。 なお、安全パラメータ表示システム(SPDS)、安
	保安規定審査基準												
	関連する実用炉規則												

		1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.			计 内 堙淮
関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当社内標準	記載内容の概要
		全パラメータ伝送システムおよびSPDS表示装置のうち、3号炉および4号炉の原子炉補助建屋に設置した機器は、全交流動力電源喪失時において、空冷式非常用発電装置から終電する。 総電の手順は、表一14「電源の確保に関する手順等」参照。			
		1. 電源車(緊急時対策所用)による給電 非常用母線からの給電喪失時又はその発生に 備え、緊急時対策所の電源を確保するため、代替電 源設備である電源車(緊急時対策所用)を準備する。 非常用母線からの給電要失時は、電源車(緊急時対 策所用)1台を起動し、緊急時対策所へ給電する。			
		(1) 電源車(緊急時対策所用)準備手順発電所対策本部は、緊急時対策所立上げ時にケーブル接続を行う手偏を整備する。 a. 手順着手の判断基準緊急時対策所の立上げ時に 緊急時対策所の立上げ時			
		(2) 電源車(緊急時対策所用)起動手順発電所対策本部は、非常用母線からの給電喪失時の電源車(緊急時対策所用)の起動を行う手順を整備する。 a 手順着手の判断基準 非常用母線からの給電喪失時			
		(3) 電源車(緊急時対策所用)の切替えおよび 燃料給油手順 a. 電源車(緊急時対策所用)の切替手順 多電所対策本部は、使用中の電源車(緊急時対 策所用)に故障等が発生した場合、電源車(緊急時 対策所用)の切替えを行う。 (3) 手順着手の判断基準 使用中の電源車(緊急時対策所用)に故障等が発 生した場合など、運転中の電源車(緊急時対策所用)			
		b.電源車 (緊急時対策所用) 燃料タンクへの燃料給油手順 発電所対策本部は、電源車 (緊急時対策所用) を 運転し燃料補給が必要となった場合、燃料油貯蔵タンクまたは重油タンクからタンクローリーへ給油 し、電源車 (緊急時対策所用) 燃料タンクへ補給を 行う。			
		(4) チ順省子の判断金年 電源車(緊急時対策所用)を運転した場合におい て、各発電機の燃料の管理知量を確認後、定格負荷 運転時における燃料補給作業着手時間に達した場合			
		必要な数の要員の収容 ・ 代替電源設備からの約 1			
		※およりなみでではませられて、 1.10、カネーが確認された場合には、サーベイエリアに隣接した			

紗
載
딞
6
ζ.
辿
光
き安規原
÷
T
70
[に対する保多
画
(事項)(
*
要水量
6
無
を基準
審查
州
記点
保安規算
界
4

	:	原子炉 斯敦保安祖定			- 対力標準
関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内3	記載の考え方	該当社内標準	記載内容の概要
		(配慮を未たは通話通信確認を行う場合 (配慮すくき事項) 適信通達格を行う場合は、多様性抗張 通信通達格を行う場合は、多様性抗張 電の使用を優先する。多様性抗張 (回定)、衛星電話(機構)、および無熱過試鉄 (回定)、衛星電話(機構)、および無熱過試鉄 (回定)、衛星電話(機構)、および無熱過試鉄 発電所力の必要な場所では、一バーがよび 発電所力の必要な場所では、一バーが上が (の解決を通信設備、発電所的)に、今の (1) 中調準を行うよん様に重要なパラメータを 発電所力の必要な場所では、一次イータ 等電所対数素を弱に、直流電源機夫時等、 (1) 中調準等を行うた棒に重要なパラメータを 等電所力の必要な場所では、一タを計測し、 の結果を通信設備、発電所的)により発電 間を使用し、現場または中央制御室と緊 過器にて、炉の地域の向下に必要は 過器にて、炉の地域の向下に必要は の器構では、直流電源機夫時等、 通路にて、炉の地域の向下に必要が がのから要な場所では、一タを計測し、そ のが事では、一次インタを のの表に、多様性抗緩設備が使用 (1) 中偏離に、現場または中央制御室と緊 連路に、表型が対すに、一の結果を通信設備 (1) 中偏着中の判断基準 を電所分(により、、名の結果を通信設備 (1) 中偏離(機等)がよび連絡には構つ型値間接 を電所分(により、発電所的)により、発電所的 の優先順位 通信連絡を行う場合は、多様性抗緩設備が使用 を場所が、解電電話(機等)、および機能等を (日の)、緊急時対策所に、重な電話(固定)、衛星電話(個定)、衛星電話(個定)、衛星電話(個定)、衛星電話(個定)、衛星電話(個定)、衛星電話(個定)、 (日の) 衛星電話(機等)、衛星電話(回定)、衛星電話(回定)、衛星電話(機等)、衛星電話(個定)、衛星電話(個定)、 (日の) 一の通信連絡 を関係が、配りたりの関係を (日の方) の通信連絡 を関係が、配りの通信連絡 を関係が、配りにより、発露所が強強が (日の方) の通信連絡を行うために、資本電面部(機等)が表の通行に (日のため膜が、大のかの) 中隔等 (日のかのののでは、多様性抗緩影を (日のかののでは、多様性抗緩影を (日のかののでは、多様性抗緩影を (日のかののでは、多様性抗緩影を (日のかののでは、多様性抗緩影を (日のかののでは、多様性抗緩影を (日のかののでは、多様性が (日のが、大のかののでは、多様性が (日のが、大のかののでは、多様性抗緩影を (日のが、大のが、たのが、単位のでは、 を関係が、配りにより、一のが、 を関係が、とのが、 (日のが)のが、 を関係が、との通信連絡を行う場合は、 を関係が、配りのので を関係が、でかののでは、 を関係が、でかののでは、 を関係が、でかののでは、 を関係が、でかののでは、 を関係が、でがのが、でが、 を関係が、でが、のが、 を関係が、でが、のが、 を関係が、でが、のが、 を関係が、のが、 を関係が、のが、 を関係が、のが、 を関係が、のが、 を関係が、のが、 を関係が、のが、 を関係が、のが、 を関係が、のが、 を関係が、 (日のが、のが、 を関係が、 を関係が、 を関係が、 (日のが、のが、 を関係が、 を関係が、 (日のが、 を関係が、 (日のが、 を関係が、 (日のが、 を関係が、 (日のが、 を関係が、 (日のが、 (日が、 (日が、 (日のが、 (日が、 (日のが、 (日のが、 (日のが、 (日のが、 (日のが、 (日のが、 (日のが、 (日のが、 (日のが、 (日が、 (日のが、 (日のが、 (日のが、 (日のが、 (日のが、 (日のが、 (日のが、 (日のが、 (日のが、 (日が、 (日のが、 (日のが、 (日のが、 (日のが、 (日のが、 (日のが、 (日のが、 (日のが、 (日のが、 (日のが、 (日のが、 (日のが、 (日のが、 (日のが、 (日が、 (日のが、 (日のが、 (日が、 (日のが、 (日のが、 (日のが、 (日のが、 (日のが、 (日のが、 (日のが、 (日のが、 (日のが、 (日のが、	の無イ連門が、一番を	・重大事故等発生時における 原子が聴設の保全のため の活動に関する所達 (以下、同じ)	・3、 4 号 与 な 祭 急 時 女 後 過 を 方 変 道 を 反 映 す る。 (以 下、同 じ) 機能 移 設
		I P - F A X)を使用する。	・3,4 中 か 緊急 時 対 策		

社内標準	記載内容の概要	・3. 4号/ に伴う変量を反映する。 (以下、同じ)
	該当社內標準	・重大事故等発生時における 原子が施設の保全のため の活動に関する所達 (以下、同じ)
		・3. 4号体験急時対策所の機 ・3. 4号体験急時対策所の ・3. 4号体験急時対策所の (記載表現の適正化) (以下、同様)
原子炉施設保安規定	記載すべき内容	a. 今及消動力電流表表等には、代替に関係をある。 からの設備である。 したりの設備である。 したり、 たっと、 たっと、 たっと、 かっとの対象体をである。 したり、 たっと、 かっとの対象体をである。 したり、 できた、 かんな 大力な 大力な 大力な 大力な 大力な 大力な 大力な 大力な 大力な 大力
1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1	床女况に香宜奉年	
19月 19日 4 7 千年 81	演世9 の末吊が祝明	

ΙυΉ
松
1/2
記載を
쌔
6
(
闸
彰
Ţ,
保
~
対する個
To
に対する個
IJ
事項际
ሑ
要求
厥
嫌
香基
拠
₩
定
安規
安規
迷
_

か 内 堙 淮	記載内容の概要	・3 , 4号炉緊急時対策所の機能移設に伴う変更を反映する。 に伴う変更を反映する。 (以下、同じ)					
	該当社内標準	・重大事故等発生時における 原子 好施 設の保全のため の活動に関する所達 (以下、同じ)					
	記載の考え方	・3, 4号炉緊急時対策所の機能移設に伴う変更(記載表現の適正化)(以下、同様)					
百子后体验保安相完		新国 多久 面安 西京 10 10 10 10 10 10 10 1	(1/9) 開始 開記 出記	I	45	°	°
百子后格言	内容	1. 一、 (本) (大) (本) (大) (本) (大) (本) (大) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本	操作の成立性 要員 要員 数	1	供	3にて整備する	2にて整備する
	記載すべき内容	通信連絡を行う場合は、統合原子 防災シャトワークに接続する通信連 絡設備(T V会養システム、19 毎話 および1PーFAX)ならびに多様体 および1PーFAX)ならびに多様体 地張設備である、加入電話、加入フマ カシミリ、携帯電話、電力及受通信用 電話設施である、加入電話、加入フマ できない場合は、衛星電話(成用 できない場合は、衛星電話(固定)、衛 全電話(携帯)が程電部で (配慮 基準) の通信連絡 (配慮 基準) のは、変が動力電源喪失時は、 大韓電源設備からの給電 当直課長は、全交流動力電源喪失時は、 代替電源設備がよの給電 当面課長は、全交流動力電源喪失時は、 大韓電源設備により、衛星電話(回搬) のた接続する通信連絡 当位標表は、全交流動力電源喪失時は、 大学事項) のた後続する通信連絡の 大大ながまる通信連絡ので、 当本の大路で、全をが動力電源要失時は、 大学の上で、大力ない。 本電の音に、全交流動力電源要失時は、 大学の一クに接続する通信連絡の 本域を表示システム、1P電話なよび、PPーFA メンケーム、1P電話なよび、PPーFA ボタステム、1P電話なよび、PPーFA ボタステム、1P電部なステム、安全パラ メーク表示システム(SPDS)、安全パラメーク表示システム(SPDS)、安全パラ が電の手順は、表一14「電源の確保に 翻する手順は、表一14「電源の確保に 関する手順等」および表一18「緊急時対 策所の居住性等に関する手順等」	表-20 重大事故等対策における操作の成立性 操作 作 事手 対応手段 No.		ターピン型権登略 米米ンプ(短編中 世級中の大力がの 一にい動権的能力 ポンプ超智等の は、中央制 福中型議件のに、 のターピン製権的 をターピン製権的 をターピン製権的 をターピン製権的 を表す、こ、 をターピン製権的 を表す、 をあるーピン製権の を表す、 を表す をます、 を表す をます をす をす をす をす をす をす をす を	No.	No.
	保安規定審査基準						
	関連する実用炉規則						

补内標準	記載内容の概要								・3、4号炉緊急時対策所の機能移設に伴う変更を応いた。	に下くを欠らなが、8。(以下、同じ)														
	該当社内標準								・重大事故等発生時における国よらない。	ボール 心になる 木主の ための活動に関する所達 (はて)	(以下、同じ)													
	記載の考え方								・3、4号炉緊急時対策所の機能投影に供きを設け、	にかいに アタス (緊急時対策所位置変更に伴い おんのおかな 聞の ロボン	っ裸作の想定時間の見直し)						1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1	6、キュケーギルがある。ないので、 は移設に伴う変更に (緊急時対策所位置変更およ	ひ送水車作業時間見直しに 伴う操作の想定時間の見直	<u>.</u>				
			30	55.	Ŕ	ì.	æ \$		7. 分			2° &		30	尔		4.8			3 22	磁	2 / 9)	祖 语	84 分
は、 人はよう ないがん あんぱん かんだん かんしょう 国子 中枢 設 保免 規定			5	2			2	d	2	3		2		4	٠	1		12		7	係る対応	成立性(2	要員数	es
た 単	き内乳		運転員等 (中央制 御室、現場)	運 転 等 (金子) (金子) (金子)	御酎、現 動)	運転員 等	(中央制 御智、現	運転員等 (中央制	御室、現場)	緊急安全 対策要員	運転員 等	(中央制 御室、規	場)	海 幸 金子 中 中 中 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田	(動 (動) (動)	運転員等 (中央制 御室)	緊急安全対策要員	(中央 御智、現	運転員	(中子)	場)	3ける操作の	斑	運転員等 (中央制 御室、現
	記載すべ	ポンプ起動弁(現場手動操作)によるタービン動補助 総水ポンプの機能回復							(加圧器感かし半用)による加圧器 ※がし件の機能回	I	ポスプレ(RHR	絡ようる	E米	恒設代替低圧注水ポンプによる代替	II 2 3	: !	ロ表式た合ち口注 水ポンプによる代 ゴーン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	۷	ポスプレ	S-CSS連絡ルイン使用)による	原理転 ※ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	: 0 重大事故等対策における操作の成立性	対応手段	B充てんポンプ(自 己冷却)による代替 炉心注水※1
																4					*	表-2	操作手順。	4
	保安規定審査基準																							
	関連する実用炉規則																							

社内標準	記載内容の概要						・3、 4 号炉緊急時対策所の機能移設 に伴う変更を反映する。 (以下、同じ)						
	該当社内標準						・重大事故等発生時における 原子炉施設の保全のため の活動に関する所達 (以下、同じ)						
	記載の考え方						・3、4号炉緊急時対策所の機能移勢に伴う変更 能移勢に伴う変更 (緊急時対策所位置変更に伴う う操作の想定時間の見直し)				・3、4号炉緊急時対策所の機能移設に伴う変更 能移設に伴う変更 (緊急時対策所位置変更およ び送水車作業時間見直しに	件つ操作の想定時間の見直し)	・3、4号炉緊急時対策所の機能移設に伴う変更 能移設に伴う変更 (緊急時対策所位置変更に伴う操作の想定時間の見直し)
保安規定			15 分	No. 3にて整備する。 (主蒸気送がし弁(現場手動 操作)による 主蒸気送がし弁の機能回復 と同様)			9.2 時間		30 分		4.8	106 25	110
原子炉施設保安規定		en	8	整備する。 &がし弁 (i よる がし弁のヤ	整備する。	No. 7にて整備する。	20	整備する。	en	No. 7にて整備する。	12	62	82
頂	記載すべき内容	場	編 本 (中 金 多 多 多 多 多	No. 3にて (主蒸気 操作)に、 主蒸気逃 と同様)	No.3にて整備する	No. 7157	聚全要 急太 直 中 等 等 等 等 等 。 说 。 说 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	No.7にて整備する	運 転 等等 (本) (本) (中) (中) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本	No. 7157	緊 対策 (年 安 世 を 明 の 世 を 明 の 世 を 明 の 世 の 明 の 世 の 明 の 世 の 明 の 明 の 明 の 明 の 明 の 明 の 明 の 明 の 明 の 明	緊 急 安	緊急 沙米 美国 医水果素
	記載す		蓄圧タンクによる 代替炉心注水	主蒸気逃がし弁 (現場手動操作) による 蒸気放出	主蒸気逃がし弁 (現場手動操作) による ま蒸気逃がし弁の 機能回復	大容量ポンプを用いた A、D格納容器再循環ユニットによる格納容器内容を表現を開発を表した。 Aを表現を表している。 Aを表現を表している。 Aを表現を表現を表す。	大容量ポンプによる補機冷却水(海水) 通水※1	A、D格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流治却	恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ※	大容量ポンプを用いたA、D格納容器再循環ユニットに再確認ユニットによる格納容器内自然対流を出たが対象を表出を表述を表述が活き	回機式代替低圧注 水ポンプによる代替格総容器スプレイ※1	電源車 (可勝式代替低 圧注 水ポンプ用)、大容量ポンプへの燃料補給※1	送水車への燃料補給*1
						Ŋ				φ			
# # # # # # # # # # # # # # # # # # #	保安規定審査基準												
; ; ;	関連する実用炉規則												

补内標準	記載内容の概要										・3, 4号炉緊急時対策所の機能移設											
	該当社内標準											原士炉 施設の株主のための活動に関する所達 (以下、同じ)										
	記載の考え方										・3, 4号炉緊急時対策所の機会対影に高いまま	能移設に件つ変更 (緊急時対策所位置変更に伴う操作の想定時間の見直し)					・3、4号炉緊急時対策所の機能移設に伴う変更 の名は対策に仕事を更	、糸のはどれば、四回を欠らなり、び送水車作業時間見直しに	伴う操作の想定時間の見直し)			
5 施設保安規定	き内容	の重要事故シーケンスに係る対応手段	故等対策における操作の成立性(3/9)	要数额	運転員等 (中央制 2		聚急安全 対策要員 1	No.6にて整備する。	No.6にて整備する。	1	8.2		運転員等 (中央制 30 御室、現 3 分	場)	運転員等 (中央制 1 449、	4.8 H			No. 4 にて整備する。	No.4にて整備する。	No. 4 にて整備する。	No.4にて整備する。
	記載すべき	※1:有効性評価の重要事故ツ-	20 重大事	↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑	A、D格納容器再	循環ユニットによりる格納容器内自然は	-	低圧注水 よる代替 スプレイ		いったを用	いたA、D格納容器再通過コニット	る 布勢 や 物 ろ 対 消 分 担 ※ 1	恒設代替低圧注水 ボルプによる代替 女会がおい カー・	マントラ	力 日 世	まるによる代		1	A A A S S S S S S S S S S S S S S S S S	代替低圧注水 プによる代替 注水※1	可搬式代替低圧注 メポンプによる代 替炉心注水	B 充てんポンプ(自 こ冷却) による代 替炉心注水
	保安規定審査基準																					
	関連する実用炉規則																					

社内標準	記載内容の概要																		・3 4号 店 図 会 時 対 第 正 の 機 能 移 設	に伴う変更を反映する。 (以下、同じ)										
	該当社内標準																		・重大事故等発生時における	原子炉施設の保全のため の活動に関する所達	(以下、同じ)									
	記載の考え方																		・3 4号 中野 急時 対策 正の 権	能移設に伴う変更(緊急時対策所位置変更およ	び送水車作業時間見直しに	干ノ採作の窓た時間の光直し)	(以下、同じ)							
		60	手段	(6/	類 時間			\$ 22	!					55	3			3.4		2.9	1			_	甘。		3. 7	世 配	4.2	世 區
原子炉施設保安規定		2	系る対応手	成立性(4.	寅 教			7						2				ıc	,	7		整備する。	ノン (及) 投) 投 が の が の の が の の が の の か の の の の の の の の	部と回機		4		12		12
一人道	き内容	運転員等 (中央制 御室、現場)	ーケンスに係る対応	ける操作の	展		軍職	# #	制御至、 現場)				運転	# (凯 鱼子	ì				緊 全 i 急 对 。 会 对 。	※ 道	No. 12にて整備する。 / + 作目 よ、 よ、 たよ	、人谷里ホノノ、灰小畑用)および放水砲による大	気への拡散	緊急安	全 数 第 点	緊急安	金叉	緊急安	会
	記載すべき内容	納容器水 度計**1	:有効性評価の重要事故シ	0 重大事故等対策における操作の成立性	对応平段	水素排出(アニュラス空気浄化設量)	全交流動力電源ま たは常設直流電源	に場合の	(大替 巻 巻 巻	同事 石工 次 穴 語 用) に よる アニュラス 空気 浄化 設備	の運転※1	水素排出(アニュラス空気浄化設備)	全交流動力電源または常設直流電源	場のの	瓦圧縮機	#用空気によるア	ニュラス空気浄化 設備の運転	東田済然 ラルド	-02/T/V	送水車による使用済然料でットへの	章 (1)	うよび放っている	(野蔵槽	等) への	可搬型設備による	使用済燃料パットの状態階視※1	7 プ (対 対 対	4 大ので 大の 気 人 気 人 人 気 人	こンスに	くの拡散
		Ø	*	表-2	操作手順 Ñ						-	0																-	0	
	保女規定 眷 <u>自</u> 奉平																													
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	労埋する美用炉規則																													

社内標準	記載内容の概要				・3、4号炉緊急時対策所の機能移設に伴う変更を反映する。	(以下、同じ)																
**	該当社内標準				・重大事故等発生時における 原子炉施設の保全のため	の活動に関する所達 (以下、同じ)																
	記載の考え方				・3 4号炉緊急時対策所の機能移設に伴う変更	(緊急時対策所位置変更および送水車作業時間見直しに	伴う操作の想定時間の見直 し)	・3, 4号炉緊急時対策所の機	能移設に伴っ変更(緊急時対策所位置変更に伴	、米がいの様には関の見直し)で操作の想定時間の見直し)(以下、同様)												
「「「」」 「「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」	記載すべき内容	送水車およびスプ 緊急安 2.9 レイヘッダによる 全対策 7 時 大気への拡散抑制 要員 間	大容量ポンプ(放 水砂用)、放水砂 緊急安 および治混合器に 全対策 およる航空機構外火 要員 関 次への沿消火	※1:有効性評価の重要事故シーケンスに係る対応手段表-20 重大事故等対策における操作の成立性(5/9)	5 時	運転員等 (中央制 。	5 年 3 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	緊急安全 3 対策要員 3	No.4にて整備する。	トから海水への水 (可搬式代替は圧迸水ボン 源切替 (炉心注水 プによる代替炉心注水と同語)	運転員等	(中央) 第一名 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	くの水源切替(格・場・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(3 トから海水への水 (可機式代替低圧注水ボン 源切替(格納容器 プによる代替格納容器スプ ュュームは)	推動 (中央制 (中央制 金) (中央制 金) (中央制)	像 水 ピットから	緊急 以 以 等 数 過 。 3	A格納容器スプレ	イボンブ (RTR O - CS S編巻 - No. 4 にて粉値する。 イン成型) による た替用部級編門	海水から使用済然 No.11にて整備する。	
	保安規定審會基準																					
	関連する実用炉規則																					

补内標準	記載内容の概要	・3. 4号/草緊急時対策所の機能移設 に伴う変更を反映する。 (以下、同じ)
	該当社内標準	・重大事故等発生時における 原子 が 施 設 の 保全 の た め の 計動 に関する 所達 (以下、同じ)
	記載の考え方	・3、4号/P 緊急時対策所の機能移設に伴う変更 能移設に伴う変更 無移動に伴う変更 一分線・中の想定時間等の見直 し) (以下、同じ)
原子炉施設保安規定	記載すべき内容	送水車による使用 る。11、12にて整備するのスプレイ、送水車による使用 36、11、12にて整備するのスプレイ、送水を高半ンプレイが送来を高いたののスプレイ、送水を高十ンが高上があたの 45人の方式では、大砂電子ングに 45人気のの対して、送水を高十ンが高による使用 3 かっの放水 大砂電子ング 65 かっの放水 大砂電子ング 65 かっの放水 大砂電子ング 65 かっの放水 40 を選手 75 大砂電子ング 65 大砂電子ング 65 からの放水 40 を使用し 25 を使用し 25 を使用し 25 を使用し 25 を使用し 25 を使用し 25 が表型 45 を使用し 25 を使用し 25 が表型 45 を使用し 25 を使用し 25 が表型 45 を使用し 25 が表型 45 を使用し 25 が表型 45 を使用し 25 が表型 20 をもの 25 を使用し 25 が表型 20 をを使用し 25 が表型 20 をを使用し 25 が表型 20 をもの 25 が表型 20 をもの 25 が表型 20 ををが 25 を使用し 25 が表型 25 をを使用し 25 が表型 25 ををが 25 ををが 25 をを使用し 25 が表型 25 ををが 25
	保安規定審査基準	
	関連する実用炉規則	

社内標準	記載内容の概要	・3、 4号炉緊急時対策所の機能移設 に伴う変質を反映する。 (以下、同じ)
	該当社内標準	・重大事故等発生時における 原子 が聴設の保全のため の活動に関する所達 (以下、同じ)
	記載の考え方	・3 4 号 万 緊急 4 号 万 緊急 6 時 対策 6 時 対策 6 時 対策 6 時 対策 所 4 5 数 5 日 6 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
原子炉施設保安規定	記載すべき内容	(大替所) 内部(大きがあよび
# # # # # # # # # # # # # # # # # # #	保安規定審査基準	
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	関連する実用炉規則	

社内標準	記載内容の概要								・3,4号炉緊急時対策所の機能移設「・4.3、ボール・4.5				
	該当社內標準								・重大事故等発生時における 西マばなむのほんのちょ	第十字 配数の 米土 9 7 8 9 0 万動に関する所達 (以下、同じ)			
	記載の考え方								・3、4号炉緊急時対策所の機 stなむによらず再	能を設に干力を収 (緊急時対策所位置変更に伴う操作の想定時間等の見直 し) (以下、同じ)			
安規定		29)	3.5 電電	2.3	75 分	75	95 分	60 4	2 調※	蓝 匾	四國		00 数
原子炉施設保安規定		た 本 を を を を を を を を を を を を を	4	4	2	2	2	2	4	62	9	が ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	7.0 件 (9. 数 数
原子炸	き内容	3ける操作の5要員要員	緊 急 安 全 対策要員	緊急 安全 対策要員	緊急安全 対策要員	聚 急 安 全 対策要員	緊急 安全 対策要員	緊急 安全 対策要員	緊急 安全対策要員	緊 急 対策 関 安 金	緊急 安全対策要員	、トによる代替 るまでの時間 約 100 分	5ける操作の反要員
		O 重大事故等対策における操作の成立性 (8 / 9) 対応手段 要員 数員 総定対応手段 数 事間		可機式モニタリン グポストによる原 子炉格納施設を囲 む8方位の放射線 量の測定			可機型放射線計測 装置による水中の 放射性物質の濃度 の測定	可機型放射線計測 装置による土壌中 の放射性物質の濃 度の測定		モータリングスナーション、モータ リングボストおけ び可骸はモータッ ソグボストの、 グラウーウンド商談	可搬式気象観測装 置による気象観測 項目の代替測定	 ** 1 : 可様式モニタリングポストによる代替測定でカバーできない4方位に設置した場合に認定される作業時間。 ** 2 : 小型船舶があ面に着水するまでの時間を記載した。その後の一連の作業(1 箇所あたり)の所要時間は、約100分あたり)の所要時間は、約100分) 重大事故等対策における操作の成立性 対応手段 要員 数
		表 本 本 単 No.					1 7					※ ※ 2 40 ·- · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	表 - 2 0 操件 手順 No.
*	朱女规正畨宜奉年												
	関連9 る美用炉規則												

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用が規則 保安規に審査基準 に安規に審査基準 緊急時が対策可し に できる できない はい	25 1 1 1 1 1 1 1 1 1	2 x 3 x 3	記載の考え方	該当社内標準	記載内容の概要	т
						•
		14	77 C	1		
	急 本 急 本 路 路 路 路 路 路 对 要 对 要	 ₹ ¹ ≪	・3、4号PS製品等対策中の機能を設に伴う変更 能移設に伴う変更 (緊急時対策所位置変更に う操作の想定時間等の見直 し)	・重大事故等発生時における原子を施設の保全のための活動に関する所達(以下、同じ)	・3、4号炉緊急時対策所の機能移設に伴う変更を反映する。 に伴う変更を反映する。 (以下、同じ)	
	急 本 時 数 数	4 42	(文 Y、回 C)			
		~ 4	ı			
緊急時対策所可審型空気等化装置へ第四のりが整子順のりが音手順	照	2 &				
2 緊急時対策所可機 緊型空気浄化装置の 第 切替手順	緊急 無	4- 公				
然	緊急安全 対策要員 2	24 分				
(本)	緊急 無		I			
起動手順	緊急安全 対策要員	☆				
・ (紧 策 員 急 本 時 部 対 要	614				
「	緊急安全 対策要員 3	2.3	1 1			

社内標準	記載内容の概要																																	
	該当社内標準																																	
	記載の考え方																																	
原子炉施設保安規定	記載すべき内容	(成立性が要求さ 1 れる対応手段な 9 し)	第18条の5(重大事故等発生時の体制の整備)	[変更なし]		派付3(重大事故等および大規模損壊対応に係る実 施基準)	2. 大規模な自然災害または故意による大型航空機	の衝突その他 応における事		いた。						活動を行うために必要な体制の整備を実施す				l(1)の委員にこの手順を建すさせる。 (3) 原子力安全部門統特は、本店が行う支援に関			や店がたな体制の	2 1 体制の整備 教育訓練の実施および管機材	の配備								活動を行うことを前提とし、中央制御室が機能	- 1
\$ 1 4 4 5 5 5 6 5 6 5 6 5 6 6 6 6 6 6 6 6 6	保女規定審宜基準				集用炉規則第 92 条第 1 項第 23 号 大規模損嫌発生時における発電用原 子炉施設の保全のための活動を行う 体制の整備	〇大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズリー。 ショーロージ	ムによる知事用原すが施設の人税模な損壊が発生した場合(以下「大規権指験発生時」という。)におけ	る発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制のの整備(特定重産が行う体制のの整備(特定重産	ス事故寺河処施設を用いた対策に 関する事項を含む。) に関し、次に	掲げる描置を講じることが定められていること。	1. 大規模損壊発生時における発電	用原子炉施設の保全のための活動するシャルが開かれた。	を行う <i>に</i> め)こ必要は計画を承足すること。	2. 大規模損壊発生時における発電 BEZに控むの個合のもかの注動	H原ナゲ爬設の味主のにめの治勤 を行うために必要な要員を配置す	ること。 3 大钼樹指 壊発生時における 発電	に くがなば 後の上 に この この の の 用原子 与 施設の保全 の ための 活動	を行う要員に対する教育及び訓練を行きのいて記した。	では、 ことはない。 は本本のでは、 によったな、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	の使用を開始するに当たっては、 あらかじめ必要な教育及び訓練を	実施すること。	4. ス規模損機充生時における発電用原子炉施設の保全のための活動	を行うために必要な電源車、消防 自動車 消火ホースその他の沓機	155十、ガス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	J. へが狭度後先上時におりる光电 用原子炉施設の保全のための活動	を行うために必要な次に掲げる事でしまる社内担報を会かって	女に医くのよいがは気をたが、これを要員に守らせること。	一 大規模損壊発生時における大品は、 はまたに	規模な火災が発生した場合に だける消火活動に関すること。	二 大規模損壊発生時における炉	心の著しい損傷を緩和するたみの対策に関する ト	2002/20次に関すること。 二十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	子炉格納容器の破損を緩和す	● このの対対対対対のして。
1000	関連する美用炉規則				第92条(保安規定)	法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工程では事業所、アニーがに	指げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。	二十三 大規模損壊発生時における発電用原 ユーロ 大規模損壊発生時における発電用原 ユーロ おの は動を おった は 側の 数) 																									

への記載内容
Ŕ
載
딞
ė
置
紫
TY W
Z
T
10
に対する保安規定へ
画
事項
水事項(
要水事項
)要水事項
隼の要求事項
)要水事項

					* H + F
関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原士が他政体文院に記載すべき内容	記載の考え方	該当社内標準	在M保年 記載内容の概要
	時の政和 3. 特を3. 発の必 にも措 と原一書の置し満に水びず に低ご 失保要 つに置 お子項及の変記足	ば実 削子故生、止滑原組をた力う料で体む炉い炉を運おお行るらりる下 の …」な施 の力等す事おに子総整、災たが反体重のな容徹転い、う。に当。略 6	・3、4号が緊急時対策所の機能移設に伴う変更(緊急時対策所の機能を設に伴う変更(緊急時対対の機能を設け、よりを関の変更)	· 華 華 東 東 東 東	・3 , 4 号炉重大事故等対策に関する体制を反映する。
第92条 (保安規定) 第3項 法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受 けようとする者は、当数認可の日までに、当該 認可を受けようとする廃止措置計画に定めら れている廃止措置を実施するため、法第四十三 条の三の二十四第一項の規定により認可を受 けた保安規定について次に掲げる事項を追加 し、又は変更した保安規定の認可を受けなけれ ばならない。これを変更しようとするときも同 様とする。 二十六 廃止措置の管理に関すること。	・実用炉規則第92条第3項第26号(25)廃止措置の管理 ○ 廃止措置作業の計画、廃棄物の 管理、廃止措置の実施の管理につい て、必要な事項が記録されているこ と。	(運転員の確保) 第152条 発電室長は、原子炉施設の運転に必要な 知識を有する者を確保する。なお、原子炉施設の運転 に関する実務のが修を受けた者をいる。 に関する実務の研修を受けた者をいう。 2. 発電室長は、原子炉施設の運転に当たって第1項 で定める者の中から、1直あたり4名以上をそろえ、5直以上を編成した上で3交代勤務を行わせる。特別な事情がある場合を除き、連続して24時間を超える勤務を行わせてはならない。また、4名以上のうち、1名は当直課長とする。 3. 当直課長は、照射済燃料移動中においては、第2項で定める者のうち、1名は当直課長とする。	・3、4号炉緊急時対策所の機能移設に伴う変更(緊急時対策所の機能移設に伴う体制策可の機能移設に伴う体制の変更)	・運転管理通達	・3,4号炉重大事故等対策に関する 体制および1,2号炉廃止措置管理 にかかる体制を規定する。



緊急時対策所の機能移行 原子炉施設保安 、飯発電所

関西電力株式会社

大飯発電所原子炉施設保安規定の申請概要について

申請概要

【緊急時対策所の機能移行に伴う変更】

2 号炉原子炉補助建屋から緊急時対策所建屋へと緊急時対策所機 能を移行するため、それに伴い大飯発電所原子炉施設保安規定の関連する条文の変更を行う。 緊急時対策所建屋の設置に伴い、1,

[重大事故等対策における操作の想定時間の一部変更]

重大事故等対策における操作のうち、送水車を用いる操作の想定時間の見直しに伴い、大飯発電所原子 炉施設保安規定の関連する条文の変更を行う。 4

申請(補正)実績

2019年12月26日 申請 2020年 3月12日 補正 The Kansai Electric Power Co., Inc.

保安規定条文における変更概要一覧

緊急時対策所の機能移行に伴う変更

変更条文	変更概要	分類
第152条 運転員等の確保	緊急時対策所の機能移行に伴う体制の変更	A
添付2 火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の対応に係る実施基準 3 火山影響等、降雪発生時	火山影響発生時の緊急時対策所の居住性確保対 応等の変更	C
添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準		
1. 重大事故等対策	緊急時対策所の機能移行に伴う体制の変更	A
表-17 操作手順 17. 監視測定等に関する手順等	設備名称、運用の変更	D
表-18 操作手順 18. 緊急時対策所の居住性等に関する手順等	設備名称、運用の変更	D
表-19 操作手順 19.通信連絡に関する手順等	インターフォンの削除	D
表-20 重大事故等対策における操作の成立性	緊急時対策所の機能移行に伴う体制の変更 操作の想定時間の一部変更(送水車) 設備名称、運用の変更	A,B,D
2. 大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項	緊急時対策所の機能移行に伴う体制の変更	A
第90条 重大事故等対処設備		
表 9 0 - 1 8 監視測定設備 9 0 - 1 8 - 1 監視測定設備	設備構成、LCO台数の変更	D
表 9 0 – 1 9 緊急時対策所 9 0 – 1 9 – 2 居住性の確保	設備名称、設備構成、LCO台数の変更	D
表90-20 通信連絡を行うために必要な設備 90-20-1 通信連絡	LCO台数の変更、インターフォンの削除	D

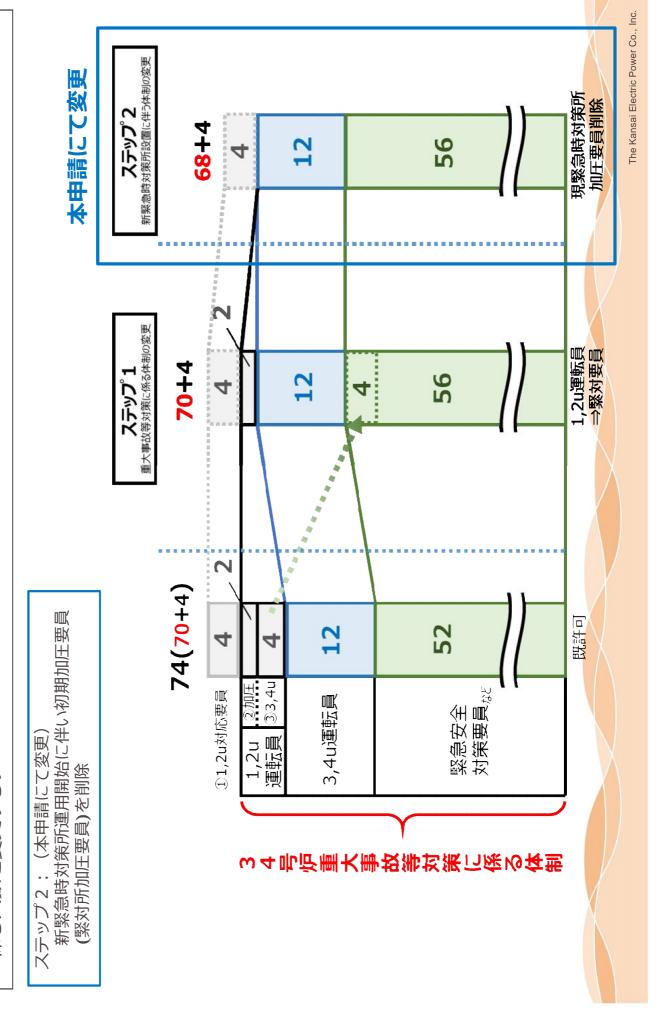
A:重大事故等対策要員に係る体制変更 (新緊対所設置に伴う変更) B:操作の想定時間の一部変更 (送水車) C:火山影響等発生時の対応の変更 D:緊対所に関連する設備名称やLCO台数他に係る変更

分類の 凡例

The Kansai Electric Power Co., Inc.

A. 重大事故等対策要員に係る体制変更

緊急時対策所の運用開始を反映し、以下のとおり重大事故等対策に 重大事故等対策に係る体制について、 係る人数を変更する。



∀. 重大事故等対策要員に係る体制変更

○確保すべき重大事故等対策要員と保安規定の記載概要は以下の通りとなる。

本申請にて変更

3,4u	3,4u重大事故等対策に係る体制	(に係るを		既認可	ステップ。1	ステップ。2 (緊急時対策所機能移行に伴う変更)
1,2 号炉 対応	運転員	1,	1,2u	4	4*1	4 *1
			加压	83	8	1
		Ġ		(2ユニット燃料装荷) 4		
		1, 2u	3,4u 示	(1ユニット燃料装荷) 2	I	ı
	運転員			(燃料装荷なし) 0		
				(2ユニット燃料装荷) 12	12	12
3,4号炉		က်	3,4u	(1ユニット燃料装荷) 10	10	10
対応				(燃料装荷なし) 8	80	∞
	緊急時対策本部要員	本部要員		9	9	9
				(2ユニット燃料装荷) 36	1,40	40
	緊急安全対策要員	新要員		(1ユニット燃料装荷) 33 -	. – – 🕨 35	35
				(燃料装荷なし) 30	30	30
	召集要員			10	10	10

※1:添付3においては、対応ユニットを明確化するため、1,2号炉の対応要員の人数の記載方法を変更する。(設置変更許可申請書同様の記載)

The Kansai Electric Power Co., Inc.

第152条 運転員の確保) 第13条 運転員等の確保および [第2編] A. 保安規定変更案([第1編]

本申請にて変更

<u>もあよいもの場合。。</u> 位用済燃料ピットに燃料体を貯蔵し CL の剥削の場合※※※ (6名以上*) ※ 1: 複数の運転モードに該当する場合、要求される運転員数の多い方が適用される。	
---	--

ト位置および緊急時対策所設備に係る対応手順等が変更にな 想定時間他を変更する。 要員のスター 保安規定添付3表-20の要員数、 ○緊急時対策所機能移行に伴い、 るため、

緊急時対策所からの要員移動経路(大容量ポンプ準備の例)

移動時間の追加に加え、作業時間の追加を 保安規定添付3表-20の想定時間を変更する手順は以下のとおり。 送水車を用いた手順については、)操作の確実性を高めるため、 行う。

- 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水
- ・ 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ
 - 海水から使用済燃料ピットへの注水
- 送水車による使用済燃料ピットへのスプレイ
- ・ 送水車およびスプレイヘッダによる大気への拡散抑制
 - ・ 海水を用いた復水ピットへの補給

The Kansai Electric Power Co., Inc.

A, B. 保安規定変更案(添付3重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準)

表-20 重大事故等対策における操作の成立性 (No.11,12の例)

	想定 時間	3.4時間	2.9時間	火砲による	2時間	3. 7時間	4.2時間	2.9時間	3. 7時間	
	要員数	5	7	 用 および放水砲による 	4	12	12	7	12	
፠	展	緊急安全対策要員	緊急安全対策要員	No. 12にて整備する。 (大容量ポンプ(放水砲用) 大気への拡散抑制と同様)	緊急安全対策要員	緊急安全対策要員	緊急安全対策要員	緊急安全対策要員	緊急安全対策要員	
変更後	対応手段	海水から使用済燃料ピットへの注水※1	送水車による使用済燃料ピットへのスプレイ	大容量ポンプ(放水砲用)および放水砲による 原子炉周辺建屋(貯蔵槽内燃料体等)への放水	可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視 ※1	大容量ポンプ(放水砲用)および放水砲による 大気への拡散抑制	シルトフェンスによる海洋への拡散抑制	送水車およびスプレイヘッダによる大気への拡 散抑制	大容量ポンプ(放水砲用)、放水砲および泡混 合器による航空機燃料火災への泡消火	
	操作 手順 No.			-				1 2		
										•
	想定 時間	2.7時間	2時間	水砲による	2時間	3. 5時間	4時間	2時間	3.5時間	
	要員数	倡 4 	晶轴2 7	用) および放水砲による)	4 2時間	12 3.5時間	12 4時間	7 2時間	12 3. 5時間	
温				No. 1 2 にて整備する。 (大容量ポンプ(放水砲用)および放水砲による 大気への拡散抑制と同様)		3.			3.	
変更前	要員数	5	7	砲用) およ 様)	4	12 3.	12	7	12 3.	

The Kansai Electric Power Co., Inc.

変更後

A, B. 保安規定変更案(添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準)

表-20 重大事故等対策における操作の成立性 (No.18の例)

変更前

想 時間	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	<u>34</u> ਨਾ	55分	4 <u>7</u> 5	4分	2分	23	4 分	24分	Š	<mark>С</mark>		10 17	2. 3時間		1	ower Co., Inc.
要員数	•	Ŧ	T	82	7	7	2 <mark>1</mark>	1	2	1	1	,	-	3			The Kansai Electric Power Co., Inc.
展文	贸女子人士辞用口	<u> </u>	緊急安全対策要員	緊急安全対策要員	緊急時対策本部要員	緊急時対策本部要員	緊急時対策本部要員	緊急時対策本部要員	緊急安全対策要員	緊急時対策本部要員	緊急安全対策要員	E 25 44 17 44 17 44 77 E	紫記時对末本部要員	緊急安全対策要員			The Ka
対応手段	89.4年之年7日李昌市中省17年8日	系品时刈鬼灯リ橛尘⊆风冲化装直建転于順	空気供給装置による空気供給準備手順	緊急時対策所内可搬型エリアモニタおよび 緊急時対策所外可搬型エリアモニタ設置手 順	空気供給装置への切替準備手順	空気供給装置への切替手順	緊急時対策所可搬型空気浄化装置への切替 手順	緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替手 順	電源車(緊急時対策所用)準備手順	如此不得什(日上十八十七年)	電源車(紫急時均東州用)起剿于順	電源車(緊急時対策所用)の切替手順		電源車(緊急時対策所用)燃料タンクへの 燃料給油手順		(成立性が要求される対応手段なし)	
操作手順No.				•				ω -								1 9	
母 時 間	Ś	<u>00</u> 77	<u>70</u> 分	4 <u>5</u> 分	4分	2分	2分	2分	2 <u>0</u> 分		30 7.	5	<u>10</u> X	1時間	10分		
	-	1 <mark>0</mark>	70	45	4	2	3	2	2 <u>0</u>		ा <mark>र</mark>	•	1	2. 1	10		
要員数	<u>2</u>	<u>2</u>	₽	2	4	4	4	1	2	1	2 <mark>1</mark>	1	1	3	Ī		
展	運転員等	緊急安全対策要員	緊急安全対策要員	緊急安全対策要員	緊急時対策本部要員	緊急時対策本部要員	緊急時対策本部要員	緊急時対策本部要員	緊急安全対策要員	緊急時対策本部要員	緊急安全対策要員	緊急時対策本部要員	緊急安全対策要員	緊急安全対策要員	緊急安全対策要員		
对応手段	现女兄女女兄们都里守有这几年缓慢打吊	※心时刈来灯 U版至至 A.才L. 安直建粒于順	空気供給装置による空気供給準備手順	緊急時対策所内可搬型エリアモニタおよび 緊急時対策所外可搬型エリアモニタ設置手 順	空気供給装置への切替準備手順	空気供給装置への切替手順	緊急時対策所可搬型空気浄化装置への切替 手順	緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替手 順	電源車(緊急時対策所用)準備手順	到工作厅(田光安宁和安庭) 非兴里	电脉单 (茶芯時必來所用) 陸剿于順	如于非四个〈田上孙子七母命〉丰玉里	電源車(紫砂時这東所用)の切沓手順	電源車(緊急時対策所用)燃料タンクへの 燃料給油手順	電源車(緊急時対策所用)の待機運転手順	(成立性が要求される対応手段なし)	
操 手 No.					•							•					

C. 火山影響等発生時の対応の変更

「緊急時対策所の居住性確保に関する対策」の変更

・現緊急時対策所は1,2号炉原子炉補助建屋内に設置されているため、扉開放により居住性を確保している。

急時対策所扉位置 (扉の外は屋外であるため、仮設フィルタを設置し火山灰流入を防ぐ) 新緊急時対策所は屋外に設置されているため、扉開放および仮設フィルタの設置(2箇所)により居住性を確保する。 **変更後** 換気のため、扉を開放。 (扉の外は屋内のため、フィルタは不要) 扉を開放。 緊急時対策所扉位置 換気のため、 現在

変更後

火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の対応に係る実施基準 (第18条、第18条の2、第18条の2の2および第18条の3関連) 添付2

- 3 火山影響等、降雪、地滑り発生時
 - 3. 4 手順書の整備
- おける原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下 (1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、火山影響等、降雪および地滑り発生時に の活動を実施することを社内標準に定める。
- 火山影響等発生時において、緊急時対策所入口扉を開放することにより緊急 h. 緊急時対策所の居住性確保に関する対策 時対策所の居住性を確保する。
- 各課(室)長は、緊急時対策所入口扉の開放により居住性を確保し、降下 火砕物の侵入を防止するため、入口扉(2箇所)に仮設フィルタを取り付け 仮設フィルタ取り付け後は、緊急時対策所内の酸素濃度および二酸化炭 (a) 緊急時対策所の居住性確保

変更前

添付2

おける原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下 (1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、火山影響等、降雪および地滑り発生時に 火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の対応に係る実施基準 (第18条、第18条の2、第18条の2の2および第18条の3関連)3 火山影響等、降電、地滑り発生時 3. 4 手順書の整備

火山影響等発生時において、緊急時対策所指揮所扉を開放することにより緊急 h. 緊急時対策所の居住性確保に関する対策 時対策所指揮所の居住性を確保する。

の活動を実施することを社内標準に定める。

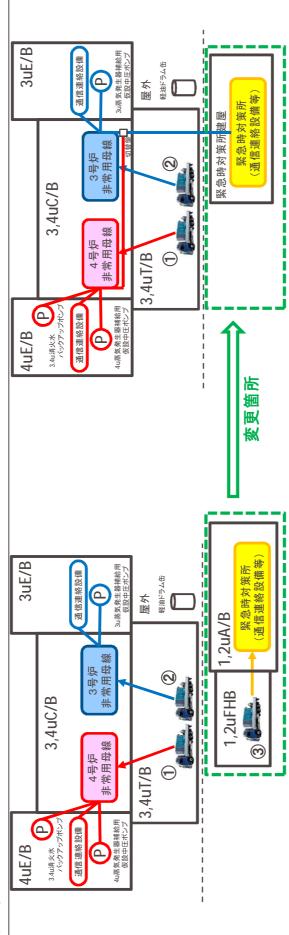
各課(室)長は、緊急時対策所<mark>指揮所扉を開放する</mark>。 (a) 緊急時対策所の居住性確保

C. 火山影響等発生時の対応の変更

通信連絡設備に関する対策1の変更

屋内に設置されているため、通信連絡設備への電源供給用に電源車(緊急時対策所用)(DB) - 現緊急時対策所は1,2号炉原子炉補助建 を用意している。

新緊急時対策所は3(4)号炉非常用母線から電源供給可能であるため、不要となった**電源車(緊急時対策所用)**(DB)に**係る記載を削除**



黎 更 前

火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の対応に係る実施基準 添付2

(第18条、第18条の2、第18条の2の2および第18条の3関連)3 火山影響等、降雪、地滑り発生時

3. 4 手順書の整備

おける原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下 (1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、火山影響等、降雪および地滑り発生時に の活動を実施することを社内標準に定める。

通信連絡設備に関する対策

した電源車および1号および2号炉燃料取扱建屋内に配置した電源車(緊急時 火山影響等発生時における通信連絡について、降下火砕物の影響を受けない 有線系の設備を複数手段確保することにより機能を確保する。ディーゼル発電 機の機能が喪失した場合においては、3号および4号炉タービン建屋内に配置 対策所用)(DB)から給電する。

(a) 電源車および電源車(緊急時対策所用)(DB) の準備作業

各課(室)長は、電源車を降下火砕物の影響を受けることのない3号およ

び4号炉タービン建屋内へ、および電源車(緊急時対策所用)(DB)を降

下火砕物の影響を受けることのない1号および2号炉燃料取扱建屋内へそれ

ぞれ移動し準備作業を行う。

変更後

火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の対応に係る実施基準 (第18条、第18条の2、第18条の2の2および第18条の3関連) 3 火山影響等、降雪、地滑り発生時 添付2

3. 4 手順書の整備

おける原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下 (1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、火山影響等、降雪および地滑り発生時に の活動を実施することを社内標準に定める。 (中略)

通信連絡設備に関する対策

有線系の設備を複数手段確保することにより機能を確保する。ディーゼル発電機の機能が喪失した場合においては、3号および4号炉タービン建屋内に配置 火山影響等発生時における通信連絡について、降下火砕物の影響を受けない した電源車から給電する。

(a) 電源車の準備作業

各課(室)長は、電源車を降下火砕物の影響を受けることのない3号およ び4号炉タービン建屋内へ移動し準備作業を行う。

D. 緊急時対策所に関連する設備の名称、LCO台数等に係る変更(1/4)

緊急時対策所の機能移行に伴い、 可搬型モニタリングポストが緊対所機能に係る設備でなくなるため、LCO台数を変更する。 また、一部監視測定設備が建屋内保管となるため、竜巻予備をLCO台数から除外する。

監視測定設備に係る設備のICO等変更理由 表

						第90条	8-11	監視測 定認備	E (
単に対してはいるのは、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これに	変更前後における差異理由	緊急時対策所移設に伴う設置台数変更 数変更 (緊対所機能として要求なくなる) (予備のICO除外)	緊急時対策所移設に伴う設置台 数変更(予備のLCO除外)	日上	十回	日上	上间	日上	同上
と、単に公人氏系派に	設備	可搬式モニタリングポスト	電離箱サーベイメータ	可搬式ダストサンプラ	汚染サーベイメータ	NaIシンチレーション サーベイメータ	ZnSシンチレーション サーベイメータ	β 線サーベイメータ	小型船舶

		所要	-	81	N	ΝĮ	NI	-1	-1	1
%	3-1 監視測定設備	設備	可搬式モニタリングポスト	電離箱サーベイメータ	可搬式ダストサン プラ	ロ	Na I シンチレー 外 ションサーベイメ しか	ゴ ZnSシンチレー 数 ションサーベイメ 間 ータ	B 線サーベイメー タ	小型船舶
	9 0 - 1 8	機能	放射性物 質の濃度 および放 射線量の 測定							
	E									
		所要数※1	17個※3	(n)	3個**4	3個※4	3個※4	2個※4	2個**4	2台※4
※ 英門	8-1 監視測定設備	設備	可搬式モニタリングポスト	電離箱サーベイメータ	可搬式ダストサン プラ	コ	が Na I シンチレー 学 ションサーベイメ 一タ	ゴ ZnSシンチレー 数 ションサーベイメ 間 ータ	β線サーベイメー タ	小型船舶
	90-18	機能	放射性物質の濃度 および放 射線量の 測定							

※1:3号炉および4号炉の合計所要数。

※2:設備毎に個別の条件が適用される。

※3:予備6個を含む。

※4:予備1個を含む。

※5:代替品の補充等

	所要数※1	10個	卿	2個	2個	2個	1個	1 面	<u>-</u>
8-1 監視測定設備	設備	可機式モニタリングポスト	電離箱サーベイメータ	可搬式ダストサンプラ	コ	大 ンコーンンサフー ショー、シンサフー ショー、ケート ショー、クェー、	芝 Zュのツンサフー	B 線サーベイメー タ	小型船舶
90-18	機能	放射性物質の濃度 高の濃度 および数 射線量の 選定							

※1:3号炉および4号炉の合計所要数。

※2:設備毎に個別の条件が適用される。

※3:代替品の補充等

The Kansai Electric Power Co., Inc.

D. 緊急時対策所に関連する設備の名称、LCO台数等に係る変更(2/4)

緊急時対策所の機能移行に伴い、 緊急時対策所の居住性の確保に係る設備のLCO台数などを変更する。

表 居住性の確保に係る設備のLCO等変更理由

設備	変更前後における差異理由
緊急時対策所非常用空気浄化ファン 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット	指揮所、待機場所一体化による台数の変更 名称の変更
空気供給装置	建屋容積の変更に伴う必要本数の変更
酸素濃度計 二酸化炭素濃度計	指揮所、待機場所一体化による個数の変更
緊急時対策所内可搬型エリアモニタ	指揮所、待機場所一体化による個数の変更
緊急時対策所外可搬型エリアモニタ	(保安規定変更なし)
可搬式モニタリングポスト	緊急時対策所外可搬型エリアモニタにより プルーム検知をするため不要

事常用 空気浄化 フィルタ ユニット 非常用空気 空気供給装置 浄化ファン (空気ボンベ)

※ 厘 案

X

新緊対所周辺概要

90-19-2 居住性の確保

(3)酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が動作可能であ (4) 緊急時対策所内可搬型エリアモニタおよび緊急時対策所外可 720本**2 16*2 1基**2 1個※2 1個*2 1個※2 所要数 1個**2 (1) 緊急時対策所空気浄化系1系統*1が動作可能であること 搬型エリアモニタの所要数が動作可能であること (2)空気供給装置の所要数が使用可能であること 緊急時対策所<u>非常用</u>空気浄化フィルタユニット 緊急時対策所外可搬型エリアモニタ 緊急時対策所非常用空気浄化ファン 緊急時対策所内可搬型エリアモニタ 運転上の制限 二酸化炭素濃度計 空気供給装置 酸素濃度計 ピットに燃料体を貯蔵 緊急時対策所空気供給 E-F1, 2, 3, 4, 5、6および使用済燃料 緊急時対策所空気浄化 歯用モード (1) 運転上の制限 居住性確保設備

(3) 酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が動作可能であ

(1) 緊急時対策所空気浄化系 1 系統**1が動作可能であること

運転上の制限

状

盟

90-19-2 居住性の確保

(1) 運転上の制限

Ш

西

(2) 空気供給装置の所要数が使用可能であること

(4) 緊急時対策所内可搬型エリアモニタ、緊急時対策所外可搬型エリアモニタンがポストの所要数が動

ること

緊急時対策所空気供給

居住性確保設備

緊急時対策所空気浄化

600本※ 2個※ 2個※ 2個※ 1個※ 1個※

2基※2

緊急時対策所<u>可搬型</u>空気浄化フィルタユニット

空気供給装置 酸素濃度計

> 5、6および使用済燃料 ピットに燃料体を貯蔵

モード1、2、3、4、

緊急時対策所可搬型空気浄化ファン

作可能であること

通用モード

90-19-2 居住性の確保

第90条

所要数 2台**2 | <u>回搬式モニタリングポスト ※3</u> ※1:1系統とは、緊急時対策所<u>回搬型</u>空気浄化ファン2台および緊急時対策所<u>可搬型</u>空気浄化

緊急時対策所内可搬型エリアモニタ 緊急時対策所外可搬型エリアモニタ

二酸化炭素濃度計

※1.1年紀とは、米売時が来か<u>円版立</u>主光が平化ノアノとロのもび米売時が来が<u>円版工</u>生光が平17フイルタユニット<u>2</u>基。 フイルタユニット<u>2</u>基。 ※2:緊急時対策所<u>(指揮所および待機場所)</u>あたりの合計所要数。 ※3:「90-18-1 監視測定設備」において運転上の制限を定める。

※2:緊急時対策所あたりの合計所要数。

D. 緊急時対策所に関連する設備の名称、LCO台数等に係る変更(3/4)

緊急時対策所の機能移行に伴い、 通信連絡を行うために必要な設備のLCO台数などを変更する。

変更後	機能 歌 備 万要数・	衛星電話(固定)	連格 設備 衛星電話 (携帯) 9台	衛星電話 (可搬) 1台	トランシーバー 29台	携行型通話装置 2.2.台	安全パラメータ表示システ ム (SPDS)	安全パラメータ伝送システ 1 系列※2 ム	S P D S 表示装置 2 台	機に		A.2 ら知 ia 連絡設備 I P電話		- X	に事務を決中でみたい。4番の小部屋※3	栄作	る。 代替措置 ^{※7} を検討 斯者の確認を得て	
	所要数· 多缔数※1	世 9	4 100	- -	29台	24台	4 4	1 条列**2 1 系列**2	2合	-	1条列**2				本 本 本 子 の 本 子	電 当該設備を動作可 10日	- る。 代替措置 ^{※7} を検討 10日 :術者の確認を得て	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
変更前	器 備	衛星電話(固定)	衛星電話(携帯)	衛星電話(可搬)	トランシーバー	携行型通話装置	インターフォン 安全パラメータ表示システ	ム(SPDS) 安全パラメータ伝送システム	SPDS表示装置	機に	統合原子力 TVst職と 防災ネット ステムワークに接 はまる 過声	がりる知ら 連絡設備 IP電話		×	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		S 表示を置 ³⁷ が 所要数を満足して または いない場合 (2. 計業保修課長は、代替指置 ³⁸ を検討 し、原子炉主任技術者の確認を得て 実施する。	1 0 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	機能	通信	L					· • · ·]]						条 C. 動作可	の 別 で でないが でないが	
							紙	の〇 俳	(თ	> —	иo-		通信	連絡				
诵信連終を行うために必要な設備のI CO等変再理由		変更前後における差異理由		(保安相定亦重た1)	、そくならんなどもの	(保安捐定変重なし)	(でくがん) (でんだん) (**ではがながや殴にはプロ数多支(指揮所、待機場所一体化による台数変更)	(1) 上海 (1) 上海 (1) 上海 (1) 上海 (1) 五十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	151半51次(514)後後かに買り、年間は、2007)要(判除)	(保安規定変更なし)	(保安規定変更なし)	原子炉設置者所掌外の設備の故障等によるTCO逸脱時のAOT除外規定への追加	緊急時対策所移設に伴う台数変更 (運用性の向上による台数変更)		(保安規定変更なし)		
ま 通信連絡を行うた		設備	(学)	用年 电时/四次/衛星電話(推带)	周年 電話 (四十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	トルンシーバー		携行型通話装置		インターフォン	安全パラメータ表示システム (SPDS)	安全パラメータ伝送システム	SPDS表示装置	緊急時衛星通報システム	和会議 エン会議 ボール会議 ボール システム アステム	のメイン ワークに接 IP電話	続する通信 連絡設備 IPーFAX	

第90条 90-20-1 通信連絡(注記)

※6:衛星電話(固定、携帯、可搬)、安全パラメータ表示システム(SPDS)、安全パラメータ伝送システム、緊急時衛星通報システムおよび統合原子力防災ネットワークに接続する通信連 総設備について、原子炉設置者所掌外の設備(通信衛星等の他の事業者等が所掌する設備)の故障等により運転上の制限を逸脱した場合は、当該要求される措置に対する完了時 間を除外する。

変更前

変更後

※6:衛星電話(固定、携帯、可搬)、安全パラメータ表示システム(SPDS)、安全パラメータ伝送システム、SPDS表示装置。緊急時衛星通報システムおよび統合原子力防災ネットワーク に接続する通信連絡設備について、原子炉設置者所掌外の設備(通信衛星等の他の事業者等が所掌する設備)の故障等により運転上の制限を逸脱した場合は、当該要求される措置に対する完了時間を除外する。

D. 緊急時対策所に関連する設備の名称、LCO台数等に係る変更(4/4)

緊急時対策所の機能移行に伴い、緊急時対策所に関する運用が変更となるため、保安規定添付3 (重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準)に記載の手順等を変更する。

重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準 添付3

緊急時対策所の居住性等に関する手順等(抜粋) 1 18 表 (逐

黎更前

表-18

操作手順

18. 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

1. 緊急時対策所の立上げの手順

- 緊急安全対策要員、運転員および緊急時対策本部要員は、緊急時対策所を使用
 - し、発電所対策本部を設置するための準備として、緊急時対策所を立ち上げる。
- 発電所対策本部は、緊急時対策所の居住性確保の観点から、緊急時対策所指 揮所および緊急時対策所待機場所内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定を (3) 緊急時対策所内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定手順
- a. 手順着手の判断基準

緊急時対策所換気設備を運転している場合

2. 原子力災害対策特別措置法第 10 条事象発生時の手順

緊急時対策所内に緊急時対策所内可搬型エリアモニタを、1号炉および2号炉の 原子炉補助建屋内でかつ、緊急時対策所の外に緊急時対策所外可搬型エリアモニ 号炉および4号炉の原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置する可搬式モニタ タを設置し、放射線量の測定を開始する。<mark>可搬式モニタリングポストのうち、3</mark> 発電所対策本部は、原子力災害対策特別措置法第 10 条事象が発生した場合に、 リングポストを、緊急時対策所内を加圧するための判断に用いる。

(1) 緊急時対策所内可搬型エリアモニタおよび緊急時対策所外可搬型エリアモニ

緊急時対策所内に緊急時対策所内可搬型エリアモニタを、1号炉および2号 炉の原子炉補助建屋内でかつ、緊急時対策所の外に緊急時対策所外可搬型エリ

a. 手順着手の判断基準 アモニタを設置する。

原子力災害対策特別措置法第 10 条事象が発生した場合

(2) その他の手順項目にて考慮する手順

3号炉および4号炉の原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置する可搬式 モニタリングポストを設置する手順は、表一17「監視測定等に関する手順等」 参照。

(以下點)

変更後

操作手順 表-18

18. 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

(日報)

- 1. 緊急時対策所の立上げの手順
- 緊急安全対策要員および緊急時対策本部要員は、緊急時対策所を使用し、発電 所対策本部を設置するための準備として、緊急時対策所を立ち上げる。 (中醫)
- 発電所対策本部は、緊急時対策所の居住性確保の観点から、緊急時対策所内 (3) 緊急時対策所内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定手順 の酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定を行う。
- 手順着手の判断基準

緊急時対策所換気設備を運転している場合(「緊急時対策所換気設備」は、 「緊急時対策所可搬型空気浄化装置および空気浄化装置」をいう。 a a

2. 原子力災害対策特別措置法第10条事象発生時の手順

子炉格納容器と緊急時対策所の間に緊急時対策所外可搬型エリアモニタを設置 し、放射線量の測定を開始する。3号炉および4号炉の原子炉格納容器と緊急時 対策所の間に設置する緊急時対策所外可搬型エリアモニタを、緊急時対策所内を 緊急時対策所内に緊急時対策所内可搬型エリアモニタを、3号炉及び4号炉の原 発電所対策本部は、原子力災害対策特別措置法第 10 条事象が発生した場合に、

(1) 緊急時対策所内可搬型エリアモニタおよび緊急時対策所外可搬型エリアモニ 加圧するための判断に用いる。

緊急時対策所内に緊急時対策所内可搬型エリアモニタを、3号炉及び4号炉 の原子炉格納容器と緊急時対策所の間に緊急時対策所外可搬型エリアモニタを

a. 手順着手の判断基準

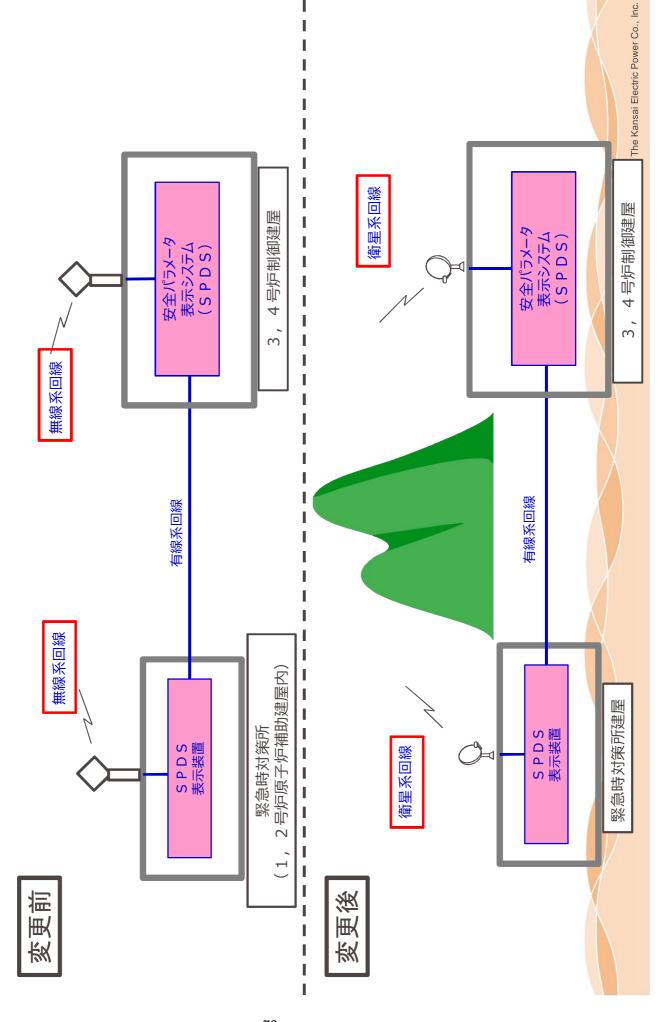
原子力災害対策特別措置法第 10 条事象が発生した場合

(以下點)

72

緊急時対策所内SPDS表示装置の通信手段の変更について

現緊急時対策所のSPDS表示装置は無線系回線を採用していたが、建屋間の地形を考慮し、 新緊急時対策所では衛星系回線を採用している。



大飯発電所原子炉施設保安規定に係る補足説明資料 保安規定第90条における運転上の制限等について

目 次

- 1. 運転上の制限等の説明資料について
 - (1) 表 90-18「監視測定設備」
 - (2) 表 90-19「緊急時対策所」
 - (3) 表 90-20「通信連絡を行うために必要な設備」

1. 運転上の制限等の説明資料について

本資料は、「保安規定 第90条 重大事故等対処設備」について「運転上の制限」、「運転上の制限を満足していることを確認するために行う行為」、「運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置」について設定した根拠について説明する資料である。

- (4) 保安規定第90条 表90-18「監視測定設備」運転上の制限等について
 - a. 保安規定記載内容の説明 (SA 条文)
 - b. 添付資料
 - 添付-1 運転上の制限を設定するSA設備の選定
 - (1) 設置変更許可申請書 添付十追補 (機器リスト)
 - (2) 設置変更許可申請書 添付八(設備分類等)
 - 添付-2 運転上の制限に関する所要数、必要容量
 - (1) 設置変更許可申請書 添付八(所要数、設備仕様)

a. 保安規定記載内容の説明(SA 条文)

表90-18 監視測定設備 ①

90-18-1 監視測定設備

	90-18-		設備②		⊕ *## + 1°	所要	数を満足できない場合の措置		確認事	項 ⑤	
	機能			③所要数※1	④適用モード	条 件 6	措置 ⑦	完了時間8	項目	頻度	担 当
	放射性物 質の濃度 および放 射線量の 測定	可搬: ト	式モニタリングポス	10個	モード1、2、 3、4、5、6 および使用済燃 料ピットに燃料 体を貯蔵してい	A. 動作可能な 設備が所足し 数を満足し ていない場	A.1 放射線管理課長は、 当該設備を動作可能 な状態に復旧する措 置を開始する。 および	速やかに	可搬式モニタリング ポストの機能検査を実 施する。	1年に1 回	放射線管理課長
					る期間		A.2 放射線管理課長は、 代替措置 ^{※2} を検討 し、原子炉主任技術 者の確認を得て実施 する措置を開始す る。		可搬式モニタリングポ ストが動作可能である ことを確認する。	3ヶ月に 1回	放射線管理課長
保安規定		電離	箱サーベイメータ	2個					電離箱サーベイメータ の機能検査を実施す る。	1年に1 回	放射線管理課長
定 第9									電離箱サーベイメータ が動作可能であること を確認する。	3ヶ月に 1回	放射線管理課長
O			可搬式ダストサン プラ	2個					可搬型放射線計測装置 の機能検査を実施す る。	1年に1 回	放射線管 理課長
条		可搬型放	汚染サーベイメータ	2個							
条文		射線計	NaIシンチレー ションサーベイメ ータ	2個					可搬型放射線計測装 置が動作可能である ことを確認する。	3 ヶ月 に1回	放射線管 理理長
		.測 装 置	ZnSシンチレー ションサーベイメ ータ	1個							
		.i. 201	β線サーベイメー タ	1個					·····································	0 : 81-	+6-64-66-66
		小型	听动	<u>1台</u>					小型船舶が使用可能で あることを確認する。	3ヶ月に 1回	放射線管 理課長

- ① 設置許可基準規則(技術的能力審査基準)第六十条(1.17)が該当する。(添付-1)
- ② 運転上の制限の対象となる設備(添付-1)
- ③ 以下の条文要求が運転段階でも維持できるよう、監視測定設備の所要数が動作可能であることを運転上の制限とする。(添付-2)
- ・設置許可基準規則(技術的能力審査基準)第六十条(1.17)

「監視測定設備(手順等)」として、重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺(周辺海域を含む)において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設備を設ける(手順等を定める)こと。

④ 監視測定設備は、重大事故等が発生した場合に発電所およびその周辺において、発電所から放出される放射性物質の濃度および放射線量等の監視・測定・記録に必要な設備であり、原子炉格納容器内に燃料が装荷されている期間および使用済燃料ピットに燃料が貯蔵されている期間を機能維持期間として適用する必要があることから、適用モードは「モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間」とする。

(保安規定変更に係る基本方針4.3.(1))

- ⑤ 適用モード期間の確認事項を記載する。(保安規定変更に係る基本方針4.2)
- a. 性能確認 (機能性能が満足していることを確認する。)

「保安規定変更に係る基本方針」の可搬型重大事故等対処設備のサーベランス頻度の考え方に基づき1年に1回、機能検査を実施する。

- b. 動作確認 (動作可能であることを定期的に確認する。)
 - 「保安規定変更に係る基本方針」の可搬型重大事故等対処設備のサーベランス頻度の考え方に基づき 3 ヶ月に 1 回、電源を入れ指示値に異常がないこと等の確認により動作可能であることを確認する。
- ⑥ 運転上の制限を満足しない場合の条件を記載する。(保安規定変更に係る基本方針4.3.(2)) 監視測定設備は、1N要求設備であるため、動作可能な設備が所要数未満になった場合を条件として記載する。

載内

容

 \mathcal{O}

説

明

項目	設 備 2	③所要数*1	④適用モード	所要数	枚を満足できない場合の指	昔置 ^{※2}	確認事	項 ⑤	
4月 日	改 柳 🖢	③ 例 安 数	4週用モート	条 件 ⑥	措置 7	完了時間⑧	項目	頻度	担当
風向、風速	可搬式気象観測装置	1個	モード1、2、	A. 動作可能	A1. 計装保修課長	速やかに	可搬式気象観測装置の	1年に1	計装保修
その他の気			3、4、5、6	な設備が	は、当該設備を		機能検査を実施する。	回	課長
象条件の測			および使用済燃	所要数を	動作可能な状態		可搬式気象観測装置が	3ヶ月に	計装保修
定			料ピットに燃料	満足して	に復旧する措置		動作可能であることを	1 回	課長
			体を貯蔵してい	いない場	を開始する。	速やかに	確認する。		
			る期間	合	および				
					A2. 計装保修課長				
					は、代替措置※3				
					を検討し、原子				
					炉主任技術者の 2007年2月7日 第1				
					確認を得て実施 する。				
					9 %				
電源確保	空冷式非常用発電装置								
-	燃料油貯蔵タンク	_							
	XX(不下/山尺) IQ ノ ノ ノ	[0.0-15	_ 1 _ 灾公士非常用名	※雪壮罟からの約	合電」において運転上の制	旧た守める			
	重油タンク	190 13	1 王尔氏乔布用5	七电衣巨からの前	1年」にのいて注紙工の町	限を足める。			
-	タンクローリー	_							
I I	ダングローリー								

※3:代替品の補充等

0条

条文

⑦8 要求される措置を記載する。(保安規定変更に係る基本方針4.3.(2)、(3))

- A.1 当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を"速やかに"開始する。保安規定第120条 (放射線計測器類の管理)において、放射線計測器類については「故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。」としていることから、この考え方を準用し時間制限を設けず"速やかに"動作可能な状態に復旧することとする。
- A.2 当該設備の機能を補完する代替措置を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を"速やかに"開始する。完了時間は、放射線計測器類については「故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。」としていることから、この考え方を準用し時間制限を設けず"速やかに" 代替措置を原子炉主任技術者の確認を得て実施することとする。

記載内容の説明

b. 添付資料

- 添付-1 運転上の制限を設定するSA設備の選定
 - (1) 設置変更許可申請書 添付十追補 (機器リスト)
 - (2) 設置変更許可申請書 添付八(設備分類等)
- 添付-2 運転上の制限に関する所要数、必要容量
 - (1) 設置変更許可申請書 添付八 (所要数、設備仕様)

運転上の制限を対象とする系統・機器 赤枠:TCO 設定をする設備 青枠:他の表にて TCO 設定する設備

	手順書 の分類							A 所達和									
	報前 4 2 手前	ı	可搬式モニクリングポスト等	による放射線量測定の判損			可樂型放射線計劃裝置等による空気中の放射性物質の濃度 調整の主動	人のこので、			可機式気象観測装置による気 象観測項目の手順	I	空冷式非常用発電装置によ	る電源の復旧手順	空冷式非常用発電装置燃料	桶給の手順	可搬式モニタリングポスト等 による放射線量制定の手順
	設備分 類**3		a	ļ			71		r.		а				æ		
5手順		多核性拉油製備	重大事故等	建校场及交		多樣性並跟認為質	原大学校会	多樣性也的影響	重大事故等 对知识部	多校子放射影響	重大事故等 対処設備	多樣性抗弱等。			以大學故學	HIVITY IV	
重大事故等における対応手段と整備する手順	本方式设置	モニタリングステーション及びモニタリングボ スト	可搬式モニクリングポスト	部解的ナーペイメータ	小型妈妈	移動式放射能測定装置 (モニタ車)	可換型放射線計削装置 可搬型がストサンプラ、汚染サーペイメータ Na I シンチレーションサーペイメータ Z n S シンチレーションサーペイメータ	ヶ線多重波高分析装置 ZnSシンチレーション計数装置 GM計数线置	小型路路	気象観測設備	可搬式気条観測装置	モニタリングステーション及びモニタリングボ スト専用の無停電電源装置	空冷式非常用発電裝置 ^{#2}	燃料油貯蔵タンカ	重油タンク	タンクローリー	可搬式モニクリングポスト
第1.17.1表 重大	幼芯手段	放射線量の測定 (発電所敷地境界付近)	放射線量の化容測定 (発電可敷地境界付近及び原子炉格 納施設を囲む8方位)	放射線量の測定	(発電所の周辺海域)		放射性物質の濃度の測定 (発電所及びその周辺(発電所の周 辺海域を含む。) 8(7)級(センウム、よう素等) a級(ウラン、ブルトニウム等) 8 級(フラン、ブルトニウム等)			風 向 関向・風速・日射量・放射収支量・	、 雨量の測定			表 90-15-1 で整理			放射線量の測定
				(学和4	物質の	被反正	父び放射線量の測定	Γ		件の と の 気 や 回	消象の定金の			電源			
	機能要失を想定 する設備	_	モニタリンガス テーション及び モニタリンガポ スト				移動式放射能 測定装置 (モニク車)	1		1	気象観測設備	-			非常用所内電源		1
	分類													I			

※1:「大飯発電所 重大非被等発生時における原子炉施設の保金のための活動に関する所違」に整備する。 ※2:塗冷式非常用発電装置から給電する手順は、「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。 ※3:重大事故等対策において用いる設備の分類

a:当該条文に適合する重大事故等対処設備 b : 37 条に適合する重大事故等対処設備 c : 自主的対策として整備する重大事故等対処設備

重大事故等対処設備の設備分類等(22/25)

第60条 監視測定設備

(Version) Version) 中心	4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	代替する機能を有する設計基準事故対処設備	致対処設備	設備種別	重大事故等対処設備	
乾]][[乾]] (京]	温蒸烧长	舞縫	耐熱重聚度 少数	新四碳酸	製備分類	重大事故等 シラス
可擦式モニタリングポスト		I	ı	可機	可搬型重大事故等対処設備	1
電腦箱サーベイメータ	対象を禁 用 の選択	± 90-18-1	ı	可機	可搬壓重大事故等対処設備	ı
可搬塑放射線計測装置	放射性濃度の選定	10100	I	可機	可搬壓重大事故等対処設備	ı
小型船舶	放射性物質の濃度及び 放射線量の測定	I	l	可機	可搬壓重大事故等対処影備	ı
可搬式気象観測装置	國市、國漢やの他の 気像条件の選定	I	I	可糖	可搬壓重大事故等対処影備	ı

設備仕様 関連箇所を下線にて示す。

- 8.1 放射線管理設備
- 8.1.2 重大事故等時
- 8.1.2.2.3 容量等

基本方針については、「1.1.7.2 容量等」に示す。

原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を測定する可搬式モニタリングポスト、可搬型放射線計測装置及び電離箱サーベイメータは、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値を満足する設計とする。

可搬式気象観測装置は、「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に定める通常観測の観測項目を測定できる設計とする。

可搬式モニタリングポストは、3号炉及び4号炉共用で10個(モニタリングステーション及びモニタリングポストを代替し得る原子力災害対策特別措置法第10条及び第15条に定められた事象の判断に必要な十分な個数としての6個を含み、原子炉格納施設を囲む8方位の放射線量の測定が可能な個数)、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1個の合計11個(3号及び4号炉共用)を保管する設計とする。

可搬型放射線計測装置(可搬式ダストサンプラ、NaIシンチレーションサーベイメータ、汚染サーベイメータ)は、移動式放射能測定装置(モニタ車)の代替測定並びに発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度を測定し得る十分な個数として3号炉及び4号炉共用で各2個、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として各1個の合計各3個(3号及び4号炉共用)を保管する設計とする。

可搬型放射線計測装置(ZnSシンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ)は、発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度を測定し得る十分な個数として3号炉及び4号炉共用で各1個、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として各1個の合計各2個(3号及び4号炉共用)を保管する設計とする。

電離箱サーベイメータは、発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)に おいて放射線量を測定し得る十分な個数として3号炉及び4号炉共用で2個、保守 点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用 は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1個の合計3個(3号及び4号炉共 用)を保管する設計とする。

小型船舶は、発電所の周辺海域において、原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量の測定を行うために必要な台数として3号炉及び4号炉共用で1台、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1台の合計2台(3号及び4号炉共用)を保管する設計とする。また、小型船舶は、発電所の周辺海域において、原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量の測定を行うために必要な測定装置及び要員を積載できる設計とする。

可搬式気象観測装置は、気象観測設備が機能喪失しても代替し得る個数として 3号炉及び4号炉共用で1個、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも 使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1 個の合計2個(3号及び4号炉共用)を保管する設計とする。

設備仕様

関連箇所を赤枠にて示す。

第8.1.2.2表 放射線管理設備(重大事故等時) (可搬型) の設備仕様

(1) 可搬式モニタリングポスト (3号及び4号炉共用) 種 類 NaI(Tl)シンチレーション式検出器 計 測 用 範 B. G. $\sim 100 \text{mGy/h}$ 個 10 (予備 1) 数 送 方 法 無線(衛星系回線) 伝 (2) 可搬型放射線計測装置(3号及び4号炉共用) a. 可搬式ダストサンプラ 個 2 (予備 1) 数 b. NaI シンチレーションサーベイメータ 種 類 NaI(Tl)シンチレーション式検出器 計 測範 用 B. G. \sim 30 μ Gy/h 個 数 2 (予備 1) c. 汚染サーベイメータ プラスチックシンチレーション式検出器 種 類 計 $0\sim 300 \,\mathrm{kmi} \,\mathrm{n}^{-1}$ 測 用 範 2 (予備 1) 個 数 d. ZnS シンチレーションサーベイメータ ZnS (Ag) シンチレーション式検出器 種 類 測 計 $0\sim99$. 9kmi n⁻¹ 範 用 数 1 (予備 1) 個 e. β線サーベイメータ 種 プラスチックシンチレーション式検出器 類 开 計 測 範 $0\sim$ 300kmi n $^{-1}$ 数 1 (予備 1) 個 (3) 電離箱サーベイメータ (3号及び4号炉共用) 種 類 電離箱式検出器 計 測 用 範 $1.0 \mu \text{ Sv/h} \sim 300 \text{mSv/h}$ 個 2 (予備 1) 数 (4) 小型船舶(3号及び4号炉共用) 台 数 1 (予備 1) (5) 可搬式気象観測装置(3号及び4号炉共用) 観 測 項 目 風向、風速、日射量、放射収支量、雨量

1 (予備 1)

無線

数

伝 送 方 法

個

- (3) 保安規定第90条 表90-19「緊急時対策所」運転上の制限等について
 - a. 保安規定記載内容の説明(SA条文)
 - b. 添付資料
 - 添付-1 運転上の制限を設定するSA設備の選定
 - (1) 設置変更許可申請書 添付十追補(機器リスト)
 - (2) 設置変更許可申請書 添付八(設備分類等)
 - 添付-2 運転上の制限に関する所要数、必要容量
 - (1) 設置変更許可申請書添付八(所要数、設備仕様)
 - (2) 工事計画認可申請 第1-3-7 図 (放射線管理施設の構造図)

a. 保安規定記載内容の説明(SA条文)

保安規定記載内容の説明

		保安規定 第90条 条文			記載内容の説明
90 - 19 - 2	居住性の確保	п К			① 運転上の制限の対象となる系統・機器
(1) 運転上の制限	色				② 重大事故等が発生した場合において、重大事故等に対処するために必要な数の要員がとどま
項目①		運転上の制限②			り、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡するための発電所対策本部としての機能を維持するために、必要な対
緊急時対策所空気浄化系 緊急時対策所空気供給装置 居住性確保設備	5気浄化系5気供給装置	(1)緊急時対策所空気浄化系1系統 ^{※1} が動作可能であること (2)空気供給装置の所要数が使用可能であること (3)酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が動作可能であること ること (4)緊急時対策所内可搬型エリアモニタおよび緊急時対策所外可 機型エリアモニタの所要数が動作可能であること	統*1が動作可能で可能であること 可能であること 機度計の所要数が モニタおよび緊急 町作可能であるこ	i可能であること こと 要数が動作可能であ び緊急時対策所外可 あること	応手段及び重大事故等対処設備を設けている。よって、これらを用いた緊急時対策所機能が喪失し要求する基準規則等の要求を満足しない状態を運転上の制限とする。 なお、緊急時対策所空気浄化系については、1台で緊急時対策所内を換気するために必要な容量を有するものが 1 系統以上動作可能であることを運転上の制限とする。 緊急時対策所空気供給装置については、予測困難なプルームの通過に対して十分な余裕を持つ容量として空気ボンベ 720 本以上が使用可能であることを運転上の制限とする。 酸素濃度計、二酸化炭素濃度計は、緊急時対策所内の居住環境の基準値を上回る範囲を測定
適用モード③		設 備④		所要数⑤	できるものが各1個使用可能であることを運転上の制限とする。 緊急時対策所エリアチニタは 緊急時対策所内(外)の抗射線量を測定できるものが各1個
		緊急時対策所非常用空気浄化ファン	>	1台**2	ずらでんだが、ノン・マン・ス・マン・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・
		緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット	ハルタユニット	1基**2	(3) 電大事が等が発生した場合において、必要な要目がとどすることができるよう適切な措置を講
中一下1、2、	3、4、日本	空気供給装置		720本※2	当べす吹む。たっした※はたる。これでは、なっていっている。し、必要な情報を把握できる設備及び発電所内外と連絡を行
5、0およい使用浴然枠にットに燃料体を貯蔵してい	6用海燃料に:貯蔵してい	酸素濃度計		1個*2	ら、重大事故等が発生する可能性のある運転モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料と ことに縁め 体な時夢 デンス 期間な対象 レナス
る期間		二酸化炭素濃度計		1個*2	ノトに然付守で別 殿している別用で刈毟とりる。(保安措定変更に係ろ基本方針4.3.(1))
		緊急時対策所内可搬型エリアモニタ	4=	1個※2	
		緊急時対策所外可搬型エリアモニタ	14	1個*2	④ ①に含まれる主な設備(添付-1)
※1:1系統とに イルタコニ※2:緊急時対第(2)確認事項	:1系統とは、緊急時対策所 <u>非常用3</u> イルタユニット <u>1</u> 基。 :緊急時対策所あたりの合計所要数。 確認事項	:1系統とは、緊急時対策所 <u>非常用</u> 空気浄化ファン1台および緊急時対 イルタユニット <u>1</u> 基。 :緊急時対策所あたりの合計所要数。 艦認事項	び緊急時対策所差	策所 <u>非常用</u> 空気净化フ	上記②のとおり「設置許可基準規則第六十一条」の要求は、緊急時対策所空上が動作可能であれば満足できるため所要数は1台とする。緊急時対策所空濃度計、工酸化炭素濃度計、緊急時対策所エリアモニタについては、緊急時のために必要な上記②のそれぞれの所要数とする。(添付-2)
画		確 認 事 項 ⑥	頻度	用	⑥ 適用モード期間の確認事項を記載する。(保安規定変更に係る基本方針4.2)
聚急 医丛外部	緊急時対策月 イルタコニン 確認する。	聚急時対策所空気浄化系(ファンおよびフィルタユニット)が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	原子炉保修課長	a. 動作確認 (定期的に動作可能であることを確認する。) 対象設備:緊急時対策所非常用空気浄化ファン及び緊急時対策所非常用空気浄化フィルタ コニット ※確認方法は、緊急時対策所非常用空気浄化ファンを起動し、緊急時対策所空気浄化 系が動作可能であることを確認する
空気浄化系	緊急時対策月ットよう素隊 99.75%(有様 (無機よう素	緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットよう素除去効率(総合除去効率)が390.75%(有機よう素)以上および99.99%(無機よう素)以上であることを確認する。	1年に1回	原子炉保修課長	対象設備:緊急時対策所空気供給装置 ※使用可能であることの確認は、緊急時対策所空気供給装置の員数確認を行う。 対象設備:緊急時対策所エリアモニタ ※確認方法は、緊急時対策所エリアモニタのパラメータ確認(3ヶ月毎)を行い健全 性を確認し、動作可能であストンを確認する
空気供給装置	空気供給装置のとを確認する。	空気供給装置の所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理課長	対象設備:酸素機度計、二酸化炭素機度計 ※使用可能であることの確認は、動作状況確認(3ヶ月毎の動作試験)として電源を入とし、酸素機度計、二酸化炭素機度計指示値の確認を行う。
					1

保安規定記載内容の説明

	保安規定	定 第90条 条文			記載内容の説明
酸素濃度計	酸素濃度計が使用可能であるこ る。	あることを確認す	3ヶ月に1回	放射線管理 課長	対象設備:緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット、緊急時対策所エリアモニタ
二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計が使用可能であることを 離認する。	可能であることを	3ヶ月に1回	放射線管理課長	① 運転上の制限を満足しない場合の条件を記載 1 N要求の可搬型重大事故等対処設備が運転上の制限(1 N)を満足できない状態になった場合の条件として、緊急時対策所空気浄化系の全てが動作不能となった場合を条件とする。また、断る中は地震には、地の単しない。またのは、一般を正は地震によって、コン・コー
緊急時対策所	機能確認を実施する。		1年に1回	放射線管理課長	に、緊急時対界所空気状粘密貫及の酸素震度計、二酸化尿素震度計、緊急時対界加ユリノモニタが所要数を満足しない場合を条件とする。 (保安規定変更に係る基本方針4.3.(1))
内可機型エリ アホニタ	緊急時対策所内可搬型エリアモニタが動作 可能であることを確認する。	リアモニタが動作 'る。	3ヶ月に1回	放射線管理課長	⑧ 要求される措置について記載 【モード1、2、3及び4】A.1、A.2 放射線計測器類については、保安規定第7章(放射線管理)の「放射線計測器類の管
緊急時対策所	機能確認を実施する。		1年に1回	放射線管理 課長	理」において、「必要数量を確保し、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。」としている。この考えに基づき、緊急時対策所エリアモニタについては速やかに
外可搬型エリアモニタ	緊急時対策所外可機型エリアモニタが動作 可能であることを確認する。	リアモニタが動作 る。	3ヶ月に1回	放射線管理 課長	動作 J 能な状態に復旧する」及び「代替措置を美施する」ことを要求する。 (保安規定変更に係る基本方針 4.3.(2)、(3))
 					B.1、B.2、C.1、C.2、D.1、D.2 緊急時対策所に係る緊急時対策所空気浄化系、空気供給装置、 酸素濃度計、二酸化炭素濃度計は運転中/停止中の炉心、及び使用済燃料ピットの燃料に対して 間接的に安全機能を有する設備であり事故時に情報収集し、必要な指示を行うためのものであ
適用・	条 件 ⑦	要求される措置	措置 ⑧	完了時間	る。アン・ノ東大される措置/子工時間は、参考とよる設計基準事故設備をECCS機器ではなる。野野、「大道・大道・大道・大道・大道・大道・大道・大道・大道・大道・大道・大道・大道・大
	A. 動作可能な緊急時対策 所内可搬型エリアモニ	A.1 放射線管理課長は、当該設備 作可能な状態に復旧する措置	は、当該設備を動 復旧する措置を開	速やかに	、 W. M.
8 4 A D D T T T T T T T T T T T T T T T T T	タまたは緊急時対策所 外可機型エリアモニタ が所要数を満足してい ない場合	始する。 および A.2 放射線管理課長は、 検討し原子炉主任技	始する。 び 放射線管理課長は、代替指置 ^{*3} を 検討し原子炉主任技術者の確認を	速やかに	なお、代替措置の確保により、プラントの運転継続は可能であることとするが、運転上の制限逸脱からは復帰することはできないものとする。 (保安規定変更に係る基本方針4.3.(2)、(3))
	B. 動作可能な緊急時対策	得て美施する暗電を開始する。 B.1 原子炉保修課長は、当該設備を	置を開始する。 は、当該設備を動	10 日	[モード5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間]
	所空気浄化系が1系統 未満である場合	作可能な状態に復旧する。 または			A.1、A.2、B.1、B.2、C.1、C.2、D.1、D.2 原子炉が停止中であり、原子炉から燃料取出しを行ってもその必要性は変わることなく、適用モード外へ移行することができないことから、速やか
		B.2 原子炉保修課長は、代替措置。 検討し原子炉主任技術者の確 得て実施する。	は、代替指置 ^{※3} を 任技術者の確認を	10日	に「動作(使用) 可能な状態に復旧する措置を開始する。」及び「代替措置を実施する措置を開始する。」ことを要求する。ここでいう「代替措置」とは、原子炉主任技術者の確認を得て同様の代替品を補充する措置等を示す。
I	C. 使用可能な空気供給装置が所要数を満足していない。 はん	C.1 放射線管理課長は、当該書用可能な状態に復旧する。	は、当該設備を使 复旧する。	10日	(保安規定変更に係る基本方針4.3.(2)、(3))
		ェンは C.2 放射線管理課長は、代替指置 ^{※3を} 検討し原子炉主任技術者の確認を 得て実施する。	は、代替措置 ^{※3} を 任技術者の確認を	10 日	○電源設備及び通信連絡設備について ・全交流電源喪失時の代替電源からの情報収集設備、通信連絡設備への給電については、「表 90-15 電源設備」において運転上の制限、適用モード及び確認事項を整理する。
I	D. 使用可能な酸素濃度計または二酸化炭素濃度	D.1 放射線管理課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。	は、当該設備を使 復旧する。	10 日	・重大事故時の発電所内外の通信連絡をする必要のある場所との緊急時対策所の情報収集装置、通信連絡設備を用いた通信連絡については、「表 90-20 通信連絡を行うために必要な設備」におい
	計が所要数を満足して いない場合	または		10 日	て運転上の制限、適用モード及び確認事項を整理する。

保安規定記載内容の説明

休女児に記載 おおい おい おおり おり													
木女祝化 記事		12時間56時間		完了時間	速やかに	速やかに	速やかに	速やかに	速やかに	速やかに	速やかに	速やかに	
第90条条文	D.2 放射線管理課長は、代替措置 ^{ж3} を 検討し原子炉主任技術者の確認を 得て実施する。	E.1 当直課長は、モード3にする。 および E.2 当直課長は、モード5にする。		要求される措置	A.1 放射線管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する	理課長は、 原子炉主作 ぎ施する措	B.1 原子炉保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 かする。	B.2 原子炉保修課長は、代替措置 ^{*3} を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	C.1 放射線管理課長は、当該設備を使作可能な状態に復旧する措置を開始する。 おする。	C.2 放射線管理課長は、代替措置 ^{*.3} を検討し原子炉主任技術者の確認 を得て実施する措置を開始する。	D.1 放射線管理課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 おする。	D.2 放射線管理課長は、代替措置 ^{※3} を検討し原子炉主任技術者の確認 を得て実施する措置を開始する。	
保安規定		E. 条件B、CまたはDの 措置を完了時間内に 達成できない場合	る措置 (続き)	** **	A. 動作可能な緊急時対策 所内可搬型エリアモニ タまたは緊急時対策所	外可搬型エリアモニタ が所要数を満足してい ない場合	B. 動作可能な緊急時対策 所空気浄化系が1系統 未満である場合		C. 使用可能な空気供給装置が所要数を満足していない場合		D. 使用可能な酸素濃度計 または二酸化炭素濃度 計が所要数を満足して いない場合		の補充等。
			(3) 要求される措置	通用・	モード 5、6お よび使用	済然 シト7条 芦谷や門 関したい	る期間						※3:代替品の補充等。

b. 添付資料

- 添付-1 運転上の制限を設定するSA設備の選定
 - (1) 設置変更許可申請書 添付十追補(機器リスト)
 - (2) 設置変更許可申請書 添付八 (設備分類等)
- 添付-2 運転上の制限に関する所要数、必要容量
 - (1) 設置変更許可申請書 添付八(所要数、設備仕様)
 - (2) 工事計画認可申請 第1-3-7図(放射線管理施設の構造図)

運転上の制限を対象とする系統・機器

赤枠: LCOを設定する設備

青枠:他の表にてLCOを設定する設備

設置変更許可申請書 添付十追補 (機器リスト)

第1.18.1表 重大事故等における対応手段と整備する手順 (1/3)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備		設備 分類 ^{*1}	整備する手順書	手順の分類
			緊急時対策所遮蔽			_	_
			緊急時対策所非常用空気浄化ファン**2	表	₹ 90-19-	2	
			緊急時対策所非常用空気浄化フィルタ ユニット*2			緊急時対策所	
			空気供給装置			の立ち上げ時 の手順	
			緊急時対策所内可搬型エリアモニタ*2	重大		西マ 七巛 生や	
			緊急時対策所外可搬型エリアモニタ*2	重大事故等対処設備	a	原子力災害対 策特別措置法	S A 所達**4
		居住性の	酸素濃度計	対処設		第 10 条事象発 生時の手順	
-	_	性のな	二酸化炭素濃度計	備		_ , ,,,	炉心の著しい
		確保	電源車(緊急時対策所用)			重大事故等が 発生した場合	損傷及び原子
			燃料油貯蔵タンク*8			の放射線防護	炉格納容器破 損を防止する
			重油タンク※3			等に関する手 順	運転手順書
			タンクローリー ^{※8}			電源車(緊急時	
			モニタリングステーション	多様		対策所用)によ	
			モニタリングポスト	多様性拡張設備		る給電手順	
			可搬式モニタリングポスト	設備			

※1: 重大事故等対策において用いる設備の分類

※1:里入争政等対策において用いる設備の分類 a:当該条文に適合する重大事故等対処設備 b:37条に適合する重大事故等対処設備 c:自主的対策として整備する重大事故等対処設備 ※2:電源車(緊急時対策所用)から給電する。 ※3 :電源車(緊急時対策所用)、空冷式非常用発電装置の燃料補給に使用する。 ※4 :「大飯発電所 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達」

運転上の制限を対象とする系統・機器

赤枠: LCOを設定する設備

青枠:他の表にてLCOを設定する設備

設置変更許可申請書 添付八 (設備分類等)

第 1.1.7.1 表 重大事故等対処設備の設備分類等(23/25)

第61条 緊急時対策所

-u 4# 4pgu - 2gu-)	or i+ luis ide	代替する機能を有する設計基準事	放対処設備	設備種別	重大事故等対処設備	
設備(既設+新設)	系統機能	設備	耐震重要度 分類	常設 可搬	設備分類	重大事故等 クラス
緊急時対策所遮蔽				常設	常設重大事故緩和設備	_
緊急時対策所非常用空気浄化 ファン				可搬	可機型重大事故等対処設備	
緊急時対策所非常用空気浄化 フィルタユニット		表 90-1	9-2	可搬	可機型重大事故等对処設備	-
空気供給装置	H Out - at the			可搬	可搬型重大事故等対処設備	SA=3
緊急時対策所内可搬型エリアモ ニタ	居住性の確保	_	_	可搬	可搬型重大事故等対処設備	-
緊急時対策所外可搬型エリアモ ニタ				可搬	可機型重大事故等对処設備	
峻素濃度計				可搬	可搬型重大事故等対処設備	-
二酸化炭素濃度計				可搬	可搬型重大事故等对処設備	-
SPDS表示装置				常設	常設重大事故緩和設備	-
安全パラメータ表示システム(SP DS)				常設	常設重大事故緩和設備 常設重大事故等対処設備(防止・緩和以外)	-
安全パラメータ伝送システム		表 90-20 にて	整理	常設	常設重大事故等対処設備(防止·緩和以外)	-
衛星電話(固定)				常設	常設重人事故緩和設備	-
衛星電話(携帯)	必要な指示及び 通信連絡	_		可搬	可搬型重大事故等对処設備	-
衛星電話(可撒)				可搬	可撒型重大事故等对処設備	-
緊急時衛星通報システム				常設	常設重大事故等対処設備(防止・緩和以外)	-
携行型通話装置				可搬	可搬型重大事故等对処設備	-
統合原子力防災ネットワークに接 続する通信連絡設備				常設	常設重大事故等対処設備(防止・緩和以外)	-
電源車(緊急時対策所用)	代替交流電源設備か らの給電の確保	_	_	可搬	可搬型重大事故等対処設備	_

常設及び可搬型重大事故等対処設備として使用する機器等に必要な容量及び数量の考え方については、基本的な設計方針の「1.1.7.2 容量等」に示す。

緊急時対策所の指揮スペースは、重大事故等に対処するために必要な指示をする対策要員及び原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散の抑制に必要な現場活動等に従事する対策要員等、約110名を収容できる設計とする。また、対策要員等が緊急時対策所に7日間とどまり重大事故等に対処するために必要な数量の放射線管理用資機材や食料等を保管できる設計とする。

緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタ ユニット及び空気供給装置は、緊急時対策所内にとどまる対策要員の線量を低減し、かつ、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がなく維持できる設計とする。

緊急時対策所非常用空気浄化ファンは、緊急時対策所を換気するために必要な容量を有するものを1台(3号及び4号炉共用)使用する。保有数は、故障時及び保守点検のバックアップ用の2台を含めて合計3台(3号及び4号炉共用)を保管する設計とする。

緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットは、緊急時対策所を換気する ために必要な容量を有するものを1台(3号及び4号炉共用)使用する。保有 数は、故障時及び保守点検のバックアップ用の2台を含めて合計3台(3号及 び4号炉共用)を保管する設計とする。また、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットは、緊急時対策所内に対し、放射線による悪影響を及ぼさない よう、十分な放射性物質の除去効率及び吸着能力を有する設計とする。

空気供給装置は「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対 策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」における放射性物質の放 出時間が 10 時間であることを踏まえて十分な余裕を持つ容量を有する設計とす る。 代替電源設備である電源車(緊急時対策所用)は、1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを2台使用する。保有数は、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、機能喪失時のバックアップ用の1台を含めて合計3台(3号及び4号炉共用)を保管する設計とする。

安全パラメータ表示システム(SPDS)、安全パラメータ伝送システム及び SPDS表示装置は、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と必要なデータ量を伝送できる設計とする。

緊急時対策所内可搬型エリアモニタは、緊急時対策所内の放射線量の測定が可能な台数として1台(3号及び4号炉共用)使用する。保有数は、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、機能喪失時のバックアップ用の1台を含めて合計2台(3号及び4号炉共用)を保管する設計とする。

緊急時対策所外可搬型エリアモニタは、緊急時対策所外の放射線量の測定が可能な台数として1台(3号及び4号炉共用)使用する。保有数は、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、機能喪失時のバックアップ用の1台を含めて合計2台(3号及び4号炉共用)を保管する設計とする。

酸素濃度計は、緊急時対策所内の居住環境の基準値の範囲を測定できるもの を、緊急時対策所内に1個(3号及び4号炉共用)使用する。保有数は、機能喪 失時及び保守点検のバックアップ用の2個を含めて合計3個(3号及び4号炉共 用)を保管する設計とする。

二酸化炭素濃度計は、緊急時対策所内の居住環境の基準値の範囲を測定できる ものを、緊急時対策所内に1個(3号及び4号炉共用)使用する。保有数は、機 能喪失時及び保守点検のバックアップ用の2個を含めて合計3個(3号及び4号 炉共用)を保管する設計とする。

衛星電話、緊急時衛星通報システム、携行型通話装置及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、「10.12.2.2.4 容量等」に示す。

第10.9.2.2表 緊急時対策所(重大事故等時) (可搬型) の設備仕様

(1) 緊急時対策所非常用空気浄化ファン (3号及び4号炉共用) 兼用する設備は以下のとおり。

- 換気空調設備
- 緊急時対策所

台 数 1 (予備 2)

容 量 約 40m³/min

- (2) 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット(3号及び4号炉共用) 兼用する設備は以下のとおり。
 - 換気空調設備
 - 緊急時対策所

型 式 微粒子フィルタ/よう素フィルタ

基 数 1 (予備 2)

容 量 約 40m³/min

効 率

単体除去効率 99.97%以上 (0.15 μ m 粒子) / 95%以上

総合除去効率 99.99%以上(0.7 µ m 粒子)/99.75%以上

(3) 空気供給装置(3号及び4号炉共用)

兼用する設備は以下のとおり。

- 換気空調設備
- · 緊急時対策所

型 式 空気ボンベ

本 数 一式

- (4) 緊急時対策所内可搬型エリアモニタ (3号及び4号炉共用) 兼用する設備は以下のとおり。
 - · 放射線管理設備
 - •緊急時対策所

型 式 半導体式検出器

個 数 1 (予備 1)

計 測 範 囲 0.001~99.99mSv/h

- (5) 緊急時対策所外可搬型エリアモニタ (3号及び4号炉共用) 兼用する設備は以下のとおり。
 - 放射線管理設備
 - •緊急時対策所

型 式 半導体式検出器

個 数 1 (予備 1)

計 測 範 囲 0.01~999.9 μ Sv/h

(6) 酸素濃度計(3号及び4号炉共用)

個 数 1 (予備 2)

測 定 範 囲 0~25%

(7) 二酸化炭素濃度計(3号及び4号炉共用)

個 数 1 (予備 2)

測 定 範 囲 0~1%

(8) 通信連絡設備(3号及び4号炉共用)

兼用する設備は以下のとおり。

- 緊急時対策所
- · 通信連絡設備

設 備 名 衛星電話(携帯)(3号及び4号炉共用)

個 数 一式

設 備 名 衛星電話(可搬)(3号及び4号炉共用)

個 数 一式

設 備 名 携行型通話装置(3号及び4号炉共用)

個 数 一式

(9) 電源車 (緊急時対策所用) (3号及び4号炉共用)

台 数 2 (予備 1)

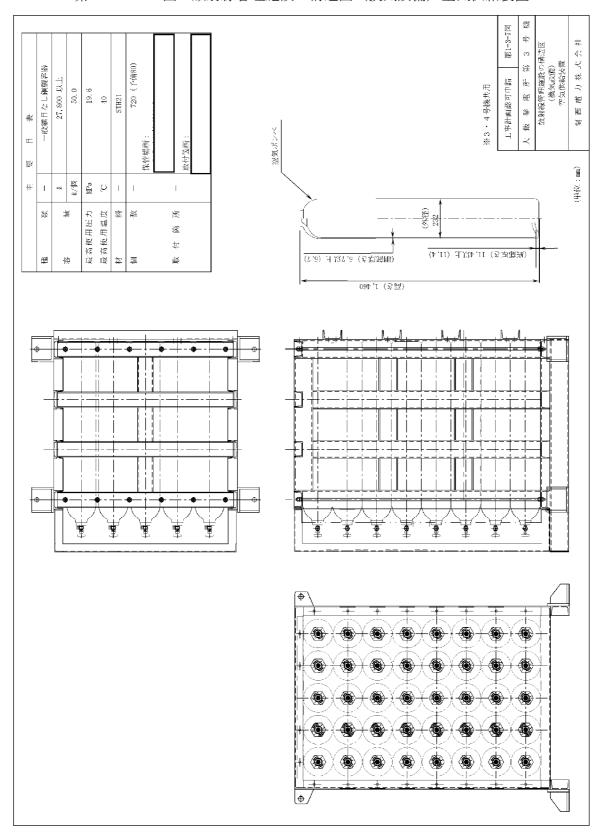
容 量 約 220kVA (1 台当たり)

電 E 440V

所要数 関連箇所を赤枠にて示す。

工事計画認可申請書 第1-3-7図 (放射線管理施設の構造図)

第1-3-7図 放射線管理施設の構造図(換気設備)空気供給装置



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

- (4) 保安規定第90条 表90-20「通信連絡を行うために必要な設備」 運転上の制限等について
 - a. 保安規定記載内容の説明 (SA 条文)
 - b. 添付資料
 - 添付-1 運転上の制限を設定するSA設備の選定
 - (1) 設置変更許可申請書 添付十追補 (機器リスト)
 - (2) 設置変更許可申請書 添付八(設備分類等)
 - 添付-2 運転上の制限に関する所要数、必要容量
 - (1) 設置変更許可申請書 添付八(設備仕様)
 - (2) 工事計画変更認可申請書 資料7 (所要数)

a. 保安規定記載内容の説明(SA 条文)

表90-20 通信連絡を行うために必要な設備 ①

90-20-1 通信連絡

+## 4 15.	=n. /#	<u> </u>	所要数•	適用モード	所要	数を満足できない場合の措置※3		確認	事項	
機能	設備	(2)	系統数*13	4	条 件5	措 置⑥	完了時間⑦	項 目8	頻度	担当
通信	衛星電話(固	定)	6台	モード	A. 動作可能な衛星	A1. 電気保修課長は、当該設	10日**6	衛星電話 (固定)、緊	1ヶ月に	電気保修
連絡	M = 45 m (m	~~/	0 1	1, 2, 3	電話(固定、可	備を動作可能な状態に復		急時衛星通報システ	1 回	課長
設備	衛星電話(携	帯)	9台	および4	搬、携帯)、ト	旧する。		ム、TV会議システ		
	衛星電話(可	Hén.	1台		ランシーバー、	または	10日	ム、IP電話および		
	用生电 品(円	MX /	1 🗇		携行型通話装置	A2. 電気保修課長は、代替措		IP-FAXの通		
	トランシーバ	_	29台		または緊急時衛	置 ^{※7} を検討し、原子炉主		話、通信確認を実施		
	144 (- 171) 77 57 144		4		星通報システム	任技術者の確認を得て実施		する。		
	携行型通話装	直	2 <u>2</u> 台		が所要数を満足	する。				
	安全パラメー	タ表示シス			していない場合			衛星電話 (携帯)、	3ヶ月に	電気保修
	テム (SPD		1 系列**2		- #AE-184#	*	= % e	衛星電話(可	1 回	課長
	-	·			B. 統合原子力防災		10日**6	搬)、トランシー		
	安全パラメー	タ伝送シス	4 75 To 1 % 2		ネットワークに	備を動作可能な状態に復旧		バー <u>および</u> 携行型		
	テム		1系列**2		接続する通信連 絡設備**4が動作	する。 または	10日	通話装置の通話確		
					不能である場合	B2. 電気保修課長は、代替措	100	認を実施する		
					11形でめる場合	置 ^{※8} を検討し、原子炉主				
	SPDS表示	装置	2台			任技術者の確認を得て実				
						施する。				
	57 4 H 4 D 7	tn > /	2.4		C. 動作可能なSP	C1. 計装保修課長は、当該設備	10日※6			
	緊急時衛星通	報システム	<u>2</u> 台		DS表示装置 [※]	を動作可能な状態に復旧す				
	統合原子力	TV会議			⁵が所要数を満	ప ం		SPDS表示装	1ヶ月に	計装保修
	防災ネット	システム	1 系列**2		足していない場	または	10日	置、安全パラメー	1 回	課長
	ワークに接				合	C2. 計装保修課長は、代替措置		タ表示システム		
	続する通信					**7を検討し、原子炉主任		(SPDS) およ		
	連絡設備					技術者の確認を得て実施す		び安全パラメータ		
						る。		伝送システムの伝		
		IP電話			D. 安全パラメータ	D1. 計装保修課長は、当該設	10日※6	送確認を実施す		
					表示システム	備を動作可能な状態に復旧		る。		
					(SPDS) *5	する。				
					または安全パラ	または	10日			
					メータ伝送シス	D2. 計装保修課長は、代替措				
					テム ^{※5} が動作不	置*8を検討し、原子炉主				
					能である場合	任技術者の確認を得て実施				
						する。				
		I P – F			E. 条件 A 、B 、	E1. 当直課長は、モード3に	1 2 時間			
		ΑX			C、DまたはE	する。				
					の措置を完了時	および	5 6 時間			
					間以内に達成で	E2. 当直課長は、モード5に				
					きない場合	する。				

- ① 設置許可基準規則(技術基準規則)第六十一条(第七十六条) 設置許可基準規則(技術基準規則)第六十二条(第七十七条)が該当する。
- ② 運転上の制限の対象とする系統・機器(添付―1)全交流動力電源喪失時の代替電源からの通信連絡設備への給電については、「表 90-15 電源設備」及び「表 90-19 緊急時対策所」において運転 上の制限、適用モード及び確認事項を整理する。
- ③ 設置許可基準規則(技術基準規則)第六十二条(第七十七条)では、重大事故等が発生した場合において所内への操作・作業の指示連絡、所外への連絡等、通信連絡を行う必要のある場所と通信連絡を行うため、通信連絡設備を必要な個数整備することが求められている。このことから、運転上の制限の所要数設定では、通信設備ごとに重大事故等の対応として使用する台数を設定した。 通信連絡設備は、3号炉用及び4号炉用と区別して使用するものでないことから、3号炉、4号炉を合計した所要数・系統数を記載。衛星電話(固定、携帯)、トランシーバー及び携行型通話装置については、発電所内での連絡、また、衛星電話(固定、携帯、可搬)、緊急時衛星通報システム及び統合原子力防災ネットワークについては、発電所外(社内外)との連絡に使用する台数の合計を記載。 なお、安全パラメータ表示システム(SPDS)及び安全パラメータ伝送システムは、1系列で発電所内での連絡及び発電所外(社内外)との連絡する機能(データ伝送)を兼ねる。 (添付-2)

(保安規定変更に係る基本方針4.3.(1))

- ④ 重大事故等が発生する可能性のある運転モードにおいて待機が必要な設備である事から、運転モード1、2、3、4、5、6及び使用済み燃料ビットで照射済燃料体を貯蔵している期間を対象とする。 (保安規定変更に係る基本方針4.3.(1))
- ⑤ 運転上の制限を満足しない場合の条件を記載
 - a. 1 N要求の重大事故等対処設備が運転上の制限(1 N)を満足できない状態になった場合の条件として、通信連絡設備の「所要数を満足していない場合」及び「動作不能な場合」とする。(保 安規定変更に係る基本方針4.3.(1))
 - b. 安全パラメータ表示システム(SPDS) 及び安全パラメータ伝送システムについては、A系又はB系のいずれかにより有線系または衛星系回線で所内及び所外へ伝送が可能であればよい。統合原子力防災ネットワークに接続する通信設備については、テレビ会議システム、IP 電話、IP-FAX のいずれかにより通信可能であればよい。
 - c. 安全パラメータ表示システム(SPDS)及びSPDS表示装置については、サーバー切替等による一時的なデータ伝送停止や、所要の確認対象パラメータを記録し、連絡する要員を確保することを 条件に行う計画的保守及び機能試験によるデータ伝送停止時(他の事業者等が所掌する設備の点検及び試験に伴うデータ伝送停止を含む)は、運転上の制限を満足していないとはみなさな い。
 - d. 安全パラメータ伝送異常時の運転上の制限逸脱の判断については、状況確認(警報発信状況や現場を確認)し、伝送状態の確認を行う必要があるが、安全パラメータ伝送システムからの伝送停止を確実に判断するため、事業者側で判断できない場合は、速やかにNRAへデータ伝送状態を確認し、運転上の制限逸脱の判断を行う。

記載内容の説明

	90-2	0-1 通信連約	各(続き)	1								
	項目	設備	②	所要数・	適用モード			数を満足できない場合の措置 ^{※3}			事項	
	- 71	шх ил		系統数*13	4		条 件 5	措 置 ⑥	完了時間⑦	項 目8	頻度	担当
	通信	衛星電話(固定	≧)	6台	モード5、	A.	動作可能な衛星電	A1. 電気保修課長は、当該設備	速やかに**	衛星電話(固定)、	1ヶ月	電気保修
	連絡			,	6および使		話(固定、可搬、	を動作可能な状態に復旧する。		緊急時衛星通報シ	に1回	課長
	設備	衛星電話(携帯	()	9 台	用済燃料ピットに燃料		携帯)、トランシ ーバー、携行型通	る措置を開始する。 または		ステム、TV会議 システム、IP電		
		衛星電話(可护	慢)	1台	体を貯蔵し		話装置または緊急	A2. 電気保修課長は、代替措置	速やかに	話およびIPIF		
					ている期間		時衛星通報システ	**7を検討し、原子炉主任	ZE (10 TC	AXの通話、通信		
		トランシーバ-	-	29台			ムが所要数を満足	技術者の確認を得て実施す		確認を実施する。		
		携行型通話装置	Ē	2 <u>2</u> 台			していない場合	る措置を開始する。				
										衛星電話 (携帯)、	3ヶ月	電気保修
		安全パラメー		1 系列**2						衛星電話(可	に1回	課長
		テム(SPDS	5)			В.	統合原子力防災ネ	B1. 電気保修課長は、当該設備	速やかに**	搬)、トランシー		
		安全パラメー	タ伝送シス	1 系列**2			ットワークに接続 する通信連絡設備	を動作可能な状態に復旧 する措置を開始する。		バー <u>および</u> 携行型		
保		テム		. ,,,,,			**4が動作不能で	または		通話装置の通話確		
保安規定							ある場合	B2. 電気保修課長は、代替措置	速やかに	認を実施する		
枕		SPDS表示物	专置	2台				**8を検討し、原子炉主任				
Æ								技術者の確認を得て実施				
								する措置を開始する。				
第		緊急時衛星通幸	最システム	<u>2</u> 台		C.	動作可能なSPD	C1. 計装保修課長は、当該設備	速やかに ※			
9		統合原子力	災ネット システム				S表示装置※5が所	を動作可能な状態に復旧す	<u>6</u>	SPDS表示装	1ヶ月	計装保修
O		防災ネット	システム	1 系列**2			要数を満足していない場合	る措置を開始する。 または		置、安全パラメー	に1回	課長
条		ワークに接					74 U 1-76 E	C2. 計装保修課長は、代替措置		タ表示システム		
々		続する通信 連絡設備						**7を検討し、原子炉主任	速やかに	(SPDS)およ び安全パラメータ		
条文		建裕改備						技術者の確認を得て実施す		ひ女宝ハラメータ 伝送システムの伝		
X								る措置を開始する。		送確認を実施す		
			IP電話			D.	安全パラメータ表	D1. 計装保修課長は、当該設備	速やかに**	る。		
							示システム(SP	を動作可能な状態に復旧	6			
							DS) **5または安	する措置を開始する。				
							全パラメータ伝送	および	キルムー			
							システム**5が動作 不能である場合	D2. 計装保修課長は、代替措置 **8を検討し、原子炉主任	速やかに			
							个形でめる物口	技術者の確認を得て実施				
			I P – F					する措置を開始する。				
			ΑX									
		空冷式非常用务	港電装置		Г90—15	- 1	空冷式非常用発電物	長置からの給電」において運転上の 領	制限を定める。			
		燃料油貯蔵タ:	ンク、重油タ	ンク、タンク	Г90—15	– 7	燃料油貯蔵タンク	または重油タンク、タンクローリー	こよる燃料補給	設備」において運転上 <i>の</i>)制限を定め	かる
		電源車(緊急	持対策所用)		Г9 O — 1 9	– 1	代替電源設備からの	D給電」において運転上の制限を定	 める。			
—												

⑥、⑦ 要求される措置及び完了時間について記載

00-20-1 滿信浦紋 (結本)

- 【モード1、2、3及び4の場合:衛星電話(固定、携帯、可搬)、トランシーバー、携行型通話装置、緊急時衛星通報システム】 A.1、A.2 通信連絡手段を確保するために「当該設備を動作可能な状態に復旧する」か「代替措置を実施する」ことを要求する。このことから、設計基準事故対処設備の「事故時監視計器」の要求される措置/完了時間を参考に「10 日間」を完了時間とする。なお、代替措置としては、連絡要員の追加や、同種の通信機器又は他種の通信機器による通信手段確保をいう。また、 代替措置の実施によりプラントの運転継続は可能であることとするが、運転上の制限逸脱からは復帰することはできないものとする。 (保安規定変更に係る基本方針4.3.(2))
- 【モード5、6及び使用済燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間の場合: 衛星電話(固定、携帯、可搬)、トランシーバー、携行型通話装置、緊急時衛星通報システム】 A.1、A.2 要求される措置については、モード1、2、3及び4の場合と同様。完了時間については、原子炉が停止中であり、原子炉から燃料取出しを行ってもその必要性は変わることなく、 適用モード外へ移行することができないことから、速やかに要求される措置を開始することを要求する。(保安規定変更に係る基本方針4.3.(2))
- 【モード1、2、3及び4の場合:統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備】 B.1、B.2 通信連絡手段を確保するために「当該設備を動作可能な状態に復旧する」か「代替措置を実施する」ことを要求する。このことから、設計基準事故対処設備の「事故時監視計器」の 要求される措置/完了時間を参考に「10日間」を完了時間とする。なお、代替措置としては、所要の確認対象パラメータを記録し、連絡する要員を確保すること等また、通信機器の補 充等、原子炉主任技術者の確認を得た措置をいう。また、代替措置の実施によりプラントの運転継続は可能であることとするが、運転上の制限逸脱からは復帰することはできないもの とする。
 - (保安規定変更に係る基本方針4.3.(2))
- 【モード5、6及び使用済燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間:統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備】
 - B.1、B.2 要求される措置については、モード1、2、3及び4の場合と同様。 完了時間については、原子炉が停止中であり、全ての原子炉から燃料取出しを行ってもその必要性は変わるこ となく、適用モード外へ移行することができないことから、速やかに要求される措置を開始することを要求する。 (保安規定変更に係る基本方針4.3.(2))
- 【モード1、2、3及び4の場合:SPDS表示装置】
- C.1、C.2 要求される措置、完了時間については、モード1、2、3及び4の場合の C.1、C.2 と同様である。
- 【モード5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間: SPDS表示装置】
- C.1、C.2 要求される措置、完了時間については、モード5、6及び使用済燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間の場合のC.1、C.2と同様である。
- 【モード1、2、3及び4の場合:安全パラメータ表示システム (SPDS) および安全パラメータ伝送システム】

- D.1、D.2 要求される指置、完了時間については、モード1、2、3及び4の場合のC.1、C.2と同様である。
 【モード5、6及び使用済燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間:安全パラメータ表示システム(SPDS)および安全パラメータ伝送システム】
 D.1、D.2 要求される措置、完了時間については、モード5、6及び使用済燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間の場合のC.1、C.2と同様である。
 A.1、A.2、B.1、B.2、C.1、C.2及びD.1、D.2いずれにおいてもDB設備を担保とする完了時間の延長を行わない事より、設置変更許可申請書添付十追補に記載の「代替する機能を 有する多様性拡張設備」については期待しない。

第90

- ※1:3号炉および4号炉の合計所要数・系統数。
- ※2:安全パラメータ表示システム(SPDS)および安全パラメータ伝送システムについては、A系またはB系のいずれかにより有線系または衛星系回線で所内および所外へ伝送可能であることをいう。統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、テレビ会議システム、IP電話、IP-FAXのいずれかにより通信可能であることをいう。
- ※3:設備ごとに個別の条件が適用される。
- ※4:衛星携帯電話設備等の通信機器による通信手段を確保することを条件に行う計画的保守および機能試験による停止時(他の事業者等が所掌する設備の点検および試験に伴う停止を含む。)は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。
- ※5:サーバー切替等による一時的なデータ伝送停止は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。また、所要の確認対象パラメータを記録し、連絡する要員を確保することを条件に行う計画的保守および機能試験による停止時(他の事業者等が所掌する設備の点検および試験に伴うデータ伝送停止を含む。)は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。
- ※6:衛星電話(固定、携帯、可搬)、安全パラメータ表示システム(SPDS)、安全パラメータ伝送システム、<u>SPDS表示装置、</u>緊急時衛星通報システムおよび統合原子力防災ネット ワークに接続する通信連絡設備について、原子炉設置者所掌外の設備(通信衛星等の他の事業者等が所掌する設備)の故障等により運転上の制限を逸脱した場合は、当該要求される措置に対する完了時間を除外する。
- ※7:連絡要員の追加や、同種の通信機器の追加または他種の通信機器による通信手段の確保による措置をいう。
- ※8:安全パラメータ表示システム(SPDS)および安全パラメータ伝送システムの代替措置は、所要の確認対象パラメータを記録し、連絡する要員を確保すること等をいう。統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、通信機器の補充等をいう。

⑧ 適用モード期間の確認事項を記載する。

原子炉がモード1、2、3及び4の場合、モード5、6及び使用済燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間において、常設設備に該当する衛星電話(固定)、SPDS表示装置、安全パラメータ表示システム(SPBS)、安全パラメータ伝送システム、緊急時衛星通報システム、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、通話確認、伝送確認、通話通信確認を1か月に1回確認する。可搬設備に該当する衛星電話(携帯、可搬)トランシーバー、携行型通話装置については、通話確認を3か月に1回の確認頻度で実施する。(保安規定変更に係る基本方針4.2(2))

【対象設備】

a. 通話確認

対象設備:衛星電話(固定、携帯、可搬)、トランシーバー

b. 伝送確認 (伝送確認では、あわせて設置許可基準規則 (技術基準規則) 第五十八条 (第七十三条) の要求事項である記録の機能について、データの記録ができることの確認を実施する。)

対象設備:SPDS表示装置、安全パラメータ表示システム(SPDS)、安全パラメータ伝送システム

c. 通話通信確認対象設備: 緊急時衛星通報システム、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備

脱載内容の説明

記

- b. 添付資料
 - 添付-1 運転上の制限を設定するSA設備の選定
 - (1) 許可申請書 添付十追補 (機器リスト)
 - (2) 設置変更許可申請書 添付八 (設備分類等)
 - 添付-2 運転上の制限に関する所要数、必要容量
 - (1) 設置変更許可申請書 添付八 (設備仕様)
 - (2) 工事計画変更認可申請書 添付資料7 (所要数)

設置変更許可申請書 添付十追補(機器リスト)

赤枠:LCO設定をする設備

青枠:他の表にてLCO 設定する設備

運転上の制限を対象とする系統・機器

第1.19.1表 重大事故等における対応手段と整備する手順 (発電所内の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡)

_	1		(発電所内の連信連絡をする必要のめる)	70117	C 47/001	DATE NO /	
分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備		設備分類等6	整備する手順書	手順の分類
	_	発電所内の通	衛星電話 (固定) **2 衛星電話 (携帯) トランシーバー 携行型通話装置 安全パラメータ表示システム (SPDS) **2	重大事故等対処弧備	a	通信連絡に関する手順 表 90-20-1	A.所達 ^{*1}
		通信連絡	医PDS表示装置**2 無線通話装置 運転指令設備 電力保安通信用電話設備 【保安電話(固定)、保安電話(携帯)】	多様性拡張設備		通信連絡に関する手順	
	_	代替電源設備から	空冷式非常用発電装置**3 燃料油貯蔵タンク**4 重油タンク**4	重大事故等	a	空冷式非常用発電装置 による電源の復旧手順 空冷式非常用発電装置	炉心の著しい 損傷及び原子 炉格納容器破 損を防止する 運転手順書
		の給電の	らの 給電 タンクローリー*4 量本/フローリー*4			燃料補給の手順	S ∧所達 ^{※1}
		確保	電源車(緊急時対策所用) **5		a	緊急時対策所の居住性 確保のための手順	SA所達*1

- ※1:「大飯発電所 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達」
 ※2:ディーゼル発電機等により給電する。
 ※3:空冷式非常用発電装置から給電する手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。
 ※4:空冷式非常用発電装置、電源車(緊急時対策所用)の燃料補給に使用する。空冷式非常用発電装置の燃料補給の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」、電源車(緊急時対策所用)に燃料補給する手順は「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整備する。
 ※5:電源車(緊急時対策所用)から給電する手順は「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整備する。
 ※6:重大事故等対策において用いる設備の分類
 ※6:重大事故等対策において用いる設備の分類
 ※6:重大事故等対策所用の分類
- - a: 当該条文に適合する重大事故等対処設備 b:37条に適合する重大事故等対処設備 c:自主的対策として整備する重大事故等対処設備

設置変更許可申請書 添付十追補(機器リスト)

第1.19.2表 重大事故等における対応手段と整備する手順 (発電所外(社内外)の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備		設備分類%。	整備する手順書	手順の分類
			衛星電話 (固定) **2 衛星電話 (携帯) 衛星電話 (可搬) **2 統合原子力防災ネットワークに接続する通	重		通信連絡に関す る手順	
		癷	信連絡設備 ^{※2} (TV会議システム、IP 電話 及びIP-FAX)	重大事故等	a	表 90-20	-1
	_	発電所外(社内外)	安全パラメータ表示システム (SPDS) *2 安全パラメータ伝送システム*2	故等対処設備		通信連絡に関す る手順 緊急時対策所運 用手順	S ∧所達*¹
		() の通信連絡	緊急時衛星通報システム*2 加入電話 加入ファクシミリ	· A			
_		形合	携帯電話 電力保安通信用電話設備 保安電話(固定)、保安電話(携帯) 及び衛星保安電話	多様性拡張設備		通信連絡に関す る手順	
			社内TV会議システム 無線通話装置	_			
		代	空冷式非常用発電装置 ^{※8}			空冷式非常用 発電装置によ	炉心の著しい
		代替電源設備	燃料油貯蔵タンク*4	重大		る電源の復旧 手順	損傷及び原子 炉格納容器破
	-	から	重油タンク ^{※4}	重大事故等対処設備	a	空冷式非常用	損を防止する 運転手順書
		の給電の	タンクローリー [※] 4	処設備		発電装置燃料補給の手順	S A所達 ^{*1}
		確保	電源車(緊急時対策所用)**5		a	緊急時対策所の 居住性確保のた めの手順	S A所達 ^{※1}

- ※1:「大飯発電所 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達」

- - a: 当該条文に適合する重大事故等対処設備 b:37条に適合する重大事故等対処設備 c:自主的対策として整備する重大事故等対処設備

第1.1.7.1表 重大事故等対処設備の設備分類等(24/25)

第62条 通信連絡を行うために必要な設備

## / H# / H# - H# - H# - H# - H# - H# -	75 %FT - 70 ST	代替する機能を有する設計基準事故対処設備	女对処設備	設備種別	重大事故等対処設備	
赵佣(姓敌+新政)	米克豫問	設備	耐震重要度 分類	常設 可搬	設備分類	重大事故等 クラス
衛星電話(固定)	1 3 6 A	表 90—20-1		常認	常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重 大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	ı
衛星電話(携帯)		運転指令設備等 —	0	可搬	可搬型重大事故等対処設備	1
トランジーバー	発電所内の 通信連絡			可搬	可搬型重大事故等対処設備	ı
携行型通話装置	,			可搬	可搬型重大事故等対処設備	ı
安全パラメーク表示システム (SPDS)				常設	常設重大事故緩和設備	1
SPDS表示装置				常設	常設重大事故緩和設備	ı
衛星電話(固定)				常設	常設重大事故緩和設備	ı
衛星電話(携帯)				可搬	可搬型重大事故等対処設備	ı
衛星電話(可搬)				可搬	可搬型重大事故等対処設備	ı
統合原子力防災ネットワークに接 続する通信連絡設備	発電所外(社内外)の 通信連絡	ı	l	常設	常設重大事故等対処設備(防止・緩和以外)	ı
安 全パラメータ表示システム (SPDS)				常設	常設重大事故等対処設備(防止・緩和以外)	ı
安全パラメータ伝送システム				常設	常設重大事故等対処設備(防止・緩和以外)	ı
緊急時衛星通報システム				常設	常設重大事故等対処設備(防止・緩和以外)	ı

10.12.2.2.4 容量等

基本方針については、「1.1.7.2 容量等」に示す。

衛星電話(固定)、衛星電話(携帯)、トランシーバー及び携行型通話装置は、 発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できるよう、必要な個数 を設置又は保管する。

衛星電話(固定)、衛星電話(携帯)、衛星電話(可搬)、<u>緊急時衛星通報システム</u>及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、発電所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できるよう、必要な個数を設置又は保管する。

安全パラメータ表示システム (SPDS) (計装設備 (重大事故等対処設備)、緊急時対策所及び通信連絡設備と兼用)及び安全パラメータ伝送システム (緊急時対策所及び通信連絡設備と兼用)は、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所に必要なデータ量を伝送できる設計とする。

10.12.2.2.5 環境条件等

基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。

携行型通話装置は、重大事故等時における建屋内(原子炉格納容器内を除く。) 及び屋外の環境条件を考慮した設計とする。人が携行して使用が可能な設計と する。

衛星電話(携帯)及びトランシーバーは、重大事故等時における屋外の環境 条件を考慮した設計とする。人が携行して使用が可能な設計とする。

衛星電話(固定)、衛星電話(可搬)、<u>緊急時衛星通報システム</u>、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、安全パラメータ表示システム(SPDS)、安全パラメータ伝送システム及びSPDS表示装置は、重大事故等時における中央制御室、原子炉補助建屋又は緊急時対策所のそれぞれの環境条件を考慮した設計とする。

第10.12.2.1表 通信連絡設備(重大事故等時)(常設)の設備仕様

(1) 衛星電話(固定)(3号及び4号炉共用) 兼用する設備は以下のとおり。

• 緊急時対策所

• 通信連絡設備

設 備 名 衛星電話(固定)

使 用 回 線 衛星系回線

個 数 一式

(2) 緊急時衛星通報システム(3号及び4号炉共用) 兼用する設備は以下のとおり。

緊急時対策所

• 通信連絡設備

設 備 名 緊急時衛星通報システム

使 用 回 線 衛星系回線

個 数 一式

- (3) 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(3号及び4号炉共用) 兼用する設備は以下のとおり。
 - •緊急時対策所
 - 通信連絡設備

個

設 備 名 TV会議システム

使 用 回 線 有線系回線、衛星系回線

個 数 一式

設 備 名 IP電話

使 用 回 線 有線系回線

個 数 一式

設 備 名 IP電話

使 用 回 線 衛星系回線

個 数 一式

設備名 IP-FAX

一式

使 用 回 線 有線系回線

設 備 名 IP-FAX

使 用 回 線 衛星系回線

個 数 一式

数

- (4) 安全パラメータ表示システム (SPDS) (3号及び4号炉共用) 兼用する設備は以下のとおり。
 - · 計装設備(重大事故等対処設備)
 - •緊急時対策所
 - 通信連絡設備

設備名 安全パラメータ表示システム

(SPDS)

使 用 回 線 有線系回線、無線系回線

個 数 一式

- (5) 安全パラメータ伝送システム (3号及び4号炉共用) 兼用する設備は以下のとおり。
 - 緊急時対策所
 - 通信連絡設備

設 備 名 安全パラメータ伝送システム

使 用 回 線 有線系回線、衛星系回線

個 数 一式

- (6) SPDS表示装置(3号及び4号炉共用) 兼用する設備は以下のとおり。
 - · 計装設備(重大事故等対処設備)
 - •緊急時対策所
 - 通信連絡設備

設 備 名 SPDS表示装置

個 数 一式

第10.12.2.2表 通信連絡設備(重大事故等時)(可搬型)の設備仕様

- (1) 衛星電話(携帯)(3号及び4号炉共用) 兼用する設備は以下のとおり。
 - 緊急時対策所
 - 通信連絡設備

設 備 名 衛星電話 (携帯) 使 用 回 線 衛星系回線 個 数 一式

- (2) 衛星電話(可搬)(3号及び4号炉共用) 兼用する設備は以下のとおり。
 - 緊急時対策所
 - 通信連絡設備

設 備 名 衛星電話 (可搬) 使 用 回 線 衛星系回線 数 一式 個

(3) トランシーバー (3号及び4号炉共用) 設 備 名 トランシーバー 使 用 回 線 無線系回線 一式 数 個

- (4) 携行型通話装置(3号及び4号炉共用) 兼用する設備は以下のとおり。
 - 緊急時対策所
 - 通信連絡設備

個

設 備 名 携行型通話装置 使 用 回 線 有線系回線 数 一式

関連箇所を下線にて示す。 所要数

通信連絡設備の主要設備一覧 (1/5) 第1表

通信無別	#	- 工工 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		谷量	+ 田のアペ (注1)
用用作	H	1.安.取.J#	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	共用の区分
警報装置	事故一斉放送装置		[3号機] 3号機制御建屋:1台 (スピーカーは運転指令設備と共用)	_	3・4号機共用、3号機に設置
	運転指令設備 (注5)	3 号及び4 号布送受諾器	[3号機] 3 号機制御建屋:本体1台 中央制御室等:送受話器 約270台 ^(注4) スピーカー 約400台 ^(注4)		3・4号機共用、3号機に設置3・4号機共用、4号機に設置
	電力保安通信用電	保安電話 (固定) (註2)	[3号機] 約580台(注4) 中央制御室:約7台(注4) 緊急時対策所:約2台(注4) 3号機制御建屋他:約75台(注4) 4号機制御建屋他:約75台(注4) 事務所等:約48台(注4)	I	3・4号機共用、3号機に設置3・4号機共用、4号機に設置
所 通信設備 (発體所内)	部設備 所外	保安電話(携帯) (注2)	[3号機] 約880台 (注4) 中央開御鑑:約8台 (注4) 事務所等:約868台 (注4)	I	3・4号機共用、3号機に保管
	トランシーバー (注5)	, ee c	[3号機] 33台 緊急時対策所:33台 (うち31台 ^(注3))	[3号機] 31台 緊急時対策所:29台 ^(建3) 緊急時対策所:2台 (予備) ^(注3)	[設計基準事故対処設備] 3・4号機共用、3号機に保管 [重大事故等対処設備] 3・4号機共用、3号機に保管
	姚行型通話装置		[3号機] 34台 緊急時対策所:7台(うち5台 ^(注3)) 3・4号機制御建屋:19台 ^(注3) 事務所等:8台	(3 号機) 2 4台 整急時対策所: 4台 (注3) 緊急時対策所: 1台 (予備) (注3) 3・4 号機制御建ಟ: 18 台 (注3) 3・4 号機制御建ಟ: 1台 (予備)	【設計基準単位対処設備】 3・4号機共用、3号機に保管 [重大事故等対処設備] 3・4号機共用、3号機に保管

(注1) : 本文中すべて共用の区分は同じ。 (注2) : 発電所内及び発電所外と下使用。 (注3) : 設計基準事故時及び電子事故等地ともに使用する。 (注4) : 立数については、原子力防災副線の評価結果、発電所運営等を踏まえ見直すことがある。 (注5) : 運転指令設備は4チャンネル、トランシーバーは15チャンネルで通話が可能。

第1表 通信連絡設備の主要設備一覧(2/5)

(1枚) マーニー 日本	共用の区分(生)	【設計 基準事故が処設備】 3・4号機共用、3号機に設置 【重大事故等対処設備】 3・4号機共用、3号機に設置	[設計基準事故対処設備] 3・4号機共用、3号機に保管 [重大事故等対処設備] 3・4号機共用、3号機に保管	3・4号機共用、3号機に設置	[設計基準事故対処設備] 3・4号機共用、3号機に設置 [重大事故等対処設備] 3・4号機共用、3号機に設置	【設計基準事故対処設備】 3・4 号機共用、3 号機に設置 [重大事故等対処設備] 3・4 号機共用、3 号機に設置	
容量	重大事故等対処設備	[3号機] 1 6 台 聚急時対策所: 5 台 (注3) 中央制御塞: 1 台 (注3) 緊急時対策所: 5 台 (予備) (注3) 日央制御塞: 5 台 (予備) (注3)	中央制御室: 1台 (注3) 緊急時対策所: 5台 (予備) (注3) 中央制御室: 5台 (予備) (注3) 第号機】11台 緊急時対策所: 9台 (注3)		[3 号機] —式 (3・4 号機制御建屋 3 号機計算機室) 緊急時オンラインデータ伝送装置 A 盤 (E3) 緊急時オンラインデータ伝送装置 B 盤 (E3)	(3 + 4 の機関値降属 屋上) (3 ・ 4 の機関値降属 屋上) (緊急時対策所) S P D S 表示端末: 2 台 (注3) 第 9 P D S 表示端末: 2 台 (予備) (注3)	
***	設計基準事故対処設備	【3号機】20台 緊急時対策所:5台(注3) 中央制御室:5台(うち1台(注3)) 緊急時対策所:5台(予備)(注3) 中央制御室:5台(予備)(注3)	[3号機]38台 緊急時対策所:20台(うち11台 ^(注3)) 日央衛副第:1台 存動式放射能測定装置(モニタ車):1台 移動式放射能温で装置(モニタ車):1台	【3号機】2台 緊急時対策所:1台 移動式放射能測定装置(モニタ車):1台	[3号機] —式 (3・4号機制御建屋 3号機計算機室) 緊急時オンラインデータ伝送装置 A盤 (注3) 緊急時オンラインデータ伝送装置 A盤 (注3)	(3.9機】—式	
我是谁不	土要設備	衛星電話(固定) (注2) 衛星電話(携帯) (注2)		無線通話装置 (注2)	安全パラメーク表示システム(SPDS) ^(ほ2)	S P D S 表示装置	
10 特	通信 種別	卷	通信設備 (名館) (名館)	<i>₽</i>		ゲータ伝送設備 (発亀所内)	

(注1): 本文中すべて共用の区分は同じ。 (注2): 発電所的及び発電所外として使用。 (注3):設計基準事故時及び電大事故等時ともに使用する。

第1表 通信連絡設備の主要設備一覧 (3/5)

(1世)	共用の区分(ニ・・)	3 号機に設置	3 号機に設置) (に保管 (に保管	3 号機に設置	3 号機に設置	3号機に保管	に設置	に設置	是に保管
E	共用の	3・4号機共用、3号機	3・4号機共用、3号機	(設計基準事故対処設備) 3・4 号機共用、3 号機に保管 (重大事故等対処設備) 3・4 号機共用、3 号機に保管	3・4号機共用、3号機	3・4 号機共用、3 号機	3・4号機共用、3号機	3・4号機共用、3号機に設置	3・4 号機共用、3 号機に設置 3・4 号機共用、4 号機に設置	3・4号機共用、3号機に保管
松量	重大事故等対処設備	-	1	【3号機】2台 緊急時対策所:1台 ^(注3) 緊急時対策所:1台(予備) ^(注3)	I	I	I	ı	I	I
	設計基準事故対処設備	【3号機】約4台 ^(注4) 緊急時対策所:約1台 ^(注4) 事務所等:約3台 ^(注4)	[3号機] 2台 緊急時対策所:1台 移動式放射能測定装置 (モニタ車):1台	【3号機】2台 緊急時対策所:1台 ^(注3) 緊急時対策所:1台(予備) ^(注3)	[3号機]3台 緊急時対策所:2台 事務所等:1台	[3号機]約23台(注4) 緊急時対策所:約5台(注4) 中央制御室:約1台(注4) 事務所等:約17台(注4)	[3号機] 約83台(注4)	[3号機]約19台(注4) 緊急時対策所:2台(注4) 中央制御室:約1台(注4) 事務所等:約16台(注4)	【3号機】約580台(柱4) 中央側衛生:約7台(柱4) 緊急時対策所:約2台(柱4) 3号機制鋼建區他:約75台(柱4) 4号機制鋼建區他:約75台(柱4) 事務所等:約450台(注4)	【3号機】約880台(注4) 中央制御室:約8台(注4) 事務所等:約868台(注4)
五 平 州 (年	土吳矽伽	社内TV会議システム	無線通話装置 (注2)	衛星電話 (可搬)	電力保安 通信用電衛星保安電話 話設備			加入ファクシミリ	保安電話 (固定) (注2) 安安	保安電話 (携帯) (注2)
		社内TV	無線通記	社内衛星電話	電力保通信用 話設備	加入電話	携帯電話		(Phylop of phylop of phy	話 受
10条件	旭信 種別					海際電影	(発電所外)	14-		

(注1) :本文中すべて共用の区分は同じ。(注2) :発電所内及び発電所外として使用。(注3) :設計基準事故時及び重大事故等時ともに使用する。(注4) :台数については、原子力防災訓練の評価結果、発電所運営等を踏まえ見直すことがある。

115

第1表 通信連絡設備の主要設備一覧 (4/5)

日日日日(世界)	共用の区分 ^(注1) 3・4号機共用、3号機に設置 [重大事故等対処設備] 3・4号機共用、3号機に設置 3・4号機共用、3号機に設置				3・4 号機共用、3 号機に設置	【設計基準事故対処設備】 3・4号機共用、3号機に設置 [重大事故等対処設備] 3・4号機共用、3号機に設置	【設計基準事故対処設備】 3・4号機共用、3号機に保管 【重大事故等対処設備】 3・4号機共用、3号機に保管	【設計基準事故対処設備】 3・4 号機共用、3 号機に設置 [重大事故等対処設備] 3・4 号機共用、3 号機に設置
容量	重大事故等対処設備	【3号機】1台 緊急時対策所:1台 ^(注3)	【3号機】6台 緊急時対策所:6台(^{注3)}	【3号機】1台 緊急時対策所:1台 ^(注3)	【3号機】一式 (3-4号機制御建屋 3号機計算機室) ERSS伝送サーバ用通信機器収納盤 (注3) (緊急時対策所) 緊急時対策所 歴上) 緊急時対策所 歴上) 緊急時対策所統合原子力防災ネットワーク用 衛星アンテナ (注3)	【3号機】16台 聚急時対策所:5台 (⁽²³⁾ 中央制御室:1台 (⁽²³⁾ 聚急時対策所:5台 (予備) (⁽²³⁾ 中央制御室:5台 (予備) (⁽²³⁾	【3号機】1.1台 緊急時対策所:9台(^{注3)} 緊急時対策所:2台(予備) ^(注3)	【3 号機】3台 緊急時対策所:2 台 ^(注3) 緊急時対策所:1 台 (予備) ^(注3)
	設計基準事故対処設備	【3号機】2台 緊急時対策所:1台 (^{注3)} 事務所等:1台	[3号機]9台 緊急時対策所:6台 ^(注3) 事務所等:3台	[3号機]5台 緊急時対策所:3台 (うち1台 ^(注3)) 事務所等:2台	[3号機] —式 (3・4号機削御建屋 3号機計算機室) ERS S伝送サーベ用通信機器収納盤 (¹³⁾ (緊急時対策所) 緊急時対策所 居上) 緊急時対策所 居上) 緊急時対策所統合原子力防災ネットワーク用 衛星アンテナ (¹³⁾	[3号機]20台 緊急時対策所:5台 ^(注3) 中央制御室:5台(うち1台 ^(注3)) 緊急時対策所:5台(予備) ^(注3) 中央制御室:5台(予備) ^(注3)	[3号機]38台 緊急時対策所:20台(うち11台 ^(注3)) 中央制御業:1台 移動式放射能測定装置(モニタ車):1台 事務所等:16台	[3号機]3台 聚急時対策所:2台 ^(注3) 聚急時対策所:1台 (予備) ^(注3)
1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年	安設備	T V 会議システム T P 電話 Y		衛星電話 (固定) (注2.)	衛星電話 (携帯) (注2)	緊急時衛星通報システム		
1	п		\$ < F	総力ネク接合 的 とう は り 一 線 う う す が う う が ろ う が り が し り が し り が り が が り が が り が が り が り	((社内 を立) (で (で)	黎星電話		社外 緊急時衛星
11 第 中 光	通信 種別				通信設備			

(注1) : 本文中すべて共用の区分は同じ。 (注2) : 発電所内及び発電所外として使用。 (注3) : 設計基準事故時及び重大事故等時ともに使用する。

通信連絡設備の主要設備一覧 (5/5) 第1表

(世) くんり	共用の区分	[設計基準事故対処設備] 3. 4 号機計劃 3. 4 号機計劃	4 9 版 X 11 、 3 9 版 に R 1 4 9 機 共 用 、 3 9 機 に 設・4 9 機 共 用 、 3 9 機 に 設・4 9 機 大 用 、 3 9 機 に 設・4 9 機 に 対・4 9 機 大 用 、 3 9 機 に 設・4 9 機 に 対・4 9 M に 対・4
容量	重大事故等対処設備	[3号機] —式 (3・4号機制御建屋 3号機計算機室) 緊急時オンラインデータ伝送装置A盤 (注3) 緊急時オンラインデータ伝送装置B盤 (注3)	[3号機] 一式 (3・4号機制御建屋 3号機計算機室) ERS S 伝送サーバ盤 (注3) ERS S 伝送サーバ用通信機器収納盤 (注3) (3・4号機制御建屋 屋上) 衛星アンテナ (注3)
	設計基準事故対処設備	(3号機) - 式 (3・4号機制御建屋 3号機計算機室) 緊急時オンラインデータ伝送装置A盤 ^(注3) 緊急時オンラインデータ伝送装置B盤 ^(注3)	[3号機] ー式 (3・4号機制御建屋 3号機計算機室) ERSS伝送サーバ盤 ^(注3) ERSS伝送サーバ間循信機器収納盤 ^(注3) (3・4号機制御建屋 屋上) 衛星アンテナ ^(注3)
型器用斗	及	安全パラメータ表示システム(S P D S) ^(注2)	安全パラメータ伝送システム
		社とをむち合う	所
出	世		データ伝送設備 所(発電所外)

(注1) : 本文中すべて共用の区分は同じ。 (注2) : 発電所内及び発電所外として使用。 (注3) : 設計基準事故時及び重大事故等時ともに使用する。

大飯発電所原子炉施設保安規定に係る補足説明資料 上流文書(設置変更許可申請書)から保安規定への記載内容

目 次

- 1. 上流文書から(設置変更許可申請書)から保安規定への記載方針
- 2. 保安規定の記載方針フォーマットの説明
- 3. 上流文書から(設置変更許可申請書)から保安規定への記載内容

1. 上流文書から(設置変更許可申請書)から保安規定への記載方針

設置変更許可申請書(DB、技術的能力)の記載内容から保安規定に記載すべき内容を整理するに当たっては、保安規定変更に係る基本方針を受け、以下の方針により記載する。

(1) 保安規定変更に係る基本方針の内容(抜粋)

1. はじめに

設置変更許可申請書で確認された原子炉施設の安全性が、運転段階においても継続して確保されることを担保するために必要な事項を保安規定に要求 事項として規定

2.2.1 保安規定に記載すべき事項

保安規定に法令等へ適合することを確認した内容の行為者及び行為内容を定める

(2) 保安規定の記載方針

- (1) 項の「保安規定変更に係る基本方針」を受け、具体的には、以下の方針で記載する。
 - ① 設置許可本文は、規制要求事項であるため、設置許可本文のうち運用に係る事項について実施手段も含めて網羅するように保安規定に記載する。

ただし、例示や多様性拡張設備等に相当する部分の記載は任意とする。

② 設置許可の添付書類は、直接の規制要求ではないが、(1)項の基本方針に沿って、要求事項に適合するための行為内容の部分は保安規定に記載し、実施手段に相当する部分は必要に応じて2次文書他に記載する。

また、2次文書他に記載するものについてはその理由を明確にする。

- ③ 保安規定の記載にあっては、保安規定本文には保安規定審査基準にて要求されている内容に応じた記載(行為内容の骨子)とし、具体的な行為内容は、保安規定添付2および添付3に記載する。
- ④ 設置許可本文、添付書類の図、表は、法令等へ適合することを確認した内容 の行為者および行為内容に係る部分を保安規定に添付する。

ただし、同図、表の内容が保安規定に記載されている場合は任意とする。

(3) その他

① これまでの審査会合等のコメントのうち、運用に係る事項について、(2)項の「保安規定の記載方針」に基づき、保安規定および2次文書に他に記載する。

2. 保安規定の記載方針フォーマットの説明

	項目	説 明 内 容
設置2	変更許可申請書 文】	 ○「黒字」により、設置変更許可申請書(本文)の内容を記載する。 ○「青字(青下線)」により、保安規定および関連する社内規定文書(2次文書)に記載すべき内容を明確にする。 ○「緑字(緑下線)」により、関連する社内規定文書(2次文書)に記載すべき内容を明確にする。 ○「黄マーカー」により、設置変更許可申請書における変更箇所を明確にする。
	変更許可申請書 付書類】	 ○「黒字」により、設置変更許可申請書(添付書類)の内容を記載する。 ○「青字(青下線)」により、保安規定および関連する社内規定文書(2次文書)に記載すべき内容を明確にする。 ○「緑字(緑下線)」により、関連する社内規定文書(2次文書)に記載すべき内容を明確にする。 ○「黄マーカー」により、設置変更許可申請書における変更箇所を明確にする。
原子炉施	記載すべき内容	○「黒字」により、保安規定に記載すべき内容を記載する。また、記載に当たっては、文書の体系がわかる範囲で記載する。○「<u>黒字(青下線)」</u>により、要求事項を実施する行為者を明確にする。
設保安規定	記載の考え方	○保安規定に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。○社内規定文書(2次文書)に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。○保安規定及び社内規定文書(2次文書)他に記載しない場合の考え方を記載する。
社内規定	該当規定文書	○該当する社内規定文書(2次文書)を記載する。○「(新規)」により、新規に制定した社内規定文書を明確にする。○「(既存)」により、既存の社内規定文書を改正したものを明確にする。
定文書	記載内容の概要	○関連する社内規定文書 (2 次文書) の具体的な記載内容を記載する。 ○「(新規記載)」により、社内規定文書に新規に記載したことを明確にする。

3. 上流文書から(設置変更許可申請書)から保安規定への記載内容

(1/1)

			上流文書(設置変更許可申請書)
(1)	_	本文五号 - 浴	添付書類八
	1	10.9 緊急時対策	策所
	2	10.12 通信連絡	設備
(2)	_	本文十号 - 浴	系付 書 類十
	1	5. 1	重大事故等対策
	2	5. 2	大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突 その他のテロリズムへの対応における事項
	3	追補 1.18	緊急時対策所の居住性等に関する手順等
	4	追補 1.19	通信連絡に関する手順等

社内規定文書	記載内容の概要		安全パラメーク表示システム (SPDS)、安全パラメーク伝送システム及びSPDS表示装置を設置する設計とする。また、発電所内の関係要員への指示及び発電所外関係箇所との通信連絡を行うために必要な設備として、衛星電話、緊急時衛星通線システム、携行型通話装置、統合原子力防災 ネットワークに接続する通信連絡設備、運転指令設備、電力保安通信用電話設備、加入電話、加入ファクシミリ、無線通話装置及び牡内TV会議システムを設置又は保管することを記載。	酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管することを記載。
社内規	該当規定文書	・運転管理通達 ・ 重大事故等発生時における原子炉施 設の保全のための活動に関する所達 (以下、「SA所達」という。)	· S A 可達	・運転管理通達・SA所達
保安規定	記載の考え方	・必要な保有数は第90条にて整理	・基本設計で前提とした運転管理事項について保安規定に記載する。 (必要な保有数は第90条にて整理) ・実施手段であることから、2次文書他に記載する。	・基本設計で前提とした運転管理事項については保安規定に記載する。 (必要な保有数は第90条にて整理)
原子炉施設保安規定	記載すべき内容		(資機材等の整備) 第18条の4 3号行および4号位について、各課(室)長は、次の各号の資機材等を整備する。 (1) 所長室長および電気保修課長は、設計基準事故が発生した場合に用いる標識を設置した安全避離通路ならびに避離用および事在するとともに、要に、要になった場合に使用する可機要が必要になった場合等でである。 (2) 所長監算、発電室長、電気保修課長、計数保修課長よび放射線管理課長、電気保修課長は、計数保修課長および放射線管理課長、計数保修課長なよび放射線管理課長、計数保修課長ないが通信連絡設備を整備し、警報装置および通信連絡設備を整備し、警報装置および通信連絡設備を整備し、警報装置および通信連絡設備を整備し、警報装置および通信連絡設備を整備し、警報装置および通信連絡設備の操作に関する手順ならびに専用通信回線数は、びデータ伝送設備の異常時の対応に関する手順ならが、	
設置変更許可申請書【添付書類】	2019.12.11	10. その他発電用原子炉の附属施設 10.9.1 通常運転時等 10.9.1 通常運転時等 10.9.1.1 概要 1 次冷却系統に係る原子炉施設の損壊 その他の異常が発生した場合に適切な 措置をとるため、緊急時対策所を3号炉 及び4号炉中央制御室以外の場所とし 緊急時対策所は、異常等に対処するために必要な指示を行うための要員等を 切容できる設計とする。	緊急時対策所は、異常等に対処するた めに必要な指示を行うための要員等を 収容できる設計とする。また、異常等に 対処するために必要な情報を中央制御 室内の運転員を介さずに正確かつ速や かに把握できる設備として、安全バラメ 一夕表示システム (SPDS)、安全バラメ 一夕表示システム (SPDS)、安全バラメ 一夕表示システム (SPDS)、安全バラメ 一夕表示システム (SPDS)、安全バラメ 一夕表示システム (SPDS)、安全バ 京装置を設置する設計とする。また、発 電所内の関係要員への指示及びSPDS表 京大 一夕伝送システム及びSPDS表 京大 一夕を送システム、保全 電所内の関係要員への指示及びSPDS表 電所の関係要員への指示及びSPDS表 高所を設置として、衛星電話、総合 原子ンが炎ネットワークに接続する通 信連絡設備、運転指令設備、電力保安通 信用電話設備、加入電話、加入ファクシ ミリ、無線道話装置及び社内TV会議シ ミリ、無線道話装置及び社内TV会議シ ステムを設置又は保管する設計とする。	また、室内の酸素濃度及び二酸化炭素 濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計をびこ
設置変更許可申請書【本文】	2019.12.11	五、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備A、その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備A、3号炉(vi)緊急時対策所(vi)緊急時対策所(vi)緊急時対策所(vi)緊急時対策所(xi)緊急時対策所(xi)緊急時対策所(xi)緊急時対策所(xi)型型が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を3号炉及び4号炉中央制御室以外の場所と2時台が対抗、直大事控等が発生して緊急時対策所は、直大事控等が発生した場合においても当該重点できるよう、適切な措置を詳してきるとができるよう、適切な措置を請しておいても当該重大事故等に対極とどまることができるよう、適切な措置を請して対してきる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置してきる設備を表するととい、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。また、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。また、重大事故等に対処	緊急時対策所は、異常等に対処するための要員等を めに必要な指示を行うための要員等を 収容できる設計とする。また、異常等に 対処するために必要な情報を中央制御 室内の運転員を介さずに正確かつ速や かに把握できる設備として、安全パラメ ーク表示システム(SPDS)、安全パラメ ラメータ低送システム(SPDS)、安全パラメ 一の関係整貫への指示及び客電所 電所内の関係要員への指示及び発電所 小関係箇所として、衛星電話、緊急時衛 重通報システム、携行型通話装置、統合 展子力防災ネットワークに接続する通 原子力防災ネットワークに接続する通 原子力防災ネットワークに接続する通 原子力防災ネットワークに接続する通 原子力防災ネットワークに接続する通 原子力防災ネットワークに接続する通 原子力防災ネットワークに接続する通 原子力防災ネットワークに接続する通 原子力防災ネットワークに接続する通 原子力防災ネットワークに接続する通 の子力防災ネットワークに接続する通 原子力防災ネットワークに接続する通	

社内規定文書	記載内容の概要	
社内規	該当規定文書	
保安規定	記載の考え方	
原子炉施設保安規定	記載すべき内容	
設置変更許可申請書【添付書類】	2019.12.11	10.9.1.2 設計方針 緊急時対策所は以下のとおりの設計と する。 (1) 1次冷却系統に係る原子や施設の 損壊その他の異常が発生した場合に適 過速その他の異常が発生した場合に適 を設置する設計とする。 (2) 1次冷却系統に係る原子が施設の 損壊その他の異常に対処するために必要な指示を行うを を設置する設計とする。 (3) 発電所内外の通信連絡をする必要 の3 発電所内外の通信連絡をする必要 の4) 室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあること を把握できるよう、酸素濃度計及び二酸 化炭素濃度計を保管する設計とする。 (4) 室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあること を把握できるよう、酸素濃度計及び二酸 化炭素濃度計を保管する設計とする。 (1) 緊急時対策所の主要設備は以下のとお りとする。 (1) 緊急時対策所(3号及び4号が共 用) 中央制御室内の運転員を介をすに異常 状態等を正確かつ選転過をからに必要な指示を 行う要員等を収容できるよう、緊急時対 期) 中央制御室内の運転員を介をすに異常 状態等を正確かつ速やかに把握するため、 3) 通信連絡設備(3号及び4号が共 用) 中央制御室内の運転員を介をするに、緊急時対 第所を設置する。 (3) 通信連絡設備(3号及び4号が共 用)に 2.1、生態を強 をできる通信連絡設備(3号及び4号が共 (4) 酸素濃度が活動に支障がない。 電内の二酸化炭素濃度が活動に支障がない。 室内の二酸化炭素濃度が活動に支障が ない範囲にあることを把握できるよう、酸素濃 度対の二酸化炭素濃度が活動に支障が ない範囲にあることを把握できるよう、 宝内の二酸化炭素濃度が活動に支障が ない範囲にあることを把握できるよう、 に対し、ない範囲にあることを把握できるよう、 こ酸化炭素濃度計を保管する。
設置変更許可申請書【本文】	2019.12.11	

社内規定文書	記載内容の概要	必要な設備を設置又は保管することのいて記載。	
社内法	該当規定文書	· 運転管理通達 · S A 所達	
?保安規定	記載の考え方	・必要な保有数は第90条にて整理	
原子炉施設保安規定	記載すべき内容		
設置変更許可申請書【添付書類】	2019.12.11	10.9.1.5 主要仕様 第10.9.1.1表を変更する。第10.9.1.1 表以外は変更前の「10.9.1.5 主要仕様」 の記載に同じ。 10.9.2.1 概要 緊急時対策所は、直大事故等が発生した場合においても当該重大事故等が対象生した場合に対しても当該重大事故等に対処する方のでする方のでする計算を計算を指揮を指してするといい。 できる設備及び発電所内外の通信連絡をするとといい。 できる設備及び発電所内外の通信連絡をする。 う記計とするとともに、重大事故 できる設備及び発電所内外の通信連絡をする。 う記計とする。場所を設置が対し、重大事故 すると要のかる場所と通信連絡を行うために必要な影響を対象の要員を収容できる。 う記計とする。最高は一般等に対し うために必要な数の要員を収容できる設計とする。緊急時対策所は、緊急時対策所は、緊急時対策所は、緊急時対策所は、緊急時対策所は、緊急時対策所は、緊急時対策所は、緊急時対策所は、緊急時対策所は、緊急時	10.9.2.2 設計方針 緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震動に対する地震力に対し、機能を喪失しないようでもともに、基準等政の影響を受けない設計しまるともに、無準政策の影響を受けない設計しまる。地震及等が危極設の耐震設計」、「1.6.2 重大事故等対心施設の耐震設計」、「1.6.2 重大事故等対心施設の耐震、3号炉及び4号が中央制御室とのよう、3号炉及び4号が中央制御室に対して独立性を有する設計とするともに、3号炉及び4号が中央制御室に対して独立性を有する設計とする。35年数等がは、3号炉及び4号が中央制御室に対いよう、3号炉及び4号が中央制御室とは無れた位置に設置又は保管する設計とする。
設置変更許可申請書【本文】		125	緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等が発生しるための適切な措置が講じられるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震動に対する地震力に対し、機能を喪失しないようにするとともに、基準律政要が投入がしては、「ロ・(1)(1) 直大事故等対し、超大事故等対し、国人、「ロ・(2)(1) 直大事故等対の神震設計」、「ロ・(2)(1) 直大事故等対処施設に対する耐廉設計」、「ロ・(2)(1) 直大事故等対処施設に対する耐速波設計」に基づく設計とする。また、緊急時対策時に移って、3号が及び4号が中央制御室に対して、3号が及び4号が中央制御室に対して、3号が及び4号が中央制御室に対して、3号が及び4号が中央制御室に対して、3号が及び4号が中央制御室とは離かて、3号が及び4号が中央制御室とは離れて、3号が及び4号が中央制御室とは離れて、3号が及び4号が14点が発所は、重大事故等に対処す

社内規定文書	記載内容の概要	
社内規	該当規定文書	
保安規定	記載の考え方	・チェンジングエリアにおける運用事項を記載する。
原子炉施設保安規定	記載すべき内容	添付3 重大事故等および大規模損壊対 応に係る実施基準 (第18条の5および第18条の6関連) 表一18 (中略) (四略) (四億寸ペき事項) (取慮すべき事項) (取慮すべき事項) (対験線管理 (1) チェンジングエリア内では現場作業 を行う緊急時対策本部要員等の身体サー ベイを行い、汚染が確認された場合には、 サーベイエリアに隣接した除染エリアに で除染を行う。
設置変更許可申請書【添付書類】	2019.12.11	るために必要な指示を行う要員に加え、 原子が静能な器の敬損等による経慮所 かっの放射性物質の拡散を抑制するため さる設計とする。 重大事故等に対している。 を設計とする。 重大事故等に対している。 が状況下において、対策要員が緊急時対 が状況下において、対策要員が緊急時対 が状況下において、対策要員が緊急時対 が状況下において、対策要員が緊急時対 が未況下において、対策要員が緊急時対 が表現下において、対策要員の際禁を行 が表現下において、対策要員の際禁を行 が表現下において、対策要員の除禁を行 が表現下において、対策要員の除禁を行 が表現下において、対策要員の除禁を行 が表現を行うをの医面を設置とを防止するため、 身体サーベイ及び作業限の着柱、対 確認された場合は、対策要員の除禁を行 でして、緊急時対策所の居住性を確保す さるよう考慮する。 重大事故等に対処とするとがでを はいるとよるとがでなる をして、緊急時対策所の居住性を確保するための設備として、以下の重大事故等 が及設備(居住性の確保)を設ける。 をして、緊急時対策所の日在性を確保するためでなななないです。 なための影響として、以下の重大事故等 が表別の居出する。 をして、緊急時対策所の日在性を確保する なための影響に対象に対処にするとがであるよう、 を持ちが変化が強高が可能でが、緊急時対策所がの のするかの着用、交代要員体制及び安定によいても、緊急時対策所の にする放射性物質の放出量準を東京に を同等とし、かつ、緊急時対策所にと なるのを のる をはたないても、緊急時対策所にと では、本にないても、緊急時対策所にと では、本にないても、緊急時対策所にと では、大きのは、重大事故等の のマスクの着用、交代要員体制及び安定に なる をはたないて、緊急時対策所にと では、本にないて、緊急時対策所にと では、まる要員の実効線量が事故後7日間で もるといまって、居住性に係る判断基準です。 かの線量が事がでにとを判断基準です。 かる影像時対策所にとどまる要員の実 効線量が事故後7日間で100mSvを超えない もる影響は対策所にとどまる要員の実 効線量が事故後7日間で100mSvを超えない もる影響は対策が可にと とあいまって、居住性に係る判断基準ですな が終電が事が数が可能です。 が設計とする。
設置変更許可申請書【太文】	2019.12.11	るために必要な指示を行う要員に加え、 南子的な形を要な指示を行う要員に加え、 かっの放射性物質の拡散を却削するため をの対策に対してるために必要な数の 要員を含数の要員を収容することがなる を必要計とする。 重大事故等に対り活染したようなが が状況下において、対策要員が緊急時対 が状況下において、対策要員が緊急時対 が状況でにおいて、対策要員が緊急時対 が状況でにおいて、対策要員が緊急時対 が表現を持ち込むことを防止するため、 身体サーベイの結果、対策要員の除染を行 行うための区間を設置する設計を立 をおいて、数額とした。 身体サーベイの結果、対策要員の除染を行 方ための区間を設置する設計を行る。 事大事故等が対金ととを防止するため、 身体サーベイの結果、対策要員の除染を行 方とめの区間を設置することがで を行うを多の区間を、身体サーベイを 行うための区間を設置するとがで を引きないて、数急時対策所の居住性を確保する を引きないる。 を引きないる。 を表する。 を表はなが、、 をののとは、 をののとは、 をののとは、 を表はなが、 をののとは、 をののとは、 をののを表がが、 をはなが、 をはなが、 をはなが、 をはなが、 をはなが、 をはなが、 をはなが、 をはなが、 をはなが、 をはなが、 をはなが、 をはなが、 をはなが、 をはなが、 をはながが、 をはながが、 をはたないことを判断基準とす。 をはたるのとととまるとは、 をないまって、 をはながが発音がするをでいことを判断基準とす。 をはたないまない。 をはたいまいても、緊急時対策所でををはます。 をはたないまないことを判断基準とす。 をはたないまないまないまない。 をはたいまいても、緊急時対策所にといる。 をはたるのとなが、 をはたがををはないことを判断基準とす。 をもいまって、 をはたいまがががが、 をはたいまがががでをはないまながが、 をはたいまいます。 をはたいまがががでをはながが、 をはたいまいます。 をはいまががががでをはなががが、 をはながががまながががでをしないまないまないまないまないまないます。 をはたいまって、 をははながががでをはないまなががががががまなががががまなががまながをにないまいた。 をはたいまって、 をはながががをはながががが、 をはながががである。 をはなががががががががががががががががががががががががままなががでといまがまなががまままる要員の実めのまままないまって、 をもいまって、 をもいまって、 をもはがまがががががががががががががががががががまままる。 をもいまって、 をもいまって、 をもいまって、 をもいまって、 をもいまする。 をもいまって、 をもいまする。 といまましたまなががががががががががまながががががまなががまないまって、 といまましたする。 がままなががままなががまままなががががががががががががががまままなががまままなががまままます。 といままなががまままながががままままなががががががががががががががががががががが

社内規定文書	記載内容の概要		緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化フィン、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタコニット及び空気供給装置を保管することを記載する。	酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計 を保管することを記載する。	緊急時対策所内可機型エリアモニタ 及び緊急時対策所外可機型エリアモ ニタを保管することを記載する。			
社内規	該当規定文書		·運転管理通達 · S A所達	·運転管理通達 · S A 所達	·運転管理通達 ·SA所達			
保安規定	記載の考え方		・基本設計で前提とした運転管理事項については保安規定に記載する。 (必要な保有数は第90条にて整理) ・実施手段であることから、2次文書他に記載する。	・基本設計で前提とした運転管理事項 については保安規定に記載する。 (必要な保有数は第90条にて整理)	・基本設計で前提とした運転管理事項 については保安規定に記載する。 (必要な保有数は第90条にて整理)			
原子炉施設保安規定	記載すべき内容							
設置変更許可申請書【添付書類】	2019.12.11	緊急時対策所換気設備は、重大事故等 が発生した場合において、緊急時対策所 内への希ガス等の放射性物質の侵入を 低減又は防止するため適切な換気設計 を行い、緊急時対策所の気密性及び緊急 時が下膨進の性能とあいまって、居住 性に係る判断基準である緊急時対策所 にとどまる要員の実効線量が事故後7日 間で100mSvを超えない設計とする。な お、換気設計に当たっては、緊急時対策 所の気密性に対して十分な余裕を考慮 所の気密性に対して十分な余裕を考慮	緊急時対策所被気設備として、緊急時 対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対 策所非常用空気浄化フィルタユニット 及び空気供給装置を保管する設計とす る。	緊急時対策所には、室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない 範囲にあることを把握できるよう酸素 濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管するともに、室内への希ガス等の放射性 が質の長入を低減又は防止するための	備果な判削かできるより放射線量を監視、測定する緊急性対策所内可機型エリアモニタ及び緊急時対策所外可機型エリアモニタを保管する設計とする。	緊急時対策所には、重大事故等が発生 した場合においても当該事故等に対処 するために必要な指示ができるよう、重 大事故等に対処するために必要な情報 を把握できる設備として、以下の重大事 故等対処設備(情報の把握)を設ける。	重大事故等対処設備(情報の把握)として、重大事故等に対処するために必要な情報を中央制御室の運転員を介さずに緊急時対策所において把握できる情報収集設備を使用する。	緊急時対策所の情報収集設備として、 事故状態等の必要な情報を把握するた めに必要なパラメータ等を収集し、緊急 時対策所で表示できるよう、安全パラメ ータ表示システム(SPDS)、安全パ ラメータ伝送システム及びSPDS表 示装置を設置する設計とする。
設置変更許可申請書【本文】	2019.12.11	緊急時対策所換気設備は、重大事故等 が発生した場合において、緊急時対策所 内への希ガス等の放射性物質の侵入を 低減又は協由ようため適切な換気設計 を行い、緊急時対策所の気密性及び緊急 時対策所遮蔽の性能とあいまって、居住 性に係る判断基準である緊急時対策所 にとどまる要員の実効線量が事故後7日 間で100mSvを超えない設計とする。な お、換気設計に当たっては、緊急時対策 所の気密性に対して十分な余裕を考慮 所の気密性に対して十分な余裕を考慮 した設計とする。	緊急時対策所換気設備として、緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット及び空気供給装置を保管する設計とする。	緊急時対策所には、室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない。 範囲にあることを把握できるよう酸素 濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管するともに、室内への希ガス等の放射性 物質の長入を低減なは防止するための	備果な判断が、できるよう放射練量を監視、測在スク緊急を開発する緊急性対策所外可機型エリアモニタ、緊急時対策所外可機型エリアモニタを保管する設計とする。	緊急時対策所には、重大事故等が発生 した場合においても当該事故等に対処 するために必要な指示ができるよう、重 大事故等に対処するために必要な情報 を把握できる設備として、以下の重大事 故等対処設備(情報の把握)を設ける。	重大事故等が対処設備(情報の把握)として、重大事故等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに緊急時対策所において把握できる情報収集設備を使用する。	緊急時対策所の情報収集設備として、 事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を収集し、緊急 時対策所で表示できるよう、安全パラメ 一夕表示システム(SPDS)、安全パ ラメータ伝送システム及びSPDS表示装置を設置する設計とする。

社内規定文書	記載内容の概要				衛星電話、緊急時衛星通報システム、携行型通話装置及び綜合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管することを記載する。	7. VII 75-94/17 44 27 88/ - 4-23/88	電源車(紫急時が強所用)は、1百 で緊急時対策所に給電するために必 要な容量を有するものを予備も含め て3台保管することを記載する。
社内規	該当規定文書				·運転管理通達·SA所達		・運転管理道達 ・SA列達
、保安規定	記載の考え方				・基本設計で前提とした運転管理事項については保安規定に記載する。 (必要な保有数は第90条に定題) ・実施手段であることから、2次文書他に記載する。		・基本設計で前港とした運転管理事項については保安規定に記載する。 (必要な保有数は第90条にて整理) ・実施手段であることから、2次文書他に記載する。
原子炉施設保安規定	記載すべき内容						
設置変更許可申請書【添付書類】	2019.12.11	原子炉補助建屋内に設置する安全パラメータ表示システム (SPDS)及び安全パラメータ伝送システムについては、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。	緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として、以下の重大事故等対処設備(通信連絡)を設ける。	重大事故等対処設備(通信連絡)として、緊急時対策所から中央制御室、屋内外の作業場所、原子力事業本部、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、通信連絡設備を使用する。	聚急時対策所の通信連絡設備として、 衛星電話、緊急時衛星通報システム、機 行型通話装置及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設 国又は保管する設計とする。	緊急時対策所は、代替電源設備からの 給電を可能とするよう、以下の重大事故 等対処設備(電源の確保)を設ける。 <mark>全交流動力電源</mark> が喪失した場合、代替 電源設備としての電源車(緊急時対策所 用)を使用する。	代替電源設備としての電源車(緊急時 対策所用)は、1台で緊急時対策所に給電 するために必要な容量を有するものを 予備も含めて3台保管することで、多重
設置変更許可申請書【本文】	2019.12.11	原子炉補助建屋内に設置する安全パラメーク表示システム (SPDS) 及び安全パラメータ伝送システムについては、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である空谷式非常用発電装置から給電できる設計とする。	緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として、以下の重大事故等対処設備(通信連絡)を設ける。	重大事故等対処設備(通信連絡)として、緊急時対策所から中央制御室、屋内て、緊急時対策所から中央制御室、屋内外の作業場所、原子力事業本部、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、通信連絡を行うため、通信連絡設備を使用する。	緊急時対策所の通信連絡設備として、 衛星電話、緊急時衛星通報システム、携 行型通話装置及び統合原子力防災ネッ トワークに接続する通信連絡設備を設 置又は保管する設計とする。	緊急時対策所は、代替電源設備からの 給電を可能とするよう、以下の重大事故 等対処設備(電源の確保)を設ける。 <mark>全交流動力電源</mark> が要失した場合、代替 電源設備としての電源車(緊急時対策所 用)を使用する。	代替電源設備としての電源車(緊急時 対策所用)は、1台で緊急時対策所に給電 するために必要な容量を有するものを 予備も含めて3台保管することで、多重

記載内容の概要 社内規定文書 該当規定文書 記載の考え方 原子炉施設保安規定 記載すべき内容 ・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(3号及び4号炉共用) (10.12 通信連絡設備) これらの具体的な設備は以下のとおりとする。 性を有する設計とする。 電源車(緊急時対策所用)は、燃料油 貯蔵タンク及び重油タンクより、タンク ローリーを用いて、燃料を補給できる設 ・空気供給装置 (3号及び4号炉共 ・緊急時対策所外可搬型エリアモニ 安全パラメータ伝送システム(3号 ・緊急時衛星通報システム (3号及び ・携行型通話装置(3号及び4号炉共 ・重油タンク (10.2 代替電源設備)・タンクローリー (3号及び4号炉共 ・緊急時対策所非常用空気浄化フィ ·安全パラメータ表示システム(SP ・緊急時対策所遮蔽 (3号及び4号炉 ・緊急時対策所内可搬型エリアモニ 電源車(緊急時対策所用)(3号及 ・二酸化炭素濃度計 (3号及び4号炉 ・SPDS表示装置(3号及び4号炉 ·空冷式非常用発電装置 (10.2 代替 ・燃料油貯蔵タンク (10.2 代替電源 酸素濃度計(3号及び4号炉共用) ・衛星電話(3号及び4号炉共用) (10.12 通信連絡設備) ·緊急時対策所<mark>非常用</mark>空気浄化フ ルタユニット (3号及び4号炉共用) 4号炉共用) (10.12 通信連絡設備) 設置変更許可申請書【添付書類、 DS) (3号及び4号炉共用) 用) (10.12 通信連絡設備) 用) (10.2 代替電源設備) 2019.12.11 ン (3号及び4号炉共用) タ (3号及び4号炉共用) タ (3号及び4号炉共用) 及び4号炉共用) び4号炉共用) 計とする。 電源設備) (田洋 共用) 設備) 刜 緊急時対策所内可搬型エリアモニタ に記載する。 緊急時対策所内可搬型エリアモニタ 及び緊急時対策所外可搬型エリアモニ (「緊急時対策所」及び「通信連絡設 「緊急時対策所」及び「通信連絡設 及び緊急時対策所外可搬型エリアモニ (「緊急時対策所」及び「通信連絡設 加入ファクシミリ (3号及び4号炉共 無線通話装置(3号及び4号炉共用) (「緊急時対策所」及び「通信連絡設 社内TV会議システム (3号及び4号 (「緊急時対策所」及び「通信連絡設 安全パラメータ表示システム (SPD 電力保安通信用電話設備 (3号及び4 「緊急時対策所」及び「通信連絡設 (「緊急時対策所」及び「通信連絡設 安全パラメータ伝送システム (3号及 運転指令設備 (3号及び4号炉共用) タは、「チ. (1)(i) 放射線監視設備。 タは、「チ. (1)(i) 放射線監視設備」 空冷式非常用発電装置は、「ヌ. 緊急時対策所遮蔽は、「チ.(1)(!!!) (2)(iv) 代替電源設備」に記載する。 設置変更許可申請書【本文】 加入電話 (3号及び4号炉共用) 緊急時対策所換気設備は、 (1)(iv)換気設備」に記載する。 [常設重大事故等対処設備] 緊急時対策所情報収集設備 2019.12.11 (3号及び4号炉共用) 蔽設備」に記載する。 性を有する設計とす 備」と兼用)一式 備」と兼用)一式 備」と兼用)一式 備」と兼用)一式 備」と兼用)一式 備」と兼用)一式 備」と兼用)一式 び4号炉共用) に記載する。 号炉共用)

mlift	記載内容の概要	
社内規定文書	該当規定文書	
安規定	記載の考え方	
原子炉施設保安規定	記載すべき内容	
設置変更許可申請書【添付書類】	2019.12.11	空冷式非常用発電装置、燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーについては、「10.2 代替電源設備」にて記載する。 横星電話、緊急時衛星通報システム、 場行型通話装置及び結合原子力防災ネットワーブで接続する通信連絡設備にて ついては、「10.12 通信連絡設備」にて 記載する。
設置変更許可申請書【本文】		(「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用)一式 SPDS表示装置(3号及び4号位共 用) (下緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用)一式 「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用)一式 統合原子力防災ネットワークに接続 が合原子力防災ネットワークに接続 は、設計基準事故時及び(通信連絡設備」と兼用)一式 統合原子力防災ネットワークに接続 は、設計基準事故時及び「通信連絡設備」と兼用)一式 統合原子力防災ネットワークに接続 は、設計基準事故時及び「通信連絡設備」と兼用)一式 (「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用)一式 を全バラメータ伝送システム (SPD) S)、安全バラメータ伝送システム (SPD) S)、安全バラメータ伝送システム、SPD (「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用)一式 (国際急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用)一式 (国際急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用)一式 (国際急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用)一式 衛星電話(携帯)(3号及び4号位共用) 個数 1 (予備2) (「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用)一式 衛星電話(携帯)(3号及び4号位共用) (「緊急時対策所」及び「通信連絡設 備」と兼用)一式 衛星電話(機構)(3号及び4号位共用) (「緊急時対策所」及び「通信連絡設 備」と兼用)一式 衛星電話(可機)(3号及び4号位共 用) (「緊急時対策所」及び「通信連絡設 備」と兼用)一式 衛星電話(可機)(3号及び4号位共 用) (「緊急時対策所」及び「通信連絡設 備」と兼用)一式 衛星電話(可機)(3号及び4号位共 用)子、

社内規定文書	記載内容の概要	緊急時対策所非常用空気浄化ファント 1478 図4年対策が1871 の 147 の	→ 14×10 1、米元のカメンの 用きを目内)を換気するために必要な容 電することを記載する。 緊急時対策所非常用空気浄化フィ ハタコニットは、1台で緊急時対策所 (緊急時対策所建屋内)を換気するために必要な容量を有するものを予備 も合めて3台保管することを記載する。 代替電源設備としての電源車(緊急 時対策所用)は、緊急時対策所に給電 するために必要な容量を有するもの を予備を含めて3台保管することを記載する。
社内第	該当規定文書	機関	・ S A 内 産・ ・ S A 内 産・ ・ S A 内 産・ ・ S A 列 産・ ・ S A 列 産・ S A 所 の の の の の の の の の の の の の の の の の の
火保安規定	記載の考え方	・必要な保有数は第90条にて整理	・必要な保有数は第90条にて整理・必要な保有数は第90条にて整理・
原子炉施設保安規定	記載すべき内容		
設置変更許可申請書【添付書類】	2019.12.11	10.9.2.2.1 多様性、位置的分散 基本方針については、「1.1.7.1 多様 性、位置的分散、悪影響的止等」に示す。 緊急時対策所は、強立した韓屋及びそ れと一体の緊急時対策所推開型気 気設備として緊急時対策所推開型気 気設備として緊急時対策所推開型 気 機化フィルタエットを有し、さら に、換気設備の電源を電源車(緊急時対 第所用)から給電できる設計とする。これら3号炉及3号炉内中央制御室に対 を確保できる設計とする。 緊急時対策所は、3号炉及び4号炉中 共制御室とは離れた場所に決設置することで、位置的分散を図る設計とする。 緊急時対策所は、3号炉及び4号炉中 共制衛生は離れた場所に決置することで、位置的分散を図る設計とする。 緊急時対策所は、3号炉及び4号炉中 共成位置的分散を図る設計とする。 緊急時対策所非に加速を着化ファン、 緊急時対策所は、3号炉及び4号炉中 とで、位置的分散を図る設計とする。 は、3号炉及び4号炉中央制御室とは離れた場所に数階することで、位置的分散を図る設計とする。 以会職的対数を図る設計とする。 は、3号炉及び4号炉中央制御室とは離れた場所に発置することで、位置的音が発展の設計とする。	
設置変更許可申請書【本文】	2019.12.11	行型通話装置は、設計基準事故時及び重 大事故等時共に使用する。	

記載すべき内容

社内規定文書	記載内容の概要		保有数は、使用する1台と、故障 時及び保守点検のバックアップ用の2 台、合計3台を保管することについて 記載。	保有数は、使用する1台と、故障時及び保守点檢のバックアップ用の2台、合計3台を保管することについて記載。
	該当規定文書		・運転管理通達・SA所達・SA所達・SA所達・Paneを表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	·運転管理通達 · S A 所達
保安規定	記載の考え方		・必要な保有数は第90条にて整理。 ・バックアップを含めた保有台数につ いては、2次文書他に記載する。	・必要な保有数は第90条にて整理。 ・バックアップを含めた保有台数については、2次文書他に記載する。
原子炉施設保安規定	記載すべき内容			
設置変更許可申請書【添付書類】	2019.12.11	ことで、安全性の向上を図る設計とする。また、必要な容量を確保した上で、 号炉の区分けなく使用できるようにするとともに、ブラントパラメータについ ては、号がことに表示・監視できるよう にすることで、共用により悪影響を及ぼ はかい設計とする。 10.9.2.4 な量等 常設及で可機型重大事故等対処設備 として使用・多機器等に必要な容量及 で数量の考え方については、基本的な設 計方針の「1.1.7.2 容量等」に示す。 緊急時対策所の指揮スペースは、重大事故等に対処可信用に必要な指示を する対策要員及び原子が格納容器の破 損等による発電所外への放射性物質の は数の抑制に必要な現場活動等に従事 する対策要員及び原子が格前容は高さる 数計とする。また、対策要員等が緊急時 数計とする。また、対策要員等が緊急時 対策所に7日間とどまり指示を がするために必要な指示を 対策所に7日間とどまりを表現等できる 対策所に7日間ととまり表異した対 がするために必要な報音の放射線管理 担資機材や食料等を保管できる設計と する。	緊急時対策所非常用空気浄化ファン、 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタ ユニット及び空気供給装置は、緊急時対 策所内にとどまる対策要員の線量を低 減し、かつ、酸素濃度及び三酸化炭素濃度を活動に支障がなく維持できる設計 とする。 緊急時対策所非常用空気浄化ファン は、 <mark>緊急時対策所非常用空気浄化ファン</mark> は、 <mark>緊急時対策所を換気するために必要 な容量を有するものを11台(3号及び4 号炉共用)使用する。 保有数は、故障時及び保守点検のバック アップ用の2 白を含めて<mark>合計3</mark> 台(3号 アップ用の2 白を含めて<mark>合計3</mark> 台(3号 及び4号炉共用)を保管する設計とす</mark>	緊急時対策所非業用空気浄化フィルタ ユニットは、緊急時対策所を換気するた めに必要な容量を有するものを1台(3 号及び4号炉共用)使用する。 保有数は、故障時及び保守点検のバック アップ用の2 占を含めて合 <mark>料。</mark> 台(3号 及び 4号炉共用) を保管する設計とす る。また、緊急時対策所解解用空気冷化 フィルタユニットは、緊急時対策所内に 対し、放射線による悪影響を及ぼさない よう、十分な放射性物質の除去効率及び
設置変更許可申請書【本文】				

			#b \/	タ定保でる連合	タ定保でる障合	
社内規定文書 記載内容の概要		保有数は、十分な余裕を持つ容量を有することについて記載。	保有数は、使用する2台と、故障時及び保守点後のバックアップ用の1台、合計3台を保管することについて記載。	緊急時対策所内可搬型エリアモニタ は、緊急時対策所内の放射線量の測定 が可能な台数として1台使用する。保 有数は、保守点検内容は目視点検等で あり、保守点検中でも使用可能である ため、保守点検用は考慮せずに、故障 時のバックアップ用の1台を含めて合 計2台を保管することについて記載。	緊急時対策所外可搬型エリアモニタ は、緊急時対策所外の放射線量の測定 が可能な台数として1台使用する。保 有数は、保守点檢内容は目視点檢等で あり、保守点檢中でも使用可能である ため、保守点検用は考慮せずに、故障 時のバックアップ用の1台を含めて合 計2台を保管することについて記載。	緊急時対策所内の居住環境の基準値の範囲を測定できるものを、緊急 由も確認できるものを、緊急
社内共 該当規定文書		· 運転管理通達 · S A所達	·運転管理通達·SA所達·SA所達·	·運転管理通達 · S A 所達	·運転管理通達 · S A 所達	·運転管理通達 · S A 列達
保安規定 記載の考え方		・必要な保有数は第90条にて整理。 ・パックアップを含めた保有台数につ いては、2次文書他に記載する。	・必要な保有数は第90条にて整理。・バックアップを含めた保有台数については、2次文書他に記載する。	・必要な保有数は第90条にて整理。・バックアップを含めた保有台数については、2次文書他に記載する。	・必要な保有数は第90条にて整理。・バックアップを含めた保有台数については、2次文書他に記載する。	・必要な保有数は第90条にて整理。 ・バックアップを含めた保有台数につ
原子炉施設保安規定記載すべき内容						
設置変更許可申請書【添付書類】 2019.12.11	吸着能力を有する設計とする。	空気供給装置は「実用発電用原子炉に 係る重大事故時の制御室及び緊急時対 策所の居住性に係る被ばく評価に関す る審査ガイド」における放射性物質の放 出時間が10時間であることを踏まえて 十分な余裕を持つ容量を有する設計と する。	代替電源設備である電源車(緊急時対 るために必要な容量を有するものを2台 他用する。保有数は、保守点検内容は目 視点検等であり、保守点検内では目 能であるため、保守点検用でも使用可 に、機能喪失時のバッケアップ用の1台 を含めて合計3台(3号及び4号炉共用) を含めて合計3台(3号及び4号炉共用) を全がラメータ表示システム(SPD S)、安全パラメータ表示システム (SPD S)、安全パラメータ概認が表示は ませんできる設計とする。	緊急時対策所内可搬型エリアモニタ は、緊急時対策所内の放射線量の測定が 可能な台数として「1000 (3号及び4号が 共用)使用する。保有数は、保守点検内 容は目視点検等であり、保守点検内でも 使用可能であるため、保守点検用は考慮 せずに、機能要失時のバックアップ用の 1台を含めて合計2台(3号及び4号が共 用)を保管する設計とする。	緊急時対策所外可搬型エリアモニタ は、緊急時対策所外の放射線量の測定が 可能な台数として1台(3号及び4号炉 共用)使用する。保有数は、保守点検内 容は目視点検等であり、保守点検中でも 使用可能であるため、保守点検用は考慮 せずに、機能喪失時のバックアップ用の 1台を含めて合計2台(3号及び4号炉共 用)を保管する設計とする。	<u>酸素濃度計</u> は、緊急時対策所内の居住 環境の基準値の範囲を測定できるもの
設置変更許可申請書【本文】 2019.12.11						

社内規定文書	記載内容の概要	故障時及び保守点検のバックアップ 用の2個を含めて合計3個を保管する ことについて記載。	緊急時対策所内の居住環境の基準 値の範囲を測定できるものを、緊急 時対策所に1個使用する。保有数は、 故障時及び保守点検のバックアップ 用の2個を含めて合計3個を保管する ことについて記載。								
社内集	該当規定文書		・運転管理通達 ・SA所達								
5保安規定	記載の考え方		・必要な保有数は第90条にて整理。 ・バックアップを含めた保有台数につ いては、2次文書他に記載する。								
原子炉施設保安規定	記載すべき内容										
設置來軍許可由語畫 [統付書類]	2019.12.11	毎共用)使用する。保有数は、機能喪失 時及び保守点検のバックアップ用の2個 を含めて合計整個(3号及び4号炉共用) を保管する設計とする。	二酸化炭素濃度計は、緊急時対策所内の居住環境の基準値の範囲を測定できるものを、緊急時対策所内[III](3号及び4号55のを、緊急時対策所内[III](3号及び4号距喪失以保守点検のバックアップ用の2個を含めて合計3個(3号及び4号方共用)を保管する設計とする。	衛星電話、緊急時衛星通報システム、 携行型通話装置及び総合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備に ついては、「10.12.2.2.4 容量等」に示す。	10.9.2.2.5 環境条件等 基本方針については、「1.1.7.3 環境 条件等」に示す。 緊急時対策所遮蔽は、コンクリート構	造物として <mark>緊急時対策所</mark> と一体であり、 健居として直大事故等時の環境条件を 考慮した設計とする。 緊急時対策所非解用密気浄化ファン は 垂十重が無時でおける最初の連絡を	a、 m / y y y y y y y y y y y y y y y y y y	空気供給装置は、重大事故等時に屋外 の環境条件を考慮した設計とする。操作 は設置場所で可能な設計とする。	電源車(緊急時対策所用)は、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は <mark>緊急時対策所内</mark> で可能な設計とする。操作は緊急時対策所内で可能な設計とする。	時対 東げいり 最近エリノモーグに 単入 時故 等時における 緊急時対策所内の 環 境条件を考慮した設計とする。 操作は緊 急時対策所内で可能な設計とする。 安全パラメータ表示システム (SPD	S)、SPDS表示装置(計装設備(重 大事故等対処設備)及び通信連絡設備と 兼用)及び安全パラメータ伝送システム
設置変更許可由語書 [太文]											

設置変更許可申請書【本文】	設置変更許可申請書【添付書類】	原子炉施設保安規定	保安規定	社内規定文書	定文書
2019.12.11	2019.12.11	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	(通信連絡設備と兼用)は、重大事故等時における3.号が及24号が同子がある。 場件を考慮した設計とする。 張金本教育のそれぞれの環境 素金市対策所外の優別とする。 素金市対策所外の機関上する。 素金市対策所のの機工を行うを 所で可能な設計とする。 素金市対策所の外側が放射性物質に と放射線等から防護するため、身体サー 今な射線等から防護するため、身体サー 今及射線等から防護するため、身体サー 今及外線等のの機構でなける。 衛屋電話、緊急時衛星通線、ステント、 携行型通話装置の著替え等を行うため の区画は、緊急時が東西 を放射をよりては、「1.1.7.4 操作 地大対にていては、「10.12.2.2.5 環境条件等」 に示す。 10.9.2.2.6 操作性の確保 基本方針については、「1.1.7.4 操作 性及び試験・検査性」に示す。 原のに保管し、一般的に使用される工具を のなに発動・検査性」に示す。 原のに発動・検査性」に示す。 原のに保管し、一般的に使用される工具を が対験・検査性」に示す。 が可能な設計とする。また、緊急時対策所との接続 が速やかに行えるよう、緊急時対策所との接続 が速やかに行えるよう、緊急時対策所との接続 が速やかに行えるよう、緊急時対策所がつきる をるよう。また、緊急時対策所外の をるよう。また、緊急時対策所外の をるよう、緊急時対策所がつきる設計とする。 電源車(緊急時対策所が合め、緊急時対策所外 が速やがに行えるなが、緊急時対策所外 が強性ができる設計とする。 電源車(緊急時対策所用)は、緊急時 地質がでパップにより確実にな場によび。 は、水がが行える表す、 をまた、容易がが流れるを表計とする。 は、大き、を表したながが行える設計とする。 は、大き、なるにな物が行える設計とする。 といより確実に接続がする。 をなまた、容易はな検が行るを設計とする。 とする。また、容易はな検が所用)は、緊急時対策所 対方とともに、容易に交換が行える設計とする。 とする。また、整島時対策所用)は、緊急時 とする。また、整島時対策所用)は、緊急時 とする。また、整島時対策所用の機 を表したまりを表になりた。 を表になりた。 を表になりた。 を表になりた。 を表になりた。 を表になりた。 を表になりた。 を表になりままた。 を表になりた。 を表になりた。 を表になりままた。 を表になりた。 を表になりた。 を表になりた。 を表になりた。 を表になりた。 を表になりたががでるを設計とする。 また、整ち手が、なりになりの を表になりた。 を表になり、 を表になりた。 を表になり、 を表になり、 を表になり、 を表になりままにより。 を表によりる。 を表によりる。 を表によりる。 を表によりる。 を表によりる。 を表によりる。 を表によりる。 を表によりる。 を表によりる。 を表によりる。 を表によりる。 を表によりる。 を表によりる。 を表によりる。 を表によりる。 を表によりる。 を表により、 を表によりる。 を表によりる。 を表により、 を表に				

社内規定文書	記載内容の概要								
社内規	該当規定文書								
保安規定	記載の考え方			試験検査については、サーベランス にて整理。	試験検査については、サーベランスにて整理。	試験検査については、サーベランスにて整理。	試験検査については、サーベランス にて整理。	試験検査については、サーベランス にて整理。	試験検査については、サーベランス にて整理。
原子炉施設保安規定	記載すべき内容								
	2019.12.11	緊急時対策所内可撤型エリアモニタ及び緊急時対策所外可搬型エリアモニタは、人力により容易に運搬でき、付属の権行なイッチにより現場での操作が可能できるよう考慮する。また、測定結果は、緊急時対策所内にて容易かつ確実に把握できるよう考慮する。 女をペラメータ表示システム(SPDS)及び安全パラメータ伝送システムは、電時伝送を行うため、通常操作を心理としない設計とする。 SPDS表示装置、酸素濃度計及び三酸化炭素濃度計は、汎用品を用いる等容易かつ確実に操作ができる設計とする。 NPDS表示装置、酸素濃度計及び三酸化炭素濃度計は、汎用品を用いる等容易かつ確実に操作ができる設計とする。 衛星電話、緊急時衛星通報ンメテム、携行型通話装置及び統合原子力防災、オットワークに接続する通信連絡設備については、10.12.2.2.6 操作性の確保」	10.9.2.4 試験検査 基本方針については、「1.1.7.4 操作 件及が試験・格者件「に示す。	居住性の確保として使用する緊急時 対策所連載は、主要部分の断面寸法が確 認できる設計とする。また、外観の確認 が可能な影料とする。また、外観の確認	居住性の確保として使用する緊急時 対策所非常用空気浄化ファン及び緊急 時対策所非常用空気浄化フィルタュニ ットは、通常ラインにて機能・性能の確 認が可能な設計とする。また、緊急時対	策所事権用空気浄化フィルタユニットは、差圧の確認が可能な設計とする。 また、居住性の確保として使用する緊急時対策所非常用空気浄化ファン及び緊急時対策所非常用空気浄化フィルタコニットは、分解が可能な設計とする。緊急時対策所非常用空気浄化フィルタコニットは、性能の確認ができるよう、フィルタの取り出しが可能な設計とす	る。 留住性の確保として使用する空気供 給装置は、内圧確認による機能・性能の 確認が可能な設計とする。 神神部にいる権能・しか	自成な備とし、VAI)。 <u>Bun 中、水の</u> 時対策所用)は、適切な負荷へ接続する ことにより、機能・性能の確認が可能な 割割レナス	及引 という 放射線量の測定に使用する <u>緊急時対</u> 策所内可機型エリアモニタ及び緊急時
設置変更許可由語書 [太文]									

上流文書 (設置変更許可申請書) から保安規定への記載内容 (本文五号 + 添付書類八) 【10.9 緊急時対策所】

社内規定文書	記載内容の概要	
社内規	該当規定文書	
火保安規定	記載の考え方	試験検査については、サーベランス にて整理。 試験検査については、サーベランス にて整理。
原子炉施設保安規定	記載すべき内容	
設置変更許可申請書【添付書類】	2019.12.11	対策所外可搬型エリアモニタは、校正用 線源による特性の確認ができる設計と する。 必要な情報を把握するために使用す る情報収集設備は、機能・性能の確認が 可能な設計とする。また、外観の確認が 可能な設計とする。また、外観の確認が 可能な設計とする。また、外観の確認が の機素濃度及び二酸化炭素濃度の測定 に使用する酸素濃度計及び二酸化炭素 濃度計は、特性の確認が可能なように、 標準器等による校正ができる設計とす る。 術量電話、緊急時衛星通報システム、 携行型通話装置及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備に ついては、「10.12.2.4 軟験競査」に示す。
設置変更許可申請書【本文】	2019.12.11	

設置変更許可申請書【本文】	設置変更許可申請書【添付書類】	原子炉施設保安規定	1		社内規定文書
	2019.12.11	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
			・基本設計で前提とした運転管理事項については保安規定に記載する。 (必要な保有数は第90条にて整理)	・運転管理通達	
(vii) 通信連絡設備 通信連絡設備は、警報装置、通信設備 通信連絡設備は、警報装置、通信設備 (Ai) 通信設備 (発電所外) 及びデータ (Ai) 通信設備 (発電所外) 及びデータ (G法設備 (発電所外) 及びデータ (G法設備 (発電所外) 及びデータ 原子炉施設には、設計基準事故が発生 した場合において、中央制御室等から人 が立ち入る可能性のある原子炉舗助 をブザー場動等により行うことができ さ設備 (作業又は退避の指示等の連絡 をブザー動等により行うことができ きる設備として、警報装置である事故一 春放送装置及び各権性を確保した通信 部分保安通信用電話設備等を設置文は 一部の (高) として、安全パラメータ表示システ 内) として、安全パラメータ長法設備 (会下できるデータ伝送設備 (発電所内) なお、警報装置、通信設備 (発電所内) なお、警察装置、通信設備 (発電所内) なお、警察装置、通信設備 (発電所内) なお、警察装置、通信設備 (発電所内) なお、警察装置、通信設備 (発電所内) なお、警察装置、通信設備 (発電所内) なお、警察装置、通信設備 (発電所内) なば、野報装置、通信設備 (発電所内) なば、野報装置、通信設備 (発電所内) なば、野報装置、通信設備 (発電所内) なば、野報装置、通信設備 (発電所内) なば、野報装置、通信設備 (発電所内) につい では、非常用所内電源又は無停電電源に 表続に、外部電源が期待できない場合で も動作可能な設計とする。	(対応箇所なし)	(資機材等の整備) 第18条の4 3号炉および4号炉に ついて、各額(室)長は、次の各号の資機 材等を整備する。 (1) [省略] 定) 所長室長、発電室長、電気保修課 長、計装保修課長および放射線管理課長 は、設計基準事故が発生した場合に用いる警報装置および通信連絡設備を整備 に関する手順ならびに専用通信回線およびデータ伝送設備の異常時の対応に関する手順をためる。	・基本設計で前提とした運転管理事項については保安規定に記載する。	· 運転管理通達	通信設備(発電所内)である運転指令設備、電力保安通信用電話設備等を設置又は保管することについて記載。
原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、発電所外の原子力事業本部、本店、国、地方公共団体、その 他関係機関等の必要箇所へ事故の発生 等に係る連絡を音声等により行うこと ができる設備として、加入電話、衛星電 話(携帯)等の通信設備(発電所外)を 設置文は保管する設計とする。また、発 電所内から発電所外の緊急時対策支援 を大テム(ERSS)等へ必要なデータ をた送できるデータ伝送設備(発電所 外)として、安全パラメータ表示システ ム(SPDS)及び安全パラメータ伝送 立(SPDS)及び安全パラメータ伝送 通信設備(発電所外)及びデータ がステムを設置する設計とする。 通信設備(発電所外)及びデータ がませる。 通信設備(発電所外)及びデータ伝送 通信設備(発電所外)については、有線系、	(対応箇所なし)	(資機材等の整備) 第18条の4 3号炉および4号炉に ついて、各課(室)長は、次の各号の資機 材等を整備する。 (1)【省略】 (2)所長室長、発電室長、電気保修課 長、計装保修課長および放射線管理課長、計業保修課長なよび放射線管理課長 、計業保修課長および放射線管理課長、計算機を選出すび放射線管理課長、計算機を開設するで放送をした場合に用いる管整報置はよび通信連絡設備を整備し、警報装置および通信連絡設備の操作に関する手順ならびに専用通信回線設よびでデータ伝送設備の異常時の対応に関する手順を定める。	・基本設計で前提とした運転管理事項については保安規定に記載する。	· 運転管理通達	必要な通信連絡設備を設置又は保管することについて記載。

設置変更許可申請書【添付書類】	原子炉施設保安規定	1		社内規定文書
2019.12.11	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
10.12 通信連絡設備 10.12.2 重大事故等時 10.12.2.1 概要 重大事故等が発生した場合において、 発電所の内外の通信連絡をする必要の ある場所と通信連絡を行うために必要 なる場所と通信連絡を行うために必要		・必要な保有数は第90条にて整理	·運転管理通達 ·SA所達	必要な通信連絡設備を設置又は保管することについて記載。
10.12.2.2 設計方針 重大事故等が発生した場合において、 発電所内の通信連絡をする必要のある 場所と通信連絡を行うために必要な通 信設備(発電所内)及び緊急時対策所へ 重大事故等に対処するために必要なデ 一夕を伝送できるデータ伝送設備(発電 所内)を設ける。				
通信設備(発電所内)として、重大事故等が発した場合に必要な衛星電話(国産話)(国産語(関帯)、下ランシーバー及で携行型通話装置を設置又は保管する設計とする。 は、由中の場合をは、由中のは、は、由中の場合をは、自中のは、は、由中の場合をは、自中のは、は、中の中の場合をは、		・基本設計で前提とした運転管理事項については保安規定に記載する。 (必要な保有数は第90条にて整理)	・運転管理通達 ・SA所達	衛星電話(固定)、衛星電話(携帯)、トランシーバー及び携行型通話装置は、中央制御室、緊急時対策所又は原子が崩り建屋等に設置又は保管する・シアのいて部軸
データ伝送設備(発電所内)として、 安全パラメータ表示システム (SPD S) は、原子が補助建屋に設置し、SP D S 表示装置は、緊急時対策所に設置す る設計とする。				
衛星電話(固定)は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。 衛星電話(固定)の電源は、ディーゼ格電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である空冷法非常用発電站置り口電源車				

社内規定文書	記載内容の概要		
社内規	該当規定文書		
设保安規定	記載の考え方		
原子炉施設保安規定	記載すべき内容		
設置変更許可申請書【添付書類】	2019.12.11	(緊急時対策所用)から給電できる設計 とする。 衛星電話(携帯)の電源は、光電池を 使用しており、光電池の残量が少なくな った場合は別の端末と交換することに より、継続して通話ができ、使用後の充 電源は、中央制御室又は緊急時対策所の 電源から光電することができる設計と する。 トランシーバーの電源は、充電池及は たったり、光電池の線量が少なく なった場合は、別の端末と交換すること たったり、経続して道話ができ、使用後の たったり、経続して道話ができ、使用後の たったり、経続して道話ができる設計と とする。また、時電池を用いる とする。また、整電池を用いるとのにつ いては、予備の転電池と交換することに より、7日間以上継続して通話ができる 銀計とする。 携行型通話装置の電源は、乾電池を使 用しており、予備の乾電池と交換することに より、7日間以上継続して通話ができる 表行型通話装置の電源は、乾電池を使 用しており、予備の乾電池と交換することに より、7日間以上継続して通話ができる 表行型通話装置の電源は、乾電池を使 用しており、予備の乾電池と交換することに といまり、7日間以上継続して通話ができる 表行型通話表質の電源は、乾電池を使	安全パラメータ表示システム(SPD S)については、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備できる設計とする。また、SPDS表示装置については、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である電源車(緊急時対策所用)から給電できる設計とする。 ・衛星電話(固定)(3号及び4号が共用)・寄星電話(機構)(3号及び4号が4円)・寄星電話(固定)(3号及び4号が4円)・衛星電話(機構)(3号及び4号が共用)・トランシーバー(3号及び4号が共用)・安全パラメータ表示システム(SPDS)(3号及び4号が共用)・SPDS表示装置(3号及び4号が共用)・SPDS表示装置(3号及び4号が共用)・SPDS表示装置(3号及び4号が共用)・SPDS表示装置(3号及び4号が共用)・空冷式非常用発電装置(10.2 代替電源設備)
設置変更許可申請書【本文】	2019.12.11	(緊急時対策所用)から給電できる設計 をする。 衛星電話(携帯)の電源は、光電池を 使用しており、充電池の残量が少なくな った場合は別の端末と交換することに より、継続して通話ができ、使用後の方 電源から充電することができる設計と する。 トランシーバーの電源は、充電池な研 を電池を使用しており、充電池を用いる かった場合は、別の端末と交換すること により、雑続して通話ができ、使用後の かった場合は、別の端末と交換すること により、雑続して通話ができ、使用後の たった場合は、中央制御室又は緊急時対策所 の電源から充電することができる設計 とする。 裁計とする。 携行型通話装置の電源は、乾電池を使 より、7日間以上継続して通話ができる 数計とする。 機行型通話装置の電源は、乾電池を使 出しており、予備の乾電池と交換することに より、7日間以上継続して通話ができる 表行型通話装置の電源は、乾電池を使 出しており、予備の軽電池と交換することに より、7日間以上継続して通話ができる 表行型通話装置の電源は、乾電池を使 出しており、予備の軽電池と交換することに まる設計とする。	安全パラメータ表示システム(SPDS)については、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が農失した場合においても、代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。また、SPDS表示装置については、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源が喪失した場合においても、代替電源が要失した場合においても、代替電源が要失した場合においても、代替電源が要失した場合においても、代替電源が要失した場合においても、代替電源が要集である電源車(緊急時対策所用)から給電できる設計とする。

社内規定文書	記載内容の概要	
社内規	該当規定文書	
设保安規定	記載の考え方	
原子炉施設保安規定	記載すべき内容	
設置変更許可申請書【統付書類】	2019.12.11	・ 燃料油貯蔵タンク (10.2 代替電源設備) ・ 自油タンク (10.2 代替電源設備) ・ 身ンクローリー(3号及び4号が共 ・ 電流車(2号時対策所用)(3号及 で4号が共用)(10.9 緊急時対策所) 空冷式非常用発電装置、燃料油貯蔵タ ンク、直油タンク及びタンクローリーに 電源車(3 電流車(2) 電車(2) をできのででのでがでがでによってで、が をできのでがでがででいても、代替電源が減 失した場合においても、代替電源が減 失した場合においても、代替電源が減 大した場合においても、代替電源が減 大した場合においても、大型を流動力電流が減 大した場合においても、代替電源が減 大した場合においても、代替電源が減 大した場合においても、代替電源が減 大した場合においても、代替電源が減 大した場合においても、代替電源が減 大した場合においても、代替電源が減 大り、衛車は対策所用の電流は、ディーゼ のを合きが共業用発電装置といても、代替電源を 大した場合においても、代替電源を 大した場合においても、代替電流を 大した場合においても、代替電流を 大した場合においても、代替電流が を 大した場合においても、代替電流を 大した場合においても、代替電流を 大りを を 大りを 大りを 大りを 大りを 大りを 大りを
設置変更許可申請書【本文】	2019.12.11	画大事故等が発生した場合において、 窓電所外(社内外)の通信連絡を寸る心 要のある場所と通信連絡を行うために と要な通信設備(発電所外)及び発電所 可能)、第4年に必要な有一々を否 部は原本ので素で、一人でして、重大事 が発生した場合に必要な衛星電話 (回旋)、衛星電話(携帯)、衛星電話 (回旋)、衛星電話(携帯)、衛星電話 (回旋)、衛星電話(機帯)、衛星電話 (回旋)、紫色時衛星通報(政策等寸る設 部に展費と、下一人で接続する設 部に接続する単信離終しは、一一人に接続する 部に接続する単信離終しは、一一人に接続する がの原子がから原子、一人に接続する がの原子が高に固定しは、一一人 がで素のが紫色に必要な衛星電話 (回旋)、衛星電話(回旋)は、衛星電話 (動強)及び霧高電話(回旋)は、衛星電話 (動性対策所に限度し、衛星電話 (可能)は、衛星電話(可機)は、 衛星電話(回旋)は、衛星電話 衛星電話(回旋)は、衛星電話 衛星電話(回旋)は、衛星電話 (回旋)、衛星電話(回旋)は、 衛星電話(回旋)が高速に設置する設計とする。 衛星電話(固定)の高額計とする か、屋内で使用できる設計することにより が、原子が補助建屋に設置する設計とする。 衛星電話(固定)の高額計とすることにより、 をかたまいても、代替電源設備で をある空や式非常用発電装置又は電源車 とする。

上流文書(設置変更許可申請書)から保安規定への記載内容(本文五号 + 添付書類八) [10.19] 温信道終設備]

_	
靊	
X	
ζ <u>i</u>	
刪	
通信連絡設備	
#FI	
7	
12	
10.	
_	

設置変更許可申請書【本文】	設置変更許可申請書【添付書類】	原子炉施設保安規定	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	性内規 ****ロウナサ	社内規定文書
2017.12.11	2013:12:11	記載りいる内谷	記載のあんカ	欧ヨ祝冼人青	記載内谷の概奏
衛星電話(携帯)の電源は、光電池を 使用しており、充電池の換量が少なくな った場合は、別の端末と交換することに より、雑総して通話ができ、使用後の充 電池は、中央制御室スは緊急時対策所の 電源から充電することができる設計と する。 衛星電話(可搬)及び緊急時衛星通報 次ステムの電源は、ディーゼル発電機に 加えて、全交流動力電源が喪失した場合 においても、代替電源設備である電源車 とする。	衛星電話 (携帯) の電源は、充電池を 使用しており、充電池の残量がかなくな った場合は、別の端末と交換することに より、雑総して通話ができ、使用後の充 電池は、中央制御室又は緊急時対策所の 電源から充電することができる設計と する。 衛星電話(可搬)及び緊急時衛星通報 システムの電源は、ディーゼル発電機に 加えて、全交流動力電源が喪失した場合 においても、代替電源設備である電源車 においても、代替電源設備である電源車 とする。				
統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、ディーゼルを電機に加えて、全交流動力電源が環失した場合においても、代替電源設備については、ディーを登出する。安全パラメータ表示システム (SPD S) 及金パラメータを示システム (SPD S) 及安全パラメータ伝送システムに、ついては、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が選集に加えて、全交流動力電源が選集に加速を指したがいては、イーゼル発電機に加えて、金を流動力電源が建一である空舎は下はいても、代替電源設備できる設計とする。緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備の原としての、安全パラメータ伝送システム、緊急時衛星通線を記しての、安全パラメータ伝送が高原・大きを関係としての、安全パラメータ伝送がの場合原子がの通信連絡機能に係る設備としての、安全パラメータで送がの原としての、安全パラメータで送がの原子が発展していいては、固縛又は転筒力に対し、機能要失しない設計とする。では、大陸電源設備については、固維又は転割に対し、機能要失しない設計とする。を高信連絡設備については、固維フを、(3) (4) と兼用)については、「ス・(3) (4) と集間)ー式、加入電話(3号及び4号が共用)(ス・(3) (4)と兼用)ー式	統合原子力防災ネットワークに接続 中発電機に加えて、全交流動力電源が環 た場合成事とする。 安る設計とする。 安を活動力電源が関備できる設計とする。 安をバラメータ表示システム(SPD S)及び安全パラメータ接示システム(SPD S)及び安全パラメータを深システム(SPD S)及び安全パラメータを高いステムにおいては、一大体電機に加えて、 全を流動力電源が壊失した場合においては、代替電波関から給電できる設計とする。 緊急時対策更高できる設計とする。 緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備及 (S緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備をしての、安全パラメータ表示システム(BRSS) 等へのデータ伝送の機能に係る設備及 で緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備をしての、安全パラメータ反送 システム、緊急時衛星通線システム(BRSS) は合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、固縛又は転 が合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備に、以下のとおりとする。 ・衛星電話(固定)(3号及び4号が 共用) ・衛星電話(固定)(3号及び4号が 共用) ・衛星電話(回旋)(3号及び4号が 共用) ・衛星電話(回旋)(3号及び4号が 共用) ・衛星電話(回旋)(3号及び4号が 共用) ・衛星電話(回旋)(3号及び4号が 共用) ・衛星電話(回旋)(3号及び4号が ・統合原子力防災ネットワークに接 総子を通信連絡設備 (TV会議システム、1P電話及び1 P-FAX)(3号及び4号が共用)				

設置來軍許可由諸書【本文】	設置亦 計 計 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記	原子炉施設保安規定	/保安規定		社内規定文書
2019.12.11	2019.12.11	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
-式 -式 -式 -式 -式 -式 -式 -式 -式 -式	・安全パラメータ表示システム(SPDS) (3号及び4号が共用) ・安全パラメータ伝送システム(3号のな4号が共用) ・空冷式非常用発電装置(10.2 代替電源設備) ・強が中部貯蔵タンク(10.2 代替電源設備) ・母ンクローリー(3号及び4号が共用)(10.2 代替電源設備) ・電源車(緊急時対策所用)(3号及び4号が共用)(10.2 代替電源設備) ・電源車(緊急時対策所用)(3号及び4号が共加)(10.9 緊急時対策所) 空冷式非常用発電装置、燃料油貯蔵タンクでは、「10.2 代替電源設備」にてご載する。 電源車(緊急時対策所用)については、「10.9 緊急時対策所」にて記載する。				

上流文書(設置変更許可申請書)から保安規定への記載内容(本文五号 + 添付書類八) 【10.12 通信連絡設備】

社内規定文書	記載内容の概要		衛星電話(固定)、衛星電話(携帯)、トランシーバー及び携行型通話装置は、必要な個数を設置又は保管することについて記載する。	衛星電話(固定)、衛星電話(携帯)、 衛星電話(可搬)、緊急時衛星通報シ ステム及び統合原子力防災ネットワ 一クに接続する通信連絡設備は、必要 な個数を設置又は保管することにつ いて記載する。
	該当規定文書		· 運転管理通達 · S A 列達	・運転管理通達 ・S A所達
	記載の考え方		・必要な保有数は第90条にて整理	・必要な保有数は第90条にて整理
原子炉施設保安規定	記載すべき内容			
設置変更許可申請書【添付書類】	2019.12.11	10.12.2.2.2 悪影響防止 基本方針については、「1.1.7.1 多様 性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。 衛星電話(固定)、衛星電話(可搬)、 緊急時衛星通報システム、統合原子力防 災ネットワークに接続する通信連絡設 備、安全パラメータ表示システム(SP DS)、安全パラメータ伝統システム びSPDS表示装置は、電源操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等 対処設備として系統構成から重大事故等 対処設備として系統構成から重大事故等 対処設備に悪影響を及ぼさない設計と 衛星電話(携帯)、トランシーバー <mark>及</mark> 衛星電話(携帯)、トランシーバー <mark>及</mark> 場に悪影響を及ぼさない設計と 10.12.2.2.4 容量等 基本方針については、「1.1.7.2 容量 地元元十	衛星電話(固定)、衛星電話(携帯)、トランシーバー <mark>反の機行型通話装置は、トランシーバー反の機行型通話装置は、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できるよう、必要な個数を設置文法保管する。</mark>	衛星電話(固定)、衛星電話(携帯)、 衛星電話(可搬)、緊急時衛星通報シス テム及び統合原子力防災ネットワーク に接続する通信連絡設備は、発電所外の 通信連絡をする必要のある場所と通信 連絡できるよう、必要な個数を設置又は
設置変更許可申請書【本文】	2019.12.11	(X. (3)(vi)と兼用) (A. (4)がに対し、発力・ステムと対し、発力・ステムと対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対		

上流文書(設置変更許可申請書)から保安規定への記載内容(本文五号 + 添付書類八) 【10.12 通信連絡設備】

設置変更許可申請書【本文】	設置変更許可申請書【添付書類】	原子炉施設保安規定	保安規定	社内規定文書	
2019.12.11	2019.12.11	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	保管する。 安全パラメータ表示システム(SPD) S) (計接設備(重大事故等対処設備)、 Rの分女をバラメータ反送システム(緊急 ある場所のび通信連絡設備と兼用) なび女をバラメータ伝送システム(緊急 ある場所に必要なデータ量を伝送でき の設計とする。 10.12.2.2.5 環境条件等 基本方針については、「1.1.7.3 環境 株行型通話装置は、重大事故等時にお する。人が携行して使用が可能な設計と する。人が携行して使用が可能な設計と する。人が携行して使用が可能な設計と する。人が携行して使用が可能な設計と する。人が携行して使用が可能な設計と は、重大事故等時における屋外の環境条 件を考慮した設計とする。人が携行して 体を考慮した設計とする。 衛星電話(機構)及びトランシーバー は、重大事故等時における屋外の環境条件を を発した表計とする。 衛星電話(財験)、 繁急時衛星通報システム、統合原土力防 深ネットワークに接続する通信連絡設 備、安全パラメータ伝送システム、統合原土力防 災ネットワークに接続する通信連絡設 備、安全パラメータ伝送システム、統合原連 を関が可のそれぞれの環境条件を 基本方針にないては、「1.1.7.4 操作 を関係できるとともに、値信連絡を仲用し、 衛星電話(財験)、検査性しに示す。 を開展ができるとともに、値信連絡をする。 衛星電話(可機)は、容易に設置及び を対づさる設計とする。 衛星電話(可機)は、容易に設置及び を対できるとともに、通信連絡をする。 衛星電話(可機)は、容易に設置及び を対できるとともに、通信連絡をする。 を関係できるとともに、通信連絡をする。 大方のある場所と確実に接続及び通信 を関係ができるとともに、通信連絡をする。 を関係ができるとともに、通信連絡をする。 大方のある場所と確実に接続及び通信 を対してあるとともに、通信連絡をする。 を関係ができるとともに、通信連絡をする。 を対してあるとともに、通信連絡をする。 を対してがなるを表計とする。 を対して表に、通信連絡をする。 を対して表に、通信連絡をする。 を対して表に、通信連絡をする。 を対して表に、通信連絡をする。 を対してある。 を対して表に、通信連絡をする。 を対して表に、通信連絡をする。 を対して表に、通信連絡をする。 を対して表に、通信連絡をする。 を対して表に、通信連絡をする。 を対して表に、通信連絡をする。 を対して表に、通信連絡をする。 を対して、一体に、通信連絡をする。 を対して、一体に、通信連絡をする。 を対して、一体に、通信連絡をする。 を対して、一体に、通信連絡をする。 を対して、一体に、通信連絡をする。 を対して、一体に、通信連絡をする。 を対して、一体に、通信連絡をする。 を対して、一体に、一体に、一体に、一体に、一体に、一体に、一体に、一体に一体に一体に一体に一体に一体に一体に一体に一体に一体に一体に一体に一体に一				
	(Mt El Wh a 70 Ba 971) 7 1 7 1 7 1 1 3 2 1 1 1 1				

上流文書(設置変更許可申請書)から保安規定への記載内容(本文五号 + 添付書類八) 【10.12 通信連絡設備】

設置変更許可申請書【本文】	設置変更許可申請書【添付書類】	原子炉施設保安規定	保安規定	社内規	社内規定文書
2019.12.11	2019.12.11	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	する通信連絡設備、衛星電話(固定)及				
	び緊急時衛星通報システムは、特別な技				
	量を要することなく、容易に操作ができ				
	るとともに、通信連絡をする必要のある				
	場所と確実に接続及び通信連絡ができ				
	る設計とする。				
	安全パラメータ表示システム (SPD				
	S)及び安全パラメータ伝送システム				
	は、常時伝送を行うため、通常操作を必				
	要としない設計とする。				
	SPDS表示装置は、容易かつ確実に				
	操作ができる設計とする。				

	記載内容の概要			
社内規定文書	該当規定文書		· 運転管理通達 · 原子力防災業務要綱 · S A 所達	
東京	記載の考え方	- 設置変更許可本文記載事項 は、保安規定に記載 ・ 対策本部の設置は、ア項に で整理。	・設置変更許可本文記載事項 は、保安規定に記載 ・行為内容を遂行する実施者 及び実施内容に関する事項 は、保安規定に記載せず下部 規定に記載	・設置変更許可本文記載事項は、保安規定に記載
原子炉施設保安規定	記載すべき内容	添付3 重大事故等および大規模損壊対応に 係る実施基準 (第18条の5および第18条の6関連) 1. 重大事故等対策 1. 1 体制の整備、教育訓練の実施および 資機材の配備 (1) 体制の整備 ア 所長は、以下に示す重大事故等対策を実 施する実施組織およびその支援組織の役割分 ねおよび責任者などを社内標準に定め、効果的 な重大事故等対策を実施し得る体制を確立する。		(ジ) 地震により緊急時呼出システムが正常 に機能しない等の通信障害によって非常召集 連絡ができない場合でも地震(最寄りの気象庁 震度観測点において、震度5弱以上の地震)の 発生により緊急時対策本部要員および緊急安 全対策要員が発電所に自動参集する。
設置変更許可申請書【添付書類十】	2019.12.11	(3号炉及び4号炉) 5. 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な指置を実施するために必要な技術的能力 5.1 重大事故等対策 5.1.4 手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備 (3) 体制の整備 (2) 時長(原子力防災管理者)は、警戒事象 (2) の時長(原子力防災管理者)は、警戒事象 (2) の時長(原子力防災管理者)は、警戒事象 (2) のおそれが緊急のものではないが、原子力施設等において特定するのではないが、高齢等によいて特定を対策要員及び緊急時対策本部を要員の非常召集連絡を行い、所長(原子力防災管理者)と、至の中に実施組織及び支援組織を設置する。その中に実施組織及び支援組織を設置する。その中に実施組織及び支援組織を設置する。その中に実施組織及び支援組織を設置する。その中に実施組織及び支援組織を設置しまた事故等の対策を実施する。	時間外、休日(夜間)においては、重大事故 等が発生した場合、速やかに対策の対応を行 うため、発電所内及び発電所近傍に緊急安全 対策要員及び緊急時対策本部要員を常時確保 し、体制を強化する。 非常召集する要員への連絡については、緊急 時呼出システムを活用するとともに、バック アップとして社員療その他必要な箇所に衛星 電話(携帯)を配備することで要員との連絡及 び要員の非常召集を行う。	なお、地震により緊急時呼出システムが正常 に機能しない等の通信障害によって非常召集 連絡ができない場合でも地震(発電所周辺地 域において、震度5弱以上の地震)の発生により発電所に自動参集する体制を整備する。
設置変更許可申請書【本文】	2019.12.11	十、発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他 の事故が発生した場合における当該事故に対 処するために必要な施設及び体制の整備に関 する事項 ハ・重大事故に至るおそれがある事故 (運転 中の異常な過 確変化及び設計 基準事故を除 く。)又は重大事故 事故に対処するために必要な施設及び体制 連びに発生すると想定される事故の程度及び 影響の評価を行うために必要な施設及び体制 立びに発生すると想定される事故の程度及び 影響の耐電を実施するために必要な技術的能力 (i)重大事故等対策の実施が必要な状況 において、原子力防災体制等を発令し、緊急安 全対策を受付、所長(原子力防災管理者)各本 部長とする発電所対策本部変員の非常召 において、原子力防災体制等を発令し、緊急安 全対策を行い、所長(原子力防災管理者)各本 部長とする発電所対策本部を設置する。その 中に実施組織及び支援組織を設置する。その 中に実施組織及び支援組織を設置し重大事故 等の対策を実施する。	時間外、休日(夜間)においては、重大事故 等が発生した場合、速やかに対策の対応を行 うため、発電所内及び発電所近傍に緊急安全 対策要員及び緊急時対策本部要員を常時確保 し、体制を強化する。	なお、地震により緊急時呼出システムが正常 に機能しない等の通信障害によって非常召集 連絡ができない場合でも地震の発生により発 電所に自動参集する体制を整備する。

定文書	記載内容の概要	SA所達第1編第2章2.(1) 体制の整備に左記内容を記載する。
社内規定文書	該当規定文書	· 運転管理通達 · 原子力防災業務要縮 · SA所達
見定	記載の考え方	・設置変更許可本文記載事項 は、保安規定に記載 を関する。 は、保安規定に記載
原子炉施設保安規定	記載すべき内容	(X) 重大事故等が発生した場合に速やかに対応するために必要な要員として、第13条に規定する運転員、緊急時対策本部要員および緊急 な子教変割の光化、以下のとおり役割および全体 指揮を行う全体指揮者、原子が毎の通報連絡を行う通報を行う通報連絡を行う通報を行う当期を予めて、以下のとおり役割および全体指揮者、原子が毎の通報連絡を行う通報連絡を行う通報連絡を行う通報連絡を行う通報を行う当事を下の調整を行う出場の調整者の緊急時対策本部の関連を行う当事をよび運転操作対応を行う当事を予していない場合は8名)、運転支援活動、電源確保計算を120周子が発制とないない場合は8名)、運転支援活動、電源確保計算を120周子が整計と数量は12名(3号がよび4号がのうち1つの原子が発動とないない場合は8名(3号が大は4号がのままび4号が12名)の原子が発出した終料が装荷されていない場合は35名、3号がままび4号が0の原子が容器に燃料が装荷されていない場合は35名、3号がおよび4号がの音が移動とは51名、3号がおよび4号がの音が表荷されていない場合は51名、3号がよび4号が0号は51名、3号がまでない場合は54名、3号が表荷されていない場合は51名、3号がまたび4号がの音に51名、3号がまたび4号がの音に51名、3号がまたび4号がの方1つの原子が容器に燃料が装荷されていない場合は54名、3号が表荷されていない場合は54名)を確保する。なお、上記とは別に1号がまたび2号がの対応を行う1号がよび2号がの通転員4名を確保する。
設置変更許可申請書【添付書類十】	2019.12.11	重大事故等が発生した場合に速やかに対応するために、3号炉及び4号炉の原子炉容器に燃料が装荷されている場合における必要ないます。 3号炉及び4号炉の原子炉容器な荷含金体指揮者、号炉ごとの指揮を行う連接機をの原子が変しません。 3号炉及で全体指揮者、最短連絡を行う通線連絡をの原子が変しませる。 3号炉及で4号位の原子炉容器に燃料が装荷さいます。 3号炉及で4号炉の原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は50名、3号炉及で4号炉の原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は50名、3号炉及で4号炉の原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は50名、3号炉及で4号炉の原子炉容器に燃料が装荷されていない場合に50名。 3号炉及で4号炉の方1つの原子炉容器に燃料が装荷されていない場合に50名。 3号炉及で4号炉の方1つの原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は50名、3号炉及で4号炉の方51つの原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は50名、3号炉及で4号炉の方51つの原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は50名、3号炉及で4号炉の方51つの原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は50名。 3号炉及で4号炉の方51つの原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は50名。 5号炉及で4号炉のう51つの原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は50名。 5台炉及で4号炉のう51つの原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は50名。 5台炉及で4号炉の運転員4名を確保する。 5台炉及で5号炉の運転員4名を確保する。 5台炉及で5号炉の運転員4名を確保する。 5台炉及で5号炉の運転員4名を確保する。
設置変更許可申請書【本文】	2019.12.11	直大事故等が発生した場合に速やかに対応 するために、3号炉及び4号炉の原子炉登器 に燃料が装荷されてる場合に近りる要な 更要員は、原子力が2紅線の総括管理及で選体 整量がに各重大事故等が発症のことの指揮を行うユニット指揮者、号炉ごとの指揮を行う 当並びに各重大事故等対策に係る現場で創選を 者並びに各重大事故等対策に係る現場での 者並びに各重大事故等対策に係る現場での 者がでとしている場合である。 が4号が20原子が発展に燃料が装荷 が4号が20原子が発展に燃料が装荷 が4号が20原子が発展に燃料が装荷 からの原子が容器に燃料が装荷されていない場合 が3号が3号が3号が3号が3号が3号 からかっち1つの原子が容器に燃料が装荷 からかっち1つの原子が容器に燃料が装荷 されていない場合は50名、3号炉及び4号炉 の原子が容器に燃料が装荷されていない場合 は30名)の計2名、3号炉及び4号炉のうち1 つの原子が容器に燃料が装荷されていない場合 は30名)の計2板を をは50名、3号炉及び4号炉の方 20位置を 数料が装荷されていない場合は40名)が 数料が装荷されていない場合は40名)が 数料が装荷されていない場合は40名)が 数料が装荷されていない場合は40名)が 数据を配め各近の音度として参集し、第電所 対策を配め各近の音量として参集し、第電所 対策を配め各近の音がとして参集し、第電所 対策を配め各近の音がとして参集し、第電所 対策を配め各近の音がよりを またいない場合は40名)を電限する。 またいない場合は40名)を電限する。 またいない場合は40名)を電限する。 なお、上配とは90名)を確保する。 なお、上配とは90名)を確保する。 なお、上配とは90名)を確保する。 なお、上配とは90名)を確保する。 またいない場合は20名)を電保する。

設電	設置変更許可申請書【本文】		" 明 曹 一 4	べご ■ 換 - ▮		床工炉地吹杯头烧棒	7/7//			Wr JTT.	エバルスす
	2019.12.11	2	2019.12.11			記載すべき内容		記載の考	ネカ	該当規定文書	記載内容の概要
<mark>第10.2表(溜</mark> (なお、緊急E Eの時間追加(——で示す)	<u> </u>					第一20 重大再投幣均衡に非	・設置変は、保は、保は、保は、保	変更許可本文記 保安規定に記載(1/9)	設置変更許可本文記載事項 は、保安規定に記載 17** (1/9)	・運転管理通達 ・SA所達	SA所達第1編第2章2.(2) 教育訓練の実施に左記内容を記載する。
	 第10.2表 重大事故等対策	 重大事故等対策における操作の成立性(1/8)	淫(1/8)		華 十 順	~ 友	 	. ———	祖 祖		
Ö	林忠于殷	報	東日教	医检查期	No.	(时立性 的要求 支力 乙對底 手段力					
1.1		1	1	1	-	()	ı	ı	ı		
1.2	ターアン音声形器 水ボソン (記載・曹廉子) ス ロタ・アン智道 (2000年 代) (2000年 英年) にはめず、アン超道 (2000年 代) にはるが、アン超流 (2000年 正) にほんが、アン超流 (2000年 正)	運転員等 (中央問簿室、弘揚)	وا	45 95	N	タールン製権的名米ボンブ(銀基中製権で、およびタールン製権的名米、 ボンブロ製作(最適手関係を)によ めターアン製権の発表を のターアン製権の発表といる 前回資	運転員等 (中央制御室、現場)	5	45 分		
	工業気過がしか(弘祉子師報作)による工業気 過がし弁の機能回復	1,3 le 73	1.3 にて幣金する。			主蒸気逃がし井(現場手動操作)による主蒸気逃がし弁の機能回復タービン動補助給水ポンプ(現場手	No. 3にて整備する。				
	ターアン製油取給をボンル (乳粉下酵薬化) 女 にダーロン製料送給をボンレ本磐化 (弘际下磐 豪作) にょめターアン製油製造をボソンク電影	1,21,21	1.2 にん表征とな。			動操作)およびタービン動補助給水 ポンプ起動弁(現場手動操作)によ るタービン動補助給水ポンプの機 能回復	No.2にて整備する。				
	日後					主蒸気逃がし弁(現場手動操作)に	運転員等				
	土様気過がしか(馬藤下麒麟作)にせる土様公 過がし半の義治回後	进位员会 (中央创御出、弘雄)	з¢	30.32		_	(中央制御室、現場) (中土)	c c	30 %		
1.3	過水ボンス(代売制御圧鉛及供給用)による 工売過がしかの機能回復	連転員 42 (中央宣籍34、鬼様)	24	66分	ო	用)による加圧器逃がし弁の機能回復※1	連転員等 (中央制御室、現場)	2	55分		
_	ご教式作文に警務(代や動像圧在公供作用)に Rや国际開通がフ护の機能回復	遊戲員等 (11 東加納縣、原場)	21	5533		ロ豚式空気に輪機(代替制御用空気、、供給用)による加圧器進がし弁の機 能回復	運転員等 (中央制御室、現場)	2	55 分		
		纤皿器形				回搬型パッテリ(加圧器逃がし弁明)である。	運転員等人由自治的。由担	2	, H		
	可機型パッケリ(加圧器逐がし弁用)による加	(中央制御承、規場)	21	75 45		用/ Las Amit 奇迹が C 井の徳能凹 復	、 中 不 以 会 安 会 女 全 対 策 要	2	K 67		
		緊急安全对策要員	প্র			プレイポンプ(RHR 総ライン使用)による	運転員等 (由血制約費 預提)	2	20分		
	A格額容器スプレイポンプ(RHRS-CSS 連絡ライン使用)による代替が心治水	運転員等 (中央制御室、現場)	51	20 分		代替から注水 恒設代替低圧注水ポンプによる代 替向に注水*1		4	30 分		
	何設代替低圧注水ボンプによる代替が心注水	道數員等 (1) 大街衛光、鹿島)	_	30 %	4	_	(十人門四主、死物) 運転員等 (中央制御室)	-	4.8 時間		
		经底层担	,				緊急安全対策要員 (中央制御室、現場)	12	!		
	可数式代料低压范水ボンブによる代替が分注 水	(中央制御室) 陳治安全対策契司 (十 5世曾宗、現藩)	- 2	7.8 計品		A格納容器スプレイポンプ(RHRS-CS)を通路ライン使用)による代替再循環運転※1	運転員等 (中央制御室、現場)	2	15 分		
L.1	cs s		24	15 th	:: *	※1:有効性評価の重要事故シーケンスに係る対応手段	对応手段				
	直絡ライン短川)による代本中作業連転	(三大) (三大) (三大) (三大) (三大) (三大) (三大) (三大)									
	おでんポンプ (五口冷설) による代替を示法	卓松貝寺 (中央間綱章、現場)	en	\$ \$							
	*	緊急安全对策要員	3								
	本币タンクによる代学がの治者	冥信日谷 (中央謝御漢、現器)	61	16.25							
	立権気遣がしか(処場手部操作)による権収後 圧	1.3 にてす(上茶気透がし弁(現場手動/機能担名	1.8 にて整備する。 現場手刻変作)による上 機能回復と同談)	1.8 にて整備する。 (現場手製液件) による上蒸気造がし弁の 機能回復と同談)							
									_		

à	設置変更許可申請書【本文】	設置変更許	可申請書	設置変更許可申請書【添付書類十】		原子炉施設保安規定	3.保安規定			社内規定文書	定文書
	2019.12.11		2019.12.11	2.11		記載すべき内容	事已是	記載の考え方	力	該当規定文書	記載内容の概要
							・設置変更許可本文記載事項 は、保安規定に記載	- 可本文記定に記載	己載事項	· 運転管理通邊 · S A 勇遵	SA所達第1編第2章2.(2) 教育訓練の実施に左記内容を記載する。
	第10.2表 重大事故等対	重大事故等対策における操作の成立性(2/8)	立性(2/8)								
No.	10. 対応手段	要員	要員教	想定時間	1987年	表一20 重大事故等対策における操作の成立性					
	士恭気造がし弁 (現場子動権作) による 主義気感がし弁の機能回復	1.3 본 소	1.3 にて整備する。		¥₩ N ≅ .	5 年段	東 東 京都 東	藜	想定 時間		
1.5		1.7 8.7	1.7 にて整備する。			ポンプ(自己冷却)による性水*1	(中央制御室、現場) 緊急安全対策要員	m m	84 %		
	大学 単次 とプロよる 苗様 当大 電子	緊急安全対策吸員 (中央削御室、現場)	50	9.2 時間	4	著圧タンクによる代替炉心注水 追 主蒸気逃がし弁(現場手動操作)に よる蒸気放出	連転員等 (中央制御室、現場) No. 3にて整備する。 (主蒸気逃がし弁(現場手動操作)	ŭ	15 A		
	A、D格納容器再循環ユニットによる格 練容器内自然対流冷却	23 <i>1</i> 1	1.7 にて整備する。			がし弁(現場手動操作)に気逃がし弁の機能回復	主蒸気逃がし井の機能回復と同様 No. 3にて整備する。	(本)			
		運転員等 (中央側御室、現場)	60	30 分	ιo	flいたA、D格納容いこよる格納容器内	No. 7にて整備する。				
	大谷県ホソフを用いたA、D各額や部井 循環ユニットによる格額容器内自然対流 1.6 冷却	1.7 8.5	1.7 にて整備する。			大容量ポンプによる補機冷却水(海 緊水) 通水*1	緊急安全対策要員 (中央制御室、現場)	20 9.	2時間		
		緊急安全対策要員 (中央削御室、現場)	12	4.8 時間		_	No. 7 にて整備する。				
	代代権信用等水ボングンプラインの表数権後	緊急安全対策要員	62	106 分			運転員等 (中央制御室、現場)	6	30 分		
		緊急安全対策要員	2	110 %	ď	大容量ポンプを用いたA、D格納容 器再循環ユニットによる格納容器内 M 自然対策冷却	No. 7 にて整備する。				
	A、D格徴容器再循環コニットによる格響容器内自然が流光型	運転員等 (中央制御室、現場)	22	安09			緊急安全対策要員 (中央制御室、現場)	12 4.	4.8時間		
		緊急安全対策要員	-			電源車 (可搬式代替低圧注水ポンプ 写	緊急安全対策要員	2	106 分		
	「個数代替低田宝水ボンブによる代替格業 容器スプレイ	1.6 8.7	1.6 にて整備する。			送水車への燃料補給**1	緊急安全対策要員	2 1	110分		
1.7	17 可搬式代替低圧注水ボンブによる代替格 総容器スプレイ	1.6 본で	1.6 にて聚倫ナる。		※ 	※1:有効性評価の重要事故シーケンスに係る対応手段	応手段				
		運転員等 (中央監御室)	-								
	循環ユニットによる格納容器内自然対流ー 冷却	、一六mm二/ 緊急安全対策要員 (中央削御室、現場)	20	8.2 時間							
		· -									

社内規定文書	記載内容の概要	SA所遂第1編第2章2.(2) 教育訓練の実施に左記内容を記載する。																	
	該当規定文書	・運転管理通達 ・ S A 所達																	
	. 之方	·設置変更許可本文記載事項 は、保安規定に記載		知 记	距	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	F 88		55分	3.4時間	2.9 時間	女水砲によ		2 時間	3. 7時間	4.2時間	2.9 時間	3.7時間	
	記載の考	設置変更許可本文記は、保安規定に記載	(4 / 9)	(A)		c	7		2	2	7	 	1棒)	4	12	12	7	12	
原子炉施設保安規定		設置計算計算	 8ける操作の成立性(4	HRV OUT		運転員等	(中央制御室、現場)		運転員等 (中央制御室、現場)	緊急安全対策要員	緊急安全対策要員	No. 1 2 にて整備する。 (大容量ポンプ(放水砲用) および放水砲によ	る大気への拡散抑制と同	緊急安全対策要員	緊急安全対策要員	緊急安全対策要員	緊急安全対策要員	緊急安全対策要員	56 手段
原子炉瓶	記載すべき内容		まー20 重大事故等対策における操作の成立性	操作 - 対応手段 - 対応手段	No. 水素排出(アニュラス空気浄化設	備) 全交流動力電源または常設直流電気をおかれて、よって	wが改文した場合の操作手順 窒素ポンペ(代替制御用空気供給 用)によるアニュラス空気浄化設備	10 小連転※1 水素排出 (アニュラス空気浄化設		海火から使用済務料ピットへの洋火**	_	_	内燃料体等)への放水	可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視**1	大容量ポンプ(放水砲用)および放水砲による大気への拡散抑制	シルトフェンスによる海洋への拡散抑制	12 淡水車およびスプレイヘッダによる大気への拡散部制	大容量ポンプ(放水砲用)、放水砲 および泡混合器による航空機燃料 野火災への泡消火	大文・Cのの由来 大力・自分性評価の重要事故シーケンスに係る対応手段
設置変更許可申請書【添付書類十】	2019.12.11		4/8)	要員数 想定時間	3.7 時間	12 4.2 時間	7 2.9 時間	3.7 時間											
設置変更許可!			重大事故等対策における操作の成立性(4/8)	財政	緊急安全対策要員	緊急安全対策要員	緊急安全対策要員	緊急安全対策要員											
設置変更許可申請書【本文】	2019.12.11		第10.2表 重大事故等対策	No. 対応手段	大容量ボンブ(放水砲用)及び放水砲に よる大気への拡散抑制	シルトフェンスによる海洋への拡散抑制		大容量ボンブ(放水砲用)、放水砲及び 泡混合器による航空機燃料火災への泡消 ル											
設置			Į	ž															

11	第10.0.2.1.1 2019.12.11 2019.11 2019.12.11 2019.11 2019.12.11 2019.12.11 2019.12.11 2019.12.11 2019.12.11 2019.12.11 2019.12.11 2019.12.11 2019.12.11 2019.12.11 2019.12.11 2019.12.11 2019.12.11 2019.12.11 2019.12.11 2019.12.11 2019.12.11 201	u III	設置変更許可申請書【本文】		加晋于了.	I I WY II I I WY		が 1 が 2000 大学の				11.17.30.12.4音
19 19 19 19 19 19 19 19	19 19 19 19 19 19 19 19		2019.12.11		2019.12.	:11		記載すべき内容		記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
第10.2 表 直入事校等対策によりが発作にの形立性(5/8)	第102 支 直大事故等対策における操作の成立性(5/8)								. 数 社	<u>警変更許可本文記載事項</u> 保安規定に記載	・運転管理通達 ・SA所達	SA所達第1編第2章2. (教育訓練の実施に左記内容を載する。
第 10.2 式 国人本事 公 3 2 4 1 1 1 1 2 1 2 4 1 1 1 1 2 2 4 3 3 2 4 3 3 3 2 4 3 3 3 3 3 4 2 4 1 1 1 1 2 3 4 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	第102次			1	(S)			表-20		(6/2):		
株式を用いた日本ドントンの語称 19 19 19 19 19 19 19 1	### ### ### ### ### ### ### ### ### ##	No.	第 10.2 表	対策における操作の別	双 3.4年(5/8)	数が専団	操 子 高		殿	三 数		
### (### 2 ***			聚冶妆个对策数点	LC.	4.1 時間		海水を用いた復水ピットへの補給※1	急安全対策要員			
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##	## 2 # 2 # 2 # 2 # 2 # 2 # 2 # 2 # 2 #			进転員等 (中央制御室、現場)	65	100		用水ピットから復水ピッ 1 源切替(炉心注水時)	[転員等 (中央制御室、現場 :急安全対等要目	m m		
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##	### ### ### ### ### ### ### ### ### ##			緊急安全対策要員	n	2時日		用来ピットから海水への N (値)が非米語)	7.4にて整備する。 「可機式代替低圧注	水ポンプによる代替炉		
(各数数数 14 × 1 × 1 × 1 × 1 × 1 × 1 × 1 × 1 × 1	### ### ### ### ### ### ### ### ### ##		額基及単四次ピットから著水への水温と中(のinglify)	1.4 にて(山麓式代替項正法本ポン	r整備する。 プロよる代理が追	(江水と旧様)		「用水にントから復水にシージ 「頭切替(格納容器スプレージ	↑注水と同様) 1転員等 「中央制御室、現場」 急安全対策要員	2 %		
語の時 (体質解析 スプレイは) 異命を全が接近 3 1.0 か (本語が参スプレイボンブ (R H S - C S 電路の A K M M M M M M M M M M M M M M M M M M	語の時 (本学年級スンレイ形) 現金文金も第支目 3 (本書が香みブレイと) (本書が香みガレイと) (本書が香みガレイボンブ(RHRS-CS 111にで製造する) 110分 (本書が香みガレイボンブ(RHRS-CS 111にで製造する) 111にで製造する。 111にで製造をは、111に製造する。 111にで製造する。 111にで製造する。 111にで製造する。 111に製造する。 111にで製造する。 111にで製造する。 111にで製造する。 111にで製造する。 111にで製造する。 111に製造する。 111に関連を製造する。 111にで製造する。 111にで製造する。 111に関連を製造する。 111に関連を表に、製造する、 111に関連を表			無	63	曹		<u> </u>	. 6にて整備する。 . 可搬式代替低圧注 . 二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	EKポンプによる代替格		
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##	(香港の音画人にフトルの音像 A、-の本語の音 (電機人(住地瓜田本本ボンブによる(住地へを発表 Aフレイと) (香港の音を表 A A A A A A A A A A A A A A A A A A A			聚命安全必審以員	00				9谷器スフレイと同転員等	~—		
### A 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	(中央市の番の単の中の大でフトへの対		療存収差日次ピットから客食への水質当巻 (希望対数スプレイE)	1.6 にた (可機式で替成圧性水ボンツ)	C発信する。 による代格格能容 (表)	器メグレイと回	6	トから燃料取替用水ピッ格	(中央制御室、現場 (中央制御室、現場 (急安全対策要員	04 m		
	 第8章を含が放送員 11日にて整備する。 11日にて整備する。 (湯本車による使用等機料ピットトの注入がよびに変換する。 (湯本車による使用等機料ピットトの注入して、海本車はする。 (湯本車による使用等機料ピットトのスプレイ (湯本車による使用等機料ピットトのスプレイ (湯本車による使用等機料ピットトロスプレイ、海本車及びスカレインのメプレイ (日本によりて、大会車ボンブ(放水砲用)および 放水砲による使用等機料ビットまたがある。 (大谷乗ボンブ(放水砲間)及び放水砲による使用が燃料ビットまたで放水が高によるを開発を開設する。 (大谷乗ボンブ(放水砲間)及び放水砲による大気を発送を指さる。 (大谷乗ボンブ(放水砲による大気を展出との放水 大き車ボンブ(放水砲による大気を開設を表現たびアーカ大砲による機等を開設よびアーカに使用の重要車及シーケンスに係る (112にて条備する。 	1.13	領水ピットから巻卒取谷田水ピットへの抽	(A)	্য	110 %		路スプレイボング(RエSS連絡レイン使用)に田浦通過計	0.4にて整備する。	-		
A	1.11 にて整備する。			聚急安全对策表員	es .			甘温味 編集 使用済燃料 ピットへの注	7.11にて整備する	22,		
1.11にて銀信する。	1.11にて整備する。		A 奈整体院メグレイボング (RHRS-CS S道窓サイン他川) による代本再番縁補良	2-3/FT	に関係する。				5. 11、12に元 送水車による使用: イ、送水車および	「粉籠する。 添然対ポットへのスプ スプレイヘッダにそる大		
1.11、1.12 にて新価する。	1.11、1.12 に下条値する。		海木から使用溶燃料ピットへの注水	1,11 (2 1	7. 歴年1. 2。				(への拡散抑制と同) 11.12にて	様)で整備する。		
1.1	1.1 1.12 にて整備する。		送水車による使用済機物にツト又は原子炉 周辺産庫(引機機内標準体等)へのメプレイ	1.11、1.12 (送水車による使用資燃料ビ アンイヘッダによる人	って表価する。 シトへのスプレイ で気への実験事制と	、送水卓及びスと同様)		大容量ポンプ(放水砲用)および が水砲による使用溶燃料ピットま ((大容量ポンプ (放:る使用済然料ピッ (放水砲用) および	水砲間)および放水砲に トへの放水、大容量ポン び放水砲による大気への		
- マンタに Design 2 Line (1) を Line に 大条箱 する。	- ************************************		大谷県おンプ(核水図目)次の技术場にはるら上級後参加シト以近既が育団部議議(印書館の額集(印書書の総等本事)との数本	1.11、1.12 (大谷皇ボンブ (放水砲川) トへの放水、大容県ボンブ (にて整備する。 及び放水場による 致水池田) 及び設 対水池田) 及び設	5使用許然時ピッ5水低による大気		加 大容量ポンプ(放水砲用)および 放水砲による格納容器およびアニ No ュラス部への放水	(散抑制と同様) 1. 12にて整備する	°a 6a		
			大学豊ポンプ (級本億用) 及び級本億による 格割符器及びアニュラス語への基本	1.12 (C.7	Alling Cirtaeo		<u>*</u>	有効性評価の重要事故シーケンスに係る対	对応手段			

社内規定文書	記載内容の概要	SA所達第1編第2章2.(2) 教育訓練の実施に左記内容を記載する。																		
	該当規定文書	· 運転管理通牒 · S A 列滕																		
	等 え方	設置変更許可本文記載事項 は、保安規定に記載			想定 時間	20 分	75.43	72	70分		2.4時間		20.35	2時間		4時間	ののは本語	2.3時間	100 分	
	記載の考	設置変更許可本文記 は、保安規定に記載		E (6/9)	要員数	ကျ	2	2	e	4 (9 (7	-	2		2 6	2	2	
R 安規定		· 談 な		る操作の成立的	殿	運転員等 (中央制御室、現場)	運転員等 (中央制御室、現場)	緊急安全対策要員	運転員等 (中央制御室、現場)	緊急安全対策要員 運転員等	(中央制御室、現場)	緊急安全対策要員運転員等	(中央制御室、現場)	運転員等(現場)	緊急安全対策要員運転員	年れ 見ず (中央制御室、現場)	緊急安全対策要員 及るお今年年	緊急安全対策要員	緊急安全対策要員	#·
原子炉施設保安規定	記載すべき内容			表一20 重大事故等対策における操作の成立性(6/9)	操作 手順 対応手段 No.	空冷式非常用発電装置による代替電源(交流)からの給電※1	号機間電力融通恒設ケーブル(3 運転 号~4号)を使用した号機間融通 (中5	による代替電源(交流)からの給緊急電	よる代替電源(交流)か	らの給電 発制電力融通予備ケーブル(3)運転	号~4号)を使用した号機間融通 (中3による代替電通 (か達)からの絵		替電源(直流)からの給電	可搬式整流器による代替電源(直)運転エン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	_	代替所内電気設備による交流およ「生物び直流の給電(空冷式非常用発電」(中学)は一点の		(重油)補給** 電源車への燃料(重油)補給 緊急	ディーゼル発電機への燃料(重油) 編給	※1:有効性評価の重要事故シーケンスに係る対応手段
					型 小 さ							•	•							<u></u>
					\$	*	:	<		<u>무</u>		\$	200	r	L	Ĕ	亞	聖	\$	
書【添付書類十】	0.12.11		(8/9)	三型投換	803	\$ 25	_	, 02 , 02	-	2, 7, 16		203	生。			4 E/III	2.3 時間	2.3 时間	100分	
許可申請書【添付書類十】	2019.12.11		ミの成立性(6/8)		3 203	2 75%	2	3 70 1/2	4	2 2.4 计简	9	2 20.3	1 0 4400	2 S	2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 -	2 4 FULL	2.3 時間	2 2.3 时用	2 100 %	
設置変更許可申請書【添付書類十】	2019.12.11		付策における操作の成立性(6/8)	三型投換			_		-			_				23		-		
	2019.12.11		第10.2表 重大事故等対策における操作の成立性(6/8)	灰片数 想定時間	40年、現場) 3	御试、現場) 2	聚急安全並簡明員 2	回転員等 第本による代存電源(交流)からの絵 (中央側線形、現場) 8	4	(9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9)	深 公安全対策要員 6	9章、鬼場)	新器による代替結製 (直蓋)か (重製) か (監験) 1	2	を を は の は の は の に に の に の に の に に る に の に の に に に に に に に に に に に に に	緊急安全対策要員 2	20	2	N	

	設直災 史計 미中請書 【 本 义 】	設置変更許可申請書【添付書類十】	一量鰛量			;女规 足	11.00000000000000000000000000000000000	光人人目
	2019.12.11		2019.12.11	11	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	第10.2表 重大事故等対策	重大事故等対策における操作の成立性(7/8)	:性(7/8)			・設置変更許可本文記載事項 は、保安規定に記載	·運転管理通達 ·SA所達	SA所達第1編第2章2.(2) 教育訓練の実施に左記内容を記
Ž	No. 対応平段	斑斑	村口桜	想				載する。
	1.15 可勝利計資器によるパラメータ計算又は整 8.	緊急安全対策委員	61	35 55	表-20 重大事故等対策における操作の成立性	 作の成立性(7 /9)		
	日本土地館公室高業部の適供手順(全交流形)「出版水市や「や塩か」	道縣員等 (中央間額公)	-	70%	操作 中臺	要員 被員数 強定 時間		
	_	聚硝胺全苯羟聚亚	01	-	ロ無型計測器によるパラメータ計測 15 +七-1+643%1	緊急安全対策要員 2 35分		
<u></u>	美気の失性性	運転員等 (11. 夾削衛站、規據)	જા	55 %	調装置の運転手順 (全が要失した場合) **1	御室)		
	アナコル×利文等元技術の国際に置か (今次所響力施家、大洋教育研究等が表示 して語や行う主義大利法主業義(先先重要工 公政保護生)によるアコニルス会政保護を (金の実際)	通吃買等 (中央前鐘電、基場)	24	668 \$ 688	ス空気浄化設備の運転手順 入空気浄化設備の運転手順 力電源または常設直流電源	発品女士対策要員 2 No. 10にて整備する。 ((水素排出 (アニュラス空気浄化設備)		
	ニクリングポストによる放射級量ご	緊急安全刘策要員	Ţ	3.5 #华阳	た場合の操作手順 ペ (代替制御用空気供給用)	全交流動力電源または常設直流電源が喪失 した場合の操作手順 窒素ポンペ(代替制御用空気供給用)によ		
	三(権)(モニタリングボストによる順子が移 落着液を囲む 8 方位の数射数量の割定	緊急安全対策要員	4	2.3 FJHJ*1	によるアニュラス空気浄化設備の運転※1	-ュラス空気浄化設備の運転と同様)		
	「機型放射線計制装置による空気中の放射 性物質の環度の測定	緊急安全対策要員	61	75.25		No.10にて整備する。 (水素排出(アニュラス空気浄化設備)		
	コ版型放射線計割装置による水中の放射性 参野の設度の割定	緊急安全対策返員	হা	95 %		全交流動力電源または常設直流電源が喪失 した場合の操作手順 可撇式空気圧縮機(件差側御用空気灶終用)		
<u>=</u>	1.17 可載型放射線計画装置による上端中の放射 採物質の濃度の削定	聚给安全动策更且	63	60%	可搬式空気圧縮機(代替制御用空気 Jackの大 供給用)によるアニュラス空気浄化 によるア 動体の適時	が成立されています。 によるアニュラス空気浄化設備の運転と同様) 様)		
	※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	緊急安全対策以員	Ψ.	2 时间2	N 1 : 有効性評価の重要事故シーケンスに係る対応手段			
	キョタリングスケーツェン、キョタリング ボスト及びに選売中クリングボストのス シングルケンド配賞手続	緊急安全対策要員	ম	至全 8	(保安規定変更箇所は次ページに続く)			
	ロ数式気象観測装置による気象観測型 緊閉の代替額の	緊急安全対策要員	9	11 4 7 7 7 1				

社内規定文書	記載内容の概要	SA所達第1編第2章2.(2) 教育訓練の実施に左記内容を記載する。																		
	該当規定文書	・運転管理通達 ・SA所達																		
	記載の考え方	文記載事項記載		想 配 配	3.5時間	c	5.3 時間 ^{※1}	75.53		75.53	95 分	长 09	2時間*2		3 時間	2 時間	た場	前所		ータリン 「回搬式気 5気象観測 「たついて [120分⇒2 変更したの の変更はな
原子炉施設保安規定		・設置変更許可本文記載事項 は、保安規定に記載	(6/8	展員数	4		4	2		2	2	2	4		5	9	5位に設置し	5位に改画した場画の作業(1箇所		$\frac{1}{2}$ $$
		・設置変は、保	■大事故等対策における操作の成立性(8 / 9)	1814 acat	緊急安全対策要員		緊急安全対策要員	緊急安全対策要員		緊急安全対策要員	緊急安全対策要員	緊急安全対策要員	緊急安全対策要員		緊急安全対策要員	緊急安全対策要員	でカバーできない47	載した。その後の一近		※No.70m 多項は時ない が1.50m で1.50m で2.50m で2.50m で3.50m で3.50m で3.50m で3.50m で3.50m で3.50m で3.50m で4.50m で5.
原子炉施設	記載すべき内容		表一20 重大事故等対策にお	对応手段	_	可機式モニタリングポストによる原	子炉格納施設を囲む 8 方位の放射線量の測定	可機型放射線計測装置による空気中 の放射性物質の濃度の測定	移動式放射能測定装置(モニタ車)	による空気中の放射性物質の濃度の 測定	可機型放射線計測装置による水中の 放射性物質の濃度の測定	可機型放射線計測装置による土壌中 の放射性物質の濃度の測定	海上モニタリング選定	キニタリングステーション キニタ	1 女 U K 前	可機式気象観測装置による気象観測 項目の代替測定	※1:可搬式モニタリングボストによる代替測定でカバーできない4方位に設置した場合に指定される作権時間	17.0~7.7~9.1.1.2.3。11.0.2.3。11.0.3.3。11.0.3	あたり)の所要時間は、約 100 分	
				本 事 Ms. Se.							1 7						※ = 1 : 1 : 4	※2:小梅	あたり	
設置変更許可申請書【添付書類十】	2019.12.11																			
設置変更許可申請書【本文】	2019.12.11																			

上流文書 (設置変更許可申請書) から保安規定への記載内容 (本文十号 + 添付書類十) 【2.1 重大事故等対策】

社内規定文書	記載内容の概要	SA所達第1編第2章2.(2) 教育訓練の実施に左記内容を記載する。																
	該当規定文書	・運転管理通達 ・ S A 所達																
- 炉施設保安規定	記載の考え方	・設置変更許可本文記載事項 は、保安規定に記載				34 次	55 分	4 <u>7</u> .93	4 2 2 2 2	2分	43	2 <mark>4</mark> 分	;	ام ام	64		2.3時間	1
	記載のき	設置変更許可本文記は、保安規定に記載	(6)	要員数		-1	-1	2	21 2	1 21	-	2	_	-1	-		3	1
		設置は、4	成立性 (9/	■		緊急安全対策要員	緊急安全対策要員	緊急安全対策要員	緊急時対策本部要員緊急時対策本部要員緊急時対策本部要員	緊急時対策本部要員	緊急時対策本部要員	緊急安全対策要員	緊急時対策本部要員	緊急安全対策要員	緊急時対策本部要員		緊急安全対策要員	1
			おける操作の						本	_		緊急安全	緊急無対	緊急安全			_	
	記載すべき内容		表-20 重大事故等対策における操作の成立性(9/9)	对応手段	緊急時対等所可機型空気 海化装置運動	手順	空気供給装置による空気供給準備手順路を作みなポーロントン	%急時対策所内の概型エリアモニダおよび緊急時対策所外可機型エリアモニタおタ設置手順	空気供給装置への切替準備手順空気供給装置への切替手順空気供給装置への切替手順	緊急時対策所可搬型空気浄化装置への 切替手順	緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切 替手順	電源車(緊急時対策所用)準備手順		电源单(新总码这来对用)起助于顺	電源車(緊急時対策所用)の均替手順	プン・ 発達 (田出井 本語) 単語 母ン・ン	も成十、米でもなが、 人の燃料給油手順	(原立性が要求される対応手段なし)
				₩₩														о -
添付書類十】	.1			想定時間	34 ½	55分	47 %	4.39	\$2 \$2	\$ 25	4.33	24 %		0 77	6.9	2.3 時間	1	
】 晕 蝗 中.	2019.12.11		(8/8)	要員数	-		6	21	62	24	-	2	-1	[60	ı	_
設置変更許可申請書【添付書類十】			重大事故等対策における操作の成立性(8/8)	一座	緊急按全対策吸責	緊急安全対策要員	緊急安全対策要員	緊急時対策本部要員	緊急時対策本部敗員	緊急時対策本部吸員	緊急時対策本部要員	緊急安全対策要員	緊急時対策本部要員	緊急安全対策要員	緊急時対策本部要員	緊急安全対策要員	1	
			章対策(7				_	E.A.	m-X							(緊急時対策所用) 燃料タンクへの燃料給		-
設置変更許可申請書【本文】	2019.12.11		第 10.2 表 重大事故等	対応手段	緊急時対策所可擴型空気浄化装置進転手順	空気供給装置による空気供給準備手順	緊急時対策所内可撤型エリアモニタ及び緊急時 対策所外可機型エリアモニタ設置手順	空気供給装置への切棒準備手順	空気供給装置への切響手順	緊急時対策所可機型空気浄化装置への切着手順	緊急時対策所可撤型空気浄化装置の切替手順	電源車(緊急時対策所用)準備手順		电概率(突动性对限过用) 临剿士职	電源車(緊急時対策所用)の切替手順	電源車 (緊急時対策所用) 然治中順	ı	

上流文書(設置変更許可申請書)から保安規定への記載内容(本文十号 + 添付書類十) [5.2 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項】

社内規定文書	記載内容の概要	大規模損 壊所 産第 2 編第 1 章 1. (1) 体制の整備に左記内容を記載する。
社内規	該当規定文書	· 運転管理通達 · 原子力防災業務要綱 · 大規模損據所達
規定	記載の考え方	・設置変更許可本文記載事項 は、保安規定に記載 ・行為内容を遂行する実施者 及び実施内容に関する場所者 は、保安規定に記載せず下部 規定に記載
原子炉施設保安規定	記載すべき内容	添付3 重大事故等および大規模損壊対応に 係多実施基準 (第18条の5および第18条の6 関連) 2. 大規模な自然災害または故意による大型 航空機の衝突その他のテロリズムへの対応に おける事項 2. 1 体制の整備、教育訓練の実施および 資機材の配備 原子力防災管理者は、原子炉施設において重 大事故等および大規模損壊のような原子力災害が発生するおそれがある場合または発生し た場合に、事故原因の除去ならびに原子力災害 の拡大防止および緩和その他の必要な活動を の拡大防止および緩和その他の必要な活動を の拡大の正および機積機のような原子力災害が発生するおそれがある場合または発生し で無合に、事故所名の他の必要な活動を の拡大の正さが入規模損壊のような 原子力災害が発生しるため、第126条に定 の成分的原子が発生とび大規模損壊のような 原子力災害が発生しる。発行に緊急時対 策本部の体制を整える。 また、重大事故等および人場係制を基本とす る原子力災害が発生した場合における解別を 原子力災害が発生した場合におり落電所 に燃料が装荷されている場合におりてり 原子方でおしている場合におりていない場合は24名を および4号が20多1つの原子が発弱に燃料が が接荷されていない場合は24名、3号行の対 をおりため、3号があれていない は4号がの方と1つの原子が発酵されていない い場合は4名)を確保し、大規模損機の発生に より中央制御室(運転員(当直員)を与がな なお、上記とは別に1号がおよび2号炉の対 なお、上記とは別に1号がおよび2号炉の対 なるよった。
設置変更許可申請書【添付書類十】	2019.12.11	5.2 大規模な自然災害又は故意による大型 航空機の衝突その他のテロリズムへの対応に おける事項 5.2.1 可難型設備等による対応 5.2.1.2 大規模損壊の発生に備えた体制の 整備 第. 原子序施設において重大事故等及び大規 模損壊(大規模な火災の発生含む。)のような 原子が施設において重大事故等及び大規 模損機(大規模な火災の発生含む。)のような 原子力災害が発生するおそれがある場合又は 発生した場合に、事故原因の除去並びに原子 が変した場合に、事な原因の除去並びに原子 が変しな強合と、事を所の体制(管成体制、原子 力防災管理が一方的災産を設置能等の体制 動を迅速かつ口滑に支施するや心の必要な活 動を迅速かつ口滑に支施するや心の必要な活 が実態が発生する原子力防災組織を設置。、発 電所に緊急時対策本部の体制(管成体制、原子 力防災管理力)は、通常の原子が災額 電所に緊急時対策本部の体制(管成体制、原子 力防災管理力によりな組制を認定 を 1. 重大事故等及び大規模損壊のような原子 力防災性制)を整える。 かが当時が接荷されている場合における時間外 体制で接荷されている場合における時間外 体制で接荷されている場合における時間外 なび4号があるもこの原子炉容器に燃料が 接荷されていない場合における時間外 体制を整備する。1 対応できるよう 体制を整備する。 体制を整備する。 体制を整備する。 体制を整備する。
設置変更許可申請書【本文】	2019.12.11	十、発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対して多原子和がある事故(運転の事故に対して多原書」を解して対して多年のである事故(運転の事故に対して発生すると想定される事故の種類及び体制の整備に関立がに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために必要な技術的能力(道)大規模投資の発生に必要な技術的能力(道)大規模投資の発生に必要な技術的能力(道)大規模投資の発生に必要な技術的能力(道)大規模投資の発生に必要な技術的能力(道)大規模投資の発生に必要な技術的能力(道)大規模投資の発生に必要な技術的能力(道)大規模投資の発生に必要な技術的能力(道)大規模投資の発生に必要な技術的能力(道)大規模投資の発生に必要な技術的能力(道)大規模投資の発生に増えた体制の整備原子が多事がの解析を設定されて、立立の要な技術的能力(道)大規模損機の発生に増えた体制の整備度を行うため、3号がの企業を記憶を表現を表現を表現を表示を表示が表別を通過を迅速から用滑に実施するために必要な方れがある場合又は発生した場合にも、連をかに対応を行うため、3号が及表別を設置が発生に対した対応を持てが表別を表別を表示が表別を表現で表別を表別を表現した。対域を指したがの意力でいない場合は対域を表別を表現に燃料が装荷されている場合に対析的を表現を表現のありまりの原子が容型員整体(活)を持定がよいでも多電で所対域機を設置に燃料が接荷されている場合に対域を対象を運転に、大規模積機の発生によりでもよりが変更直接を電所を持ていい場合は対象を電所を対象を確断にありを確したが対象を重要を表現を表しましている場合に対しまりを表している場合に対対のを表現に燃料が変更直接を対象が変更直接を音が表別を表現を表現を表現を表現を表現を表別を確したががある。 「たり、生能とは別に、大規模積機の発生に対しましまがある。」を表していい。 立たり、主にとは別にする。 立たり、表述に対象に対象に対象を使用を整備する。 立たり、表述に表しない。対象に対域を関連を表現を対象をは表別を対象をは対象に変料が変更に変料が変更に変料が変更に表析が変更に変料が変更に変料が変更に表析が変更に表析が変更に変料が変更に変料が変更に表析が変更に表析が変更に表析が変更に表析が変更に表析が変更に表析が変更に表析が変更に表析が変更に表析が変更に表析が表析が変更に表析が変換があらない。

社内規定文書	記載内容の概要	
社内	該当規定文書	
	記載の考え方	・
原子炉施設保安規定	記載すべき内容	が付3 表-18 操作手順 18. 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 ① 方針目的 平均計算 要急時対策所に関し、重大事故等が対性した場合 な指示を行う緊急時対策本部要員が緊急時対策可 にとどまり、重大事故等に対処するために必要な 行う必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に 指示を行うとともに、発電所の内外の通信連絡を 行う必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に 対処するために必要な数の要量を収容する等の発 が、必要な必要としての機能を維持する等の発 なが、必要な指する等の、必要な指示非よび通信連絡。 必要な数の要員の収容、代替電源設備からの給電 を行うことを目的とする。
設置変更許可申請書【添付書類十追補】	2019.12.11	整急時対策所の居住性等に関する手順等 を急時対策所には、重大事故等が発生した場合において も、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員 等が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員 かに必要な指示を行うとともに、発電所が発機 処するために必要な地である場所と通信連絡し、表電所の設備及び資機 材を重用した手順等について説明する。 1.18.1 対応手段と設備の選定の考え方 重大事故等が発生した場合において、重大事故等に対処 するために必要な地でを引きます。重大事 放等に対処するために必要な地でを主り、重大事故等に対処 が等に対処するために必要な地でを主り、重大事 放等に対処するために必要な地でを行うとともに、発電所が が等に対処するために必要な地でを行うとともに、発電所 が発に対処するために必要な地でを行うとともに、発電所 が等に対処するために必要ながあ手段及び重 大事故等が経性を維持するために必要なが応手段及び重 本本故等が処理を選定する。 重大事故等に対処するために必要なが正確に対りで ないったともに必要な機能を維持するために必要なが応手段及び 本本な等対処設備の他に、多様性拡張設備が2及び資 機材※3を用いた対応手段を選定する。 ※1 緊急時対策所・緊急時対策所とは、重大事故等に対処で 値信連絡ととる必要の他のも場所と選手が表示が対策が がするために必要な指示を行うとともに、発電所内外の 通信連絡をとる必要のも場所とは、重大事故等に対処でする。 ※2 多様性拡張設備:技術基準上すべての要求事項を満 がするために必要な指示を行うとともに、発電所内へ がするが、ブラント状況によっては、事故対応に有効な 重視かとの名。であった必要と対定で表ががでまるが、 場所をいう。 次3 登機材:「対策の機割に必要な資料」、「防護具及 でチェンジングエリア用資機材」及び「使用することは困難 であるが、ブラント状況によっては、事故対応に有効な がであるが、ブラント状況によっては、事故対対のとなが がであるが、ブラント状況によっては、事故対応に有効な をするが、ブラント状況によっては、事故対域具及 であるが、ブラント状況によっては、事故対がを対し 連携に対応できる対応手段及び重大事故等対処設備を造 を言する。(第1.18.18)(以下「機能要失原因対策分析」 選定した。 選定した重大事故等対処設備により、技術的能力審重基
設置変更許可申請書【本文】	2019.12.11	第10.1表 (添付書類は第5.1.1表) 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (方針目的) 緊急時対策所に関し、重大事故等が発生した場合 においても、重大事故等に対処するために必要な 指示を行う要員が緊急時対策所にとどまり、重大 事故等に対処するために必要な指示を行うととも で、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場 の大通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な指示を行うととも で、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場 で、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場 で、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場 で、発電所の内外の通信連絡を立る必要のある場 で、発電流設備からの給電に係る手順等を整備する。

設置変更許可申請書【本文】	設置変更許可申請書[添付書類+追補]	原子炉施設保安規定		社内	社内規定文書
2019.12.11	2019.12.11	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	準(以下「審査基準」という。) だけでなく、設置許可 基準規則第六十一条及び技術基準規則第七十六条(以下 「基準規則」という。) の要求機能を満足する設備が網 羅されていることを確認するとともに、多様性拡張設備 との関係を明確にする。				
	(2) 対応手段と設備の選定結果機能喪失原因対策分析の結果、並びに、審査基準及び基準規則要求により選定した対応手段とその対応に使用する無力事故等対処設備、多様性拡張設備及び資機材をロエトニュー				
	ムーに入り。 なお、被等機を発を想定する設計基準事故対処設備、重 大事故等対処設備、多様性拡張設備、資機材及び整備す る手順についての関係を第1.18.1表に示す。				
	a. 重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が緊急時対策所に対処するために必要な対応手段及び設備				
	(a) 対応手段 ■大事故等が発生した場合において、環境に放出され た放射性物質等による放射線板ばくから重大事故等に対 処するために必要な指示を行う要員等を防護するため、 緊急時対策所の居住性を確保する手段がある。 ・緊急時対策所が正確 ・緊急時対策所非常用空気浄化ファン※4※5 ・緊急時対策所非常用空気浄化ファン※4※5 ・緊急時対策所非常用空気浄化ファン※4※5 ・緊急時対策所非常用空気浄化ファン※4※5 ・緊急時対策所外可機型エリアモニタ ・緊急時対策所外可機型エリアモニタ ・緊急時対策所外可機型エリアモニタ ・緊急時対策所外可機型エリアモニタ ・緊急時対策所外の一般型エリアモニタ ・緊急時対策所が不分 ・工会リングステーション ・モニタリングボスト ・モニタリングポスト ・モニタリングポスト ・モニタリングポスト ・モニタリングポスト ・モニタリングボスト ・モニタリングボスト ・モニタリンがボスト ・モニタリングボスト ・モニタリングボスト ・モニタリングボスト ・東急時対策所非常用空気浄化ファン及び緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットをまとめて、緊急時対策所非常用空気浄化とフェット及び空気供給装置を 非とめて、緊急時対策所非常用空気浄化ファニット及び空気供給装置を 非とめて、緊急時対策所非常用空気浄化ファニット及び空気供給装置を 非とめて、緊急時対策所非常用空気冷化ファン、緊急時対策所 が手能用で気浄化フィルタコニット及び空気供給装置を まとめて、緊急時対策所を把握という。 緊急時対策所において、重大事故等に対処するために必要な情報を把握し、発電所内 外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡するため				
	の手段がある。	_	_	_	_

設置変更許可申請書【本文】	設置	原子炉施設保安規定		社内	社内規定文書
2019.12.11	2019.12.11	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	宗)やヤス十甲早、年世、オバイ、はど、出版大田の留 一				
	然词時凶 水戸におい、ころ歩は肩被を右補するにめり段				
	備、必要な通信連絡を行うための設備及び資機材は以下				
	のとおり。				
	SPDS表示装置				
	安全パラメータ表示システム(SPDS)				
	安全パラメータ伝送システム				
	衛星電話(固定)				
	 衛星電話(携帯) 				
	• 衛星電話 (可機)				
	・ 較				
	张诗:2 是明月传, 1.7.1.1.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.				
	2517 月角里次间, 各人面尺七杆《火光》口上下了有新子区语而证念。				
	□(1)Ⅲ				
	電源車(緊急時対策所用)				
	・ 燃料油貯蔵タンク				
	・価社タンケ				
	- 一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・				
	· 空冷式非常用発電装置※6				
	• 運転指令設備				
	・加入電話				
	・「コンクッシュ」				
	(イン・ソン・ソン・) は十日子的 正日事光 岩田				
	• 電刀保女通信用電話設備				
	・ 社内TV会議システム				
	• 無線诵話装置				
	・対策の格型に対して対対が、				
	, t				
	※6 安全パラメータ表示システム (SPDS) 及び安				
	全パラメータ伝送システムへの給電に用いる。				
	重大事的 等に対処するために 必要な数の 要目を 緊急時				
	出くと及ったとう。 かかり ひり かがい べいだらご 女 御 足 を とん なん かん そ と 中 写 た せん				
	なるびに1つ文在ラントの1つシントの1つ。2月之後で用りますと用った「お子とよった」と用ります。				
	心桜な数 0.桜目を収合するにめに必要な設備及り真像				
	材は以下のとおり。				
	・ 緊急時対策所非常用空気浄化ファン				
	・ 竪急時対策所非常用空気 浄化フィルタユニット				
	一面家并(米)5月2月5日) 報告 化异性 化二苯基苯甲基二苯甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基				
	・然が毎日の東マノン				
	重油タンク				
	・タンクローリー				
	・ 防護具及びチェンジングエリア用資機材				
	 飲料水、食料等 				
	緊急時対策所の電源として、代替交流電源からの給電				
	を確保するための手段がある。				
	緊急時対策所の代替交流電源からの給電を確保するた				
	その特殊など大きつなる				
	- シジ及害19%-1シニシン。- 電池 単 (豚 争 味 光 第 1 田)				
	※ 然子は、 一				
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
	・タンクローリー				
	• 空冷式非常用発電装置				
	(b) 重大事故等対処設備、多様性拡張設備及び資機材 *** # ** # なび # # # # 日 ア # * * * * * * * * * * * * * * * * * *				
	毎日毎年久り毎年免別に安全の47の米のFの子母				
				_	

社内規定文書	記載内容の概要	
社内	該当規定文書	
	記載の考え方	
原子炉施設保安規定	記載すべき内容	
設置変更許可申請書【添付書類十追補】	2019.12.11	#韓用空気冷化フィルタコニット、空気供給装置、 財政策別内可機型エリアモニタト、空気供給装置、 エリブを示シスラム、後書と 超過語装置及び結合用子力防災メットワークに接続する 通信連絡設備は、重大事故等対心設備と位置づける。 三酸化炭素濃度は、酸素濃度同様、居住性に関する重 環体制度を収入の1.2。一分に液熱性する 基体制度及が配合用子力防災メットワークに液熱・ 基体制度及が配合用子力防災メットワークに液熱・ 基体が大力を1.2。一分に浸 基本制度を1.2。 基本の1.2。 基本の1.2。 基本の1.2。 基本の1.2。 基本の1.2。 基本の1.2。 基本の1.2。 基本の1.2。 基本を行う要量が繋合する。 第一に表するために必 はした場合においても、重大事故等が対したとよるにとが 国信であるとから、以下の設備は、新春基準及び基準規則に要 ストの重発がイスを1.2。 エニタリングステージョル。 ・モニタリングスオスト。 ・モニタリングスオスト。 ・モニタリングスオスト。 ・モニタリングスオスト。 ・モニタリングスオスト。 ・モニタリングスオスト。 ・モニタリングスオスト。 ・電力保安通信用電話設備 ・カカスタの1.2がはスト ・ 電力保安通信用電話設備 ・ 1.2の設備は、耐震性を有していないが、設備が健全 である場合は、発電所及での周辺において、発電所外 (社内外)との通信連絡を行うとが可能である。 ・ 1.2、以上の面信連絡を行うとが可能である。 ・ 1.2、以上の直信連絡を行うとが可能において、発電所外 (社内外)との通信連絡を行うとが可能にある。 ・ 1.2、以上の直信連絡を行うとが可能にないて、発電所外 (社内外)との通信連絡を対しの設備は多様性拡張設備とがである。 ・ 1.2、以上の重信連絡を行うとが可能にないて、発電所外 (社内外)との通信連絡を行うとが可能にないては、資機対で ・ 1.2。 ・ 1.3。 ・ 1.4。 ・ 1.3。 ・ 1.3。
設置変更許可申請書【本文】		

社内規定文書	記載内容の概要	・ 緊急時対策所 所建屋内)の居住性を確保 のための具体的な手順に ついて配載する。	・緊急時対策所(緊急時対策 所建屋的)の居住性を確保 のための具体的な手順に ついて記載する。
社内	該当規定文書	· 運動企業 基本 基本 基本 基本 基本 基本 基本 基本 基本 基本 基本 基本 基本	·運転管理通避 · S A 吲谦
	記載の考え方	・	・手順書に整備すべき事項は、継続して遵守すべき事項であることから、保安規定へ記載する。記載は、行為者する。
原子炉施設保安規定	記載すべき内容	② 対応手段 居住性の確保 展告時対策本部は、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所引指用空気浄化フィンシよび緊急時対策所可機型空気浄化フィルをコニット(以下「緊急時対策所可機型空気浄化域、空気供給装置による希方が対射性物質の侵入低減、空気供給装置による希方がの財性物質の侵入防止等の放射線防護措置により、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員等の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないようにするため、以下の手順等により緊急時対策所の居住性を確保する。	1. 緊急時対策所の立上げの手順 緊急時対策本部は、緊急時対策所を使用し、緊 急時対策本部を設置するための準備として、緊急 時対策所を立ち上げる。
設置変更許可申請書【添付書類十追補】	2019.12.11	(第1.18.2表、第1.18.3表参照) これらの手順は、発電所対策本部是※7を主体とした緊急を全対策要員※8、聚島時対策本部是※7を主体とした緊急時対策本部員※7を主体とした緊急時対策本部員等。2.12、通常時における、対策の検討に必要な資料、放射線管理課長及び所長室長※11にて実施する。 ※1.16.2、通常時における、対策の検討に必要な資料、適用については、安全・防災室長、放射線管理課長及び所長室長、減1.18.2、2.18。 ※1.2、3.2、3.2、3、3、3、3、3、3、3、3、3、3、3、3、3、3、3	これらを踏まえ事故状況の進展に応じた手順とする。 (1) 緊急時対策所の立ち上げ時の手順 重大事故等が発生するおそれがある場合等※12、緊急時対策所を使用し、発電所対策本部を設置するための準備 として、緊急時対策所を立ち上げるための手順を整備する。
設置変更許可申請書【本文】	2019.12.11	(居住性の確保) 重大事故等が発生した場合、緊急時対策所非常用 空気浄化ファン及び緊急時対策所非常用空気浄化 フィルタユニットによる放射性物質の侵入低減、 空気供給装置による希ガス等の放射性物質の侵入 が処子をわめ解防護措置等により、重大事故等に 対処するために必要な指示を行う要員等の被ぼく 熱量を7日間で10mがを超さないようにするため、 以下の事順等により緊急時対策所の居住性を確保 する、(以下、緊急時対策所の居住性を確保 する、(以下、緊急時対策所可能型空気浄化 変易時対策所可能型空気浄化 変易時対策所可能型空気浄化 変易時対策所可能型空気浄化 変換が 変換が 変換が 変換を が変換を が変換を がでする。また、緊急時対策所可能型空気浄化 という。また、緊急時対策所可能型空気浄化 という。また、緊急時対策所可能型空気冷化 接着」という。また、緊急時対策所可能型空気冷化 接着し空気供給装置をまとめて、「緊急時対策 所換気設備」という。	

社内規定文書	記載内容の概要	・手順着手の判断基準及び操作手順について記載する。・手順着手の判断基準・手順着手の判断基準緊急時対策所の立上げ時。	・操作手順の機要 ①発電所対策本部長に、手 (個) (1) (2) (2) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
社内	該当規定文書	·運転管理通達 · S A 所達		
	記載の考え方	及び行為内容とする。 ・手順着手の判断基準 は、速やかに操作を行う ための必要条件であり、	継続して連守すべき 単 知であることから、 保 加であることから、 保 が ・操作手順の内容につい ては、実施手段であるこ とから、 2次文書他に記 載する。	・必要な要員数及び想定 時間については、11重大 事故等対策1.1(2) 教育 訓練の実施」(こて整理 (以下、同様)
原子炉施設保安規定	記載すべき内容	(1) 緊急時対策所可搬型空気浄化装置運転手順発電所対策本部は、緊急時対策所非常用空気浄化ファンを接続、起動し、必要な機気を確保するとともに、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタを通気することにより放射性物質の侵入を低減する。 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備からの給電により、緊急時対策所可非常用空気浄化フィルタン。		
設置変更許可申請書【添付書類十追補】			化装置の系統構成及び運転の手順は以下のとおり。緊急時対策所換気設備の機略系統図を第1.18.2図に、緊急時対策所可機型空気浄化装置運転の機略系統図を第1.18.3図に、緊急時間に不可。 ② 緊急安全対策要員に緊急時対策所可機型空気浄化装置の多金金対策要員に緊急時対策所可機型空気浄化装置の多つ。 ② 緊急安全対策要員に緊急時対策所可機型空気浄化装置の多つト及びケーフルを接離する。 ③ 緊急安全対策要員は給電確認後、緊急時対策所可機型空気冷化装置のダクト及びケーフルを接離する。 ③ 緊急安全対策要員は給電確認後、緊急時対策所非常 第23~40m3/mm)を調整する。 ⑤ 緊急安全対策要員は、諸気手動ダンパを操作し、適 ⑤ 緊急安全対策要員は、諸気手動ダンパを操作し、適 「の 緊急安全対策要員は、指気手動ダンパを操作し、適 「の 緊急安全対策要員は、指気手動ダンパを操作し、適 「の 緊急安全対策要員は、指気手動ダンパを操作し、適 「の 緊急安全対策要員は、指気手動ダンパを操作し、室 内の圧力を微正圧(IOUPA [gage]以上)に調整する。	(c) 操作の成立性 上記の対応は、緊急安全対策要員1名が、 <mark>磨外及び</mark> 緊急 時対策所において操作を行い、完了まで約34分と想定す る。操作用の昇降設備及び暗所においても円滑に対応で きるようヘッドライト及び懐中電灯を配備する。
設置変更許可申請書【本文】	2019.12.11	・緊急時対策所を立ち上げる場合、緊急時対策所 可搬型空気角化装置を緊急時対策所に接続し、起 動するとともに、緊急時対策所内の膨素濃度及び 立魔化尿素濃度の測定を開始し、測定結果に応じ、 空気流入量を調整する。また、ブルーム放出時の 緊急時対策所換気設備切替えに備え、空気供給装 置の系統構成等の準備を行う。		

社内規定文書	記載内容の概要	・手順着手の判断基準及び 操作手順について記載する。	・手順着手の判断基準 緊急時対策所の立上げ時。	・操作手順の概要 ① 発電所対策本部長は、作 業着手の判断基準に基づき	緊急安全対策要員に、空気供給装置の系統構成を指示する。 の。 の。 気を安全対策要員は、空気供給整置のホースの接続、 ボンベニ弁の開放及び漏えい、施認さたら、		・手順着手の判断基準及び 操作手順について記載する。	・手順着手の判断基準 緊急時対策所換気設備を 運転している場合。	・操作手順の概要 ① 発電所対策本部長は、作 業着手の判断基準に基づき、 緊急時対策本部要員に、酸素 議度及び二酸化炭素濃度の 測定を指示する。 ② 緊急時対策本部要員は、
社内	該当規定文書	·運転管理通牒·SA所達					·運転管理通達 · S A 所達		
	記載の考え方	・手順書に整備すべき事 項は、継続して連守す べき事項であること から、保安規定へ記載 する。記載は、行為者 及び行為内容とする。	・手順着手の判断基準 は、速やかに操作を行 うための必要条件で あり、継続して遵守す べき事項であること	から、保安規定へ記載する。 する。 ・操作手順の内容については、実施手段である	ことから、 2 次文書他 に記載する。		・手順書に整備すべき事項は、継続して連むすべき事項であることへき事項であることから、保安規定へ記載する。記載は、行為者のがらともかからともかかします。	 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・操作手順の内容については、実施手段である ては、実施手段である ことから、2次文書他 に記載する。
原子炉施設保安規定	記載すべき内容	発電所対策本部は、空気供給装置の系統構成を行い、 漏えい等がないことを確認し、 切替えの準備を行う。	a. 手順着手の判断基準 緊急時対策所の立上げ時				(3) 緊急時対策所内の酸素濃度および二酸化炭素 濃度の測定手順 発電所対策本部は、緊急時対策所の居住性確 保の観点から、緊急時対策所内の酸素濃度およ び二酸化炭素濃度の測定を行う。	a. 手順着手の判断基準 緊急時対策所換気設備を運転している場合 (「緊急時対策所換気設備」とは、「緊急時対策 所可搬型空気浄化装置および空気供給装置」を いう。)	
設置変更許可申請書【添付書類十追補】	2019.12.11	b. 空気供給装置による空気供給準備手順 空気供給装置の系統構成を行い、漏えい等がないことを 確認し、切替えの準備を行う手順を整備する。	(a) 手順着手の判断基準 緊急時対策所の立ち上げ時。 (b) 操作手順 空気供給装置による空気供給準備の手順は以下のとお	り。空気供給装置による空気供給準備時の概略系統図を 第1.18.3図に、手順のタイムチャートを第1.18.5図に示す。 ① 発電所対策本部長は、作業着手の判断基準に基づき 緊急安全対策要員に、空気供給装置の系統構成を指示す	る。 ② 緊急安全対策要員は、空気供給装置のホースの接続、 ボンベ元弁の開放及び漏えい確認を行う。	(c) 操作の成立性 上記の対応は、緊急安全対策要員1名が <mark>量外</mark> 及び緊急時 対策所において実施する。操作完了までは、約 <mark>55</mark> 分と想 定する。	C. 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順 緊急時対策所の居住性確保の観点から、緊急時対策所内 の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う手順を整備 する。	(a) 手順着手の判断基準 緊急時対策所換気設備を運転している場合。	(b) 操作手順 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定 を行う手順はいずれも以下のとおり。 ① 発電所対策本部長は、作業着手の判断基準に基づき、 緊急時対策本部要は、作業着手の判断基準に基づき、 緊急時対策本部要員に、酸素濃度及び二酸化炭素濃度の 測定を指示する。 ② 緊急時対策本部要員は、酸素濃度計及び二酸化炭素 濃度計にて酸素濃度及び二酸化炭素 濃度計にて酸素濃度及び二酸化炭素
設置変更許可申請書【本文】	2019.12.11								

設署亦 軍 <u>許可由</u> 籍事【木立】	設置亦可站可由等量 [※付書橋上追檢]	原子怕施黔保安排定		本	补内相定立書
2019.12.11	文画文人用 3.17 時 1.1877 中党 - 位前 1.2019.12.11	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
107	③ 聚急時対策所内の酸素濃度が19%を下回るおそれがあるる場合又は二酸化炭素濃度が1%を超えるおそれがある場合、発電所対策本部長は、酸素濃度19%を下回る又は三酸化炭素濃度が1%を超える前までに、空気流入量の調整を開放策略が強力で、空気が大量の調整を開放、不の場合は、一致急時対策所可能型室気等化装置を用している場合は空気供給装置を使用している場合は空気供給装置を使用している場合は空気供給装置を使用している場合は空気供給装置を使用している場合は空気供給装置の流量調節弁及び排気手動ダンパの開度調整により、緊急時対策所への空気流入量を調整する。				機素濃度計及び二酸化炭素 (4) の (5) 要急時対策可力の酸素 (4) の (5) 要急時対策可力の酸素 (4) を (5) を (5) を (6) を (6) を (7) を (7) を (7) を (8) を (8) を (9) を (9) を (9) を (9) を (10) を (11) を (12) を (13) を (13) を (14) を (15) を (15) を (15) を (16) を
	(c) 操作の成立性 上記の対応は、緊急時対策本部要員1名が操作を行い、 緊急時対策所において実施する。室内での測定、弁及び ダンパの調整のみであるため、短時間での対応が可能で ある。				ng 近 7. 公 o
・原子力災害対策特別措置法第10 条事象が発生 した場合、緊急時対策所内可搬型エリアモニタを 緊急時対策所へ、緊急時対策所外可搬型エリアモ 三多を3号炉及び4号炉の原子炉格納容器と緊急 時対策所の間に設置し、放射線量の測定を開始する。	(2) 原子力災害対策特別措置法第10条事象発生時の手順 順 原子力災害対策特別措置法第10条事象が発生した場合 に、緊急時対策所内へ放射性物質等の侵入量が微量のう ちに検知するため、緊急時対策所内可機型エリアモニタ 及び緊急時対策所外可機型エリアモニタを設置する手順 を整備する。 また、3号炉及び4号炉原子炉格納容器と緊急時対策所の 間に設置する整急時対策所の 間に設置する 時対策所内を加圧するための判断に用いる。	2. 原子力災害対策特別措置法第10条事象発生時 の手順 発電所対策本部は、原子力災害対策特別措置法 第10条事象が発生した場合に、緊急時対策所内に 緊急時対策所内可搬型エリアモニタを、3号炉お よび4号炉の原子炉格納容器と緊急時対策所の間 に緊急時対策所外可搬型エリアモニタを設置し、 放射線量の測定を開始する。3号炉および4号炉 の原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置する 原長時対策所外可搬型エリアモニタを設置し、 放射線量の測定を開始する。3号炉および4号炉 の原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置する 緊急時対策所外可搬型エリアモニタを設置し、 放射線車の測定を開始する。3号炉および4号炉		·運転管理通達·SA列達·SA列達	・緊急時対策所内エリアモニタ及び緊急時対策所外エリアモニタの設置について記載する。
	a. 緊急時対策所内可搬型エリアモニタ及び緊急時対策 所外可搬型エリアモニタ設置手順(a) 手順着手の判断基準 原子力災害対策特別措置法第10条事象が発生した場合	(1) 緊急時対策所内可搬型エリアモニタおよび緊急時対策所外可機型エリアモニタ設置手順 緊急時対策所内に緊急時対策所内可搬型エリアモ ニタを、3号炉および4号炉の原子炉格納容器と 緊急時対策所の間に緊急時対策所外可搬型エリアモ モニタを設置する。 a.手順着手の判断基準 原子力災害対策特別措置法第10条事象が発生した 場合	・手順着手の判断基準 は、速やかに操作を行 うための必要条件で		・手順着手の判断基準 原子力災害対策特別措置法 第10条事象が発生した場合

社内規定文書	記載内容の概要	・操作手順の概要 (一) 発電所対策本部長は、作 業着子の判断基準に基づさ 緊急安全対策要員に緊急時 対策所内可勝型エリアモニ タ及び緊急時対策所列の 型エリアモニク設置を指示 する。 (2) 緊急安全対策要員は、緊急 急時対策所内可讓型エリア モニク及び緊急時対策所外 ににク及び緊急時対策所外 ににかする。	 ・ 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要目等を防護し、居住性を確保するための手順、プルーム放出の恐れがある場合のとどまる要回の判断基準等を記載する。
社内	該当規定文書		·運転衛用通廠 ·SA列聯
	記載の考え方	あり、継続して連中す べき 事項であること から、保安規定へ記載 体で。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・手順書に整備すべき事 通は、業器して離中す へき事項のあるにか から、保安規定へ記載 する。記載は、行診者 及び行為内容とする。
原子炉施設保安規定	記載すべき内容		3. 重大事故等が発生した場合の放射線防護等 発電所対策本部は、重大事故等が発生した場合、 重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊 急時対策本部要員等を防護し、居住性を確保する 措置を行う。 (1) 緊急時対策所にとどまる緊急時対策本部要 員についーム通過中においても、緊急時対策不部要 ラバーム通過中においても、緊急時対策所へと とまる要員は、重大事故等に対処するために必要 なまる要員は、重大事故等に対処するために必要 な情がを行う要真、緊急時対応として設置した必要 なま、この要員数を目安として、発電所対策本 部長が緊急時対策所にとどまる要員、3号がお なお、この要員数を目安として、発電所対策本 部長が緊急時対策所にとどまる要員を判断する。
設置変更許可申請書【添付書類十追補】	2019.12.11	(b) 操作手順 緊急時対策所内可搬型エリアモニタ及び緊急時対策所 外可搬型エリアモニタ設置手順は以下のとおり。タイム 子ヤートを第1.18.6図に示す。 ① 発電所対策本部長は、作業着手の判断基準に基づき 緊急安全対策要員に緊急時対策所内可搬型エリアモニタ 及び緊急時対策所外可搬型エリアモニタ設置を指示す る。 ② 緊急安全対策要員は、緊急時対策所内可搬型エリアモニタ に、起動する。 に、起動する。 (c) 操作の成立性 上記の対応は、緊急安全対策要員2名が、緊急時対策所 内可搬型エリアモニタを緊急時対策所 内可搬型エリアモニタを緊急時対策所 外可搬型エリアモニタを影響時対策所 と想定する。暗所においても円滑に対応できるようヘッ ドライト及び機中電灯を配備する。	(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 重大事故等が発生した場合、重大事故等に対めするため に必要な指示を行う要員等を防護し、居住性を確保する ための手順を整備する。 できる設計とする。ブルーム通過中の重大事故等に対処すると ができる設計とする。ブルーム通過中の重大事故等に対処する ができる設計とする。ブルーム通過中の重大事故等に対処する 処するために必要な要員として、重大事故等に対処する をわに必要な指示を行う要員65名、緊急時対応として設 置した可線式代替低圧注水ボンブ等の給油や監視等、ブルーム通過後も継続する活動に必要な要員28名、3号時及 19年度の運転員12名の合計100名と想定している。更に、 でお、この要員数を目安として、発電所対策本部長が緊急時対策にとどまる要員を判断する。
設置変更許可申請書【本文】	2019.12.11		

社内規定文書	記載内容の概要	・手順着手の判断基準及び操作手順について記載する。	・ 手順番手の判断基準 る場合 る場合 にならには以下のいずれか に数当した場合 ・ ブルーム放出前の段階に おいて、直接ガンイ線、ス カインタインガンマ カインタインがなり サイを都容な限び49年の原 が中に対象の サイを動った場合。 が中にた重の連終。 が中にた重の連終。 が中にた重の連終。 が中にた重の連終。 が中にた重の連終。 がかった場合。 がかった場合。 がかった場合。 がかった場合。 がかった場合。 がかった場合。 がかった場合。 がかった場合。 がかった場合。 がかった場合。 があった場合。 がからがあると、 がのするがあると、 を踏まが、 がのガラント がのは、 がのするがあると、 を関数値の があるた場合。 が、 がのするのグラント が、 がのするのがあると、 を関数があると、 を関数値の がある。 が、 がのするのがある。 が、 がのするのがあると、 を関数があると、 を関数値の が、 がのするの、 が、 を関数値の が、 がのするの、 が、 がのするの、 が、 を関数値の が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、	・操作手順の概要 ・ 発電所対策本部長は、作業者手の判断基準に基づき、ブルーム放出に備え、 緊急時対策本部要員へバラメータの監視強に及び フメータの監視強に及び 空気供給装置による加圧 操作の要員配置を指示する。
社内	該当規定文書	・運転管理通避 ・S A 所達		
·規定	記載の考え方	・手順書に整備すべき事 項は、継続して遵守すべき事項であること べき事項であること から、保安規定へ記載 する。記載は、行為者 及び行為内容とする。	・・ 通離 手の 判 動 権 手 の が な か か な か か か か か め の 必 要 条 を か か か が 継続 し て 摩 乗 項 で あ か ら 、 保 み 規 に ら め い に と か ら 、 保 な 規 に っ と か い に な な 規 に っ と い ま な 規 に っ 記 専 す が 。	・操作手順の内容については、実施手段であることから、2次文書他に記載する。
原子炉施設保安規定	記載すべき内容	(2) 空気供給装置への切替準備手順 発電所対策本部は、緊急時対策所外可搬型エリ アモニタの指示上昇や炉心損傷が生じる等、ブル ーム放出のおそれがあると判断した場合、バラメ ータの監視強化および緊急時対策所換気設備切替 えのための要員配置を行う。	a. 手順着手の判断基準 ブルーム放出のおそれがある場合 具体的には以下のいずれかに該当した場合 スカイシャイン線により、3号荷および4号炉の 原子が各額を設と緊急時対策所の間に設置する緊 高年対策所外可搬型エリアモニタの指示が上昇値 向となった場合 (b) 中央制御室から炉心損傷が生じた旨の連 総、情報があった場合。または、緊急時対策所で のプラント状態監視の結果、発電所対策本部限が のがラント状態監視のお果、発電所対策本部限が のが表があると判断した場合 の結果、発電所対策本部長が所 の結果、発電所対策本部長が原 の結果、発電所対策本部長が原 のがまた、ブルーム放出に備える必要があると判断した場合 の可能性を踏まえ、ブルーム放出に備える必要があると判断した場合 か可能性を踏まえ、ブルーム放出に備える必要があると判断した場合	
設置変更許可申請書【添付書類十追補】	2019.12.11	 b. 空気供給装置への切替準備手順 ブルーム放出のおそれがある場合、ブルーム放出に備 え、パラメータの監視強化及び空気ボンベによる加圧操 作の要員配置を行うための手順を整備する。 	(a) 手順着手の判断基準 ブルーム放出のお子れがある場合。 具体的には以下のい子れかに該当した場合。 ・ブルーム放出前の段階において、直接ガンマ線、スカインマインガンマ線により、3号炉及び4号炉の原子炉格 動容器と緊急時対策所の間に設置する緊急時対策所可 ・中央制制室から好心損傷が重した自の連絡、情報が も・中央制制室から可心損傷の可能性を踏まえ、 が結果、発電所対策本部長が抑心損傷の可能性を踏まえ、 が出に備える必要があると判断した場合。 砂心損傷前であって中央制御室から原子炉格納容器 破損が生じた旨の連絡、情報があった場合。又は、緊急 時対策所でのブラント状態監視の結果、発電所対策本部 長が原子炉格納容器破損の可能性を踏まえ、ブルーム放 出に備える必要があると判断した場合。	(b) 操作手順 ブルーム放出のおそれがある場合に緊急時対策所で実 随する手順は以下のとおり。タイムチャートを第1.18.7 図に示す。 ① 発電所対策本部長は、作業着手の判断基準に基づき、 ブルーム放出に備え、緊急時対策本部要員へパラメータ の監視強化及び空気供給装置による加圧操作の要員配置 を指示する。 ② 緊急時対策本部要員は、緊急時対策所可限型エリアモニタの監視 ファニック 以際急時対策所外可機型エリアモニタの監視
設置変更許可申請書【本文】	2019.12.11	・ <u>緊急時対策所外可機型エリアモニグ</u> 等の指示 上昇や炉心損傷が生じる等、プルーム放出のおそ れがあると判断した場合、パラメータの監視強化 及び緊急時対策所換気設備切替えのための要員配置を行う。		

社内規定文書		② 緊急時対策本部要員は、 緊急時対策所内可搬型エ リアモニタ及び緊急時対 策所外可機型エリアモニ タの監視強化を行う。	③ 緊急時対策本部要員は、 加圧操作の要員を配置する。		1	・手順着手の判断基準及び操作手順について記載する。	 ・手順着手の判断基準 以下のいずれかに該当した 場合。 ・ 緊急時対策所外可機型エリアモニタの指示が 0.1m6v/h以上となった場合。 ・ 緊急時対策所内可機型エリアモニタの指示がリアモニタの指示がリアモニタの指示が	 0.5mSv/h以上となった場合。 操作手順の概要 (基電所対策本部長は、作業者電所対策本部長は、作業等時対策本部要員に空気供給装置による緊急時対策所が所別所が対策を指示する。 (2) 緊急時対策本部要員は、緊急時対策内の排気手動が、緊急時対策不部要員は、緊急時対策所の排気手動が、緊急時対策所の非気手動が、パを開とする。 (3) 緊急時対策本部要員は、緊急時対策所の非気手動が、
社	該当規定文書				41 24 24	瀬町 瀬 上 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本		
	記載の考え方				1	 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・手順着手の判断基準 は、速やかに操作を行 うための必要条件で あり、継続して遵守す べき事項であること から、保安規定へ記載 する。	・操作手順の内容につい ては、実施手段である ことから、2次文書他 に記載する。
原子炉施設保安規定	記載すべき内容					(3) 空気供給装庫への切替手順 発電所対策本部は、原子石格納容器からプルー ムが放出され、3 号炉および4 号炉再子炉格納容 器と緊急時対策所の間に設置した緊急時対策所外 可機型エリアモニタまたは緊急時対策所内可機型 取りモニタの指示値が上昇した場合、速やかに 緊急時対策所でおける緊急時対策所換気設備を緊 場時対策所可機型空気浄化装置から空気供給装置 へ切り替えるとともに、緊急時対策所内の酸素 度および二酸化炭素濃度の測定結果に応じ、空気 強力、1000円を表表を表して、空気無数・1000円を表表を表します。	a. 事「順着手の判断基準 以下のいずれかに該当した場合 (a) 緊急時対策所外可機型エリアモニタの指示 が0.1mSv/h以上となった場合 (b) 緊急時対策所内可機型エリアモニタの指示 が0.5mSv/h以上となった場合	
設置変更許可申請書 [添付書類+追補]	2019.12.11	強化を行う。 ③ 緊急時対策本部要員は、加圧操作の要員を配置する。		(c) 操作の成立性 上記の対応は緊急時対策本部要員2名が1組となって、緊 急時対策所において実施する。室内での要員の配置等の みであるため、 <mark>極時間での</mark> 対応が可能である。	なお、直接ガンマ線、スカイシャインガンマ線では、モニタリングステーション、モニタリングポスト及び可搬式モニタリングポストのうち複数台の指示上昇が予想されることから、これらの指示値も参考とする。	c. 空気供給装置への切着手順 原子炉格納容器から希ガス等の放射性物質が放出され、 緊急時対策所に接近した場合、緊急時対策所可機型空気 浄化装置を停止し、空気供給装置による緊急時対策所内 の加圧を実施する手順を整備する。	 (a) 手順着手の判断基準 以下のいずれかに該当した場合。 ・緊急時対策所外可機型エリアモニタの指示が 0.1mSv/h以上となった場合。 ・緊急時対策所内回離型エリアモニタの指示が 0.5mSv/h以上となった場合。 	(b) 操作手順 空気供給装置により緊急時対策所内を加圧する手順の 概要は以下のとおり。概略系統図を第1.18.8区、タイム ① 発電方域を部には、保業着手の判断基準に基づき、 要急時対策本部要員に空気供給装置による緊急時対策所 内加圧の開始を指示する。 ② 緊急時対策本部要員は、緊急時対策所の排気手動が といえを開とする。 ② 緊急時対策本部要員は、緊急時対策所の排気手動が といる関とする。 ② 緊急時対策本部要員は、緊急時対策所の排気手動が といる関とする。
設置変更許可申請書【本文】	2019.12.11					・原子が格割容器からフルームが放出され、緊急 時対策所外可機型エリアモニタスは緊急時対策所 <mark>內可機型エリアモニタの指示が上昇した場合、速 やかに緊急時対策所における緊急時対策所換気設 備を緊急時対策所に対ける緊急時対策所換気設 機を緊急時対策所に対ける緊急時対策所換気設 総装護へ切り替えるとともに、緊急時対策所内の 酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定結果に応じ、 空気流入量を調整する。</mark>		

設置変更許可申請書【本文】	計量	原子炉施設保安規定		社	社内規定文書
2019.12.11		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
・その後、緊急時対策所外可搬型エリアモニタ <mark>及 「緊急時対策所的可需型エリアモニタ</mark> の指示が低 下し、緊急時対策所周辺から希ガスの影響が減少 したと判断した場合、緊急時対策所可機型空気降化装置 気供給装置から緊急時対策所可搬型空気浄化装置 へ切り替える。	(4) 緊急時対策本部要員は、緊急時対策所非常用空気浄化ファンの絶気手動ダンパを閉とする。 (5) 緊急時対策本部要員は、緊急時対策所非常用空気浄化ファンの電源を切とする。 (6) 緊急時対策本部要員は、緊急時対策所の排気手動が下が低圧(100Pal gagel以上)となるよう圧力を調整する。 なお、緊急時対策所換気設備運転時の酸素濃度及び三酸化炭素濃度の測定手順」に示す。 (5) 操作の成立性上記の対応は、緊急時対策所の破素濃度及び三酸化炭素度の対応は、緊急時対策所内の酸素濃度及び三酸化炭素濃度の測定手順」に示す。 (c) 操作の成立性上記が対応は、緊急時対策所可被型空気浄化装置への切替手順緊急時対策所周辺から希ガスの影響が減少した場合に要急時対策所周辺から希ガスの影響が減少した場合に空気供給装置による加圧を停止し、緊急時対策所可機型空気持能装置による加圧を停止し、緊急時対策所可機型空気浄化装置に切り替える手順を整備する。	(4) 緊急時対策所可搬型空気浄化装置への切替手順 発電所対策本部は、3号炉および4号炉の原子 が第所外可搬型エリアモニタまたは緊急時対策所 内可搬型エリアモニタまたは緊急時対策所 内可搬型エリアモニタまたは緊急時対策所 対所別辺から希ガスの影響が減少したと判断した 場合、緊急時対策所換気設備を空気供給装置から 緊急時対策所換気設備を空気供給装置から 緊急時対策所換気設備を空気供給装置から 緊急時対策所換気設備を空気供給装置から	・手順書に整備する 通は、機器して遵守すべき事項であるによって、保安規定へ記載する。記載は、行為者 及び行為内容とする。	通 動 避 避 避 避 避	ている空気供給裝備の流量調整ユニット田口井を開とする。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(4) 手順着手の判断基準 3号が及び4号炉の原子炉格納容器と緊急時対策所の間 に設置する緊急時対策所外向機型エリアモニタ及び緊急 時対策所内の機型はリアモニタにて放射線量を継続的に 監視し、その指示値がプルーム接近時の指示値に比べ急 激に低下した場合。	a. 手順着手の判断基準 3号炉および4号炉の原子炉格納容器と緊急時 対策所の間に設置した緊急時対策所外可搬型エリ アモニタおよび緊急時対策所内可搬型エリアモニ タにて空気吸収線量率等を継続的に監視し、その 指示値がブルーム接近時の指示値に比べ急激に低 下した場合	・手順着手の判断基準 は、速やかに操作を行うための必要条件で あり、雑結して選件すべきり、雑結して選件すべき事項であること から、保安規定へ記載する。		・手順着手の判断基準 3号炉及び4号炉の原子炉 格納容器と緊急時対策所の 間に設置する緊急時対策所 外可搬型エリアモニタ及び 緊急時対策所内可搬型エリ アモニタにて放射線量を継 続的に監視し、その指示値が ブルーム接近時の指示値に 比べ急激に低下した場合。
	(b) 操作手順空気供給装置から緊急時対策所可搬型空気浄化装置に切り替える場合に緊急時対策所で実施する手順は以下のとおり。概略系統図を第1.18.3図、タイムチャートを第1.18.10図に示す。 ① 発電所対策本部更員に空気供給装置から緊急時対策所可機型空気浄化装置への切替えを指示する。 ② 緊急時対策本部要員に、緊急時対策所非常用空気浄化ファンの電源を入とが表表的で、緊急時対策所能とは、アファンの電源を入とが表表的では、緊急時対策所非常用空気浄化ファンの電源を入とが表表的は、緊急時対策所非常用空気浄化ファンが気手動ダンバを操作し、流量(33~40m3/mn)を翻塞する。 ④ 緊急時対策本部要員は、空気供給装置の流量調整ユニット出口弁を閉とし、空気供給装置による加圧を停止		・操作手順の内容につい ては、実施手段である ことから、2次文書他 に記載する。		操作手順の概要 ① 発電所対策本部長は、 作業者 手の判断基準に基づき、緊急時対策本部要員に空気供給装置から緊急時対策 所可機型空気浄化装置への の 緊急時対策本部要員 (1、緊急時対策本部要員 (2、緊急時対策本部要員 (3、緊急時対策本部要員 (4、緊急時対策本部要員 (5、緊急時対策本部要員 (6、緊急時対策本部要員 (7、緊急時対策本部要員 (7、緊急時対策本部要員 (6、緊急時対策本部要員 (7、緊急時対策本部要員 (7、緊急時対策本部要員 (7、緊急時対策本部要員 (8、緊急時対策本部要員 (7、緊急時対策本部要員 (7、緊急時対策本部要員

社内規定文書	記載内容の概要	40m8/min)を調整する。 ④ 緊急時対策本部要員 は、空気供給装置の流量調整 コニット出口弁を閉とし、空 気供給装置による加圧を停 止する。 ⑤ 緊急時対策本部要員 は、排気手動ダンパを調節 し、緊急時対策所内が微正圧 (100Pa[gage]以上)となるよ う圧力を調整する。	・情報収集設備及び通信連絡 設備による情報和握に関す る事項、必要な資料の維持、 管理に関する事項等につい て記載する。		・手順着手の判断基準及び操作手順について記載する。 ・手順者手の判断基準 緊急時対策所の立ち上げ時。
A∓¥	該当規定文書		· 通点管理通验 · S A 可避 ·	· S A 可能	・運転管理通避 ・S A 所遂
	記載の考え方		・手順書に整備すべき事 頃は、継続して連守す べき 事項であること から、保安規定へ記載 する。記載は、行為者 及び行為内容とする。		・手順着手の判断基準 は、速やかに操作を行 うための必要条件で あり、継続して遵守す べき事項であること から、保安規定へ記載 する。
原子炉施設保安規定	記載すべき内容		必要な指示および通信連絡 発電所対策本部は、重大事故等が発生した場合、 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要 員等が、緊急時対策所の情報収集設備および通信 連絡設備により、必要なプラントバラメータ等を 監視または収集し、重大事故等に対処するために 必要な情報を把握するとともに、重大事故等に対 処するための対策の検討を行う。 重大事故等に対処するための対策の検討に必要 な資料を、緊急時対策所に整備する。当該資料は 常に最新となるよう通常時から維持、管理する。 重大事故等が発生した場合、緊急時対策所の通 直大事故等が発生した場合、緊急時対策所の通 信連熱設備により、発電所内外の通信連絡をする。 会交添船力通信連絡を行う。	より緊急時対策所の情報収集設備および通信連絡設備へ給電する。 1. 緊急時対策所の情報収集設備によるプラントパラメータ等の監視手順 発電所対策在部は、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所情報収集設備である安全バラメータ表示システム(SPDS)、安全パラメータ伝送システムおよびSPDS表示装置により重大事故等に対処するために必要なプラントパラメータ伝送システムおよびSPDS表示装置により重大事故等に対処するために必要なプラントパラメータ等を	監視する手順を整備する。 (1) 手順着手の判断基準 緊急時対策所の立ち上げ時。
設置変更許可申請書【添付書類十追補】	2019.12.11	する。 ⑤ 緊急時対策本部要員は、排気手動ダンパを調節し、 緊急時対策所内が微正圧(100Palgage 以上)となるよう 圧力を調整する。 なお、緊急時対策所換気設備運転時の酸素濃度及び三酸 化炭素濃度の監視手順については、「(1)緊急時対策所の 並ち上げ時の手順 c. 緊急時対策所内の酸素濃度及びご 酸化炭素濃度の測定手順」に示す。 (c) 操作の成立性 上記の対応は、緊急時対策本部要員2名が1組となって、 緊急時対策所において実施する。操作完了までは、約2分 と想定する。	は、モニタリングステーション、モニタ び可搬式モニタリングポストの指示値も 重大事故等に対処するために必要な指示 野が発生した場合において、重大事故等に 必要を脱視とは収集し、重大事故等に 及び緊急相対を予う要員等が、緊急時対策 及び緊急相対を予う要目等が、緊急時対策の な情報を把握するとともに、重大事故等 の検討を行う。 事故等に対処するための対策の検討に必 時対策所に整備する。 手放等に対処するための対策の検討に必 事故等に対処するための対策の検討に必 事故等に対処するための対策の検討に必 の検討を行う。 の検討を行う。 通信連絡を行う。 通信連絡を行う。 通信連絡を行う。 の環膜要失時は、代替交流電源設備からの 急時対策所の情報収集設備及び通信連絡	室(区用する)。 「1)緊急時対策所情報収集設備によるプラントパラメータ等の監視手順重大事故等が発生した場合、緊急時対策所情報収集設備である安全ペラメータ表示システム(SPDS)、安全パラオーク技術システム及びSPDS表示装置により重大事故等に対処するために必要なプラントパラメータ等を監視する計画を整備する。	a. 手順着手の判断基準 緊急時対策所の立ち上げ時。 b. 操作手順 安全パラメーク表示システム(SPDS)、安全パラメ
設置変更許可申請書【本文】	2019.12.11		(必要な指示及び通信連絡) 重大事故等が発生した場合、重大事故等に対処す るために必要な指示を行う要員等が、緊急時対策 所の情報収集設備及び通信連絡設備により、必要 なプラントパラントパラントので変な情報を把握しまり、重大 事故等に対処するために必要な情報を把握すると ともに、重大事故等に対処するための対策の検討 を行う。		

社内規定文書	記載内容の概要	は、作業者手の判断基準に基 づきSPDS表示装置の接 続を確認し、端末を起動す る。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・重大事故等に対処するため の対策の検討に必要な資料 を緊急時対策所に配備し、維 持、管理することを記載する。	・緊急時対策所の通信連絡設備により、中央制御室、屋内外の作業場所、原子力事業本部、本店、国、地方公共互外共団体、その他関係機関等の発電所内外の通信連絡をする必要のある場所とする必要のある場所と前信連絡を行うための手順について記載する。	・収容する要員に必要な放射 線管理を行うための資機材、 飲料水、食料等を整備し、維 持、管理することについて記載する。
杜	該当規定文書		· 運転管理通避 · S A 吲醛	·運転管理通達 · S A 所達	·運転管理通達 ·SA所達
	記載の考え方	・操作手順の内容については、実施手段であることから、2次文書他に記載する。	・運用に関する事項であり、継続して選中すべき き事項であることか ら、保安規定へ配載する こ、保安規定へ配載す る。記載は、行為者及 び行為内容とする。	・手順書に整備すべき事 項は、継続して連守す べき 事項であること から、保安規定へ記載 する。記載は、行為者 及び行為内容とする。	・手順書に整備すべき事項は、継続して連中すべき事項である。 から、保安規席へ記載する。記載は、行為者 する。記載は、行為者 及び行為内容とする。 緊急時対策所のレイア フト、トイレや休憩ス ペーン等の整備は運 用上顧慮すべき事で あることから、2次文
原子炉施設保安規定	記載すべき内容		2. 重大事故等に対処するための対策の検討に 必要な資料の整備について 各課金長は、重大事故等に対処するための対策 の検討に必要な資料を、緊急時対策所に整備する。 当該資料は常に最新となるよう通常時から維持、 管理する。	3. 通信連絡に関する手順等 発電所対策本部は、重大事故等が発生した場合、 緊急時対策所の通信連絡設備により、発電所内外 の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。 発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と 通信連絡を行うための通信連絡設備の使用方法 等、必要な手順は、表一19「通信連絡に関する 手順等」参照。	必要な数の要員の収容 緊急時対策所には、重大事故等に対処するため に必要な指示を行う緊急時対策本部要員に加え、 原子存格納容器の破損等による発電所外への放射 性物質の拡散を抑制するための対解に対処するた めに必要な数の緊急時対策本部要員を含めた重大 かに必要な数の緊急時対策本部要員を含めた重大 事故等に対処するために必要な数の緊急時対策本 部要員を収容する。 発電所対策本部は、これらの緊急時対策本部要員 を収容するため、以下の手順等により必要な資機 材、飲料水、食料等を配備するとともに、維持、 管理し、放射線管理等の運用を行う。
設置変更許可申請書【添付書類十追補】	2019.12.11	ータ伝送システムについては、常時伝送を行う。SPD S表示装置を起動し、監視する手順は以下のとおり。緊 急時対策所情報収集設備の概要を第1.18.11図に示す。 ① 緊急時対策不部要員は、作業着手の判断基準に基づ さSPDS表示装置の接続を確認し、端末を起動する。 ② 緊急時対策本部要員は、SPDS表示装置にて、各	c. 操作の成立性 上記の対応は、緊急時対策本部要員1名が、緊急時対策 所内にて実施する。室内での端末起動等のみであるため、 短時間での対応が可能である。 (2) 直大事故等に対処するための対策の検討に必要な 資料の整備について 安全・防災室長他は、重大事故等が発生した場合に備え、 要全・防災室長他は、資料が更新の検討に必要な資料を 要急時対策所に配備し、資料が更新された場合に債務料 聚急時対策所に配備し、資料が更新された場合には資料 原産者を否が、常に最新となるよう通常時から維持、 管理する。	(3) 通信連絡に関する手順 直大事故等が発生した場合において、緊急時対策所の通 信連絡設備により、中央制御室、屋内外の作業場所、原 子力事業本部、本店、国、地方公共団体、その他関係機 関連の発電所外の通信連絡をする必要のある場所と通 信連絡を行うための手順を整備する。緊急時対策所の通 信連絡を行うための通信連絡設備をする必要のある場所と通 信連絡を行うための通信連絡とする必要のある場所と通 信連絡を行うための通信連絡とする必要のある場所と通 がお、客電所内外の通信連絡とする必要のある場所と通 信連絡を行うための通信連絡とする必要のある場所と通 がある場所と通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うた めの手順等」、1.19.2.2(1)「発電所 内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うた あの手順等」、1.19.2.2(1)「発電所 対の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うた あの手順等」、1.19.2.3(付替電源設備から給電する手順等 はて来ぬコナス。	に、18.2.3 必要な数の要員の収容に係る手順等 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子庁格納容器破損時による発電所 耐御室の運転員と原子炉格納容器の破損等による発電所 外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処す るために必要な数の要員を含めて110名を緊急時対策所 に収容する。 要員の収容にあたっては、重大事故等に対処するために 整選けるレイアウトとなるよう考慮する。また、要員の 収容が適切に行えるようトイレ等を整備するとともに、 収容する要員に必要な放射線管理を行うための資機材、
設置変更許可申請書【本文】	2019.12.11		重大事故等に対処するための対策の検討に必要 な資料を緊急時対策所に整備する。当該資料は常 に最新となるよう通常時から維持、管理する。	重大事故等が発生した場合、緊急時対策所の通信 連絡設備により、発電所内外の通信連絡をする必 要のある場所と通信連絡を行う。 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備により緊急時対策所の情報収集設備及び通信連絡設備 小給電する。通信連絡に関わる手順等は、「1.19 通信連絡に関する手順等」にて整備する。	(必要な数の要員の収答) 整急時対策所には、重大事故等に対処するために 必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の 破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑 制するための対策に対処するために必要な数の要 員を含めた重大事故等に対処するために必要な数の要 の要員を収容する。これらの要員を収容するため、 以下の手順等により必要な資機材、飲料水、食料 等を配備するとともに、維持、管理し、放射線管 理等の運用を行う。 (配置)

診胃亦可許可由諸書 [本文]	勢置亦可許 可由諸書【※付書類+追補】	原子炉施設保安規定		社内	社内規定文書
2019.12.11	2019.12.11	計画を入るが内容	記載の表え方	該当規定文書	記載内容の概要
要員と現場作業を行う要員等との輻輳を避けるレ イアウトと <mark>し、遮音された少人数の会議スペース も確保できる</mark> よう考慮する。また、要員の収容が 適切に行えるようトイレ等を整備する。	放料水、食料等を配備又は備蓄し、維持管理する。		書他に記載する。		
(必要な数の要員の収容) ・重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員や切り策要員の装備 (線量計、マオク等)を配備し、維持、管理し、重大事故等時にはこれらを用いて十分な放射線管理を行う。 ・外部からの支援なしに1週間活動するために必要な飲料水、食料等を備蓄し、維持、管理し、重支金数料水、食料等を備蓄し、維持、管理し、重支金数料水、食料等を備蓄し、維持、管理し、重接を確認した上で、飲食の管理を行う。	(1) 放射線管理資機材、飲料水、食料等の維持管理等について 緊急時対策所には、7日間外部からの支援がなくとも活動が可能となるよう放射線管理用資機材等(線量計、マスク等)、飲料水及び食料等を配備又は偏蓋するともに、通常時から維持、管理する。 重大事故等が発生した場合には、防護具等の使用及び管理を適切に運用し、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等の使用及び管理を作う要員等の被抗く線量管理を行うため、個人線量計を常時装着させるとともに、線量評価を行うため、個人線量計を常時装着させるとともに、線量に行うため、個人線量計を常時装着させるとともに、線量所の存行。との放射性物質濃度の測定を行い、数急時対策所内での飲食の管理として、適切な頻度で繁急時対策所内での飲食の管理として、適切な頻度で繁急時対策所内での飲食の管理として、適切な頻度で繁急時対策所内の空気中の放射性物質濃度の測定を行い、飲食しても問題ないことを確認する。 ただし、緊急時対策所内の空気中の放射性物質濃度の測定を行い、 飲食しても問題ないことを確認する。 ただし、緊急時対策所内の空気中の放射性物質濃度の測定を行い、 飲食しても問題ないことを確認する。 ただし、緊急時対策所内の空気中の放射性物質濃度の測定を行い、 放食しても問題ないことを確認する。 ただし、緊急時対策所内の空気中の放射性物質濃度の測定を行い、 放食しても問題ないことを確認する。	1. 放射線管理資機材、飲料水、食料等の維持 管理等について (1) 放射線管理用資機材の維持管理について 重大事故等に対処するために必要な指示を行う 要員や現場作業を行う要員等の対策要員の装備 (線量計、マスク等)を配備し、維持、管理し、基 大事故等時にはこれらを用いて十分な放射線管理 を行う。 少なくとも外部からの支援なしに1週間活動す るために必要な飲料水、食料等を備蓄し、維持、 管理し、重大事故等が発生した場合は、緊急時対 管理し、直大事故等が発生した場合は、緊急時対 管理し、直大事故等が発生した場合は、緊急時対 管理し、直大事故等が発生した場合は、緊急時対 管理し、直大事故等が発生した場合は、緊急時対 管理し、直大事故等が発生した場合は、緊急時対 管理し、直大事故等が発生した場合は、緊急時対	・手順書に整備すべき場位、継続して様子への事項であるに、 なき事項であるにと から、积安規であるにと する。 和安女祖で する。 初安女祖で する。 初次が高 なび行為内容とする。	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	以下の事項について記載する。 ・7日間外部からの支援がなくとも対策要員が使用する十分な数量の装備(線量計、マメク等)を配備すること。 ・要員等の被ばく線量管理を行うため、ボケット個人線量計を消時装着させるととして線に必要計を活時装着させるとともに線に必要が行うこと。 ・作業に必要が行うこと。 ・作業に必要が対線管理用資機材を用いて作業現場の放射線量率測定等を行うこと。 ・ に発に必要が対象にあるととして機能の放射線量率測定等を行うこと。
・緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止する ため、身体サーベイ及び防護具の著替え等を行う ためのチェンジングエリアを通常時から設置し、 緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染した ような状況下になった場合に運用する。	(2) 放射線管理に関する手順 a. チェンジングエリアの運用手順 緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したよう な状況下において、緊急時対策所への汚染の特ち込みを 防止するかの身体サーベイ(必要により物品等のサー ベイを含む)及び防護具の着替え等を行うチェンジング エリアは、通常時から設置し、事故発生後、直ぐに運用	2. 放射線管理について 1 チェンジングエリアの運用手順 緊急時対策所は、緊急時対策所への汚染の特ち 込みを防止するため、身体サーベイおよび防護具 の着替え等を行うためのチェンジングエリアを通 消時から設置し、緊急時対策所の外側が放射性物 値により汚染したような状況下になった場合に運	・手順書に整備すべき事項は、継続して遵守すべき事項であること べき事項であること から、保安規定へ記載する。記載は、行為者 する。記載は、行為者 及び行為内容とする。	·運転管理通達 ·SA所達	・手順着手の判断基準及び操作手順について記載する。
	るよう手順を整備する。 音手の判断基準 ^変 所外可機型エリアモニタ (ルームの通過及び屋外作業可能なレベル 1台。 手順 手順	用する。 手順着手の判断基準 緊急時対策所外可搬型エリアモニタ等にて放射 線量を監視し、プルームの通過および屋外作業可 能なレベルまでの低下が確認された場合	・手順着手の判断基準 は、速やかに操作を行 うための必要条件で あり、継続して遵守す べき事項であること から、保安規定へ記載 する。		緊急時対策所外可機型エリアモニダ等にて放射線量 を監視し、プルームの通過および屋外作業可能なレベル まび屋外作業可能なレベルまでの低下が確認された場
	も、ノエンノンフェッテは、めらが、Dの政員したが版とする。 する。 ① 発電所対策本部長は、作業着手の判断基準に基づき 緊急安全対策要員にチェンジングエリアの運用開始を指		・操作手順の内容については、実施手段であることから、2次文書他		操作手順の概要 ① 発電所対策本部長は、 作業着手の判断基準に基づ

社内規定文書	記載内容の概要	き緊急安全対策要員にチェ ンジングエリアの運用開始 を指示する。 ② 緊急安全対策要員は、 チェンジングエリア内に掲 示した手順の案内に基づき、 汚染の有無を確認する。	・チェンジングエリアの運用について記載する。		・手順着手の判断基準及び操作手順について記載する。 ・手順着手の判断基準フィルタユニットの性能の低下等により運転中の緊急時対策可可數型転向の緊急間の切替えが必要となった。
社	該当規定文書				通点 海通 海河 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	記載の考え方	に記載する。		・現場作業を行う要員等 が汚染した場合の除 染作業及び待機に関 する事項は、配慮すべ き事項1で整理。	・手順書に整備すべき事 道は、機器して遵守すべき事項であること から、保安規定へ記載 する。記載は、行為者 及び行為内容とする。 ・ 手順着中の判断基準 は、速やかに操作を行 うための、環盤して要条 かり、機器して要条 べき事項であるによった。 から、保安規定へ記載 する。
原子炉施設保安規定	記載すべき内容				2 緊急時対策所可機型空気浄化装置の切替手順 発電所対策本部は、緊急時対策所非常用空気浄 化フィルタコニットの性能の低下等、緊急時対策 所非常用空気浄化フィルタユニットの切替えが必 要となった場合、待機側へ切り替え、線量に応じ、 交後、保管する。 手順着手の判断基準 フィルタユニットの性能の低下等により運転中 の緊急時対策所可機型空気浄化装置の切替えが必 要となった場合
設置変更許可申請書【添付書類十追補】	2019.12.11	示する。 ③ 緊急安全対策要員は、チェンジングエリア内に掲示した手順の案内に基づき、汚染の有無を確認する。	(c) 操作の成立性 ものり操作は不要である。また、運用に関しては、身体サーベイエリア及び狙場件業を行う要員等の放射性物質による汚染が確認された場合の除染エリアを設け、汚染の確認を速やかに実施することができる。 チェンジングエリアには、防護具の着替えエリア、緊急安全対策要員の放射性物質による汚染を確認することができる。 チェンジングエリアには、防護具の着替えエリア、緊急会交全対策要員の放射性物質による汚染を確認された場合の除染エリア、数量を全対策要員の放射性物質による汚染を確認するための身体サーベイエリア及び現場作業を行う要員等の放射性物質による汚染が確認された場合の除染エリアを設け、緊急時対策所で緊急安全対策要員2名が身体サーベイ、必要により物品等のサーベイを含む)及び汚染している現場作業を行う要員等の除染を行うともに、チェンジングエリアの汚染管理を行う。	現場作業を行う要員等が身体サーベイを待つ場合、周 20からの放射線影響を低減するため、遮蔽効果のある 20からの放射線影響を低減するため、遮蔽効果のある 手エンジングエリア内の身体サーベイで現場作業を行 う要員等の放射性物質による汚染が確認された場合に は、身体サーベイエリアに隣接した除染エリアにて濡れ ウエス等による拭き取り除染を行うことを基本とする が、拭き取りにて除染ができない場合は、簡易シャワー にて汚染部位の水洗による除染を行う。 なお、簡易シャワーを用いた除染による廃水はウエス なお、簡易シャワーを用いた除染による廃水はウエス なお、簡易シャワーを用いた除染による廃水はウエス に染み込ませることで放射性廃棄物として廃棄する。	b. 緊急時対策所可撤型空気浄化装置の切替手順 緊急時対策所罪需用空気浄化フィルタコニットの性能 の低下等、緊急時対策所可搬型空気浄化支置の切替えが 必要となった場合に、待機側を起動し、切替えを実施す る手順を整備する。 (a) 手順者手の判断基準 フィルタユニットの性能の低下等により運転中の緊急 時対策所可撤型空気浄化装置の切替えが必要となった場合。
設置変更許可申請書【本文】	2019.12.11		(放射線管理) チェンジングエリア内では現場作業を行う要員 等の身体サーベイを行い、汚染が確認された場合、 サーベイエリアに隣接した除染エリアにで除染を 行う。汚染による席水が発生した場合、ウエスに 染み込ませることで放射性廃棄物として廃棄す る。 現場作業を行う要員等が身体サーベイを待つ場 合、周辺からの放射線影響を低減するため、遮蔽 効果のある緊急時対策所成で待機する。		緊急時対策所事業開空気浄化フィルタユニット の性能の低下等、切替えが必要となった場合、緊 急時対策所事業用空気浄化フィルタユニットを待 機側へ切り替え、線量に応じ、交換又は保管を行 う。

社内規定文書	記載内容の概要	機作手順の概要 (年業者手の判別基準に基づき、緊急時対策が可能基準に基づき、緊急時対策所可機型空気 等化装置の切替えを緊急時 対策本部要員に指示する。 (3) 緊急時対策本部要員 (3) 緊急時対策本部要員 (4) 人、起動する。 (3) 緊急時対策本部要員 (4) 人、起動する。 (3) 緊急時対策本部要員 (4) 人、起動する。 (3) 緊急時対策本部要員 (4) 人、を動す対策本部要員 (4) 、一、整整時対策所中 第1年分でとと企業部する。 (4) 緊急時対策所的四口が 上昇することを確認する。 (5) 緊急時対策所的の圧力が 無用空気準化ファンの給気 手動ダンパを操作し、流量 (33~40 m 3 / m n) を a 整 に、使用側の緊急時対策可 第1日空気準化ファン給気事 前用空気準化ファン給気事 前用空気準化ファン給気事 前用空気準化ファン給気事 前用空気体化ファン給気事 前用空気体化ファン給気事 前用空気体化ファン給気事 前用空気体化ファン給気事 前用空気体化ファン給気事 前用空気体化ファン。	・全交流動力電源喪失時の電源車(緊急時対策所用)による緊急時対策所用)による緊急時対策所への給電手順について記載する。	
社外	該当規定文書		海 海 海 海 水 S A A A A A A A A A A A A A A A A A A	機応VS・
	記載の考え方	・操作手順の内容につい ては、実施手段である ことから、2次 文書 に記載する。	・手順書に整備すべき 事項は、継続して遵守す べき事項であることか ら、保安規であることか る。記載は、行為者及び 行為内容とする。	
原子炉施設保安規定	記載すべき内容			1. 電源車 (緊急時対策所用) による給電 非常用時線からの給電寒失時又はその発生に 備之、緊急時対策所の電源を確保するため、代替 電源設備である電源車 (緊急時対策所用) を準備 する。非常用母線からの給電喪失時は、電源車 (緊 急時対策所用) 1台を起動し、緊急時対策所へ給電
設置変更許可申請書【添付書類十追補】	2019.12.11	(b) 操作手順 緊急時対策所可搬型空気浄化装置を待機側に切り替え る手順は以下のとおり。タイムチャートを第1.18.12図に 示す。 ① 整電所対策本部長は、作業着手の判断基準に基づ き、緊急時対策不部要員は、存機側の緊急時対策所 用空気浄化ファンの電源を入とし、起動するを緊急時 の 緊急時対策本部要員は、存機側の緊急時対策所非常 用空気浄化ファンの監源を入とし、起動する。 ③ 緊急時対策本部要員は、使用側の緊急時対策所非常 用空気浄化ファンの監源を入とし、起動する。 (a) 緊急時対策本部要員は、使用側の緊急時対策所非常 用空気浄化ファンの電源を力とし、停止する。 (b) 操作の成立性 上記の対応は緊急時対策本部要員1名が、緊急時対策所 において実施する。操作完了までは、約4分と想定する。 フィルタユニットは、緊急時対策所付近に、2系統分の とおいて実施する。操作完了までは、約4分と想定する。 2基を保管していることから、切替え等を持て方ことによ り、数ヶ月間使用可能である。また、当社他原子力発電 所からの輸送及びフィルタの製作(約3ヶ月)等を実施する。 所からの輸送及びフィルタの製作(約3ヶ月)等を実施する。 ることにより、中長期的な対応が可能である。	なお、使用側のフィルタコニットは、線量に応じ交換又 は保管を行う。特にフィルタ線量が高い場合は、待機側 のフィルタユニットに切り替えた後、放射性物質が減衰 するまで一定期間保管する。 緊急時対策所用電源である。 政夫時には代替電源として、電源車「緊急時対策所用) から緊急時対策所へ給電する。なお、安全パラメーク表示システム及 示システム(SPDS)、安全パラメータ伝送システム及 びSPDS表示装置のうち、3号炉及び4号炉の原子炉補 助建屋に設置した機器は、全交流動力電源喪失時において、空冷式非常用発電装置から給電する。給電の手順 は、空冷式非常用発電装置から給電する。給電の手順は 「空冷式非常用発電装置から給電する。給電の手順は 「空冷式非常用発電装置による代替電源(交流)からの 給電」にて整備する。	(1) 電源車 (緊急時対策所用) による給電手順 #推用機識からの給電源失時又はその発生に備え、緊急 時対策所の電源を確保するため、代替電源設備である電 原車 (緊急時対策所用) を準備する。非常用母線からの 給電應失時は、電源車 (緊急時対策所用) [台を起動し、 緊急時対策所へ給電する。
設置変更許可申請書【本文】	2019.12.11		(代替電源 (交流) の給電) 非常用基線からの給電喪失時は、電源車(緊急時 対策所用)を起動し緊急時対策所へ給電する。代 整会時対策所立ち上げ時にケーブル接続を行う。 緊急時対策所立ち上げ時には、待機側の電源車 (緊急時対策所引)のケーブル接続も行う。故障 等により電源車(緊急時対策所用)の切替えが必 要になった場合には、速やかに待機側の電源車(緊 急時対策所用)を起動し切り替える。	・電磁機能 全交流動力電源要失時は、3号炉及び4号炉原子 炉補助建程に設置されている安全パラメータ表示 システム (SPDS)及び安全パラメータ伝送シ ステムについては、空冷式非常用発電装置により 給電される。 給電される。 及で「1.19 通信連絡に関する手順等」

設置変更許可由請書【太文】	設置來更許可由諸書【添付書類+追補】	原子炉施設保安規定		44内	社内規定文書
2019.12.11	2019.12.11	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<u>~~</u>	a. 電源車 (緊急時対策所用) 準備手順 緊急時対策所立ち上げ時のケーブル接続を行う手順を 整備する。 (a) 手順着手の判断基準	する。 (1) 電源車(緊急時対策所用) 準備手順 発電所対策本部は、緊急時対策所立上げ時にケ ープル接続を行う手順を整備する。	・手順書に整備すべき事項は、継続して遵守すべき事項であることから、 保安規定へ記載する。記録方式への表表表になった。	·運転管理通達 ·SA所達	手順着手の判断基準及び操作手順について記載する。
	緊急時対策所の立ち上げ時。	a. 手順着手の判断基準 緊急時対策所の立上げ時	を		手順着手の判断基準 緊急時対策所の立上げ時
			くと、www.co.vo.vo.vo.vo.vo.vo.vo.vo.vo.vo.vo.vo.vo		操作手順の概要 ① 発電所対策本部長は、作業着手の判断基準に基づき緊急を全対策要目に緊急
	(b) 操作手順 緊急時対策所と電源車(緊急時対策所用)間のケーブル 接続の手順は以下のとおり。給電系統概要を第1.18.13図		・操作手順の内容については、実施手段であることから、2次文書他に記		時対策所電源接続作業開始 を指示する。 ② 緊急安全対策要員は、
	キ順のタイムチャートを第1.18.14図にホず。 発電所対策本部長は、作業着手の判断基準に基 数全対策要員に緊急時対策所電源接続作業開始 - る。		験する。		コネクタ接続によりケーフルを接続する。
	② 緊急安全対策要員は、コネクタ接続によりケーブルを接続する。				
	(c) 操作の成立性 上記の対応は、緊急安全対策要員2名で行い、一連の操作完了まで約24分と想定する。その後、待機側の電源車 (緊急時対策所用)を同様に準備する。暗所においても 円滑に対応できるよう、ヘッドライト及び懐中電灯を配備する。		・運用手順の内容については、実施手段であることから、2次文書他に記載する。	·運転管理通達 • S A 所達	・資機材の配備について記載する。
	b. 電源車 (緊急時対策所用) 起動手順 <mark>非常用母親からの給電喪失時の電源車(緊急時対策所</mark> 用)の起動手順を整備する。	(2) 電源車(緊急時対策所用)起動手順 整電所対策本部は、非常用母線からの給電喪失 時の電源車(緊急時対策所用)の起動を行う手順 み整備する。	・手順書に整備すべき事項は、継続して遵守すべき事項であることから、保安担保へ割割する。	·運転管理通達 · S A 所達	・手順着手の判断基準及び操作手順について記載する。
	(a) 手順着手の判断基準 <u>非常用母線からの給電喪</u> 先。	a. 手順着手の判断基準 非常用母線からの給電喪失時	載は、行為者及び行為内容とする。		・手順着手の判断基準 非常用母線からの給電喪
	(b) 操作手順 電源車(緊急時対策所用)から給電する手順は以下のと おり。給電系結概要を第1.18.13図に、タイムチャートを		・手順着手の判断基準は、速やかに操作を行うための必要条件であり、 線練して適中すべき事業等して適中すべき事業等して適中すべき事業		失時
	第1.18.12のに示す。 ① 発電所対策本部長は、作業着手の判断基準に基づき でもませば、4.20mmにおいます。		項であることから、保安 規定へ記載する。		操作手順の概要① 発電所対策本部長は、作業サーのには、
	緊急時对策本部要員及び緊急安全対策要員に緊急時対策 所電力供給作業開始を指示する。◎ 緊急な会対策要目は、電源車(緊急時対策所用) [4]		・梅佐手順の内容だつご		素者手の判断基準に基つき緊急時対策本部要員及び緊急なか発出国に緊急時対策
	は、電源車 (緊急時対策所用		では、実施手段であることから、2次文書他に記		策所電力供給作業開始を指示する。
	らの給電を行う場合は、緊急時対策所内の緊急時対策所 コントロールセンタ及び緊急時対策所内の電源車切換盤 アナー お料した 書が ボークの はまぬだけ、 企業的 キュー		載する。		② 緊急安全対策要員は、電源車(緊急時対策所用)1台をおれて
	に、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、				に到する。 ③ 緊急時対策本部要員は、

社内規定文書	記載内容の概要	電源車(緊急時対策所用)からの給電を行う場合は、緊急時対策所コントロールセンタ及び緊急時対策所コントロールセンタ及び緊急時対策所対の電源車切機盤にて、起動した電源車(緊急時対策所用)の遮断器を入らに治電を開始する。	・手順着手の判断基準 ・手順着手の判断基準 ・手順着手の判断基準 場合など、運転中の電源車 場合など、運転中の電源車 場合など、運転中の電源車 と要となった場合 整合するである 整合するである 整合するである を要となった場合 を超所対策本部長は、作 業着 手の判断基準に基づき を指示する。 の場別を建設する の場別を表的展別 を指示する。 の場別を表的要員に が表別の電源車(緊急時対策不的要 は、 の場別を表別を を指示する。 の用別の電源車(緊急時対策 の時が の時は が の時に が を指示する。 の所別の電源車(緊急時対策 所別の電源車(緊急時対策
477	該当規定文書		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	記載の考え方	・運用手順の内容については、実施手段であることから、2次文書他に記載する。	・手編書に整備すべき を事項であることから、 なを規定へ記載する。記 報に、行為者及び行為内 が、確やがに操作をつい。記 様能して選挙中の判断 が成分がに操作をつい。 とのあることから、 規定へ記載する。 現であることから、 現でもることから、 現存・ を存する。 という、 では、実施手段であること では、実施手段であること では、実施手段であること でいっ、 でなかに をなする。 とない、 をなず、 をなず、 をなず、 をなが、 をなが、 をなるが、 をなが、 でが、 をなが、 でが、 をなが、 でが、 をが、 をが、 をが、 をが、 でが、 をが、 をが、 でが、 をが、 でが、 をが、 でが、 をが、 でが、 でが、 をが、 をが、 をが、 でが、 でが、 でが、 でが、 でが、 でが、 でが、 で
原子炉施設保安規定	記載すべき内容		(3) 電源車 (緊急時対策所用)の切替えおよび 燃料給油手順 a. 電源車 (緊急時対策所用)の切替手順 発電所対策本部は、使用中の電源車 (緊急時対 策所用)に故障等が発生した場合、電源車 (緊急 時対策所用)の切替えを行う。 (a) 手順着手の判断基準 使用中の電源車 (緊急時対策所用)に故障等が 使用中の電源車 (緊急時対策所用)に故障等が 発生した場合など、運転中の電源車 (緊急時対策 所用)の停止が必要となった場合
設置変更許可申請書【添付書類十追補】	2019.12.11	(c) 操作の成立性 上記の対応は、緊急時対策本部要員1名、緊急安全対策 要員1名で行い、一連の操作完了まで約 <mark>5</mark> 分と想定する。 暗所においても円滑に対応できるよう、ヘッドライト及 び懐中電灯を配備する。	
設置変更許可申請書【本文】	2019.12.11		

社内規定文書	記載内容の概要	・手順着手の判断基準及び操作手順について記載する。 電源車(緊急時対策所用)を 運転した場合において、各窓 電機の燃料の管理抽量を確 認後、定格負荷運転時におけ る燃料補給作業着手時間※1 に建した場合。 が結本間隔の目安は以下の とおり。 ・電源車(緊急時対策所用): 運転開始後約9時間(その後 約4時間ごとに補給。ただし、 が44時間ごとに補給。ただし、	操作手順の概要 ① 発電所対策本部長は、半 順着手の判断基準に基づき 財政タンクタは両部カダンク 他の東京を対策要員に、燃料油 からタンクローリーによる の際が構命を指示する (2) 緊急安全対策要員は、燃料 料油貯蔵タンク又は重油タ ンクから電源車(緊急時対策所用)へ の一級を投入が の一級を存金対策要員は、 がカンのでででででででででででででででででででででででででででででででででででで
4	該当規定文書	瀬原東 瀬 極 V S・	
	記載の考え方	・ 手順書に整備すべき 等項は、継続して連守す る。配載は、行参本及びとか あっ、保安規定へ配載す ・ 無価本のといる ・ 手順番手の判断基準 は、速やかに操作を行 っための必要条件で かっ、保安規定へ記載す する。保安規定へ記載す	・操作手順の内容については、実施手段のあることから、2次文書他に記載する。
原子炉施設保安規定	記載すべき内容	b. 電源車 (緊急時対策所用) 燃料タンケへの 燃料給油手順 整電所対策本部は、電源車 (緊急時対策所用) を運転し燃料補給が必要となった場合、燃料油貯 酸タンクまたは電油タンクからタンクローリーへ 補治を行う。 (a) 手順着手の判断基準 (b) 手順着手の判断基準 (c) 子類電板の燃料の管理油量を確認後、定格 自済車(緊急時対策所用)を運転した場合において、各発電機の燃料の管理油量を確認後、定格 自持運転時における燃料補給作業着手時間に達し た場合	
設置変更許可申請書【添付書類十追補】	2019.12.11	(b) 電源車 (緊急時対策所用) 然料タンクへの燃料給油 重源車 (緊急時対策所用) を運転した場合、燃料補給が 必要となる。(燃料はすべて重加 直大事故等対処設備である燃料油貯蔵タンク又は重油 重大事故等対処設備である燃料油貯蔵タンク又は重油 度が用) 燃料タンクへ補給する手順を整備する。 i. 手順着手の判断基準 電源車 (緊急時対策所用) を運転した場合において、各 発電機の燃料の管理油量を確認後、定格負荷運転時にお が約13 定格負荷運転時における燃料補給作業着手時間 び給油間隔のとおり。 (大給和間隔の量は下おける燃料補給作業着手時間及 び給油間隔の量度は以下のとおり。 ・電源車 (緊急時対策所用):運転開始後約9時間(その で給利用隔回至には下のとおり。 ・電源車 (緊急時対策所用):運転開始後約9時間(その 後約4時間ごとに補給。ただし、ブルーム放出中は除く。)	11. 操作手順 総の車 (緊急時対策所用) 燃料タンクへの燃料(重油)補 給の手順の概要は以下のとおり。 タンクローリーによるアクセスルートを第1.18.17図 に、タイムチャートを第1.18.18図に示す。 小 発電所対策本部長は、手順着キの判断基準に基づき 緊急安全対策要員に、燃料油貯蔵タンク又は重油タンク の燃料補給を指示する。 ② 緊急安全対策要員は、燃料油貯蔵タンク又は重油タンク の 緊急安全対策要員は、燃料油貯蔵タンクスは重油タンク から然とな対策要員は、タンクローリーを保管エリア から然料油貯蔵タンクスは重油タンク から燃料を指示する。 ③ 緊急安全対策要員は、タンクローリーを保管エリア から燃料を指示する。 ⑤ 緊急安全対策要員は、タンクローリーを保管エリア の 緊急安全対策要員は、カンクローリーを加面レ (1) 緊急安全対策要員は、カンクローリー給油に給油 用ホースを接続する。 ⑤ 緊急安全対策要員は、カンクローリー給油はに給油 日に接続する。 「国力を発表を対策要員は、カンクローリー給油が所用)の結 がンプを停止する。 ⑤ 緊急安全対策要員は、カンクローリーを電源車(緊急時対策所用)の近くに移動させる。 ⑤ 緊急安全対策要員は、カンクローリーを電源車(緊急時対策所用)の近くに移動させる。 ② 緊急安全対策要員は、カンクローリーを電源車(緊急時対策所用)の近くに移動させる。 ③ 緊急安全対策要員は、カンクローリーを電源車(緊急時対策所用)の近くに移動させる。 ③ 緊急安全対策要員は、第一は一部加高計で満タンとなれば給油 ボンブを停止する。 ③ 緊急安全対策要員は、アンクローリーを電源車(緊急時対策所用)の給
設置変更許可申請書【本文】	2019.12.11	(燃料補給) 電源車 (緊急時対策所用) への給油は、定格負荷 運転における燃料補給作業着手時間となれば燃料 油貯蔵タンタスは重油タンク及びタンクローリー 転用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運 転時の治地間隔を自安に実施する。重大事故等時 不日間運転継続するために必要な燃料・重油りの備 蓄量として、「1.14 電源の確保に関する手順等」 に示す燃料油貯蔵タンク(150kに以上(1基当たり)、 4基)及び重油タンク(150kに以上(1基当たり)、 4基)を管理する。	

社内規定文書		ン起面ボ⑤ン時也⑧源油る⑤ンク動計ン繁々材る繁重日。繁クロシッズを繁重日。繁クロシッズの楽り楽した。	状態にし、タンクローリーからの給油を開始する。 (6) 緊急安全対策要員は、タンクが満分とになれば、給油を停止し、排出事を閉止した (6) 緊急な全対策要員に、多端市は、多端市は、大路電源車(緊急時間が対策本部長にタング、発出する電源車(緊急時 対策所用)への燃料補給が完了したことを製告する。 (6) で酸株材の配備について記載する。
	該当規定文書		· 運転管理通過 · S A 引達
乳 定	記載の考え方		・然料補給に関する事項 は配慮すべき事項にて 整理。 ・運用手順の内容につい ては、実施手段であるこ とから、2次文書他に記 載する。
原子炉施設保安規定	記載すべき内容		
	2019.12.11	状態にし、タンクローリーからの給油を開始する。 (1) 緊急安全対策要員は、タンクが満タンになれば、給油を停止し、排出弁を閉止した後、給油ホースを取外す。 (1) 緊急安全対策要員は、発電所対策本部長にタンクローリーによる電源車(緊急時対策所用)への燃料補給が完了したことを報告する。	
設置変更許可申請書【本文】			

上流文書(設置変更許可申請書)から保安規定への記載内容(本文十号 + 添付書類十) 【追補 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等】

社内規定文書	記載内容の概要	・チェンジングエリア内における放射線管理について記載する。	・燃料補給に関する手順について記載する。
科	該当規定文書	· 運転管理通避 · S A 別 遴	·運転管理通達 · S A 所達
	記載の考え方	・チェンジングエリア内 での放射線管理につい ては、継続して遵守すべ き事項であることから、 保安規定に記載する。	・電源車(緊急時対策所用)の給油については、 必須の事項であること から保安規定に記載する。
原子炉施設保安規定	記載すべき内容	 必要な数の要員の収容・代替電源設備からの給電 (配慮ナペき事項) ○ 放射線管理 (1) チェンジングエリア内では現場作業を行う緊急時対策本部要員等の身体サーベイを行い、汚染が確認された場合には、サーベイエリアに隣接した除染エリアにて除染を行う。除染による廃水が発生した場合、ウエスに染み込ませることで放射性廃棄物として廃棄する。 	(2) 現場作業を行う緊急時対策本部要員等が身体サーベイを待つ場合、周辺からの放射線影響を低減するため、遮蔽効果のある緊急時対策所内で待機する。 (一) 燃料補給 電源車(緊急時対策所用)への給油は、定格負電源車(緊急時対策所用)への給油は、定格負債運転における燃料補給作業着手時間となれび燃料 時油貯蔵タンクまたは重油タンクおよびタンクローリーを用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時の給油間隔を自安に実施する。 重大事故等時7日間連続運転継続するために必要な燃料(重油)の備蓄量については、表-14
設置変更許可申請書【添付書類十追補】	2019.12.11		
設置変更許可申請書【本文】	2019.12.11		

社内規定文書	記載内容の概要	
	該当規定文書	· 孫 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
	記載の考え方	・手順を応めるに当年ののでは、 ・ 一個を応めるに当なるには、 かにでから、 保安地である。 ・ 一本のでから、 保安地でである。 ・ 一本のながない。 は、「1.19.2mm・一十年ののでで、 は、でのながない。 は、でのながない。 は、でのなが、 保安地でで、 は、でのなが、 保安地では、 でいるため、 保安地では、 でいるため、 保安地では、 でいるため、 保安地では、 でいるため、 は、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
原子炉施設保安規定	記載すべき内容	添付3 表-19 1. 通信連絡に関する手順等 1. 通信連絡に関する手順等 ① 方針目的 重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡設備、発電所外(社内外)との通信連絡設備により発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うことを目的とする。
設置変更許可申請書【添付書類十追補】	2019.12.11	重大事故等が発生した場合において、発電所 の内外の通信連絡を生る必要のある場所と通 ではり、ここでは、必要な対処設備を推 でおり、ここでは、必要な対処設備を推 正 19.1 対応手段と設備の違定のある場所と 重大事故等が必要にする。要なが手段と 事故等対処設備を行うために必要な対応手段と重大 事故等対処設備を持っる必要のある場所と 重大事故等対処設備を持った。 ※1.2 参様性拡張設備:技術基準上のすべて のな行うための対応手段及で多様性抗張設備 ※1.3 参様性拡張設備:技術基準上のすべて のを行うための対応手段及で多様性抗張設備 が1.5 選定する。 ※1.5 参様性拡張設備:技術基準上のすべて の要な事質を満たすことやすべてのプラント が2、2 がの手段と変値の他に、素軟な事故対 が2、2 が2において使用することは困難であるが、 でな行うための対応手段及び多様性拡張設備 が1.5 を の能力等重基準 (以下「審查基準」という。) だけでなく、設置許つま準維則第六十二条及 ではでなく、設置許可とともに、多様性拡張設備 を対しなる機性拡張設備で対える。 の能力等重基準 (以下「審查基準」という。) だけでなく、設置部可基準規則要次により選症した 数でする手順についての関係を第1.19.1 表、第1.19.2表に示す。 なた、重大事故等対処設備、多様性拡張設備 の連行連絡をする手順についての関係を第1.19.1 表、第1.19.2表に示す。 本発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信 直接を行うために必要な対応手段 の通行連絡をする必要のある場所と通行 がある。 は1.19.2表に示す。 まを が3、第1.19.2表に示す。 をでがある。 は1.19.2表に示す。 をでがある。 は1.19.2表に示す。 をでがある。 は1.19.2表に示す。 をでがある。 をでがある。 は1.19.2表に示す。 をでがある。 をでがある。 は1.19.2表に示す。 をでがある。 は1.19.2表に示す。 をでがある。 は1.19.2表に示す。 をでがある。 をでがある。 は1.19.2表にがある。 をでがある。 は1.19.2表にがある。 をでがある。 をでがある。 をでがある。 をでがある。 をでがある。 をでがからに必要な対応にをできな対応にをできな対応にをできな対応による。 をでがある。 をでがかる。 をでがかるをのある場所とが表でするとをながある。 をでがかるをでは、バラメークを発性すするととながある。 をでがかるをできないで、を確 では、対しないで、を確 がるをできながある。 をでがある。 をでがある。 をでがある。 をでががある。 をでがある。 をでがある。 をできなもののある場所に対したとを発していてがある。 をできがから、 をできなもののとながな手段。 をできなもののとながな手段。 をできなもががにまますがある。 をできなもののとながな手段。 をできなもののとながな手段。 をできなもののとながな手段をできなものになながな手段がある。 をできがからなものとながなする。 をできなもののとながな手段をできなものとながな手段がある。 をできながある。 をできなもののとながな手段をできながある。 をできなもののとながな手段とないまなものとながな手段がある。 をできながある。 をできなもののとながある。 をできなもののとながな手段をできなものとながなまなものとながなまなものとながなする。 をできながある。 をできながある。 をできなものでをながなまながなまなものとながなまなものとないないないないないないないないないないないないないないないないないないない
設置変更許可申請書【本文】	2019.12.11	第10.1表(添付書類は第5.1.1表) 1.19 通信連絡に関する手順等 (方針目的) 直大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡を行うため、発電所内の通信連絡を備と適信連絡設備、発電所内の通信連絡設備、発電所外へ社内外)との通信連絡設備により通信連絡を行う手順等を整備する。

社内規定文書	記載内容の概要					
	該当規定文書					
	記載の考え方					
原子炉施設保安規定	記載すべき内容					
	2019.12.11	 ・ 衛星電話(携帯) ・ 無線通話装置 ・ トランシーバー ・ 携行型通話装置 ・ 安全パラメータ表示システム(SPDS) ・ SPDS表示装置 ・ 運転指令設備 	· 電力保安通信用電話設備 (保安電話(固定)、保安電話(携帯))	発電所内の通信連絡を行うために必要な設備は、代替電源設備からの給電を可能とする手段がある。 代替電源設備からの給電を確保するための設備は以下のとおり。 ・空冷式非常用発電装置・電源車(緊急時対策所用) ・燃料油貯蔵タンク・重油タンク・重油タンク・重かクフローリー・タンクローリー・タンクローリー・カンクローリー	備審査基準及び基準規則に要求される発電所 内の通信連絡を行うための設備のうち衛星電 話(固定)、衛星電話(携帯)、トランシーバー、携行型通話装置、安全バラメータ表示シス テム(SPDS)、SPDS表示装置、空冷式 非常用発電装置、電源車(緊急時対策所用)、 燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクロ リリーは、重大事故等対処設備と位置づける。 以上の重大事故等対処設備にないて、発電 所内の通信連絡を行うことが可能である。ま た、以下の設備は多様性拡張設備と位置づける。 あわせて、その理由を示す。 ・運転指令設備:	・電力保安通信用電話設備 (保安電話(固定)、保安電話(携帯)) 上記の設備は、耐震性を有していないが、設 備が健全である場合は、発電所内の通信連絡 を行うための手段として有効である。 b. 発電所外(社内外)の通信連絡をする必 要のある場所と通信連絡を行うために必要な 対応手段及び設備 (a) 対応手段 重大事故等が発生した場合において、発電 所外(社内外)の通信連絡を行うために必要な 所外(社内外)の通信連絡を行うために必要な 所と通信連絡を行うために必要な 所と通信連絡を行うために必要な 可と通信連絡を行うために必要な 可か、他内外)の通信連絡を行うために必要な 所と通信連絡を行う手段がある。 可と通信連絡を行う手段がある。 可と通信連絡を行う手段がある。 可と通信連絡を行う手段がある。 可の緊急時対策支援システム(ERSS)等
設置変更許可申請書【本文】	2019.12.11					

設置変更許可申請書【本文】	設置変更許可申請書【添付書類十追補】	原子炉施設保安規定			社内規定文書
2019.12.11	2019.12.11	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	する手段がある。 計測等を行った特に重要なパラメータを発 #エル (ユール)・シン声も出エニューテュロ				
	高灯外(灯灯外)の必要で添灯で共有りの下紋がある。				
	発電所外 (社内外) との通信連絡を行うための設備は以下のとおり。				
	・衛星電話(可搬) ・統合原子力防災ネットワークに接続する				
	連信連絡設備 (TV会議システム、IP電話及びIPー				
	FAX) ・安全パラメータ表示システム(SPDS)				
	・ 安全パラメータ伝送システム 11 4 # # # # # # # # # # # # # # # # # #				
	加入ファクシミリ				
	• 携帯電話 				
	· 電力保安通信用電話設備 (保安電話(固定) 保安電話(機帯)及び				
	衛星保安電話)				
	・				
	ifiim				
	に必要な設備は、代替電源設備からの給電を言せ、ナイチのジャイ				
	り能とする事数かある。代替電源設備かたの総電を確保するための				
	設備は以下のとおり。				
	• 空冷式非常用発電装置				
	・ 電源車 (緊急時対策所用) 構製 半野葉 カンカ				
	・ 然料油貯蔵タンク・ 事計 カンカ				
	・ 単位 ハンハー・ タンクローリー				
	e				
	出事 浴 スキャ 年月 二田 乗 耳 37 5 乗 耳 米 年				
	毎18年次の毎年が別に安水の40の光电別 人(社内外) アの通信連絡を行っための設備の				
	うち衛星電話(固定)、衛星電話(携帯)、衛				
	星電話(可搬)、統合原子力防災ネットワーク				
	○仮約90周11 単的取価(1 V 対職/ヘ/ 4、Ⅰ P 電話及び1 P - F A X)、安全パラメータ				
	表示システム(SPDS)、安全パラメータ伝				
	送システム、緊急時衛星通報システム、空冷式				
	非常用発電装置、電源車(緊急時対策貯用)、 燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクロ				
	一リーは、重大事故等対処設備と位置づける。				
	以上の重大事故等対処設備において、発電には(社中が)、の法律事物を含ます。				
	近外(付込外)との通信連絡を行うしとから問行をみる キヤ 以下の影確ける稀本技術影権と				
	、ジッ。マイングーン及所で対応するこれが対応に位置づける。あわせて、その理由を示す。				
	加入電話				

社内規定文書 記載内容の概要		・発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順について記載する。
該当規定文書		· 運転管理通過 · S A 列 · 発 · 発 · 発 · 系 · 系 · 系 · · · · · · · · · · · · · ·
記載の考え方		・ 手順書に 整備すべき事 項は、継続して 連中イベ き事項であるして 連中イベ 保安規定へ記載する。記 載は、行参者及び行参内 容とする。
原子炉施設保安規定記載すべき内容		② 対応手段等 発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連 絡を行うための手順等 整電所対策本部は、重大事故等が発生した場合、通 電動機(発電所内)により、運転員等および緊急安全 対策要員が、中央制御室、屋内外の作業場所、移動式 放射能測定装置(モニタ車)、緊急時対策所との間で 相互に通信連絡を行うために、衛星電話(固定)、衛 星電話(携構)、トランシーバーおよび携行型通話装 置を使用する。 a. 全交流制力電源喪失時は、代替電源設備(電池を さむ。)により、これらの設備へ終電する。 b. データ伝送設備(発電所内)により緊急時対策所 で、ボラメータを共有するために必要なデータを伝 送し、パラメータを共有するために、安全パラメー タ表示システム(SPDS)およびSPDS表示装 置を使用する。
設置変更許可申請書【添付書類十追補】 2019.12.11	・ 加入ファケシミリ ・ 携帯電話 ・ 電力保安通信用電話設備 (保安電話 (固 保安電話 (携帯) 及び衛星保安電話) ・ 社 ・ 無線通路装置 上記の設備は、耐震性を有していないが、設備が降全である場合は、発電所外(社内外)の通信連絡を行うための手段として有効である。手順を整備する。また、給電所外(社内外)の通信連絡を行うための手段として有効である。 こ 手順等 こ 手順等 こ 手順等 とこ 手順等 とこ 手順等 とこ 手順等 をいういても整備する。また、給電が必要となる設備についても整備する。また、給電が必要となる設定系ある。 とこ 手順等 とこ 手順等 を 上記の手順は、発電所対策本部長を表しているのを (第1.19.1表、第1.19.2表)。 ※2 発電所対策本部長:重大事故等発生時 をいう。 という。 ※3 運転員等:運転員及び重大事故等発生時 をいう。 ※3 運転員等:運転員及び重大事故等対策要員のうち当直課長の指示に基づき運転対応 を実施する数量をいう。 ※4 緊急安全対策要員。 ※4 緊急安全対策要員。 ※4 緊急安全対策要員。 ※4 緊急な全対策要員。 ※4 緊急な全対策要員。直大事故等対策要員のうち当直課長の指示に基づき運転対応 を実施する要員をいう。	1.19.2 重大事故等時の手順等 1.19.2.1 発電所内の通信連絡 (1) 発電所内の通信連絡をする必要のある 場所と通信連絡を行うための手順等 重大事故等が発生した場合において、通信設 備(発電所内)により、運転員等及び緊急安全 対策要員が、中央制御室、屋内外の作業場所、 移動式放射能測定装置(モニタ車)及び緊急時 が、衛頭性の間で相互に通信連絡を行うため は、衛頭性の間で相互に通信連絡を行うため は、衛頭を置話(固定)、衛星電話(機帯)) を使用する手順を整備する。 また、データ伝送設備(発電所内)により緊 急時対策所へ、重大事故等に対処するために 必要なデータを伝送し、パラメータを共有す るために、安全パラメータ表示システム(SP DS)及びSPDS表示装置を使用する手順 を整備する。
設置変更許可申請書 [本文] 2019.12.11		(対応手順等) 発電所内との通信連絡 重大事故等が発生した場合、通信設備(発電 所内)により、運転員等及び緊急安全対策要員 が、中央制御室、屋内外の作業場所、移動式放 射能測定裝置(モニタ車)、緊急時対策所との 間で相互に通信連絡を行うために、衛星電話 (固定)、衛星電話(機構)、トランシーバー 及び機行型通話装置を使用する。 全交流動力電源喪失時は、代替電源設備(電 金交流動力電源喪失時は、代替電源設備(電 池を含む。)により、これらの設備や給電す る。 運話設備(保安電話(固定)、保安電話(携帯)) 及び無線通話装置の使用を優先する。多様性 拡張設備がな用できない場合は、衛星電話(周 並行型通話装置の使用を優先する。多様性 提供型通話装置の使用を優先する。多様性 提供型通話装置を使用する。多様性 技行型通話装置を使用する。

社内規定文書	記載内容の概要	・手順着手の判断基準及び操作手順について 記載する。 ・手順着手の判断基準 重大事故等が発生した場合において、通信 設備(発電所内)及びデータ伝送設備(発電所内)により、発電所内の通信連絡をす る必要のある場所と通信連絡又は通話通 信確認を行う場合。	・操作手順の概要 i. 衛星電話 (固定) (① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又 は通話通信確認を行う場合は、一般の電話機 と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。 道・衛星電話 (携帯) (① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又 は通話通信確認を行う場合は、屋外で電源を が電池の残量が少ない場合、別の端末と交 機する。 (② 一般の機構電話機と同様の操作により、通 信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。 (④ 使用中に充電池の残量が少なくなった場合は、充電を行うとともに、別の端末を使用 する。 (⑤ 使用後は、屋外で電源を「切」操作する。	
	該当規定文書	· 運転管理通達 · S A 所達 · 発電室業務所則	高 ・ S A 型 ・ M 型 ・ M ・ M 型 ・ M M 型 ・ M 型 ・ M M 型 ・ M ・ M 型 ・ M D ・ M D ・ M D ・ M D ・ M D ・ M D ・ M D	
	記載の考え方	・手順着手の判断基準 は、速やかに操作を行う ための必要条件であり、 継続して遵守すべき事 項であることから、保安 規定へ記載する。	・操作手順の内容については、実施手段であるに とから、2次文書他に記 載する	
原子炉施設保安規定	記載すべき内容	(1) 手順着手の判断基準 重大事故等が発生した場合において、通信設備(発 電所内)およびデータ伝送設備(発電所内)により、 発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連 絡または通話通信確認を行う場合		
設置変更許可申請書【添付書類十追補】	2019.12.11	a. 手順着手の判断基準 重大事故等が発生した場合において、通信設 備(発電所内)及びデータ伝送設備(発電所 内)により、発電所の通信連絡をする必要の ある場所と通信連絡又は通話通信確認を行う 場合。	b. 操作手順 (a) 衛星電話 (固定) 及び衛星電話 (携帯) 中央制御室の運転員等及び緊急時対策所 する。屋外の運転員等、緊急安全対策要員及び 移動式放射能測定装置 (モニタ車) にてモニタ リングを行う緊急安全対策要員は、衛星電話 (国 (携帯) を使用する。これらの衛星電話 (国 (携帯) を使用する。これらの衛星電話 (国 連絡) 及び衛星電話 (携帯) を用いて相互に通信 連絡 又は通話通信確認を行う場合は、一般の電話 (以下の手順がある。) 三. 衛星電話 (国定) (近 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡 及は通話通信確認を行う場合は、一般の電話 及イヤルし、連絡する。 近 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡 及は通話通信確認を行う場合は、一般の電話 及べずを配影する。 (近 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡 及は通話通信確認を行う場合は、一般の電話 を下入1 操作し、方電池の発量及び電波の受信 次施する。 (五 年間の 後帯電話機と同様の操作により、 通信先の電話番号をダイマルし、連絡する。 (金 一般の電話番号をダイマルし、連絡する。 (金 一般の電話番号をダイマルし、連絡する。 (金 一般の電話番号をダイマルし、連絡する。 (金 一般の電話番号をダイマルし、連絡する。 (金 一般の進結をに違池の残量が少なくなった場合は、充電を行うとともに、別の端末を使用する。 (b) 無線通話装置 (b) 無線通話装置	話装置(固定)を使用する。移動式放射能測定装置(モニタ車)にてモニタリングを行う発電
設置変更許可申請書【本文】	2019.12.11	(発電所内)により、緊急時対策所へ、重大事 故等に対処するために必要なデータを伝送 し、パラメータを共有するために、安全パラメ 一夕表示システム(SPDS)及びSPDS表 示装置を使用する。		

社内規定文書	記載内容の概要		 無線通話装置(固定) ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、電源を「入」操作する。 ② 通話ボタンを押し、連絡する。 ③ 使用後は、電源を「切」操作する。 	 1. 無線通話装置(車載) ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、電源を「入」操作する。 ② 通話ボタンを押し、連絡する。 ③ 使用後は、電源を「切」操作する。 	 1.トランシーバー ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、屋外で電源を電波の受信状態を確認する。 ② 充電池又は乾電池の残量が少ない場合、別の端末又は予備の乾電池と交換する。 ③ 通話オティンネルの設定が必要な端末は、事前に取り決めた通話チャンネルに設定されていることを確認する。 ④ 使用する端末と共に予備の乾電池を携行する。 ④ 使用する端末と共に予備の乾電池を携行する。 ④ 使用する端末と共に予備の乾電池を携行する。 ④ 使用する場合は、充電池は充電を持い、乾電池は予備の整電池を携行する。 ⑦ 使用やに充電池とは整理がのな量が少な、なった場合は、充電池は充電を行い、乾電池は不電を行い、乾電池は予備の整電池を接行がは、大きのた場合は、充電池は充電を行い、乾電池は予備の整置池と交換する。 ⑦ 使用後は、原外で電源を「切」操作する。 ⑦ 使用後は、屋外で電源を「切」操作する。 	i. 携行型通話装置 ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又 は通話通信確認を行う場合は、保管場所等で 作業に使用する端末と通話装置用ケーブルを 接続して切替スイッチを操作し、ブザーが鳴
	該当規定文書		・運転管理通避・SA所灌	・運転管理通避・SA所達・SA所達	· S A 型網面開業 海河	・S A 可能 ・S A 可能 ・S A 可能
	記載の考え方					
原子炉施設保安規定	記載すべき内容					
設置変更許可申請書 【添付書類十追補】	2019.12.11	所内の緊急安全対策要員は、無線通話装置(車載)を使用する。これらの無線通話装置を用いて相互に通信連絡又は通話通信確認を行うための対応として、以下の手順がある。	 二無線通話装置(固定) ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡 又は通話通信確認を行う場合は、電源を「入」 操作する。 ② 通話ボタンを押し、連絡する。 ③ 使用後は、電源を「切」操作する。 	 正無線通話装置(車載) ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、電源を「入」操作する。 ② 通話ボタンを押し、連絡する。 ③ 使用後は、電源を「切」操作する。 ③ 使用後は、電源を「切」操作する。 	(c) トランシーバー 屋外の緊急安全対策要員は、トランシーバー を使用し、相互に通信連絡又は通話通信確認 を行うための対応として、以下の手順がある。 1. トランシーバー ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡 又は通話通信確認を行う場合は、屋外で電源 を「入」操作し、充電池又は範電池の発量及び 電波の受信状態を確認する。 ② 充電池又は範電池の残量及び 電波の受信状態を確認する。 ③ 通話チャンネルの設定が必要な端末は、 事前に取り決めた通話チャンネルに設定されていることを確認する。 ③ 通話ボタンを押し、連絡する。 ⑤ 毎用中に充電池又は整電池の残量が少な でいることを確認する。 ⑤ の通話ボタンを押し、連絡する。 ⑤ 使用中に充電池又は整電池の残量が少な でいることを確認する。 ② 通話ボタンを押し、連絡する。 ② 通話ボタンを押し、連絡する。 ② の一個用後は、監外で電源を「切」操作する。 ② 使用後は、基外で電源を「切」操作する。 ② 使用後は、基外で電源を「切」操作する。 ② 使用後は、基外で電源を「切」操作する。 は予備の範電池と交換する。 ③ 使用後は、基外で電源を「切」操作する。 ② 使用後は、基外で電源を「切」操作する。 ② 使用後は、基外で電源を「切」操作する。 この一個を運動を接受を使用し、相互 に通信連絡又は通話通信確認を行うための対 応として、以下の手順がある。	 3. 携行型通話装置 ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡 又は通話通信確認を行う場合は、保管場所等 で作業に使用する端末と通話装置用ケーブル を接続して切替スイッチを操作し、ブザーが
設置変更許可申請書【本文】	2019.12.11					

社内規定文書	記載内容の概要	ることで乾電池の残量を確認する。 ② 乾電池の残量が少ない場合、予備の乾電池 と交換する。 ③ 端末の切替スイッチを操作し、使用する端 表。 ④ 確認後は、端末の切替スイッチを「OFF」 にし、通話装置用ケーブルを切り離す。 ⑤ 使用する端末及び通話装置用ケーブルと 共に予備の乾電池を携行する。 ⑥ 使用する場所にて、最寄りの接続端子に端 末を接続する。(必要に応じて通話装置用ケーブルと 力ルを用いて延長する。複数の端末を接続 することにより、複数者での連絡を可能とす う。) ⑦ 切替スイッチを操作し、連絡する。 ⑥ 使用中に乾電池の残量が少なくなった場 合は、予備の乾電池と交換する。 ⑥ 使用中に乾電池の残量が少なくなった場 合は、予備の乾電池と交換する。 ⑥ 使用甲に乾電池の残量が少なくなった場 合は、予備の乾電池と交換する。	・SPDS表示装置 操作手順は、「1.18 緊急時対策所の居住性 等に関する手順等」と同様。		1. 運転指令設備① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡 又は通話通信確認を行う場合は、使用チャン ネルを選択し、連絡する。
	該当規定文書			·運転管理通達 ·SA所達	·運転管理通過 ·SA可達
	記載の考え方		・常時伝送を行うため、手順を必要としないことから、記載しない。	・操作手順の内容については、実施手段であることから、2次文書他に記載する	
原子炉施設保安規定	記載すべき内容				
設置変更許可申請書【添付書類十追補】	2019.12.11	鳴ることで乾電池の残量を確認する。 ② 乾電池の残量が少ない場合、予備の乾電 池と交換する。 ③ 端末の切替スイッチを操作し、使用する端末間で通話通信確認を行い、健全性を確認する。 ① 確認後は、端末の切替スイッチを操作し、使用する場本関係で通話装置用ケーブルを切り離す。 ③ 使用する端末及び通話装置用ケーブルと共に予備の乾電池を携行する。 ③ 使用する場所にて、最寄りの接続端子に地末を接続する。(必要に応じて通話装置用ケーブルと出いて延長する。複数の端末を接続する。との要に応じて通話装置用ケーブルを用いて延長する。複数の端末を接続する。としたり、複数者での連絡を可能とする。) ③ 使用中に乾電池の残量が少なくなった場合は、予備の乾電池と交換する。 ③ 使用中に乾電池の残量が少なくなった場合は、予備の乾電池と交換する。 ③ 使用神に乾電池の残量が少なくなった場合は、予備の乾電池と交換する。 ③ 使用神に乾電池の残量が少なくなった場合は、予備の乾電池と交換する。 ③ 使用神に乾電池の残量が少なくなった場合は、予備の乾電池と交換する。	(e) 安全パラメーク表示システム(SPDS) 安全パラメーク表示システム(SPDS)に より、緊急時対策所のSPDS表示装置へ、必要なデータの伝送を行うための対応として、 以下の手順がある。 i. 安全パラメーク表示システム(SPDS) まのできずの方になった。 i. 安全パラメーク表示システム(SPDS) 常時伝送を行うため、通常操作は必要ない。 なお、中央制御室で警報を常時監視する。	(f) SPDS表示装置 操作手順は、「1.18 緊急時対策所の居住性等 に関する手順等」のうち、1.18.2.2(1)「緊急 時対策所情報収集設備によるプラントバラメ 一夕等の監視手順」にて整備する。	(g) 運転指令設備 中央制御室の運転員等及び緊急時対策所の 緊急安全対策要員は、運転指令設備を使用し、 相互に通信連絡又は通話通信確認を行うため の対応として、以下の手順がある。 i. 運転指令設備 ③ 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡 又は通話通信確認を行う場合は、使用チャン ネルを選択し、連絡する。 (h) 電力保安通信用電話設備(保安電話(固 定)、保安電話(携幣))
設置変更許可申請書【本文】	2019.12.11				

社内規定文書	記載内容の概要	 1. 保安電話(固定)、保安電話(携帯) ③ 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、一般の電話機又は携帯電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡をする。 ② 保安電話(携帯)の充電池の残量が少なくなった場合は、充電を行うとともに、別の端末を使用する。 			・優先順位を具体的に記載する。
	該当規定文書	·運転管理通達 ·SA列聯			・SA型 ・A型 ・A型 ・A型 ・A型 ・A型 ・A型 ・A型 ・A型 ・A型 ・
	記載の考え方		・必要な個数の保管管理 等については、第900 条 (運転上の制限)として 定めることから記載し ない。(以下、同様)		優先順位は、継続して 適中すべき事項である ことから、保安規定に記載する。
原子炉施設保安規定	記載すべき内容				(配慮すべき事項) ○ 優先順位 通信連絡を行う場合は、多様性拡張設備である運転 指令設備、電力保安通信用電話設備 (保安電話 (固定)、 保安電話 (携帯)) および無線通話装置の使用を優先 する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星電 話 (固定)、衛星電話 (携帯)、トランシーバーおよ び携行型通話装置を使用する。
設置変更許可申請書【添付書類十追補】	2019.12.11	中央制御室の運転員等及び緊急時対策所の 緊急安全対策要員は、電力保安通信用電話設 備 (保安電話(固定)、保安電話(携帯))を 使用し、相互に通信連絡又は通話通信確認を 行うための対応として、以下の手順がある。 i. 保安電話(固定)、保安電話(携帯) ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡 又は通話通信確認を行う場合は、一般の電話 機又は携帯電話機と同様の操作により、通信 先の電話番号をダイヤルし、連絡をする。 ② 保安電話(携帯)の充電池の残量が少なく なった場合は、充電を行うとともに、別の端末 を使用する。	c. 操作の成立性 衛星電話(固定)、衛星電話(携帯)、無線 通話装置、トランシーバー、運転指令設備 <mark>及び</mark> 電力保安通信用電話設備(保安電話(固定)、 保安電話(携帯))は、特別な技量を要することなく、容易に操作が可能であるとともに、必要な個数を設置又は保管することにより、使 用場所において通信連絡をする必要のある場所とする。	携行型通話装置は、使用場所において端末と 通話装置用ケーブルを容易かつ確実に接続可能とするとともに、必要な個数を設置又は保管することにより、通信連絡をする必要のある場所と確実に接続及び通信連絡を行うことを可能とする。	d. 優先順位 中央制御室の運転員等、屋内外の緊急安全対 策要員及び移動式放射能測定装置 (モニタ車) にてモニタリングを行う緊急安全対策要員及 び緊急時対策所の緊急安全対策要員及、操作、 作業等の通信連絡を行う場合、多機性拡張設 設備 (保安電話 (固定)、保安運話 (携帯)) 及び無線通話装置の使用を優先する。多様性 拡張設備が使用できない場合は、衛星電話 (超 近一次。衛星電話 (携精)、トランシーバー <mark>及</mark> 6 携行型通話装置を使用する。
設置変更許可申請書【本文】	2019.12.11				通信連絡を行う場合の優先順位は、多様性拡張設備である運転指令設備、電力保安通信用電話設備(場交電話(固定)、保安電話(携帯))及び無線通話装置の使用を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星部(固定)、衛星電話(機構)、トランシーバー及び携行型通話装置を使用する。

社内規定文書	記載内容の概要	・計測等を行った特に重要なバラメータを発電所内の必要な場所で共有する手順について記載する。	・手順着手の判断基準及び操作手順について 記載する。 ・手順着手の判断基準 特に重要なパラメータを可搬型の計測器にて 計測し、その結果を通信設備(発電所内)に より、発電所内の必要な場所で共有する場合 ・操作手順の概要 操作手順については、「1.19.2.1(1) 発電 所内の通信連絡をする必要のある場所と通信 連絡を行うための手順等」と同様。 は、「1.11 使用済燃料貯蔵権配為対等のため の手順等」のうち、1.11.2.3(2)「可搬型設備 による使用済燃料ビットの状態監視」、「1.15 事故時の計装に関する手順等」のうち、 1.15.2.2(1)「全交流動力電源喪失及び直流電 源等失」並びに「1.17 監視測定等に関する手順等 のうち、1.17.2.1 放射性物質の濃度 及び放射線量の測定の手順等」及び1.17.2.2 「風向、風速その他の気象条件の測定の手順等」と同様。	・優先順位を具体的に記載する。
	該当規定文書	・運転管理通達 ・SA所達	・ 通転 を	· 医香香油油油油油 · S A 可能
	記載の考え方	 ・手順書に整備すべき事項は、継続して連むすべき事項であることから、保安規定へ記載する。記載は、行為者及び行為内容とする。 	・ 手順着手の判断 た、強やかに操作を行う ための必要条件であり、 がめの必要条件であり、 通であることから、保安 現たへ記載する。 ・ 操作手順の内容につい とから、2次文書他に記 載する。	・優先順位は、継続して 連守すべき事項である ことから、保安規定に記 載する。
原子炉施設保安規定	記載すべき内容	2. 計測等を行った特に重要なバラメータを発電所内の 必要な場所で共有する手順等 発電所対策本部は、直流電源喪失時等、可搬型の計 測器にて、炉心損傷的に重要なパラメータを計測し、 要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、 その結果を通信設備(発電所内)により発電所の必必 要な場所で共有する場合、現場と中央制御室との連絡 には携行型通話装置を使用し、現場と中央制御室との連絡 には携行型通話装置を使用し、現場と中央制御室との連絡 格星電話(携帯)を使用する。	(1) 手順着手の判断基準 特に重要なバラメータを可搬型の計測器にて計測し、 その結果を通信設備(発電所内)により、発電所内の必要な場所で共有する場合	(配慮すべき事項) ○ 優先順位 通信連絡を行う場合は、多様性拡張設備である運転 指令設備、電力保安通信用電話設備(保安電話(固定)、 保安電話(機帯))および無線通話装置の使用を優先 する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星電 話(固定)、衛星電話(携帯)および携行型通話装置 を使用する。
設置変更許可申請書【添付書類十追補】	2019.12.11	(2) 計測等を行った特に重要なバラメータを発電所内の必要な場所で共有する手順等 直流電源選失時等、可報型の計測器にて、炉 心損傷防止及び格納容器破損防止に必要なパ 立使用溶燃料ビット水位、可搬 支使用溶燃料ビット水位、可搬 支使用溶燃料ビット水位、可搬 支度用弱燃料ビット水位、可搬 交電所周辺の放射線量等の特に重要なパラメ 一分を計測し、その結果を通信設備(発電所 内)により発電所内の必要な場所で共有する 均)により発電所内の必要な場所で共有する 場合、現場と中央制御室との連絡には携行型 通話装置を使用し、現場又は中央制御室と緊 急時対策所との連絡には衛行型	a. 手順着手の判断基準 特に重要なバラメータを可機型の計測器に で計測し、その結果を通信設備(発電所内)に より、発電所内の必要な場所で共有する場合。 機体手順については、「1.19.2.1(1) 発電所 対心通信連絡をする必要のある場所と通信連 経を行うための手順等」にて整備する。 特に重要なバラメータを計測する手順等は、 「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための 手順等」のうち、1.11.2.3(2)「可搬型設備に よる使用済燃料ですり、全計測する手順等は、 が時外線量の測定の手順等」のうち、 1.15.2.2(1)「全交流動力電源喪失及び直流電 源要失」並びに「1.17 監視測定等に関する手 順等」のうち、1.17.2.1「放射性物質の濃度及 び放射線量の測定の手順等」及び1.17.2.2「風向、風速その他の気象条件の測定の手順等」に で整備する。 c. 操作の成立性 発電所内の通信連絡を行うための設備によ 発電所内の通信連絡を行うための設備によ 発電所内の通信連絡を行うための設備により、特に重要なパラメータを発電所内の必要 な場所での共有を可能とする。	d. 優先順位 特に重要なパラメータを可機型の計測器に て計測し、その結果を通信設備(発電所内)に より、発電所内の必要な場所で共有する場合、 多様性拡展設備である運転指令設備、第の保 安通信用電話設備(保安電話(固定)、保安電 話(携件))及び無線通話装置の使用を優先す る。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛 星電話(固定)、衛星電話(協作)及び携行型 通話装置を使用する。
設置変更許可申請書【本文】	2019.12.11	直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉 心損傷防止及び格納容器破損防止に必要なパ ラメータ等の特に要なパラメータを計測 し、その結果を通信設備(発電所内)により発 電所内の必要な場所で共有する場合、現場と 中央制御室との連絡には携行型通話装置を使 用し、現場又は中央制御室と緊急時対策所と 所、現場又は中央制御室と緊急時対策所と 所入。を使用する。	190	通信連絡を行う場合の優先順位は、多様性拡張設備である運転指令設備、電力保安通信用電話設備 (保安電話(固定)、保安電話(構帯))及び無線通路装置の使用を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星電話(固定)、衛星電話(構帯)及び携行型通話装置を使用する。

社内規定文書	記載内容の概要	・発電所内の通信連絡をする必要のある場所 と通信連絡を行うための手順について記載す る。	・手順着手の判断基準及び操作手順について 記載する。 ・手順着手の判断基準 重大事故等が発生した場合において、通信設備 備(発電所外) およびデータ伝送設備(発電 所外) により、発電所外(社内外)の通信連 務をする必要のある場所と通信連絡または通 部通信確認を行う場合
	該当規定文書	· 運動管理運動 · S · A 引擎	· S A 列聯 · S A A · A · A · A · A · A · A · A · A
	記載の考え方	 ・手順書に整備すべき事 通は、継続して離中すべ 条毎頃であることから、 保安規定へ記載する。記 をとする。 	 ・手順着キの判断基準 は、速やかに操作を行う ための必要条件であり、 継続して遵守すべき事 項であることから、保安 規定へ記載する。
原子炉施設保安規定	記載すべき内容	発電所外(社内外)との通信連絡 1. 発電所外(社内外)の通信連絡をする必要のある場 所と通信連絡を行うための手順等 発電所対策本部は、重大事故等が発生した場合において、通信設備(発電所外)により、緊急時対策所の緊急 安全対策要員が、緊急時対策所とより、緊急時対策所の緊急 移動式放射能測定装置(モニタ車)、国、地方公共団体、 その他関係機関等との間で通信連絡を行うために、衛星 電話(固定)、衛星電話(機帯)、衛星電話(可換)、 駅急時衛星通報システムおよび統合原子力防災ネット ワークに接続する通信連絡設備(T V 公譲システム、I P電話および I P ー F A X)を使用する。 a. 全交流動力電源要失時は、代替電源設備(電池を 含む。)により、これのの数備へ給電する。 b. デーク伝送設備(発電所外)により、国の緊急時 対策支援システム(E R S S)等へ、必要なデラメーク伝送設備(発電所外)により、国の緊急時 対策支援システム(S P D S)および安全パラメ オーク表示システム(S P D S)および安全パラメ	(1) 手順着手の判断基準 重大事故等が発生した場合において、通信設備(発電 所外) およびデータ伝送設備(発電所外) により、発電 所外(社内外)の通信連絡をする必要のある場所と通信 連絡または通話通信確認を行う場合
設置変更許可申請書【統付書類十追補】	2019.12.11	1.19.2.2 発電所外(社内外)との通信連絡をする必要のある場所を通信連絡を行うための手順等を対象を表した数の手順等を対象を表した数の手順等を対象を対象を行うための手順等に表対策要目が、緊急時対策所の緊急支強対策要目が、緊急時対策所の緊急支強が、緊急時対策所の緊急支援を行うために、衛星電話(固定)、衛星電話(携帯)、衛星電話(固定)、衛星電話(機構)、衛星電話(固定)、衛星電話(機構)、衛星電話(固定)、衛星電話(固定)、衛星電話(機構)、衛星電話(固定)、衛星電話(関係機関等との間で、「日と議を行うために、衛星電話(固定)、衛星電話(機構)、大X)、加入電話、加入ファクシミリ、機構電が、電力保安電話(機構)及び衛星保安電話(国定)、保安電話(機構)及び衛星保安電話(国定)、保安電話(機構)及び衛星保安電話(国定)、保安電話(機構)及び衛星保安電話(国定)、保安電話(機構)及び次のでは、東級衛星経過度が緊急時が渡支援システム、無級衛星接電を形態を時間の影響時対策支援システム、世界と3)等かる変表で一夕を伝送設備(発電所外)により、国の緊急時対策支援システムを使用する手順を整備する。アるために、安全パラメークを決手を対しるとののと)及び安全がラメークを洗きスラムを推用する手順を整備する。	より、 事職者子の判断基準 重大事故等が発生した場合において、通信整備 備 (発電所外) 及びデータ伝送設備 (発電所 外)により、発電所外 (社内外)の通信連絡を する必要のある場所と通信連絡又は通話通信 確認を行う場合。 防衛星電話 (団般)、衛星電話 (携帯)及 が衛星電話 (可般) 緊急時対策所の緊急安全対策要員及び屋外 の緊急安全対策要員は、衛星電話 (携帯)及 が属土電話 (挑構)を使用し、原子力事業本部、 本店、国、地方公共団体、その他関係機関等へ 通信連絡を行う。移動式放射能測定装置(モニ タ車)にてモニタリングを行う発電所外の緊急安全対策要員へ通信 進絡を行う。また、緊急時対策所の緊急安全対策要員へ通信 連絡を行う。また、緊急時対策所の緊急安全対策要員へ通信 連絡を行う。また、緊急時対策所の緊急安全対策要員は、衛星電話 (財幣)を使用 東京時対策所の緊急を全対策要員へ通信 連絡を行う。また、緊急時対策所の緊急安全対 薄要員は、衛星電話(可搬)を使用し、原子力 事業本部、本店へ通信連絡を行う。これらの衛
設置変更許可申請書【本文】	2019.12.11	(対応手順等) 発電所外 (社内外) との通信連絡 重大事故等が発生した場合、通信設備 (発電 同外)により、緊急時対策所の緊急安全対策要 目が、緊急時対策所の緊急安全対策要 目が、緊急時対策所の緊急安全対策要 目が、緊急時対策所の緊急安全対策要 多本氏団体、その他関係機関等との間で通信連 総を行うために、衛星電話(固定)、衛星電話 (携帯)、衛星電話(可搬)、緊急時衛星通報 システム及び総合属子力防災ネットワークに 接続する通信連絡設備(TV会議システム、I P電話及び1PーFAX)を停開である。 全を流動力電源喪失時は、代替電源設備(電 企を音む。)により、これらの設備へ給電する。 重大事故等が発生した場合、データ伝送設備 (発電所外)により、国の緊急時対策支援システム、ERSS)等へ、必要なデータを伝送 し、バラメータを共有するために、安全バラメ ーク伝送システム(SPDS)及び安全パラメ ーク伝送システムを使用する。	

社内規定文書	記載内容の概要	エレ会議システム 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡 Xは通話通信確認を行う場合は、モニタの 電流を「人」操作後、TV会議システムの 特を受け画面を確認し、通信が可能な状態 とする。 社外関係箇所と通信連絡を行う場合は、 通信先から接続されるまで待つ。社内関係 箇所と通信連絡を行う場合は、リモコン操 作により通信先と接続する。 銀件により通信先と接続する。 銀件する。 使用後は、モニタの電流を「切」操作する。	 I. IP電話 ⑤ 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡 又は通話通信確認を行う場合は、一般の電 話機と同様の操作により、通信先の電話番 号をダイヤルし、連絡する。 I. I. P. F. A. X. 	① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡 又は通話通信確認を行う場合は、一般のF A X と同様の操作により、通信先の電話番 号をダイヤル又は短縮ダイヤルボタンを 押し、連絡する。			
	該当規定文書	· 運転管理通識 · S A 列滕	·運転管理通達 ·SA所達 ·SA所達	剰 版VS・			
	記載の考え方				・ 常時伝送を行うため、 手順を必要としないことから、記載しない。		・操作手順の内容については、実施手段であることから、2次文書他に記載する
原子炉施設保安規定	記載すべき内容						
設置変更許可申請書【添付書類十追補】	2019.12.11	. 11 2 2 1 2 2 2 9 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2		手順者 は通話) と 同様 イヤル する。	(c) 安全パラメータ表示システム (SPD S) 及び安全パラメータ伝送システム 安全パラメータ表示システム (SPDS) 及 び安全パラメータ伝送システムにより、緊急 時対策支援システム (ERSS) 等へ、必要な データの伝送を行うための対応として、以下 の手順がある。	i. 安全パラメーク表示システム (SPDS) 常時伝送を行うため、通常操作は必要ない。 なお、中央制御室で警報を常時監視する。 正. 安全パラメータ伝送システム 常時伝送を行うため、通常操作は必要ない。 なお、中央制御室で警報を常時監視する。	(d) 加入電話、加入ファクシミリ及び携帯電話 話 緊急時対策所の緊急安全対策要員は、加入電 話、加入ファクシミリ及び携帯電話を使用し、 原子力事業本部、本店、国、地方公共団体、そ の他関係機関等へ通信連絡又は直話通信確認 を行うための対応として、以下の手順がある。
設置変更許可申請書【本文】	2019.12.11						

社内規定文書	記載内容の概要	i. 加入電話、加入ファクシミリ及び携帯電 話 び 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡 又は通話通信確認を行う場合は、一般の電 話機、携帯電話機又はFAXと同様の操作 により、通信先の電話番号をダイヤル又は 短縮ダイヤルボタンを押し、連絡する。 ② 携帯電話は、屋外で電源を「入」操作し、 使用後は屋外で電源「切」操作する。 ③ 携帯電話は、使用中に充電池の残量が少 なくなった場合は、充電を行うとともに、 別の端末を使用する。		 保安電話(固定)、保安電話(携帯) 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡 又は通話通信確認を行う場合は、一般の電話機又は携帯電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡をする。保安電話(携帯)の充電池の残量が少なくなった場合は、充電を行うとともに、別の端末を使用する。 	ii. 衛星保安電話 (i) 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡 又は通話通信確認を行う場合は、一般の電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡をする。	 1. 社内TV会議システム ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡 又は通話通信確認を行う場合は、社内TV会議システムとモニタの電源を「入」操作 後、社内TV会議システムの待ち受け画面 を確認し、通信が可能な状態とする。 ② 操作端末により、通信先と接続する。 ③ 使用後は、社内TV会議システムとモニタの電源を「切」操作する。
1	該当規定文書	・運転管理通達 ・SA所能	· 運転管理通達 · S A 別達		• 運転管理通達 • S A 所達	
	記載の考え方					
原子炉施設保安規定	記載すべき内容					
設置変更許可申請書【添付書類十追補】	2019.12.11	i. 加入電話、加入ファクシミリ及び携帯電 固 加 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡 又は通話通信確認を行う場合は、一般の電話 機、携帯電話機又はFAXと同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤル又は短縮ダイヤルボタンを押し、連絡する。 ② 携帯電話は、屋外で電源を「入」操作し、 使用後は屋外で電源「切」操作する。 ③ 携帯電話は、屋外で電源を「入」操作し、 (3) 携帯電話は、屋外で電源を「入」操作し、 (4) 携帯電話は、屋外で電源を「入」操作し、 (5) 携帯電話は、屋外で電源を「入」操作し、 (6) 携帯電話は、屋外で電源を「入」操作し、 (7) 携帯電話は、産用中に充電池の残量が少 なくなった場合は、充電を行うとともに、別の 端末を使用する。	(e) 電力保安通信用電話設備(保安電話(固定)、保安電話(携帯)及び衛星保安電話)緊急時対策所の緊急安全対策要員は、保安電話(固定)、保安電話(携帯)及び衛星保安電話を使用し、原子力事業本部、本店等へ通信連絡又は通話通信確認を行うための対応として、以下の手順がある。	保安電話(固定)、保安電話(携帯) 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡 又は通話通信確認を行う場合は、一般の電話機及は携帯電話機と同様の操作により、通信 先の電話番号をダイヤルし、連絡をする。 保安電話(携帯)の充電池の残量が少なく なった場合は、充電を行うとともに、別の端末を使用する。	 1. 衛星保安電話 ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡 又は通話通信確認を行う場合は、一般の電話 機と同様の操作により、通信先の電話番号を ダイヤルし、連絡をする。 (f) 社内TV会騰システム 緊急時対策所の緊急安全対策要員は、社内T V会騰システムにより、原子力事業本部、本店 等へ通信連絡又は通話通信確認を行うための 対応として、以下の手順がある。 	 社内TV会議システム ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡 又は通話通信確認を行う場合は、社内TV会 護システムとモニタの電源を「A」操作後、社 内TV会議システムの待ち受け画面を確認 し、通信が可能な状態とする。 ② 操作端末により、通信先と接続する。 ③ 使用後は、社内TV会議システムとモニタの電源を「切」操作する。
設置変更許可申請書 【本文】	2019.12.11					

社内規定文書	記載内容の概要		 : 無線通話装置(固定) ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、電源を「人」操作する。 ② 通話ボタンを押し、連絡する。 ③ 使用後は、電源を「切」操作する。 	 1. 無線通話装置(車載) (1) 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、電源をプル」操作する。 (2) 通話ボタンを押し、連絡する。 (3) 使用後は、電源を「切」操作する。 	
	該当規定文書		・運転管理通達 ・SA所達	・ 運転管理通達・SA所達	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	記載の考え方				
原子炉施設保安規定	記載すべき内容				
設置変更許可申請書 [添付書類+追補]	2019.12.11	(g) 無線通話装置 緊急時対策所の緊急安全対策要員は無線通 話装置(固定)を使用する。移動式放射能測定 装置(モニタ車)にてモニタリングを行う発電 所外の緊急安全対策要員は、無線通話装置(車 載)を使用する。 これらの無線通話装置を用いて相互に通信 連絡又は通話通信確認を行うための対応として、以下の手順がある。	1. 無線通話装置(固定) ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡 又は通話通信確認を行う場合は、電源を「入」 操作する。 ② 通話ボタンを押し、連絡する。 ③ 使用後は、電源を「切」操作する。 ③ 使用後は、電源を「切」操作する。	 1. 無線通話装置(車載) ③ 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、電源を「入」操作する。 ② 通話ボタンを押し、連絡する。 ③ 使用後は、電源を「切」操作する。 (h) 緊急時衛星通報システム緊急時衛星通報システムな時用し、国、地方公共団体衛星通報システムを使用し、国、地方公共団体へ通信連絡又は通話通信確認を行うための対応として、以下の手順がある。 	 一、緊急時衛星通報システム ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡 又は通話通信確認を行う場合は、緊急時適 通報システムの電源を「入」操作し、緊急時通 報システムのでので入力、使作し、緊急時通 報システムのプロス法型制象、「直線・メニュー」 画面より 原状法連線、ボタンを押す。 ② 通報表に必要事項を入力し、「FAX原稿 イメージ」 画面により配載内容を確認する。 ③ 「原災法連線」 面面の「通線・メニュー」 画面により配載内容を確認する。 ② 「原災法連線」 面面の「通線中分を確認する。 ② 「原災法連線」 面面の「通線・メテンを押す。 ② 「原災法連線」 面面の「通線・メテンを押す。 ② 「原災法連線」 面面の「通線で表別の電路である。 ② 「原災法連線」 面面の「通線・ステムの電源を「切」機作する。 ① 「無日後は、緊急時衛星通線システム、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(TV会議システム、1P電話及びIPーFAX)、加入電話、加入ファクシミリ、携帯電話、電力保安通信用電話設備(保安電話(固定)、保安電話(機構)及び衛星保安電話)、社内TV会議システム及び無線通話装置は、 特別な技量を要することなく、容易に操作が、特別な技量を要することなく、容易に操作が
設置変更許可申請書【本文】	2019.12.11				

設置変更許可申請書【本文】	設置変更許可申請書【添付書類十追補】	原子炉施設保安規定			社内規定文書
2019.12.11	2019.12.11	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	可能であるとともに、必要な個数を設置又は保管することにより、使用場所において通信連絡をする必要のある場所と確実に接続及び通信連絡を行うことを可能とする。				
通信連絡を行う場合の優先順位は、総合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(TV会議システム,IP電話及びIPーFAX)及び緊急時衛星通報システム並びに多様性拡張設備である加入電話、加入ファクシラ、、火機電話(固定)、保安電話(携帯)及び衛星保安電話(固定)、保安電話(機構)及び衛星保安電話(固定)、衛星電話(協用できない場合は、衛星電話(固定)、衛星電話(機形)及び衛星電話(固定)、衛星電話(機形)及び衛星電話(可能)、衛星電話(機形)及び衛星電話(可能)、衛星電話(機形)及び衛星電話	d. 優先順位 聚急時対策所の緊急安全対策要員が、原子力 事業本部、本店、国、地方公共団体、その他関 係機関等との間で通信連絡を行う場合、統合 原子力防災ネットワークに接続する通信連絡 設備(TV会議システム、IP電話及びIP— FAX)及び緊急時衛星通報システム並びに 多様性拡張設備である、加入電話、加入ファク シミリ、携帯電話、電力保安通信用電話設備 保欠電話(固定)、保安電話(携帯)及び衛 運話装置の使用を優よする。 多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星 電話(固定)、衛星電話(携帯)及び衛 通話装置の使用を優なする。	(配慮すべき事項) 過係先順位 通信連絡を行う場合は、総合原子力防災ネットワー クに接続する通信連絡設備 (TV会議システム、IP 電話およびIPーFAX) および緊急時衛星通報シス テムならびに多様性拡張設備である、加入電話、加入 ファクシミリ、携帯電話、電力保安通信用電話設備(保 安電話(固定)、保安電話(携帯)、衛星保安電話)、 社内TV会議システムおよび無線通話装置の使用を優 先する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星 電話(固定)、衛星電話(携帯) および衛星電話(可 鞭)を使用する。	優先順位は、継続して 連中すべき事項である にとから、保安規定に記載する。	· 運転管理通避· SA列聯·	・優先順位を具体的に記載する。
			・具体的な順位は2次文書他に記載する。		・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(TV会議システム、IP電話及びIPーFAX)については、緊急時対策所の立ち上げ時から使用する。社内TV会議システムは、緊急時対策所と原子力事業本部、本店等との通信連絡用として必要に応じて使用する。
直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉 心損傷防止及び格納容器破損防止に必要なバ ラメータ等の特に重要なバラメータを計測 し、その結果を通信設備(発電所が)により発 電所外(社内外)の必要な場所で共有する場 合、緊急時対策所と原子力事業亦部、本店、 国、地方公共団体等かし原子力事業亦部、本店、 国、地方公共団体等との連絡には衛星電話(国 定)、衛星電話(勝帯)、衛星電話(可能)庭 で)、衛星電話(特帯)、衛星電話(可能)返 が統合原子力防災ネットワークに接続する通 信連絡設備(TV会議システム、IP電話及び IPーFAX)を使用する。 全交流動力電源喪失時は、代替電源設備(電 池を含む。)により、これらの設備へ給電す る。	(2) 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外(社内外)の必要な場所で共有する手順等 直流電源要失時等、可搬型の計測器にて炉心 損傷防止及び格納容器破損防止に必要なパラ メータ、可搬型使用済燃料ビット水位、可搬式 使用済燃料ビット区域周辺エリアモニタ、発 電所周辺の放射線量等の特に重要なパラメー タを計測し、文の結果等の指定額に、で変なパラメー タを計測し、文の結果等の場に需要なパラメー タを計測し、文の結果等の場所で共有する場合、緊急時対策所と原子力事業本部、本 店、国、地方公共団体等との連絡には衛星電話 (固定)、衛星電話(携帯)、衛星電話(可搬) 及び統合原子力防災ネットワークに接続する 通信連絡設備(TV会議システム、IP電話及 びIPーFAX)を使用する手順を整備する。	2. 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外(社内外)の必要な場所で共有する手順等発電所対策本部は、直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止および格納容器破損防止に必要なパラメータを計測し、その結果を通信設備(発電所外)により発電所外(社所外)の必要な場所で共有する場合、緊急時対策所と原子力事業本部、本店、国、地方公共団体等との連絡には衛星電話(固定)、衛星電話(携帯)、衛星電話(可搬)はび統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(TV会議システム、IP電話および1PーFAX)を使用する。	・手順書に整備すべき事 頃は、継続して遵守すべき事項であることから、 保安規定へ記載する。記 載は、行為者及び行為内 谷とする。	· 医康爾爾爾爾爾爾爾爾爾爾爾爾爾爾爾爾爾爾爾爾爾爾爾爾爾爾爾爾爾爾爾爾爾爾爾爾	・計測等を行った特に重要なパラメータを発 電所外の必要な場所で共有する手順について 記載する。

社内規定文書	記載内容の概要	・手順着手の判断基準及び操作手順について 記載する。 ・手順着手の判断基準 特に重要なパラメータを可搬型の計測器 にて計測し、その結果を通信設備(発電所 外)により、発電所外(社内外)の必要な 場所で共有する場合。	・操作手順の概要 操作手順については、「1.19.2.2(1) 発電所 外 (社内外) の通信連絡をする必要のある場 所と通信連絡を行うための手順等」と同様。 特に重要なパラメータを計測する手順等 は、「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のため の手順等」のうち、1.11.2.3(2)「可搬型設備 による使用済燃料ビットの状態監視」、「1.15 事故時の計裝に関する手順等」のうち、 1.15.2.2(1)「全交流動力電源喪失及び直流電 源表失」並びに「1.17 監視測定等に関する手 順等」のうち、1.17.2.1 広射性物質の濃度 関係シカンち、1.17.2.1 広射性物質の濃度 関向、風速その他の気象条件の測定の手順等」と同様。	・優先順位を具体的に記載する。	給電の手順は、表一14「電源の確保に関する手順等」および表一18「緊急時対策所の居住性等に関する手順等」と同様。
	該当規定文書			通標的 基本 基本 基本 基本 基本	·運転管理通達 ·SA所達
	記載の考え方	・手順着キの判断基準 は、速やかに操作を行う ための必要条件であり、 継続して遵守すべき事 頃であることから、保安 規定へ記載する。	・操作手順の内容につい ては、実施手段であるこ とから、2次文書他に記 載する	・優先順位は、継続して 遵守すべき 事項 である ことから、保安規定に記載する。	
原子炉施設保安規定	記載すべき内容	(1) 手順着手の判断基準 特に重要なパラメータを可搬型の計測器にて計測 し、その結果を通信設備(発電所外)により、発電所 外(社内外)の必要な場所で共有する場合		(配慮すべき事項) 「優先順位 (
設置変更許可申請書【添付書類十追補】	2019.12.11	a. 手順着手の判断基準 特に重要なパラメータを可機型の計測器に て計測し、その結果を通信設備(発電所外)に より、発電所外(社内外)の必要な場所で共有 する場合。	b. 操作手順操作手順操作手順操作手順之いでは、「1.19.2.2(1) 発電所外(社内外)の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等」にて整備する。 特に重要なパラメータを計測する手順等は、「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」のうち、1.11.2.3(2)「可搬型設備による使用済燃料ビットの状態監視」「1.15 事故時の計場に関する手順等」のうち、1.17.2.1 加料性物質の濃度及び放射線量の測定の手順等」及び1.17.2.1 風筒・風速その他の気象条件の測定の手順等」に、整備する。 な種情する。 な種情の方く、1.17.2.1 放射性物質の濃度及び放射線量の割定の手順等)及び1.17.2.2 回順等、風速をの他の気象条件の測定等に関する手順等」に、極作の成立性発電所外(社内外)との通信連絡を行うための設備により、特に重要なパラメータを発電所外(社内外)の必要な場所で共有を可能とす	る。 は、重要なパラメータを可機型の計測器に で計測に より、発電所外(社内外)の必要な場所で共有 する場合、統合原子力防災ネットワークに接 続き原子力防災ネットワークに接 続き原子が高層により放災を、トワークに接 続きの1P-FAX)並びに多様性拡張設備で共有 電力保安通信用電話設備(保安電話) 社内TV会議システム及び無線通話装置の使 用を優先する。多様性拡張設備が使用できな 以場合は、衛星電話(携帯)及び無線通話装置の使 用を優先する。多様性拡張設備が使用できな 以場合は、衛星電話(関定)、 取りまるを は内 19 9 3 体熱響補料。な使用する。	全交流動力電影の表現では、 ・ 衛星電話(固定)、衛星電話(可搬)、統合 原子力防災ネットワークに接続する通信連絡 設備 (T V 会議システム、I P電話及び I P — F A X)、聚急時衛星通報システム、安全パラ メータ表示システム (S P D S)、安全パラメ
設置変更許可申請書【本文】	2019.12.11		197	通信連絡を行う場合の優先順位は、統合原子 力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (TV会議システム、IP電話及びIPーF AX)並びに多様性地張設備高。電力の電話、加入ファファンミリ、携帯電話、電力保安通信 加入ファンミリ、携帯電話、電力保安通信 電話設備(保安電話(固定)、保安電話(携帯) 及び衛星保安電話、社内TV会議システム及 び無線通話装置の使用を優先する。多様性拡 提設備が使用できない場合は、衛星電話(国 定)、衛星電話(携帯)及び衛星電話(国 定)、衛星電話(携帯)及び衛星電話(回 定)、衛星電話(携帯)及び衛星電話(回 電路磁体化	全が流動力電源製失時は、代替電源設備により、衛星電話(固定)、衛星電話(可搬)、総合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(TV会議システム、IP電話及びIPーFAX)、緊急時衛星通報システム、安全バラメータ表示システム(SPDS)、安全バ

社内規定文書	記載内容の概要	高載内容の概要 衛星電話(携帯)の電源は、充電池を使用する。使用前及び使用中の充電池の残量確認で、残量が少ない場合、別の端末と交換することにより継続して通話を可能とし、使用後の充電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電する。充電池を用いるものについては、使用前及び使用中の光電池の残量確認で、残量が少ない場合、別の端末と交換することに、使用後の方電池、中央制御室又は緊急時対策所の電源から光電池、上、使用後の方電池、中央制御室又は緊急時対策所の電源から光電池を表また、乾電池を用いるものについては、使用がの方電池を対策がの電源がら光電池を表れるものにあるものまた。	については、使用前及び使用中の乾電池の残量確認で、残量が少ない場合、予備の乾電池と交換する。 株行型通話装置の電源は、乾電池を使用する。使用前及び使用中の乾電池の残量確認で、残量が少ない場合、予備の乾電池の残量確認で、残量が少ない場合、予備の乾電池の残量確認で、残量が少ない場合、予備の乾電池と交換する。
	該当規定文書		
	記載の考え方		
原子炉施設保安規定	記載すべき内容		
設置変更許可申請書【添付書類十追補】	2019.12.11	2019-12.11 一夕伝送システム及びSPDS表示装置へ結電する。 電する。 空冷式非常用発電装置から給電する手順は、 「1.14・2.1(1) 空冷式非常用発電装置から給電する手順は、 「1.14・2.1(1) 空冷式非常用発電装置による代表電源(交流)からの給電」にて整備する。また、電源車(緊急時対策所用)から給電する。またが電荷で関する。使用前及び使用中の充電池の残量確認で、残量が少ない場合、別の端末と交換することにより継続して通話を可能とし、使用後の方電池の電源は、充電池文使用する。使用前及び使用中の充電池の残量確認で、残量が少ない場合、別の端末と交換することにより継続して通話を可能とし、使用後の方電池の電源は、充電池文は軽電池を使用する。充電池を用いるものについては、使用前及が使用中の流電池の残量確認で、残量が少ない場合、別の端末と交換することにより、継続して通話を可能とし、使用後の方面には、小機能に、通話を可能とし、使用後の方式を使用する。充電池を用いるものについては、使用前及が使用中の流電池の残量確認で、残量が少ない場合、別の端末と交換することにより、継続して通話を可能とし、使用後の方面には、機能で、通話を可能とし、使用後の方面には、機能と、通話を用いるものについては、	前及び使用中の乾電池 少ない場合、予備の乾電 り、7日間以上継続して 活装置の電源は、乾電 及び使用中の乾電池の い場合、予備の乾電池の 、7日間以上継続しての、 、7日間以上継続しての、
設置変更許可申請書【本文】	2019.12.11	2019.12.11 ラメータ伝送システム及びSPDS表示装置 へ給電する。 給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手 順等」及び「1.18 緊急時対策所の居住性等に 関する手順等」にて整備する。	

補足説明資料-3-(1)-2

重大事故等対策における操作の成立性一覧表

1. 重大事故等対策における操作の成立性について

設置変更許可申請書 本文 第 10.2 表に記載の重大事故等対策における操作の成立性に記載の手順に対して、想定時間等を一部変更している。以下に変更内容を示すとともに、2 件の各保安規定申請(申請①及び申請②)への反映先を整理した。

【保安規定申請】

申請①: 重大事故等対策に係る体制変更他に係る変更認可申請にて変更 申請②: 緊急時対策所の機能移行他に係る変更認可申請にて変更

【変更理由】

体制変更:要員振替(1,2号炉運転員→3,4号炉緊急安全対策要

員)による待機場所の変更に伴う想定時間の見直し

緊対所 :緊急時対策所の機能移行に伴う手順、想定時間等の見直し

送水車 :送水車を用いる手順の想定時間の見直し

		設置変更許可	ſ	呆安規定				
技能		第 10.2 表	申請①	申詢	事 ②		要員	想定時
No.	対応手段	変 更 (○:有、 -:無)	体制変更	緊対所	送 水 車	要員	数数	間
1.2	タービン動補助給水ポンプ (現場手動操作)及びタービン動補助給水ポンプ起動弁 (現場手動操作)によるター ビン動補助給水ポンプの機能 回復	-	_	_	l	運転員等(中央制御室、現場)	5	45 分
	タービン動補助給水ポンプ (現場手動操作)及びター ン動補助給水ポンプ起動 (現場手動操作)によるター ビン動補助給水ポンプの機能 回復	_	_	_		運転員等(中央制御室、現場)	5	45 分
	主蒸気逃がし弁(現場手動操作)による主蒸気逃がし弁の 機能回復	_	_	_	_	運転員等(中央制御室、現場)	5	30 分
1.3	窒素ボンベ (代替制御用空気 供給用) による加圧器逃がし 弁の機能回復	0	0	_	_	運転員等 (中央制御室、現 場)	2	45 分 → 55 分
	可搬式空気圧縮機(代替制御 用空気供給用)による加圧器 逃がし弁の機能回復	_	_	_	-	運転員等(中央制御室、現場)	2	55 分
	可搬型バッテリ (加圧器逃がし弁用) による加圧器逃がし 弁の機能回復	0	_	0	_	運転員等(中央制御室、現場)、緊急安全対策要員	4	65 分 →75 分
	A 格 納 容 器 ス プ レイ ポンプ (R H R S - C S S 連絡 ライ ン使用) による代替炉心注水	_	_	_	_	運転員等(中央制御室、現場)	2	20 分
	恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水	-	_	_	_	運転員等(中央制御室、現場)	4	30 分
1.4	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水	0	_	0	0	運転員等(中央制御室)、緊急安全対策要員(中央制御室、 現場)	13	4 時間 → 4.8 時 間
	A 格 納 容 器 ス プ レイ ポンプ (R H R S - C S S 連絡ライ ン使用)による代替再循環運 転	_	_	_	_	運転員等(中央制御室、現場)	2	15 分

		設置変更許可	1	保安規定				
技能 No.	対応手段	第 10.2 表 変更 (○:有、 -:無)	申請① 体制 変更	東 対 所	情② 送水 車	要員	要員 数	想定時間
	B 充てんポンプ(自己冷却) による代替炉心注水	_	_	_	-	運転員等(中央制御室、現場)、緊急安全対策要員	6	84 分
	蓄圧タンクによる代替炉心注 水	_	=	=	=	運転員等(中央制御室、現場)	2	15 分
	主蒸気逃がし弁 (現場手動操作)による蒸気放出	_	-	_	-	運転員等(中央制御室、現場)	5	30 分
	主蒸気逃がし弁 (現場手動操作)による主蒸気逃がし弁の機能回復	_	_	_	_	運転員等(中央制御室、現場)	5	30 分
1.5	大容量ポンプを用いたA、D 格納容器再循環ユニットによ る格納容器内自然対流冷却	0	_	0	_	運転員等(中央制御室)、緊急安全対策要員(中央制御室、現場)	21	8 時間 → 8. 2 時 間
	大容量ポンプによる補機冷却 水 (海水) 通水	0	_	0	l	緊急安全対策要員 (中央制御室、現 場)	20	9 時間 → 9. 2 時 間
	A、 D 格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	_	_	_	_	運転員等(中央制御室、現場)、緊急安全対策要員	3	60 分
	恒設代替低圧注水ポンプによ る代替格納容器スプレイ	_	_	_	l	運転員等(中央制御室、現場)	3	30 分
1.6	大容量ポンプを用いたA、D 格納容器再循環ユニットによ る格納容器内自然対流冷却	0	_	0	_	運転員等(中央制御室)、緊急安全対策要員(中央制御室、現場)	21	8 時間 →8.2 時 間
	可搬式代替低圧注水ポンプに よる代替格納容器スプレイ	0	_	0	0	緊急安全対策要員 (中央制御室、現 場)	12	4 時間 → 4.8 時 間
	電源車 (可搬式代替低圧注水 ポンプ用)、大容量ポンプへ の燃料補給	_	_	_	_	緊急安全対策要員	2	106 分
	送水車への燃料補給	0	_	0		緊急安全対策要員	2	100 分 →110 分
	A、D格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流 冷却	_	_	_	-	運転員等(中央制御室、現場)、緊急安全対策要員	3	60 分
1.7	恒設代替低圧注水ポンプによ る代替格納容器スプレイ	_	_	_	_	運転員等(中央制御室、現場)	3	30 分
	可搬式代替低圧注水ポンプに よる代替格納容器スプレイ	0	_	0	0	緊急安全対策要員 (中央制御室、現 場)	12	4 時間 → 4.8 時 間
	大容量ポンプを用いたA、D 格納容器再循環ユニットによ る格納容器内自然対流冷却	0	_	0	_	運転員等(中央制御室)、緊急安全対策要員(中央制御室、現場)	21	8 時間 →8.2 時 間
1.8	恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ	_	_	_	_	運転員等(中央制御室、現場)	3	30 分

		設置変更許可	1	保安規定				
技能 No.	対応手段	第 10.2 表 変更 (○:有、 -:無)	申請① 体制 変更	東対所	f ② 送水 車	要員	要員数	想定時間
	可搬式代替低圧注水ポンプに よる代替格納容器スプレイ	0	-	0	0	運転員等(中央制御室)、緊急安全対策要員(中央制御室、 現場)	13	4 時間 →4.8 時 間
	A 格 納 容 器 スプ レイ ポンプ (R H R S - C S S 連絡ライン使用) による代替炉心注水	_	_	_	_	運転員等(中央制御室、現場)	2	20 分
	恒設代替低圧注水ポンプによ る代替炉心注水	_	_	_	_	運転員等(中央制御室、現場)	4	30 分
	可搬式代替低圧注水ポンプに よる代替炉心注水	0	_	0	0	運転員等(中央制御室)、緊急安全対策要員(中央制御室、現場)	13	4 時間 → 4.8 時 間
	B 充てんポンプ(自己冷却) による代替炉心注水	_	_	_	_	運転員等(中央制御室、現場)、緊急安全対策要員	6	84 分
1.9	可搬型格納容器水素ガス濃度計	0	0	_	_	運転員等(中央制御 室、現場)	2	50 分 →60 分
1 10	水素排出 (アニュラス空気浄化設備) 全交流動力電源又は常設値電源が喪失した場合の操作手順 電素ボンベ (代替制御用空気 供給用)によるアニュラス空 気浄化設備の運転	0	0	-	_	運転員等(中央制御室、現場)	2	45 分 → 55 分
1.10	水素排出(アニュラス空気浄化設備) 全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合の操作手順 可搬式空気圧縮機(代替制御用空気供給用)によるアニューラス空気浄化設備の運転	-	_	-	_	運転員等(中央制御室、現場)	2	55 分
	海水から使用済燃料ピットへ の注水	0	_	0	0	緊急安全対策要員	5	2.7 時間 → 3.4 時間
1.11	送水車による使用済燃料ピッ トへのスプレイ	0	_	0	0	緊急安全対策要員	7	2 時間→ 2.9 時間
	大容量ポンプ (放水砲用)及び放水砲による原子炉周辺建屋(貯蔵槽内燃料体等)への放水	0	_	0	_	緊急安全対策要員	12	3.5 時間 →3.7 時 間
	可搬型設備による使用済燃料 ピットの状態監視	_	_	_	_	緊急安全対策要員	4	2 時 間
	大容量ポンプ (放水砲用)及び放水砲による大気への拡散 抑制	0	_	0	_	緊急安全対策要員	12	3.5 時間 →3.7 時 間
1.12	シルトフェンスによる海洋へ の拡散抑制	0	_	0		緊急安全対策要員	12	4 時間 → 4. 2 時 間
	送水車及びスプレイヘッダに よる大気への拡散抑制	0	_	0	0	緊急安全対策要員	7	2 時間 → 2.9 時 間

		設置変更許可	1	呆安規定				
技能		第 10.2 表	申請①	申詢			要員	想定時
No.	対応手段	変 更 (○:有、 -:無)	体制変更	緊対所	送 水 車	要員	数数	間
	大容量ポンプ (放水砲用) 、 放水砲及び泡混合器による航 空機燃料火災への泡消火	0	-	0	=	緊急安全対策要員	12	3.5 時間 →3.7 時 間
	海水を用いた復水ピットへの 補給	0	_	0	0	緊急安全対策要員	5	3.4時間→4.1時間
	燃料取替用水ピットから復水 ピットへの水源切替 (炉心注 水時)	0	_	0	Ι	運転員等(中央制御室、現場)、緊急安全対策要員	6	110 分→2 時間
	燃料取替用水ピットから海水への水源切替(炉心注水時)	0	-	0	0	運転員等(中央制御室)、緊急安全対策要員(中央制御室、現場)	13	4 時間 →4.8 時 間
	燃料取替用水ピットから復水 ピットへの水源切替(格納容 器スプレイ時)	0	_	0	-	運転員等(中央制御室、現場)、緊急安全対策要員	5	110 分 → 2 時間
	燃料取替用水ピットから海水 への水源切替(格納容器スプ レイ時)	0	_	0	0	緊急安全対策要員 (中央制御室、現 場)	12	4 時間 → 4.8 時 間
1.13	復水ピットから燃料取替用水 ピットへの補給	0	_	0	-	運転員等(中央制御室、現場)、緊急安全対策要員	5	100 分 →110 分
	A 格 納 容 器 スプ レイ ポンプ (R H R S - C S S 連 絡 ライン使用) による代替再循環運転	_	_	_	l	運転員等(中央制御室、現場)	2	15 分
	海水から使用済燃料ピットへ の注水	0	_	0	0	緊急安全対策要員	5	2.7 時間 →3.4 時 間
	送水車による使用済燃料ピット又は原子炉周辺建屋(貯蔵槽内燃料体等)へのスプレイ	0	_	0	0	緊急安全対策要員	7	2 時間 → 2.9 時 間
	大容量ポンプ (放水砲用)及び放水砲による使用済燃料ピット又は原子炉周辺建屋 (貯蔵槽内燃料体等)への放水	0	_	0	-	緊急安全対策要員	12	3.5 時間 →3.7 時 間
	大容量ポンプ (放水砲用)及び放水砲による格納容器及びアニュラス部への放水	0	_	0	-	緊急安全対策要員	12	3.5 時間 →3.7 時 間
	空冷式非常用発電装置による代替電源 (交流) からの給電	0	_	0	_	運転員等(中央制御室、現場)	4 → 3	20 分
1.14	号機間電力融通恒設ケーブル (3号~4号)を使用した号機 間融通による代替電源(交流)からの給電	-	_	_	_	運転員等(中央制御室、現場)、緊急安全対策要員	4	75 分
	電源車による代替電源(交流)からの給電	0	_	0	-	運転員等(中央制御室、現場)、緊急安全対策要員	7	60 分 → 70 分

		設置変更許可	ſ	呆安規定				
技能 No.	対応手段	第 10.2 表 変更 (○:有、 -:無)	申請① 体制 変更	東対所	情② 送水 車	要員	要員 数	想定時間
	号機間電力融通予備ケーブル (3号~4号)を使用した号機 間融通による代替電源(交流)からの給電	-	_	_	_	運転員等(中央制御室、現場)、緊急安全対策要員	8	2.4 時間
	蓄電池 (安全防護系用) によ る代替電源 (直流) からの給 電	_	_	_	_	運転員等(中央制御室、現場)	2	20 分
	可搬式整流器による代替電源(直流)からの給電	0	_	0	l	運転員等 (現場) 、 緊急安全対策要員	3	110 分 → 2 時間
	代替所内電気設備による交流 及び直流の給電(空冷式非常 用発電装置)	0	_	0	-	運転員等(中央制御室、現場)、緊急安全対策要員	4	3.8時間→4時間
	空冷式非常用発電装置への燃料(重油)補給	0	=	0	-	緊急安全対策要員	2	2.1 時間 → 2.3 時 間
	電源車への燃料(重油)補給	0	_	0	_	緊急安全対策要員	2	2.1 時間 → 2.3 時 間
	ディーゼル発電機への燃料(重油)補給	0	_	0	=	緊急安全対策要員	2	90 分 →100 分
1.15	可搬型計測器によるパラメー タ計測又は監視	_	_	=	-	緊急安全対策要員	2	35 分
	中央制御室空調装置の運転手順(全交流動力電源が喪失した場合)	0	_	0	_	運転員等(中央制御室)、緊急安全対策 要員	3	60 分 →70 分
1.16	アニュラス空気浄化設備の運転手順等 (全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合に窒素ボンベ(代替制御用空気供給用)によるアニュラス空気浄化設備の運転)	0	0	_	ı	運転員等 (中央制御室、現 場)	2	45 分 → 55 分
	アニュラス空気浄化設備の運転手順等(全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合に可搬式空気圧縮機(代替制御用空気供給用)によるアニュラス空気浄化設備の運転)	-	-	_	ı	運転員等 (中央制御室、現 場)	2	55 分
	可搬式モニタリングポストに よる放射線量の代替測定	_	_	_	Ī	緊急安全対策要員	4	3.5 時間
	可搬式モニタリングポストに よる原子炉格納施設を囲む 8 方位の放射線量の測定	_	_	_	_	緊急安全対策要員	4	2.3 時間
1.17	可搬型放射線計測装置による 空気中の放射性物質の濃度の 測定	_	-	_	-	緊急安全対策要員	2	75 分
1.1/	可搬型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定	_		_		緊急安全対策要員	2	95 分
	可搬型放射線計測装置による 土壌中の放射性物質の濃度の 測定	_	_	_	_	緊急安全対策要員	2	60 分
	海上モニタリング測定	_	_	_	_	緊急安全対策要員	4	2 時間

		設置変更許可	<u>f</u>	呆安規定				
技能		第 10.2 表	申請①	申請			要員	想定時
No.	対応手段	変 更 (○:有、 -:無)	体制 変更	緊対所	送 水 車	要員	数	間
	モニタリングステーション、 モニタリングポスト及び可搬 式モニタリングポストのバッ クグラウンド低減対策	-	_	_	_	緊急安全対策要員	2	3 時間
	可搬式気象観測装置による気象観測項目の代替測定	_	_	_	_	緊急安全対策要員	6	2 時間
	緊急時対策所可搬型空気浄化 装置運転手順	0	_	0	_	運転員等& 緊急安全対策要員 →緊急安全対策要員	4 → 1	60 分 → 34 分
	空気供給装置による空気供給準備手順	0	_	0	-	緊急安全対策要員	4 → 1	70 分 → 55 分
	緊急時対策所内可搬型エリア モニタ及び緊急時対策所外可 搬型エリアモニタ設置手順	0	-	0	=	緊急安全対策要員	2	45 分 →47 分
	空気供給装置への切替準備手順	0	_	0		緊急時対策本部要員	4 → 2	4 分
	空気供給装置への切替手順	0	_	0	l	緊急時対策本部要員	4 → 2	2 分
	緊急時対策所可搬型空気浄化 装置への切替手順	0	_	0	I	緊急時対策本部要員	4 → 2	2 分
1.18	緊急時対策所可搬型空気浄化 装置の切替手順	0	_	0	ı	緊急時対策本部要員	1	2 分 → 4 分
	電源車(緊急時対策所用)準備手順	0	_	0	-	緊急安全対策要員	2	20 分 →24 分
	電源車(緊急時対策所用)起動手順	0	_	0	_	緊急時対策本部要員 緊急安全対策要員	$\begin{matrix} 3 \\ \rightarrow 2 \end{matrix}$	30 分 → 5 分
	電源車(緊急時対策所用)の 切替手順	0	_	0	_	緊急安全対策要員→ 緊急時対策本部要員	2 → 1	10 分 → 6 分
	電源車(緊急時対策所用)燃料タンクへの燃料給油手順	0	_	0	_	緊急安全対策要員	3	2.1 時間 → 2.3 時 間
	電源車(緊急時対策所用)の 待機運転手順→削除	0	_	0	J	緊急安全対策要員	4	10 分

2. 自主的対策 (多様性拡張設備) における手順の変更について

設置変更許可添付書類十追補1 技術的能力に記載の自主的な対策(多様性拡張設備)として整備した手順についても一部変更を行う。変更を行う手順を以下に示す。(ただし、読み込みを行う手順については省略)

なお、自主的対策(多様性拡張設備)における手順については、保安規定ではなく社内規 定へ反映する。

7	(人)	保 安 規 定			
技能 No.	対応手段	申請① 申請② 体制 変更 緊対所 送水車	要員	要員数	想定時間
1.4	A 格 納 容 器 スプ レイ ポンプ (自己冷却) (R H R S - C S S 連 絡ライン使用)による 代替炉心注水	<u> </u>	運転員等(中央制御室、現場)、緊急安全対策要員	6	85 分 → 95 分
	ポンプ車を使用した蒸気発生器 2 次側のフィードアンドブリード		緊急安全対策要員(中央制御室、現場)	43	48 時間 (TC の変更)
1.5	補機冷却水(大容量ポンプ冷却)による余熱除去ポンプを 用いた代替炉心冷却		運転員等 (中央制御室) 、 緊急安全対策要員	21	7 時間 → 7.2 時間
	大容量ポンプを用いた B 制御用空気圧縮機 (海水冷却)による主蒸気逃がし弁の機能回復	E	緊急安全対策要員(中央制御室、現場)	20	9 時間 → 9.2 時間
1.6	A格納容器スプレイポンプ (自己冷却)による代替格納容器スプレイ		運転員等(中央制御室、現場)、緊急安全対策要員	4	75 分 → 85 分
	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ (炉心損傷前)		運転員等(中央制御室)、 緊急安全対策要員(中央制 御室、現場)	12	4 時間 →4.8 時間
1.8	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ		運転員等(中央制御室)、 緊急安全対策要員(中央制 御室、現場)	13	4 時間 →4.8 時間
1.0	A 格 納 容 器 スプ レイ ポンプ (自己冷却)による代替格納 容器スプレイ	_	運転員等(中央制御室、現場)、緊急安全対策要員	4	75 分 → 85 分
	放射性物質吸着剤による放射性物質の吸着	(社内規定に反映)	緊急安全対策要員	22	12 時間 (TC の変更)
1.12	化学消防自動車及び小型動力ポンプ付水槽車又は化学消防自動車、小型動力ポンプ付水槽車及び中型放水銃による泡消火		緊急安全対策要員	7	・20 分(消火 栓(No.2 淡 水タンク)又 は防火水槽) ・2 時間(海 水) (TC の変更)
	送水車 (消火用) 及び中型放水銃による泡消火		緊急安全対策要員	7	・30 分(消火 栓(No.2 淡 水タンク)又 は防火水槽) ・2 時間(海 水) (TC の変更)
1.13	No. 2 淡水タンクから復水 ピットへの補給		緊急安全対策要員	3	45 分 → 55 分
	No. 2淡水タンクから燃料 取替用水ピットへの補給		運転員等(中央制御室)、 緊急安全対策要員	4	45 分 → 55 分
1.14	代替所内電気設備による交流及 び直流の給電(電源車)		運転員等 (現場) 、緊急安全対策要員	5	4 時間 → 4.2 時間
1.17	移動式放射能測定装置(モニタ車)による空気中の放射性 物質の濃度の測定		緊急安全対策要員	2	75 分

大飯発電所原子炉施設保安規定に係る補足説明資料 上流文書(工事計画変更認可申請書)から保安規定への記載内容

基本設計方針他に記載された運用事項の整理

1. 本資料の構成について

今回の整理では、要目表、基本設計方針及び添付説明書にて記載された運用要求事項は、条文毎にそれぞれ対応する記載を横並びで整理する。当社の資料構成の詳細については、別紙に示す。

2. 運用要求事項の抽出方法及びその結果について

今回の整理における運用要求の抽出は、要目表、基本設計方針及び添付資料をそれぞれに対して以下のステップで実施した。

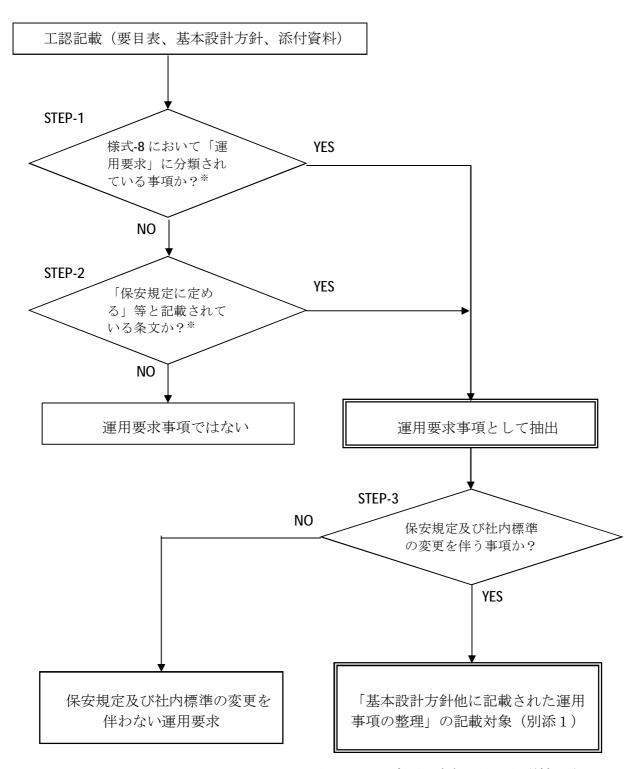
(1) 運用要求の抽出

要目表、基本設計方針及び添付資料における運用要求の抽出は、以下の手順で実施した。抽出のフローを図1に示す。

- Step1*1: 基本設計方針については、「設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書」に規定する「様式-8」*2にて逐条的に整理された基本設計方針のうち、要求種別が「運用要求」と整理された基本設計方針条文の抽出を行う。
- Step2*1: Step1 にて要求種別が「運用要求」以外と整理された基本設計方針条文、要目表及び添付資料において「保安規定に定める」等と記載され、かつ設計所管が運用で担保する事項であると判断した箇所の抽出を行う。
- Step3: 今回の変更(補正含む)申請に含まれる運用事項に関する条文の変更を示す観点から、保安規定変更(補正含む)申請の前後で、保安規定及び社内標準の変更を伴うものを「基本設計方針他に記載された運用事項の整理」としてまとめた。また、変更を伴わないものは別リストとした。
 - ※1 運用としての変更の有無に関わらず抽出
 - ※2 様式-8:基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表

上記の抽出フローに基づいて抽出された運用に対し、関連する保安規定、社内標準 及び社内標準の具体的記載案を整理した。

結果については、別添1「基本設計方針他に記載された運用事項の整理」及び別添2「保安規定及び社内標準の変更を伴わない運用要求」にまとめた。



※ 運用としての変更の有無に関わらず抽出する。

図1 基本設計方針抽出フロー

3. 保安規定への反映フォーマットの説明

項目	説 明 内 容
基本設計方針	 ○「青字(青下線)」により、保安規定および関連する社内規定文書(2次文書)に記載すべき内容を明確にする。 ○「緑字(緑下線)」により、関連する社内規定文書(2次文書)に記載すべき内容を明確にする。 ○「様式条文」にて様式-8における技術基準規則条文を示す。 ○「施設区分」にて工事計画変更認可申請書における「施設区分を示す。
説明資料	 ○「青字(青下線)」により、保安規定および関連する社内規定文書(2次文書)に記載すべき内容を明確にする。 ○「<u>緑字(緑下線)</u>」により、関連する社内規定文書(2次文書)に記載すべき内容を明確にする。 ○説明書番号/記載ページにて工事計画変更認可申請書(説明書)における説明書番号及び記載ページを示す。
保安規定(内容)	○「 <u>黒字(黒下線)</u> 」により、工事計画変更認可申請書(基本設計 方針・説明書)に定義した「保安規定」に定めるべき内容に対応し た記載を示す。
保安規定(備考)	○「保安規定(内容)」の補足説明を示す。
社内標準	○該当する社内規定文書(2次文書他)を記載する。
社内標準における具体的 記載案	○社内標準における具体的記載案を示す。

【重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達】 第2編 瓜大幸放等が処のための手順 対象章 瓜大寺が栄養生物におおりが成婚作 1.7. 緊急時外群形のの配性等に関する手順等 (5) 放身線密型に関する手順 エ・ティンジングーメリアが割用手順 具体的な手順は、別乗り—15-6のとおり 具体的な手順は、別乗り—15-6のとおり 社内標準における 具体的記載案 無大事母 発生事故の はる原子な 施設の保か のための 動に関する 所能 関する 重大事故等発生時における原子が行る原子が施設の保全のための活動に関する 運転衛用運用運用 2 女 第付3 1. 1 体制の整備、数質調構の支援はよび登後対 等よっび 3) 資格材の配備 等 4. 以 (3) 資格材の配備 等 4. 以 (3) 資格材の配備 等 5. 以 (3) 資格材の配備 素 5. 以 (3) 資格材の配備 素 5. 以 (4) と (1.放射線管理資機材、飲料水、食料等の維持管理等 について (1) 放射線管理用資機材の維持管理について 原大学校等に分割がつるために必要な指示を行 り要しの現場に乗ぐ行う要員等の対策要員の装 値線電料・マスケ等を配偏し、維幹、管理し、 原土等大等等を配信し、維幹、管理し、 原工分析のよりを表示して、維持、管理し、 原理大学校等時にによれるを用いて十分な放射線 停用を行う。にいるを用いて十分な放射線 ウなくとも外がからの支援がしに「細胞活動する ために必要ながあからの支援がしに「細胞活動する ために必要ながありませる。 原理とは、基本教験を発展して、維持、管理し、 には大きながありる支援をして、制度を があった。 正式を被等が発生した場合は、維持、管 所入の原文数はなる。 て放射機能を開送し、アレームの通過および 現本作業の再次レインルまでの低下が機器され 4人に動き を基準の対象でである。 2 最高の対象では、一般では、一般では 2 を表現がある。 3 を表現がある。 4 を表現がある。 、 Answer acts、 Answer acts A MARAWA イエリア内では現場作業を行う際 信仰が指示的関連の身体サースを行い、汚 数が確認された場合には、サーベイエリアに職 接した除染エリアにて除染を行う。除<u>職による</u> 展人が発生してのよう。 にが発生して解決を行う。 原本が38年上に基本を行う。 原本が38年上に基本を行う。 展本の28年との28年を行う。 展本の28年との38年を行う。 聚急時対策所には、重大事故等に対処するために 必要な指示を行う緊急解放策本問題員に加え、原子 存格納容器の被損等による発電所外への放射性物質 の拡散を知削するための対策に対処するために必要 体制の整備、教育訓練の実施および資機材 フィルタユニットの性能の低下等により 運転中の緊急時対策所可機型空気浄化装置 の切替えが必要となった場合 必要な数の要員の収容・ (配慮すべき事項) - 1 中中の空間、数百部線の実施および資 の配備 (3) 資機材の配備 ア 各膜(蓋) 長は、<u>重大事故の発生および拡大</u> 止に必要な措<u>置、アクセスルートの</u>離保、復日柱 表 - 1.8 操作手順 1.8.緊急時対策所の居住性等に関する手順等 2. 放射線管理につい ○ 放射線管理(1) チェンジン 資料15 管理区域の出入管理設備及び環境試料分 新規機に関する設明等
 3.1.1 緊急時対策所す。ンジングエリア 緊急時対策所の外側が発したような状況下にお アペース 緊急時対策所の対象の対象の対象の対象の対象の が、緊急時対策所の対象の対象の対象の対象の対象の対象 が、緊急時対策所の対象の対象の対象の対象の対象が表 エンジングエリアの管理する。
 第一次
 第二次
 第二次< ■シングコン 下鉄 中本ングングコン アは脱弾 用資機がで区画し、防纜 早敷、廃除田資機が、形弦管照用サーペイメーダ、 中国製造開発やで、飲料用を機材や防御具 類、「機型照明等は、出端なお行な行ったがにチェ がファングケリア酸溶線形成に配幅する。 管理区域の出入管理設備及び環境試料分 資料15 管理区域の出入管理設備及び9 析装置に関する説明書 3.1.1 緊急時対策所チェンジングエリア (中略) 說明書記載 4 号機) 添 15-1 添 15-2 「基本設計方針他に記載された運用事項の整理」(大飯3、 中央制御室、緊急時対策所の居住性を確保するための 中央制御室、緊急時対策所の居住性を確保するための の対応に必要な資機材の管理に 2.1 (中間 (中間) 6 放射 線管理施 設 6 放射線 管理施設 施設区分 様式条文

	社内標準における 具体的記載案										「瓶大事故等発生時における放射線管理業務所則」 第1 0章 緊急時が第四の終射後階 2. 緊急時が報用のかよンジングエリアの設置 放射線管阻開に1、緊急時が第四の外側が設性物質により が発したような状況下で、緊急時が第一の形態の特別があため 防止するための身体サーベイ(必要により物品等を占し)およ び指集し着背を終を行うチェンジングエリアを平純時から 野田十名、				
	3次 文書 (発電所大)	B電灯入)									(1) (2) (3) (3) (3) (4) (4) (4) (5) (5) (6) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7		重大事故等 における故 射線管理業 務所則		
华内南雀	3次 文章												原発放線学業(子電射・管務力所 化理 化理要性		
	2.0 女事												海線運搬		
	金米												ı		
(秦) 奉籍 本(秦)	内容	な数の緊急時が資本部要員を含めた重大事故等に対 地するために必要な数の緊急時対策本部要員を収容 する。 発電所対策本部は、これらの緊急時対策本部要員 を収録するため、以下の再順等により必要な資格材、 飲料外、食料等を配備するとともに、維粹、管理し、 放射線管理等の適用を行う。	 放射線管理資機材、飲料水、食料等の維料管理等 たっい。 放射線管理用資機材の維料管理について 直大帯故等に対心するために必要な指示を行 多 模型の場件等を行う要異のが有限員の装 偏線(制)・スク等)を配偶し、維約・管理し、 重大等故等時にはこれらを用いて十分な放射線 無面をおっる。 	りなら、ともが紹からの支援なしに1週間活動する けらに20gの女教者が、疾事を連携し、雑労・智 用し、重大事故等が発生した場合は、緊急等対策 所内の環境を痛認したで、教食の管理を行う。	放験後階組について	た場下はあります。 手順者は和別の 緊急時対策所外可機型エリアモニグ等に て放射線量を監視し、ブルームの通過および 屋外作業可能なレベルまでの低下が確認さ れた場合	2 緊急時対策所可機型空気冷化装置の切替中値 発揮的対策未開け、緊急時対解用非常用型炎 冷化フィルシュニットの性能の低下等、緊急時 対策可非常用気炎が化フィルシュニットの可能 えが必要、たった場合、特別 に応し、交換、保管・や機関・の可能、、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ナーマー・フィンの単位 フィルタコニットの生能の低下等により 運転中の緊急時対策所可機型空気浄化装置 の切替えが必要となった場合	必要な数の要員の収留・代替電源設備からの給電 (配慮すべき事項)放射線管理(1) キャンジングエリア内では国格代業を行る販	(3) 毎時対策本部の「またみであった。 発売機能された場合には、サーベイエリアに職 被した原発・リアに下降級を行う。 原大が発生して下降級を行う。 原大が発生して場合、ウエスに強み込ませる。 とび数材生廃棄物として廃棄する。	1.1 体制の整備 教育開練の実施および資機材 の配備 (3) 養機材の配備 (4) 養機材の配備 下 今職 (2) 大は 重大事級の発生および紅大の防 ににる製な推儺、アクセスルートの確保 領目作業お よび支援等の原 (中部議の発金の下別に必要な複数 対名野定の保管場所に属する。	表 - 1 8 1 8 - 5 8 8 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	「小型水の製造の(CD)で 「大型ないが製造の(CD)で の型水がボイケ)を製造が増水が開催に対え、原子 が発酵が変の設備等による機関が一つが、原子 が関係がある。 の工程を対理するためのが展に対象です。 が表別の野地等による機関が、できます。 が表別の野地をは、 が表別の野地をは、 がよりた。 できまする。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できまする。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できまする。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できまする。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できまする。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できまする。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できまする。 できます。 できまする。 できまなななななななななななななななななななななななななななななななななななな	発展所対策本部は、これらの緊急時対策本部要員 を収録するか、以下の中間等により必要な資機材、 酸料水、食料等を配価するとともに、維持、管理し、 放射線、質量を配価するとともに、維持、管理し、 放射線管理等の選用を行う。	1. 放射線管理資機材,飲料水、食料等の維持管理等 について (1) 放射線管理用資機材の維持管理について 無大事故等に対してるために必要な指示を行 要要を引動作業を行う要員等の対策要員の装 備(機量計・マンタ等)を配慮し、維料・管理し 重大事故等時にはこれらを用いて十分な放射線 管理を行う。
	条带文中										添重等大壊係基(付大お規対る準備の事よ様応漢)。 故び損に施。の 数び損に施。	※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※			
機) 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	說明書記載										資本1.5 管型区域の出入管型設備及び鉄道鉄件分子を接近である。 1.1 駅舎車が繋所ナエンジングエリア 現る。 1.1 駅舎車が繋形ナエンジングエリア 緊急車が繋形の外側が発したような状況下にお いて、緊急車が繋形の外側が発したような状況下にお いて、影像車が繋形の形のが表のを形にするた あ、影響車が繋形の出入れ口が近にナータングエリ アを大力が上が平の出入れ口が近にナーシングエリ エンジングエリアの影響車下を下回線		※シャクーで発発を行うの業上)で構成される。 存款、原表に使用したシャクーがは、様本を受ける。 資施料を行りておくのが、使用したウェスは使用が 離れウエスとして経験する。 イェンシングエリブは経路自発験材で区間し、防護 月数、原染用が高される。 に関係している。 に関係している。 回数に関係している。 回数に関係する。 回数に関係している。 回数に関係する。 回数に関係を表する。 回数に関係を表する。 回数に関係を表する。 回数に関係を表する。	編、中央表現的等等に アンファンフェリア <u>限集場所定別に関係する。大部</u> たらの資機材の管理は保安規定に定める。	
3、4号機	説明書番号 / / 記載ページ	N N N N N N N N N N N N N N N N N N N											※ 15-1		
基本設計方針他に記載された運用事項の整理」(大飯3 基本設計が計	基本股計方針										1. 1 緊急時対策所の設置等 (3) 緊急時が展示は、リアの指置又は設備を備えることにより 緊急時対策所報能を確保する。 a. 居仕性の循係 緊急時対策所は、無大事故等が発生し、緊急時対策所の外回が 緊急時対策所は、無大事故等が発生し、緊急時対策所の外回が 対数性地層によりが表現でにおいて、電子事故等に 対象性を開展によりが表現でにおいて、選先等故等に 対象性を関係によりが表現でにおいて、選先等故等に 対象性を関係によりが表現を	による将換を持ち込むことを防止できるよう、身体サーベイ及び 作業服の著表え等ですためのは重要職業でも設計とする。身体 サーベス 皮付権服の着終え着を行うための区庫では、核特級管 興用計削装置等を用いて出入管理を行っ、汚染の持ち込みを防止	<u> </u>		
「基本	施設区分												8-9 緊 中 対策 同		
	樣式条文												第76条 7 (聚億庫 対策所)		
								112							

_			
	社内標準における 具体的記載案		「個大事故等後生時における原子が施設の保全のための活動 所聞 金校事項 第 1編 金校事項 第 1編 金校事項 第 1編 金校事項 2 2 年 相の整備、被有調構の実施および機構材の配備 (3) 整備は大阪機材の配信 (3) 整備は大阪機材の配置 (2) 整備は大阪機材の配置 (3) 整備は大阪機材の配置 (2) 整備は大阪機材の配置 (3) 整備は大阪機材の配置の保密機所に配備する。また 「路備・資機材・製」の第 5所存の保密機所に配備する。また 「路備・資機材・製」の第 5所存の保密機所に配備する。また 可製工業人業機等が配置の保密機の企業の (3) 長ば、10 2 2 3 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
	3次 文書 (発電所大)		無機大大 発力ない 動物ない 基本 を 対象の を が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の の が が が が が が が が が が が が が
美国名大	3 次 本		1
	22 本		参 授 必 規 刑
	備考		ı
(秦)	(2) 20 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	少なく、しなが高からの支援なして、国間所語する 市分の実施を構能して、大きの問題を作う。 所分の実施を構能して上で、大きの問題を行う。 所分の実施を構能した場合は、緊急時対策の に、重大事故等が発生した場合は、緊急時対策の に、重大事故等が発生した場合は、緊急時対策の あるなみを防止するため、身体サーベイよび防 無見の対策のは、緊急時対策の下なりテエンジングエリ がみを防止するため、身体サーベイよび防 無見の等解では、緊急時対策の下になっ があるを防止するため、身体サーベイの に、選出するとのを関し、アルームの通過はよい な動性が関により消染したような状況下になっ 生態の対策がに、緊急時対策の下で、緊急時 対応は関連を開始。といの生態の関手順 発売の対策所で、緊急時対策所で、緊急時 対抗場合 を維持が可能型を気体化核圏の切替手順 を維持が可能型を発化となった。 と、数等が が表する。 と、数等が が表する。 と、数等が が表する。 と、数等が が表する。 と、数等が が表する。 と、数等が がある。 と、数等が がある。 と、数等が がある。 と、数等が がある。 と、数等が がある。 と、数等が がある。 と、数等が がある。 と、数等が がある。 と、数を がある。 と、数を がある。 と、数を がが確認された場合には、サーベス・リン の切替えが必要となった場合。 の切替えが必要となった場合。 のり替えが必要となった場合。 のり替えが必要となった場合。 のりを を、が必要となった場合。 のりを がが確認された場合には、サーベス・リンドの のりを がが確認された場合には、サーベス・リンド、 がが確認された場合には、サーベス・リンド、 を を がが確認された場合には、サーベス・リンド、 を を がが発展を がが、 を を がが、 を のりを を がが、 を を がが、 を を がが、 を を がが、 を を を を を を を を を を を を を	1. 1 体的の整備 教育順級の実施および資機好 の配備 (3) 複數性の配備 (3) 複數性の配備 (3) 複數性の配備 1. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4.
	条申		旅重等大機保護(条よる関 下大治規対る強衛のび条・団 等すな保証(15第の 放び鎖に施。8お15
# H 98	說明書記載		資本18 聚急時本対策の金融に関する説明書 3.1.3 期間
、4号機)	説明書番号		2. 18. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5.
基本設計方針他に記載された連用事項の整理」(大飯3、 業本設計が	基本設計方針		
基本設	施設区分		
	樣式条文		

大飯発電所原子炉施設保安規定に係る補足説明資料 緊急時対策所の居住性確保に関する手順等について

1. 緊急時対策所の居住性確保に関する手順等

(1)対応手段と設備の選定の考え方

火山影響等発生時において、必要な数の要員を収容し、緊急時対策本部 としての機能を維持するため、緊急時対策所の居住性を確保する。

緊急時対策所の居住性確保のために必要な設備として、

- ・緊急時対策所非常用空気浄化ファン
- ・緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット

が設置されているが、降灰時においてはフィルタの閉塞が懸念されるため、 上記設備は使用せず、緊急時対策所入口扉を開放し、仮設フィルタを設置 することにより対応する。

仮設フィルタ設置の概要を第1図に示すとともに、対策内容を以下に示す。なお、仮設フィルタは緊急時対策所内に保管・設置することとしており、フィルタ閉塞時は適宜フィルタの交換を行うことから、降下火砕物の影響を受けることはない。

(2) 手順着手の判断基準

気象庁が発表する降灰予報(「速報」又は「詳細」)によりおおい町への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域(発電所敷地から半径 160km)内の活火山に 20km以上の噴煙が観測されたが噴火後 10 分以内に降灰予報が発表されない場合又は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合。

なお、その後降灰予報が発表され、発電所への降灰が「多量」未満も しくは範囲外となった場合は、体制を解除する。

(3) 作業手順

緊急時対策所の居住性確保のために、仮設フィルタを設置する手順は 以下のとおり。第2図にタイムチャートを示す。

- ① 発電所対策本部長は、仮設フィルタの取り付けを指示する。
- ② 緊急安全対策要員は、緊急時対策所扉を開放する。
- ③ 緊急安全対策要員は、緊急時対策所扉(2箇所)に仮設フィルタを 取り付ける。

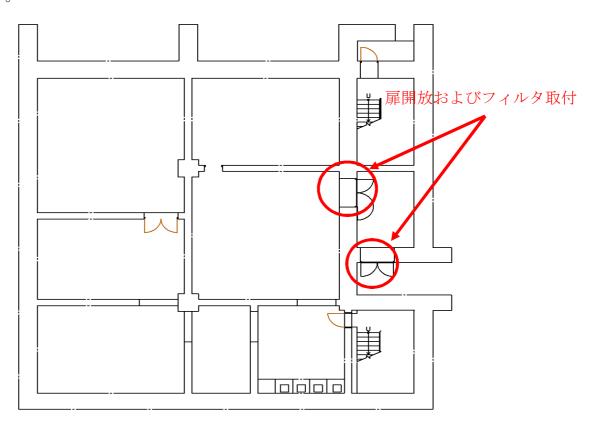
(4) 作業の成立性

(3) 項の対応は、緊急安全対策要員 2 名により降灰開始(降灰予報(多量)から 50 分を想定)前に実施することが可能である。仮設フィルタ設置後に緊急安全対策要員は、緊急時対策所に設置されている酸素濃度計

及び二酸化炭素濃度計を監視し、酸素濃度 19%以上及び二酸化炭素濃度 1.0%以下を維持できていることを確認する。

酸素濃度の低下又は二酸化炭素濃度の上昇傾向が見られた場合は、上記濃度を維持するため、適宜仮設フィルタの交換を行う。

いずれも緊急時対策所内での作業であるため、降灰による影響はない。



第1図 緊急時対策所入口扉へのフィルタ取り付け位置

				▽ 降灰予報			経過時間	経過時間 (分) ▽発電所敷地へ降灰到達	, 発電所敷地	へ降灰到達				備考	
			1	7 01	20 30	0 40		09 0	02 0	08 (06 (0 100	00		
手順の項目	要員(数)								•						
											THE RESERVE OF THE PROPERTY OF				
1					移動・準備						300000000000000000000000000000000000000				
緊急時対策庁の居住住権保に関しよる主旨	緊急安全対策要員	8				緊急時対策所扉開放	所扉開放								
K.		1							仮設フィルタ取り付け	取り付け					

緊急時対策所の居住性確保のための仮設フィルタ設置 タイムチャート 第2図

2. 通信連絡設備に関する手順等

(1)対応手段と設備の選定の考え方

火山影響等発生時における通信連絡については、新規制基準対応として整備した設計基準事故対処設備(重大事故等対処設備との兼用を含む。)の通信連絡設備のうち、降下火砕物堆積荷重に対して構造健全性を有する建屋内に設置されており、降下火砕物の影響を受けない有線系の設備を複数手段確保することにより機能を確保する。なお、発電所外への通信連絡設備については、災害時優先契約回線に加えて輻輳等による制限を受けない専用通信回線にも接続している。

これらの通信連絡設備は、外部電源が期待できない場合でもディーゼル発電機又は無停電電源装置からの給電により統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(TV会議システム、IP電話、IPーFAX)、安全パラメータ表示システム(SPDS)、SPDS表示装置及び安全パラメータ伝送システムが使用可能である。また、ディーゼル発電機の機能が喪失した場合においても、タービン建屋に移動した電源車からの給電により連続して使用可能である。

さらに、電源車の機能が喪失した場合には、最低限必要となる発電所内の通信連絡機能を確保するため、乾電池で使用可能な携行型通話装置を使用する。なお、携行型通話装置については、使用場所(中央制御室、現場、緊急時対策所)に専用通信線及び端子箱が常設されているため、通話装置を端子箱に接続することにより容易に使用することが可能である。

(2)対応手段と設備の選定の結果

火山影響等発生時に使用する通信連絡設備は以下のとおり。設備の概要を第3図に示す。

- · 運転指令装置(事故一斉放送装置)
- 保安電話
- ・加入電話、加入ファクシミリ
- ・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (TV会議システム、IP電話、IP-FAX)
- ・安全パラメータ表示システム (SPDS)、SPDS表示装置及 び安全パラメータ伝送システム
- 携行型通話装置

上記設備について、電源系統の概要を第4図に、電源車による給電の概要を第5図に示すとともに、対応手順等を以下に示す。

(3) 手順着手の判断基準

ア. 電源車による給電準備

気象庁が発表する降灰予報(「速報」又は「詳細」)によりおおい町への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域(発電所敷地から半径160km)内の活火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合又は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合。

なお、その後降灰予報が発表され、発電所への降灰が「多量」未満もしくは範囲外となった場合は、体制を解除する。

イ. 電源車による給電開始

火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、3号炉及び4 号炉のディーゼル発電機全台が機能喪失した場合、電源車による給 電を開始する。

(4) 作業手順

電源車による給電の準備及び給電開始の手順は以下のとおり。第6回 に給電準備のタイムチャートを示し、第7回に給電開始のタイムチャ ートを示す。

ア. 電源車による給電準備

- ① 発電所対策本部長は、緊急安全対策要員へ電源車による給電準備を指示する。
- ② 緊急安全対策要員は、タービン建屋のオープンハッチシャッターを開放し、電源車を保管場所からタービン建屋内へ移動する。
- ③ 緊急安全対策要員は、電源車の燃料源となる軽油ドラム缶をタービン建屋近傍へ移動する。
- ④ 緊急安全対策要員は、タービン建屋のオープンハッチシャッターを閉止する。
- ⑤ 緊急安全対策要員は、電源車から安全系メタクラまで電源ケーブルを敷設する。
- ⑥ 緊急安全対策要員は、人用扉を開放し、タービン建屋に可搬式排 気ファン及び仮設ダクトを設置する。
- ⑦ 緊急安全対策要員は、人用扉開口部にシート養生による目張り を実施する。

イ. 電源車による給電開始

- ① 発電所対策本部長は緊急安全対策要員に、当直課長は運転員等 に電源車による給電開始を指示する。
- ② 運転員等は、不要負荷をしゃ断器開放操作にて切り離す。
- ③ 緊急安全対策要員は、安全系メタクラに電源ケーブルを接続する。
- ④ 緊急安全対策要員は、電源車を起動し、運転状態を確認する。
- ⑤ 緊急安全対策要員は、可搬式排気ファンを起動する。
- ⑥ 運転員等は、メタクラ・パワーセンタへの給電操作を行い、母線 電圧にて受電確認を実施する。

(5) 作業の成立性

ア. 電源車による給電準備

作業の成立性について、確認結果を別紙1に示す。

電源車による給電準備の内、屋外作業は降灰前に完了させるため、降灰による影響はない。

イ. 電源車による給電開始

作業の成立性について、確認結果を別紙1に示す。 作業は全て屋内で行われるため降灰による影響はない。

(6) 必要な資源について

ア. 電源

通信連絡設備の負荷は、蓄電池(安全防護系用)から給電される約 40kW(3, 4 号炉合計)を除き、3 号炉側で約 25kW、4 号炉側で約 20kW、緊急時対策所で約 33kW(3 号炉のみ)であり、電源車(488kW) **1 により給電が可能である。(別紙 2)

携行型通話装置については、電源である乾電池を交換することで 24 時間にわたって使用することができる。携行型通話装置による発 電所内の通信連絡の概要を第8図に示す。

※1:蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)及び可搬式排気ファンの負荷約79kWならびに消火水バックアップポンプの負荷約45kW(4号炉のみ)を考慮しても3号炉は約137kW、4号炉は約144kWであり、給電可能である。

イ.燃料

電源車が降灰継続の 24 時間に亘って連続運転するために必要な燃料は、3 号炉は 1094.1ℓ、4 号炉は 986.1ℓ の合計 2080.2ℓ であるが、補給用の燃料(軽油ドラム缶)は3 号炉および4 号炉の合計で2282ℓ 確保している。

従って、降灰継続の間、連続で通信連絡設備に給電することが可能である。(別紙3)

3. 電源車の燃料確保に関する手順等

火山影響等発生時における電源車の燃料確保については、軽油ドラム缶から燃料を抜き取り、給油することで燃料を補給する。

電源車の燃料確保の概略図を第9図に示す。

電源車の燃料を確保するために必要となる軽油ドラム缶による燃料補給の手順等を以下のとおり整備する。

(1)軽油ドラム缶のの建屋近傍への移動

火山影響等発生時において、降灰の影響を受けることなく燃料補給を 行うため、運搬車両を用いて軽油ドラム缶をタービン建屋近傍へ移動さ せる。

ア. 手順着手の判断基準

気象庁が発表する降灰予報(「速報」又は「詳細」)によりおおい町への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域(発電所敷地から半径 160km)内の活火山に 20km以上の噴煙が観測されたが噴火後 10 分以内に降灰予報が発表されない場合又は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合。

なお、その後降灰予報が発表され、発電所への降灰が「多量」未満 もしくは範囲外となった場合は、体制を解除する。

イ. 作業手順

軽油ドラム缶の建屋近傍への移動の概略手順は以下のとおり。第10図にタイムチャートを示す。

- ① 発電所対策本部長は、緊急安全対策要員に軽油ドラム缶のタービン建屋近傍への移動を指示する。
- ② 緊急安全対策要員は、運搬車両を用いて軽油ドラム缶をタービン建屋近傍に移動させる。

ウ. 作業の成立性

作業の成立性について、確認結果を別紙1に示す。

降下火砕物が発電所敷地に到達する前に実施するため、降灰による影響はない。

給油作業については、消防法に基づく手続きが必要であり、具体的には「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン」で規定されているとおり、消防署への事前計画の届出及び給油作業時の連絡等を実施する。

また建屋内に入れる電源車については、消防法に基づく危険物取扱量(軽油:1000L)を超えない事を確認した。

(2) 軽油ドラム缶からの燃料補給

火山影響等発生時において、電源車の燃料を確保するための対策として軽油ドラム缶からの燃料補給を行う手順を整備する。

ア. 手順着手の判断基準

電源車の運転継続のために燃料補給が必要と判断した場合。

イ. 作業手順

軽油ドラム缶からの燃料補給の概略手順は以下のとおり。

第11図にタイムチャートを示す。

- ① 発電所対策本部長は、緊急安全対策要員に軽油ドラム缶からの 燃料補給を指示する。
- ② 緊急安全対策要員は、電源車の油量を確認し、必要に応じ燃料 補給を実施する。

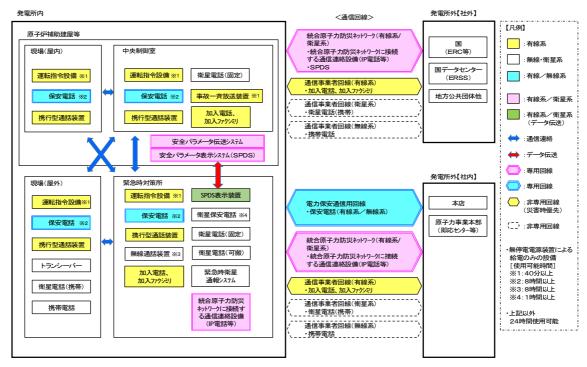
ウ. 作業の成立性

作業の成立性について、確認結果を別紙1に示す。

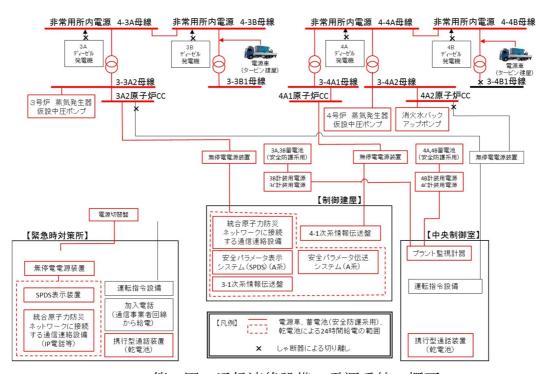
(3) 必要な資源について

ア.燃料

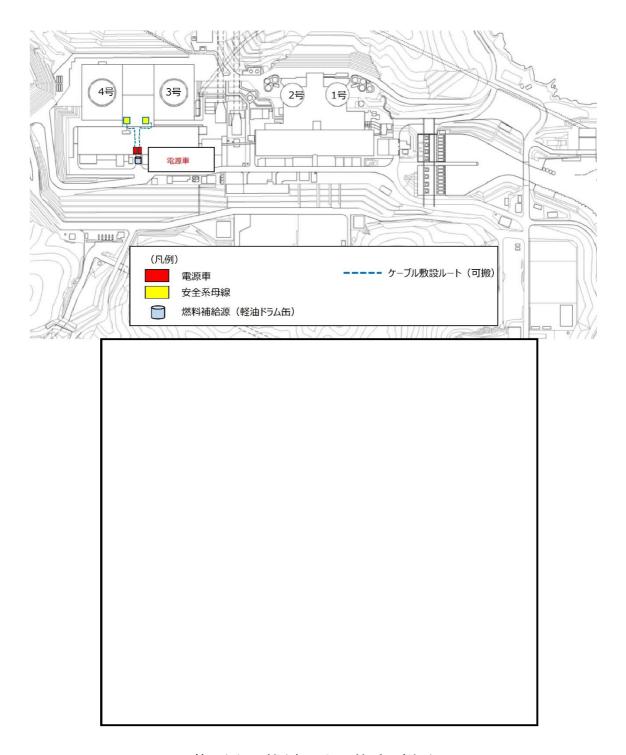
移動させる軽油ドラム缶の保有燃料量は 14000 以上(3.4号炉共用)であり、電源車の保有燃料 4410/ユニット(合計 8820)と合わせ、22820 以上確保している。従って、電源車を降灰継続の間、機能維持するために必要な燃料 2080.20 以上を確保可能である。(別紙6)



第3図 火山影響等発生時に使用する通信連絡設備の概要



第4図 通信連絡設備の電源系統の概要

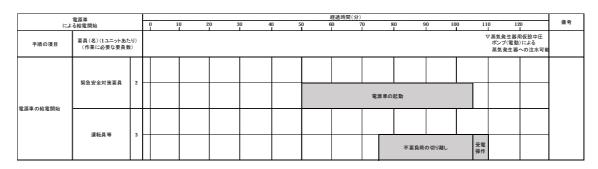


第5図 電源車による給電の概要

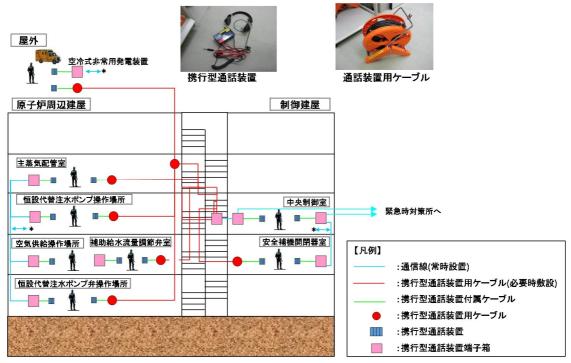
枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

											経過時間(分)							
電源車	による給電準備		0	10	20) 3	30	40	50	D (60	70	80	90	100	110	120	備考
手順の項目	要員(名)(1ユニットあた (作業に必要な要員数		▽噴火角		灭予報(多	量)発令、発	電所対策	本部長に	こよる作業原		▽発電所敷地	への降灰至)達			•	▽準備完了	
電源車の移動	緊急安全対策要員	2			電源車	の移動(屋外	·)											屋外作業は降 灰到達までに 完了させる。 可搬式排気 ファン及び仮
電源ケーブルの敷設・接続	緊急安全対策要員	2									▽作業着手が	è						ダクト等の設 作業は、電源 車起動までに 緊急安全対5
												電	源ケーブルの	の敷設・接続	(屋内)			間以内に実施 する。

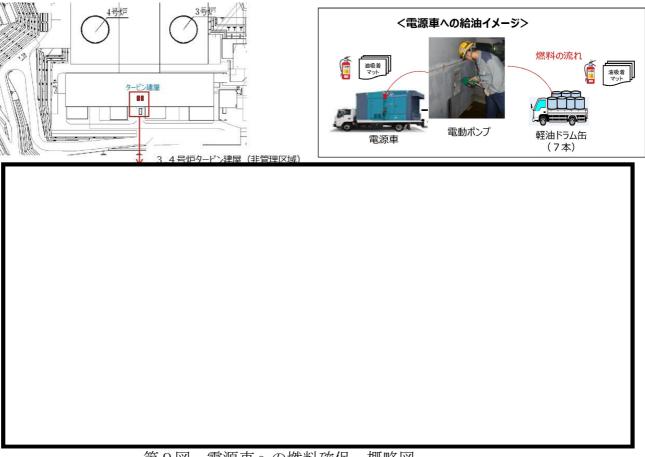
第6図 電源車による給電準備 タイムチャート



第7図 電源車による給電開始 タイムチャート

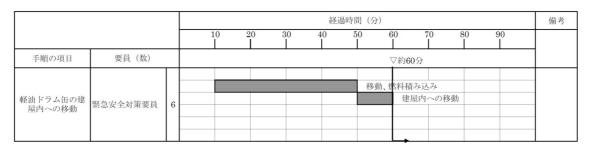


第8図 携行型通話装置による発電所内の通信連絡の概要

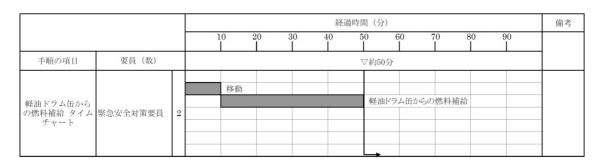


第9図 電源車への燃料確保 概略図

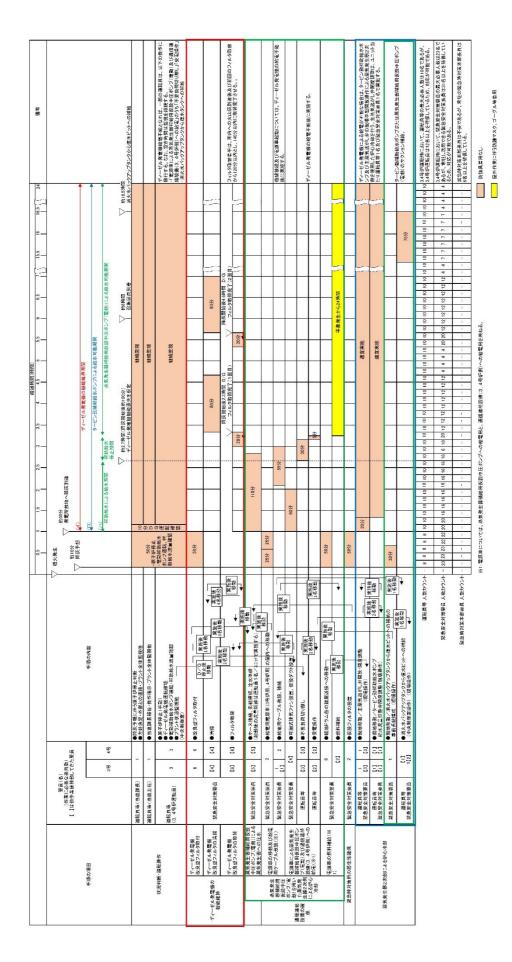
枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



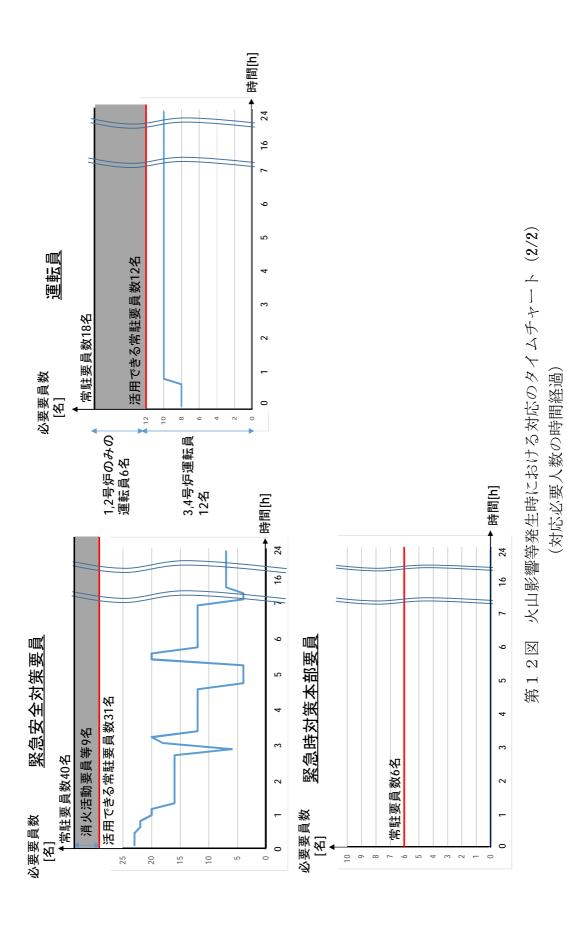
第10図 軽油ドラム缶の建屋近傍への移動 タイムチャート



第11図 軽油ドラム缶からの燃料補給 タイムチャート



第12図 火山影響等発生時における対応のタイムチャート (1/2)



【電源車による給電準備及び給電開始】

1. 作業概要

火山影響等発生時において、蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)及び通信連絡設備(3,4号炉側)に給電するために必要な設備の電源対策として、電源車の移動及び電源ケーブルの敷設・接続、可搬式排気ファンの設置及び仮設ダクトの敷設・接続を行う。

2. 必要要員数及び作業時間

必要要員数:緊急安全対策要員4名及び運転員等3名/ユニット(中央制御室、現場)

作業時間(想定):95分 作業時間(実績):90分

(可搬式排気ファンの設置、仮設ダクト敷設・接続については、緊急安全対策要員4名(現場)(3,4号炉合計)が作業時間60分以内で行う。)

3. 作業の成立性

アクセス性: ヘッドライト・懐中電灯等を携行していることから、アクセス可能である。

作業環境:電源車の保管場所周辺、タービン建屋及び制御建屋には、作業を 行う上で支障となる設備はなく、作業員はヘッドライト・懐中電 灯等を携行していることから、作業は実施可能である。

作業性:電源車の固縛解除、移動及び電源ケーブルの敷設・接続は容易に 実施可能である。また、可搬式排気ファン、仮設ダクトは可搬式 であり、容易に移動・設置が可能である。

連絡手段 : 火山影響等発生時においても、運転指令設備等にて通話可能である。





【軽油ドラム缶の建屋近傍への移動】

1. 作業概要

火山影響等発生時において、降灰の影響を受けることなく燃料補給を行うため、軽油ドラム缶をタービン建屋近傍へ移動させる。

2. 必要要員数及び作業時間

必要要員数:緊急安全対策要員6名(現場)(3,4号炉合計)

作業時間(想定):50分 作業時間(実績):45分

3. 作業の成立性

アクセス性: ヘッドライト・懐中電灯等を携行していることから、アクセス可

能である。

作業環境 :軽油ドラム缶の保管場所周辺及びタービン建屋には、作業を行う

上で支障となる設備はなく、作業員はヘッドライト・懐中電灯等

を携行していることから、作業は実施可能である。

作業性:軽油ドラム缶の建屋近傍への移動に特殊な操作はないことから、

容易に作業できる。

連絡手段 :火山影響等発生時においても、運転指令設備等にて通話可能であ

る。







【軽油ドラム缶からの燃料補給】

1. 作業概要

火山影響等発生時において、電源車の燃料を確保するための対策として軽油 ドラム缶からの燃料補給を行う。

2. 必要要員数及び作業時間

必要要員数:緊急安全対策要員2名(現場)(3,4号炉合計)

作業時間(想定):50分(軽油ドラム缶1本当たり) 作業時間(実績):40分(軽油ドラム缶1本当たり)

3. 作業の成立性

アクセス性: ヘッドライト・懐中電灯等を携行していることから、アクセス可

能である。

作業環境 : タービン建屋には、作業を行う上で支障となる設備はなく、作業

員はヘッドライト・懐中電灯等を携行していることから、作業は

実施可能である。

作業性 :軽油ドラム缶の補給作業に特殊な操作はないことから、容易に作

> 業でき、屋外作業時には、ヘッドライト・懐中電灯等携行し、作 業性を確保する。また、軽油ドラム缶から電源車給油口までの距 離約21mに対し、電動ポンプの給油ホース長は約25mあるた

め問題ない。

連絡手段 :火山影響等発生時においても、運転指令設備等にて通話可能であ









電源車の容量について

火山影響等発生時において電源車の最大所要負荷については表1,2に示すとおり3号炉約137kW、4号炉約144kWである。電源車の容量については最大所要負荷に対し十分な余裕を有する488kWとする。

表1 3号炉 電源車の最大所要負荷

最大所要負荷					承海士
蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)及び通 信連絡設備	負	荷	合	計	電源車の容量
【原子炉周辺建屋】 ・蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)	約7	'5kW			
【原子炉補助建屋】 ・3号計装用電源 (中央制御室用衛星電話(固定)) ・無停電電源装置 (安全パラメータ表示システム(SPDS)A系 安全パラメータ伝送システムA系 統合原子力防災ネットワーク用通信機器	約 25	ókW ^{×1}			
 【緊急時対策所】 ・SPDS表示装置 ・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(TV会議システム、IP電話、IPーFAX) ・衛星電話(固定) ・緊急時衛星通報システム ・加入ファクシミリ 	約3	33kW	約 1	37kW	488kW
【屋内】 ・可搬式排気ファン	約	4kW			

※1: 計装用電源4台の内、2台は蓄電池(安全防護系用)から24時間連続給電 されるため、残り2台を電源車の所要負荷に計上する。

表 2 4号炉 電源車の最大所要負荷

最大所要負荷					多 海 丰
蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)及び	負	荷	合	計	電源車 の容量
通信連絡設備	只	1刊	口	μΙ	∨/仕里
【原子炉周辺建屋】	% n	75kW			
・蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)	ボソー	JKW			
【原子炉補助建屋】					
・ 4 号計装用電源	%/ 1 0.0	∩1.U i%1			
(中央制御室用衛星電話(固定))	がり Z U	OkW ^{¾1}			
・無停電電源装置			約1	44kW	488kW
【屋外】		. ~1 ***			
・消火水バックアップポンプ	約4	15kW			
【屋内】	ý.h	41-337			
・可搬式排気ファン	新 <u></u>	4kW			

※1:計装用電源4台の内、2台は蓄電池(安全防護系用)から24時間連続給電 されるため、残り2台を電源車の所要負荷に計上する。

火山影響等発生時における燃料補給について

1. 概要

火山影響等発生時における対策手順等で必要となる燃料補給の要否等に係る整理を行う。

2. 燃料補給を考慮する必要がある設備等の抽出

(1) 電源車

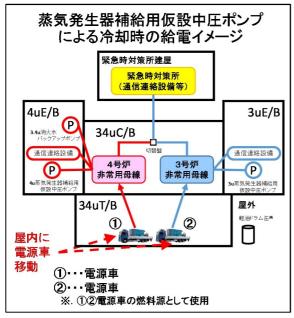
全交流動力電源が喪失した場合に、蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動) により蒸気発生器2次側へ注水を行う際使用するため、燃料補給を考慮する必要がある。

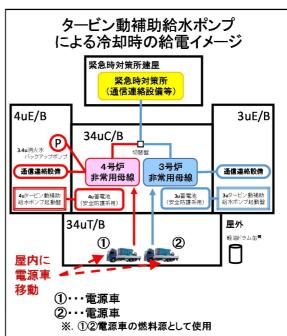
また、全交流動力電源が喪失した場合に、緊急時対策所(3,4号炉側) 及び通信連絡設備(3,4号炉側)への給電のために使用するため、燃料補 給を考慮する必要がある。

3. 燃料補給の要否

「2. 燃料補給を考慮する必要がある設備等の抽出」で抽出したものに対し、燃料補給の要否を取りまとめる。なお、給電イメージは下図のとおり。

	初期状態からの 運転可能時間 (単位時間当たりの 消費量)	燃料補給 の要否	燃料タンク の 容量	燃料補給方 法
ディーゼル発電	84.9時間	不要		_
機	(1. 735m³/h)			
	3号:約11.0時間			軽油ドラム
電源車	4号:約12.7時間	必要	4410/台	缶からの補
	(※1)			給※2

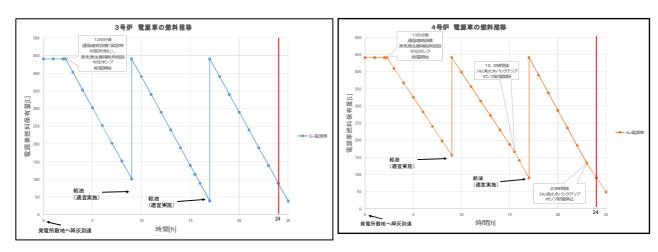




※1:電源車(通信連絡設備への給電用)の単位時間当たりの消費量は下表、下図のとおり。

号炉	時間	単位時間 当たりの 消費量	燃料消 費量	負荷
3	降灰到着~135分間経過	0ℓ /h	00	
- - - 号	135 分間経過(運転開始)~24 時間経過			緊急時対策所+可搬式排気ファン
炉	まで	50. 3ℓ /h	1094 . 1ℓ	+通信連絡設備+蒸気発生器補給
<i>≫</i>				用仮設中圧ポンプ (電動)
		合計	1094. 10	

号炉	時間	単位時間 当たりの 消費量	燃料消費量	負荷
	降灰到着~135 分間経過	0ℓ /h	00	
	135 分間経過(運転開始)~15.5 時間経 過まで	42.20 /h	559. 15 0	通信連絡設備+可搬式排気ファン +蒸気発生器補給用仮設中圧ポン プ(電動)
4 号 炉	15.5 時間経過~23 時間経過まで (適宜、燃料補給を実施)	51.30 /h	384 . 750	通信連絡設備+可搬式排気ファン +蒸気発生器補給用仮設中圧ポン プ(電動)+34u 消火水バックア ップポンプ
	23 時間経過~24 時間経過まで (適宜、燃料補給を実施)	42.20 /h	42.20	通信連絡設備+可搬式排気ファン +蒸気発生器補給用仮設中圧ポン プ(電動)
		合計	986. 1 _ℓ	



※2:軽油ドラム缶を降灰前に建屋近傍に移動させ、必要時に給油する。

4. まとめ

火山影響等発生時において電源車を運転する場合、適宜燃料補給を行い、 機能を維持する。

大飯発電所原子炉施設保安規定に係る補足説明資料

設置許可および火山影響等発生時における 電源車の整理について

1. 設置許可本文における電源車の整理

設置許可本文において、電源車および電源車(緊急時対策所用)は以下のとおり、全交 流動力電源の喪失時の非常用高圧母線ならびに緊急時対策所への代替電源設備として整理 されている。

【電源車にかかる記載】

「(大飯3・4号炉 設置許可本文 抜粋)

| 設計基準事故対処設備の電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合に、重大事故等の対応に最低限必要な設備に電力を供給する可搬型代替電源設備として電源車を使用する。 | 電源車は、非常用高圧母線へ接続することで電力を供給できる設計とする。_____

【電源車(緊急時対策所用)にかかる記載】

(大飯3・4号炉 設置許可本文 抜粋)

| 全交流動力電源が喪失した場合、代替電源設備としての電源車(緊急時対策所用)を使用する。

Ⅰ 代替電源設備としての電源車(緊急時対策所用)は、1台で緊急時対策所(緊急時対策■ 所建屋内)に給電するために必要な容量を有するものを予備を含めて3台保管することで■ 多重性を有する設計とする。

2. 火山影響等発生時における電源車の整理

表1に、電源車および電源車(緊急時対策所用)について、SBO発生時(設置許可での整理)と火山影響等発生時における役割の相違点を整理した。

相違点として、電源車については、<u>緊急時対策所における通信手段の確保に必要な設備</u>が負荷として追加されるが、電源車の容量に余裕がある(488kW>負荷: 3 号炉約 137kW、4 号炉約 144kW) ため、機能として問題はない。

そして、設置許可と役割に相違があるものの、電源車によって中央制御室、緊急時対策所の通信設備他の電源確保を行うことに変わりはなく、設置許可で整理した運用の範囲を逸脱するものではない。(火山影響等発生時においては、降灰影響により既許可どおり屋外で電源車(緊急時対策所用)を起動して緊急時対策所に給電することはできない。一方で、中央制御室の通信設備等への給電に必要な電源設備(非常用ディーゼル発電機等)も同様に機能喪失することが想定されるため、降灰影響を回避する観点から、電源車をタービン建屋内へ移動して非常用母線に接続することで、中央制御室と緊急時対策所の両方に給電できるように運用上の措置を講じたもの。)

また、電源車(緊急時対策所用)は複数台保有していることに加え、降灰終了後は非常用ディーゼル発電機等の復旧により緊急時対策所への給電も可能であることから、SBO発生時の対応に支障が生じるものではない。

なお、先行の火山影響等発生時に係る保安規定審査においても、設置許可にてSA対応 用設備として整理されている軽油ドラム缶を電源車の燃料補給用として利用することとし ている。これは、火山シナリオにおいて事故収束に用いる設備は、設置許可等に登場する 設備を使用するべき(確実に管理されるため信頼性が高いという考えによる)との要求に 基づいている。今回の緊急時対策所設置に係る保安規定審査においても、先行の審査と同 様の考え方を踏襲して、火山シナリオに応じた事故対応のために、保全計画で確実に維持 管理されるため信頼性が高い、軽油ドラム缶を使用することとしている。

表1 電源車および電源車(緊急時対策所用)のSBO発生時(設置許可での整理)および火山影響等発生時(今回申請)での役割の整理

	SBO発生時 (設置許可での整理)	火山影響等発生時 (今回申請)
電源車	・中央制御室におけるプラント監視に必	・中央制御室におけるプラント監視に必
	要な設備に給電	要な設備に給電
	・中央制御室における通信手段の確保に	・中央制御室における通信手段の確保に
	必要な設備に給電	必要な設備に給電
		・緊急時対策所における通信手段の確保
		に必要な設備に給電
電源車	・緊急時対策所における通信手段の確保	
(緊急時	に必要な設備に給電	
対策所用)		

以 上

大飯発電所原子炉施設保安規定に係る補足説明資料

火山影響等発生時における緊急時対策所の 居住性確保に係る対応及びその成立性について

1. 火山影響等発生時における緊急時対策所の居住性確保の必要性について

火山影響等発生時において、必要な数の要員を収容し、緊急時対策本部としての機能を 維持するため、緊急時対策所の居住性の確保は必要である。

2. 火山影響等発生時における緊急時対策所の居住性確保の手順について

緊急時対策所の居住性確保のために必要な設備として、緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットが設置されているが、降灰時においてはフィルタの閉塞が懸念されるため、上記設備は使用せず、緊急時対策所入口扉(2箇所)を開放し、入口扉(2箇所)に仮設フィルタを取り付ける手順を整備する。

仮設フィルタ設置後は、緊急時対策所に設置されている酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を監視し、酸素濃度 19%以上及び二酸化炭素濃度 1.0%以下を維持できていることを確認する。

3. フィルタ閉塞時の仮設フィルタ取替について

緊急時対策所内の酸素濃度の低下又は二酸化炭素濃度の上昇傾向が見られた場合、緊急時対策所入口扉仮設フィルタの取替を適宜行うことにより対応が可能である。

4. 仮設フィルタ取替にかかる対応の成立性について

具体的には、仮設フィルタの取り替えは10分程度で対応可能であり、仮に仮設フィルタが完全閉塞したとしても酸素濃度又は二酸化炭素濃度が許容値に達するまでには約6時間の余裕があることから、本対応により火山灰の流入を防止し、緊急時対策所の居住性を確保することが可能である。

仮に仮設フィルタ取替後においても、酸素濃度の低下又は二酸化炭素濃度の上昇が継続する場合の対応を参考に示す。



緊急時対策所平面図



上

仮設フィルタ取付中の写真イメージ

仮設フィルタ取替後も居住性が確保されない場合の対応について

火山影響等発生時における緊急時対策所の居住性は仮設フィルタの取付・取替により確保することとしているが、仮に仮設フィルタ取替後においても、酸素濃度の低下又は二酸化炭素濃度の上昇が継続する場合は、以下の対応を行うことで居住性を確保することが可能である。なお、本対応の手順については、社内標準に定める。

<対応1>

- ○緊急時対策所の排気ダンパを必要に応じ調整開とする。(図1-1参照)
- ※排気ダンパを開としたとしても、ダクトの外気との接触部は垂れ壁の内側であるため、降下火砕物が2Fの対策本部の活動に影響を及ぼすことはない。(図1-2参照)

<対応2>

- ○緊急時対策所の出入口扉(仮設フィルタを設置する入口扉とは異なる扉)を必要に応 じ開放する。
- ※当該扉には仮設フィルタを設置しないが、扉内は階段室があるのみであり、扉開放により、降下火砕物が2Fの対策本部の活動に影響を及ぼすことはない。(図2参照)

なお、上記に示す、対応 1 及び対応 2 の排気ダンパ(ダクト)及び扉の位置関係を図 3 に示す。

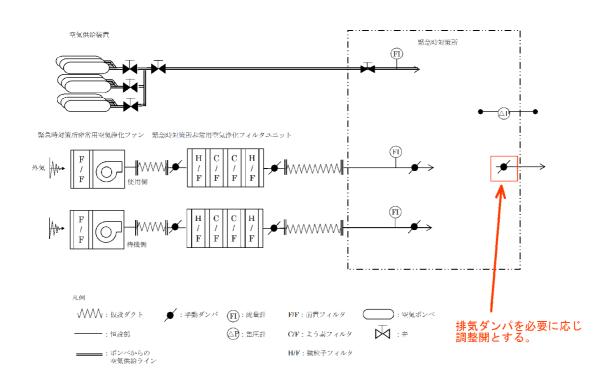


図1-1 緊急時対策所換気設備の概略系統図

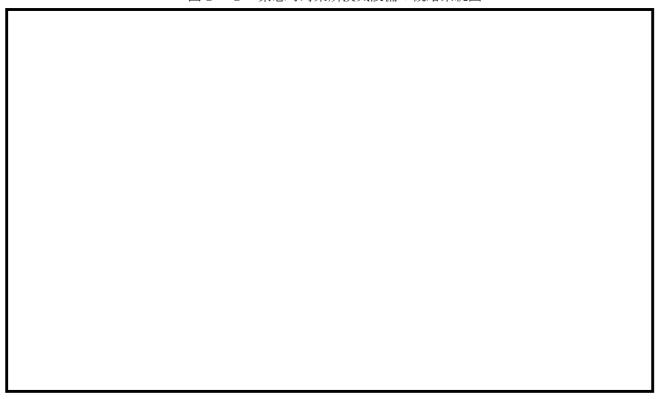


図1-2 緊急時対策所 排気ダクト (平面図及び断面図)

枠囲みの範囲は機密に係る事項のため公開することはできません。

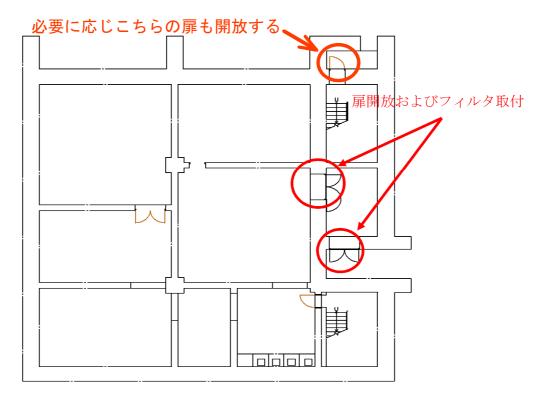
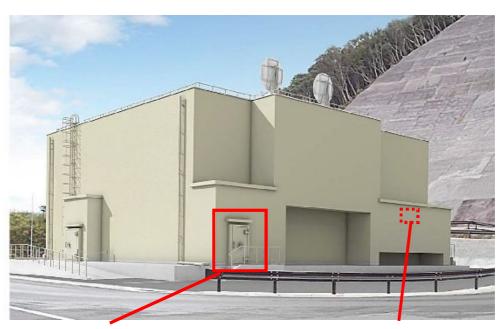


図2 緊急時対策所 出入口扉の位置



本扉を開放し、その先の気密扉

排気ダクト (本壁の内側)

を必要に応じ開放

図3 緊急時対策所 排気ダンパ (ダクト) 及び扉の位置関係

大飯発電所原子炉施設保安規定に係る補足説明資料

緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットのうち よう素フィルタ凍結防止に係る具体的な管理方法について

1. はじめに

屋外に保管する緊急時対策所空気浄化フィルタユニット(以下、「フィルタユニット」という。)については、凍結の恐れがあるため、保温等の凍結防止対策を行うことにより防護する設計としている。具体的にはよう素フィルタは、氷点下におけるフィルタ内水分の凍結を防止するため、保管時はヒートトレース設備によりフィルタユニット内温度が10℃以上となる設計としている。

一方、よう素フィルタについては、常時温度を監視しているものではなく、氷点下の状況においてヒートトレース設備が健全に動作している限りは、よう素フィルタの機能が損なわれることはない。

本資料では保安規定の記載内容を踏まえて、具体的な確認方法について説明する。

2. よう素フィルタ凍結防止に係る具体的な管理方法について

フィルタユニットは、保安規定第14条3項に定める系統より切り離しされている設備(緊急時対策所設備等)に係る一定期間毎^{*1}の巡視点検を実施することとしている。また、第90条に定める重大事故等対処設備の運転上の制限に基づくサーベランスとして、3ヶ月に1回の動作確認^{*2}及び1年に1回のよう素除去効率(総合除去効率)の確認を実施することとしている。保安規定記載内容を添付1に示す。

緊急時対策所空気浄化系は、ヒートトレース設備も含め常時2系統待機しており、単一 故障を想定しても機能を維持すること(LCOを満足すること)が可能である。また、ヒ ートトレース設備は緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットの外装板の内側に設 置しており、自然現象等の影響を受けにくい設計である。

したがって、ヒートトレース設備の多重性及び信頼性から、上記の巡視点検及びサーベランスにて、フィルタユニットのヒートトレース設備に異常がないことを確認する運用にて、よう素フィルタの凍結を防止することが可能である。

具体的にはフィルタユニットのヒートトレース設備について、巡視点検にて異常がないことを確認することを社内標準(巡視点検実施要領書)に定め、管理することで、フィルタユニットの性能を維持することとする。

- ※1:一定期間とは1か月を超えない期間をいい、その確認の間隔は7日間を上限として延長することができる。ただし、実施回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。 なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。
- ※2:緊急時対策所非常用空気浄化ファン及びフィルタユニットが正常に動作し、運転状態に異常がないこと及びダクト等装置全体に異常がないことを確認する。

以 上

添付1:大飯発電所原子炉施設保安規定(第14条及び第90条)

(巡視点検)

- 第 14条 当直課長(1、2号炉担当含む)は、毎日1回以上、原子炉施設(原子炉格納容器内、第112条第1項で定める区域ならびに系統より切離されている施設*1を除く)を巡視し、次の施設および設備について点検を行う。
 - (1) 原子炉冷却系統施設
 - (2) 制御材駆動設備
 - (3) 電源、給排水および排気施設
- 2. 発電室長は、原子炉格納容器内および第112条第1項で定める区域については、第 112条第1項で定める措置に伴う立ち入り制限を考慮して、巡視点検を行う区域およ び方法を定める。当直課長(1、2号炉担当含む)は、その定めに従い、巡視点検を実 施する。
- 3. 各課(室)長は、系統より切離されている施設について一定期間*2年に巡視し、点検を行う。
- ※1:系統より切離されている施設とは、3号炉および4号炉の可搬設備、緊急時対策所 設備および通信連絡を行うために必要な設備等をいう。
- ※2:一定期間とは、1ヶ月を超えない期間をいい、その確認の間隔は7日間を上限として延長することができる。ただし、実施回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。また、点検可能な時期が定期検査時となる施設については、定期検査毎とする。

田								3,4号炉緊急時	対策所の機能移行に発売を	仁に作り後更	(緊急時対策所の	機能移行に伴う設	備名称の変更およ	び所要数の見直	٦					布		
				であること		/動作可能であ		3時対策所外可	بد	-	所要数	1 □ *2	1 基※2	720本※2	1個※2	1個※2	1個※2	1個※2		策所 <u>非常用</u> 空気浄		
変 勇 後)確保		運転上の制限	(1)緊急時対策所空気浄化系1系統※1が動作可能である	(2)空気供給装置の所要数が使用可能であること	(3)酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が動作可能であ	ること	(4) 緊急時対策所内可搬型エリアモニタおよび緊急時対策所外可	搬型エリアモニタの所要数が動作可能であること		設 備	緊急時対策所非常用空気浄化ファン	緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット	空気供給装置	酸素濃度計	二酸化炭素濃度計	緊急時対策所内可搬型エリアモニタ	緊急時対策所外可搬型エリアモニタ		緊急時対策所非常用空気浄化ファン1台および緊急時対策所非常用空気浄化	争)の合計所要数。
	90-19-2 居住性の確保	(1) 運転上の制限	項目	: : : : : : : : : : : : : : : : : : :	緊急時対策所空気浄化	咪	緊急時対策所空気供給	茶置	居住性確保設備		適用モード		() ()	、4、8、7、14141	するのののののでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これに	「レントに添みずんの感」「トこ々世間				※1:1系統とは、	フィルタユニット1基。	※2:緊急時対策所あたりの合計所要数。
				作可能であること	7 I	所要数が動作可能であ		緊急時対策所外可搬型	バポストの所要数が動	=	所要数	2 □ *2	٠ ٦	600本※≥	2個*2	2個*2	2個※2	1個※2	% %] 時対策所可搬型空気浄化		2
※ 軍 票	確保		運転上の制限	(1)緊急時対策所空気浄化系1系統※1が動作可能であるこ	(2)空気供給装置の所要数が使用可能であるこ	(3)酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が動作可能であ	ること	(4)緊急時対策所内可搬型エリアモニタ、緊	タおよび可搬式モ ^{7 = -}		設 備	緊急時対策所 <u>可搬型</u> 空気浄化ファン	緊急時対策所可搬型空気浄化フィルタユニ [、]	空気供給装置	酸素濃度計	二酸化炭素濃度計	緊急時対策所内可搬型エリアモニタ	緊急時対策所外可搬型エリアモニタ	可搬式モニタリングポスト	緊急時対策所可 <u>搬型</u> 空気浄化ファン2台および緊急時対策所可搬型空気浄化	基。	:緊急時対策所(指揮所および待機場所)あたりの合計所要数。 :「90-18-1 監視測定設備」において運転上の制限を定める。
	90-19-2 居住性の確保	(1) 運転上の制限	項目		急時対策所空気浄化	咪	緊急時対策所空気供給	装置	居住性確保設備		ユー 出田卿		ı	モード1、2、3、4、	5、6および使用済燃料	ピットに燃料体を貯蔵	している期間			※1:1系統とは、緊急時次	フィルタユニット2基。	※2:緊急時対策所 <u>(指揮)</u> ※3:[90-18-1 監

	H				H			
	炎 更 則				炎 更 後			田
(2) 確認事項				(2) 確認事項				
項目	確認事項	頻度	៕	項目	班電器	頻度	知	
	緊急時対策所空気浄化系(ファンおよび	3ヶ月に1	原子炉保修		緊急時対策所空気浄化系(ファンおよび	3ヶ月に1	原子炉保修	
	フィルタユニット)が動作可能であるこ	□	課長		フィルタユニット)が動作可能であるこ	▣	課長	
	とを確認する。				とを確認する。			
緊急時対策所空	緊急時対策所可搬型空気浄化フィルタ	1年に1回	原子炉保修	緊急時対策所空	緊急時対策所非常用空気浄化フィルタ	1年に1回	原子炉保修	3, 4号炉緊急
気浄化系	ユニットよう素除去効率(総合除去効		課長	気浄化系	ユニットよう素除去効率(総合除去効		課長	時対策所の機能
	率)が99.75%(有機よう素)以上および				率)が99.75%(有機よう素)以上および			移行に伴う変更
	99.99% (無機よう素) 以上であることを				99.99% (無機よう素) 以上であることを			(緊急時対策所
	確認する。				確認する。			の機能移行に伴
子 子 子 子 子	空気供給装置の所要数が使用可能であ	3ヶ月に1	放射線管理	计合并终计	空気供給装置の所要数が使用可能であ	3ヶ月に1	放射線管理	う設備名称の変
	ることを確認する。	▣	課長	1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1	ることを確認する。	回	課長	(国
11. 世 典 # %	酸素濃度計が使用可能であることを確	3ヶ月に1	放射線管理	15年 無 雅	酸素濃度計が使用可能であることを確	3ヶ月に1	放射線管理	
数米版及引	悶する。	▣	課長		認する。	▣	課長	
二酸化炭素濃度	二酸化炭素濃度計が使用可能であるこ	3ヶ月に1	放射線管理	二酸化炭素濃度	二酸化炭素濃度計が使用可能であるこ	3ヶ月に1	放射線管理	
盂	とを確認する。	▣	課長	祌	とを確認する。	▣	課長	
网络科技	機能検査を実施する。	1年に1回	放射線管理	医鱼耳拉维肝丘	機能検査を実施する。	1年に1回	放射線管理	
三 子 三 子 三 子 三			課長	K = K = K = K			課長	
· -	緊急時対策所内可搬型エリアモニタが	3ヶ月に1	放射線管理	製料トント	緊急時対策所内可搬型エリアモニタが	3ヶ月に1	放射線管理	
	動作可能であることを確認する。	回	課長		動作可能であることを確認する。	回	課長	
及 出 表 共 虫 页 鱼	機能検査を実施する。	1年に1回	放射線管理	欧鱼陆拉维吊处	機能検査を実施する。	1年に1回	放射線管理	
10 11 12 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11			課長	10 11 12 12 12 13 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14			課長	
1	緊急時対策所外可搬型エリアモニタが	3ヶ月に1	放射線管理	\ 	緊急時対策所外可搬型エリアモニタが	3ヶ月に1	放射線管理	
\	動作可能であることを確認する。	回	課長		動作可能であることを確認する。	回	課長	